

白河市歷史的風致維持向上計畫



平成 25 年 3 月

白 河 市

白河市歴史的風致維持向上計画 目次

はじめに

- (1) 計画策定の背景…………… - 1 -
- (2) 計画策定の体制…………… - 2 -
- (3) 計画策定の経過…………… - 4 -

第1章 白河市の歴史・自然的環境及び社会的環境

- (1) 白河市の位置…………… - 6 -
- (2) 自然的環境…………… - 7 -
- (3) 社会的環境…………… - 9 -
- (4) 白河市の歴史…………… - 14 -
- (5) 都市形成の歴史…………… - 31 -

第2章 歴史的な建造物の分布状況及び文化財の種別と名称

- (1) 指定文化財の種別と名称、分布状況…………… - 40 -
- (2) 歴史的な建造物等の分布状況…………… - 42 -
- (3) 歴史伝統を反映した人々の活動状況と文化財の種別と名称…………… - 46 -

第3章 維持向上すべき歴史的風致

- (1) 白河提灯まつりにみる歴史的風致…………… - 50 -
- (2) 白河だるまと白河だるま市(市神祭)にみる歴史的風致…………… - 82 -
- (3) 酒造業にみる醸造業の歴史的風致…………… - 93 -
- (4) 南湖公園の行楽の歴史的風致…………… - 99 -
- (5) 街道集落にみる歴史的風致…………… - 108 -
- (6) 天道念仏と太鼓芸にみる民俗行事の歴史的風致…………… - 121 -
- (7) 歴史的風致の維持向上に関する課題…………… - 128 -
- (8) 上位・関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置付け…………… - 131 -
- (9) 歴史的風致の維持向上に関する基本方針…………… - 135 -
- (10) 計画実施の推進体制…………… - 137 -

第4章 重点区域の位置及び区域

- (1) 重点区域の考え方…………… - 138 -
- (2) 重点区域の位置及び区域…………… - 141 -
- (3) 重点区域の歴史的風致の維持向上の効果…………… - 145 -
- (4) 重点区域における歴史的風致維持向上に関する取り組み…………… - 146 -

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

- (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針…………… - 151 -
- (2) 文化財の保存・活用に関する体制…………… - 158 -
- (3) 重点区域に関する事項…………… - 160 -

第6章 歴史的風致の維持及び向上に必要な事業に関する事項

- (1) 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方…………… - 165 -
- (2) 歴史的風致の維持向上に資する事業…………… - 167 -

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

- (1) 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方…………… - 188 -
- (2) 歴史的風致形成建造物の指定の方針…………… - 189 -
- (3) 歴史的風致形成建造物の指定及び指定候補…………… - 190 -
- (4) 歴史的風致形成建造物の管理指針の基本事項…………… - 201 -

資料

- 白河市の指定文化財一覧…………… - 203 -
- 参考文献…………… - 207 -

平成23年2月 白河市歴史的風致維持向上計画認定
平成24年3月 第1回変更
平成25年3月 第2回変更

はじめに

名 称：白河市歴史的風致維持向上計画
主 体：福島県白河市
計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度

(1) 計画策定の背景

白河市は、福島県の南部中央に位置し、周囲には那須山系や八溝山地が連なり、阿武隈川の源流に程近い豊かな緑と水に恵まれた高原地帯である。

古代より奥州の玄関口として「白河関」が設置され、交通の要衝として政治的・軍事的に重要な役割を果たしてきた。近世になると、初代白河藩主丹羽長重により「小峰城」の大改修とともに、城下町の再整備が行われ、現在の中心市街地の基礎が築かれた。

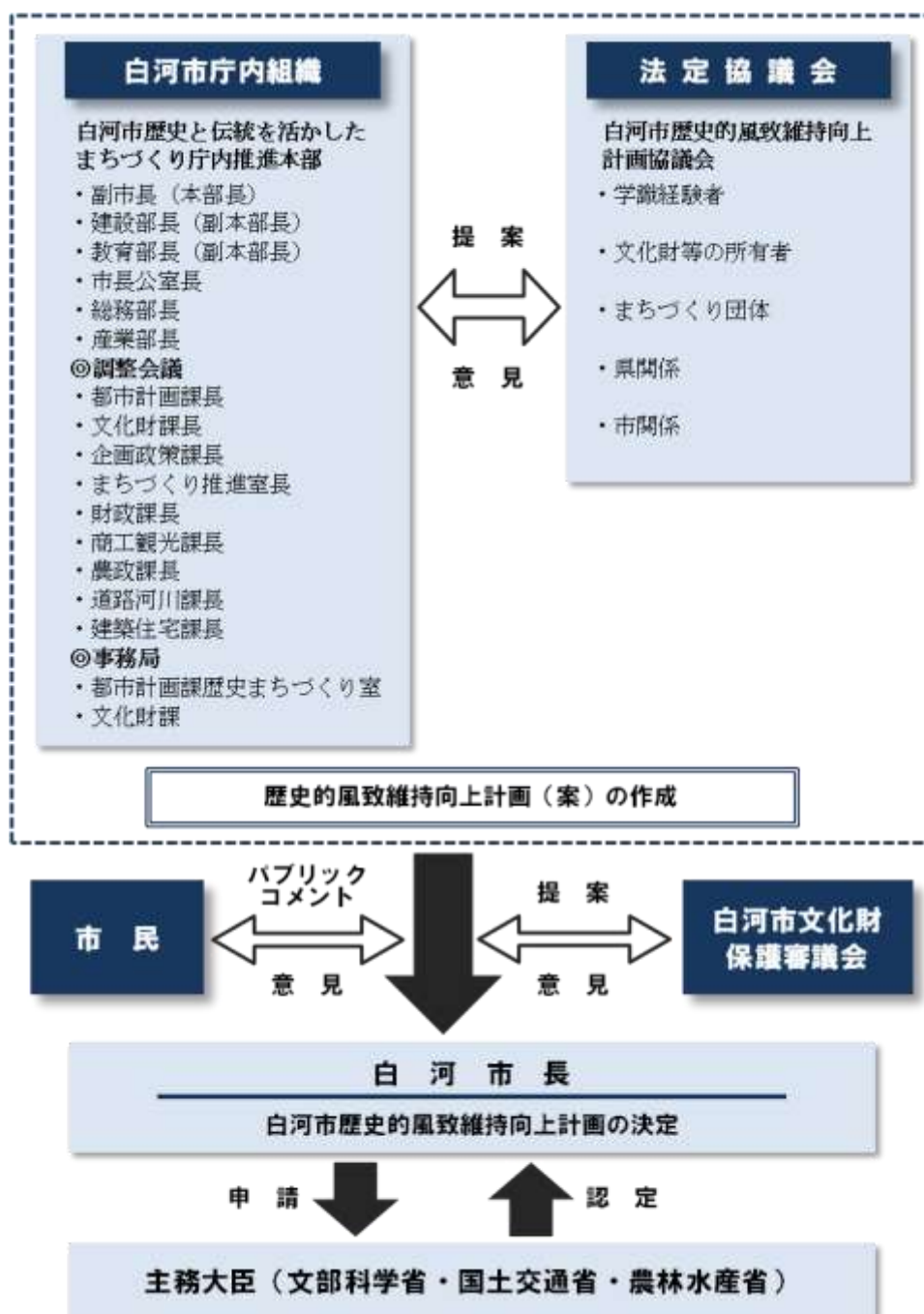
旧城下町の奥州街道沿いには、カギ型街路や寺社、商家などが点在し、城下町の歴史を感じさせる町並みが今もなお残されている。また、旧城下町やその周辺では、小峰城下の総鎮守である鹿嶋神社の祭礼で約 350 年の伝統を持つ「白河提灯まつり」や江戸時代の「市」の形態を引き継ぐ「白河だるま市」などの祭礼や伝統行事、酒造業、味噌・醤油醸造業などの伝統産業のほか、白河藩主松平定信により築造された「南湖公園」での花見やボート遊びの行楽など、歴史や伝統を誇る人々の活動が現在も行われており、旧城下町の町並みと一体となって歴史的な風情を醸し出している。さらには、かつて交通の要衝として栄えた歴史を今に伝える会津街道や棚倉街道、水戸街道などが通る表郷・大信・東各地域でも、旧街道沿いの歴史的建造物を舞台に祭礼や伝統行事などが繰り広げられており、市内各地で良好な歴史的風致が形成されている。

しかし、社会環境の変化や少子高齢化による人口減少などにより、良好な歴史的風致を形成してきた商家や蔵などの歴史的建造物の維持が困難となっており、建物の老朽化や空き家・空き地が増加するなど、旧城下町の良好な町並み景観が失われつつある。また、祭礼や伝統産業の担い手不足など、長年受け継がれてきた白河市を代表する伝統行事や伝統技術の継承が大きな課題となっており、地域固有の歴史的風致が失われることが危惧されている。

このようなことから、平成 20 年 5 月に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」に基づき、「白河市歴史的風致維持向上計画」を策定することにより、地域に残る歴史的・文化的資源を見つめ直し、それらを活用した白河らしいまちづくりを推進しようとするものである。

(2) 計画策定の体制

計画の策定は、白河市庁内組織「白河市歴史と伝統を活かしたまちづくり庁内推進本部」を中心に計画立案や連絡調整を行い、法定協議会である「白河市歴史的風致維持向上計画協議会」との協議により計画（案）を作成し、「白河市文化財保護審議会」の審議やパブリックコメントによる市民意見の聴取を経て計画を策定した。



白河市歴史的風致維持向上計画協議会委員名簿（平成 24 年 10 月 21 日現在）

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 |
|-----|-------|--------------------------|
| 会 長 | 有賀 隆 | 早稲田大学大学院創造理工学研究科建築学専攻教授 |
| 副会長 | 藤田 定興 | 白河市文化財保護審議会長 |
| 委 員 | 真船 勝行 | 鹿嶋神社権禰宜 |
| 委 員 | 市川 憲 | 白河市中央商店街振興組合理事長 |
| 委 員 | 大谷 浩男 | 白河商工会議所青年部会長 |
| 委 員 | 藤田 龍文 | 株式会社楽市白河副社長 |
| 委 員 | 斎藤 正明 | NPO 法人しらかわ建築サポートセンター事務局長 |
| 委 員 | 栲川 徳子 | NPO 法人カルチャーネットワーク事務局長 |
| 委 員 | 須藤 政子 | 白河市スポーツ振興審議会委員 |
| 委 員 | 渡邊 紀子 | 白河歯科クリニック |
| 委 員 | 阿部 昌昭 | 福島県土木部まちづくり推進課長 |
| 委 員 | 菅野 忠男 | 福島県教育庁文化財課長 |
| 委 員 | 佐藤 達雄 | 福島県県南建設事務所長 |
| 委 員 | 鈴木進一郎 | 白河市副市長 |
| 委 員 | 関根 康孝 | 白河市建設部長 |
| 委 員 | 北島 昭規 | 白河市教育部長 |

(3) 計画策定の経過

《平成22年度》

| | | | |
|-------|-----|-------------|--|
| 平成22年 | 4月 | 1日 | 白河市建設部都市計画課内に「歴史まちづくり室」設置 |
| | 6月 | 4日 | 白河市歴史まちづくり庁内連絡調整会議 |
| | 8月 | 23日 | 第1回白河市歴史と伝統を活かした庁内推進本部会議及び調整会議 |
| | 10月 | 5日 | 第1回白河市歴史と伝統を活かしたまちづくりワーキング部会 |
| | 10月 | 13日 | 第2回白河市歴史と伝統を活かしたまちづくりワーキング部会 |
| | 10月 | 21日 | 第1回白河市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会） |
| | 11月 | 9日 | 第3回白河市歴史と伝統を活かしたまちづくりワーキング部会 |
| | 11月 | 17日 | 第2回白河市歴史と伝統を活かした庁内推進本部会議及び調整会議 |
| | 11月 | 24日 | 第2回白河市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会） |
| | 11月 | 28日 | 歴史まちづくり市民シンポジウム |
| | 11月 | 29日 | 第3回白河市歴史と伝統を活かした庁内推進本部会議 |
| | 12月 | 3日 ～ 17日 | 白河市歴史まちづくり計画（白河市歴史的風致維持向上計画）（案）の概要に係るパブリックコメント実施 |
| | 12月 | 20日 | 第4回白河市歴史と伝統を活かした庁内推進本部会議及び調整会議 |
| | 12月 | 22日 | 第3回白河市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会） |
| | 12月 | 24日 | 白河市文化財保護審議会 |
| 平成23年 | 1月 | 17日 | 白河市歴史的風致維持向上計画認定申請 |
| | 2月 | 23日 | 白河市歴史的風致維持向上計画認定 |
| | 3月 | 11日 | 東日本大震災発生 |

《平成23年度》

| | | | |
|-------|-----|--------------|------------------------------------|
| | 7月 | 20日 | 第1回白河市歴史と伝統を活かした庁内推進本部会議及び調整会議 |
| | 7月 | 26日 | 第1回白河市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会） |
| | 12月 | 4日 | 歴史まちづくり講演会 |
| 平成24年 | 2月 | 6日 | 第2回白河市歴史と伝統を活かした庁内推進本部会議及び調整会議 |
| | 2月 | 9日 | 第2回白河市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会） |
| | 2月 | 13日 ～ 27日 | 白河市歴史的風致維持向上計画の変更（案）に係るパブリックコメント実施 |
| | 3月 | 8日 | 白河市歴史的風致維持向上計画の変更（第1回）認定申請 |
| | 3月 | 30日 | 白河市歴史的風致維持向上計画の変更（第1回）認定 |

《平成 24 年度》

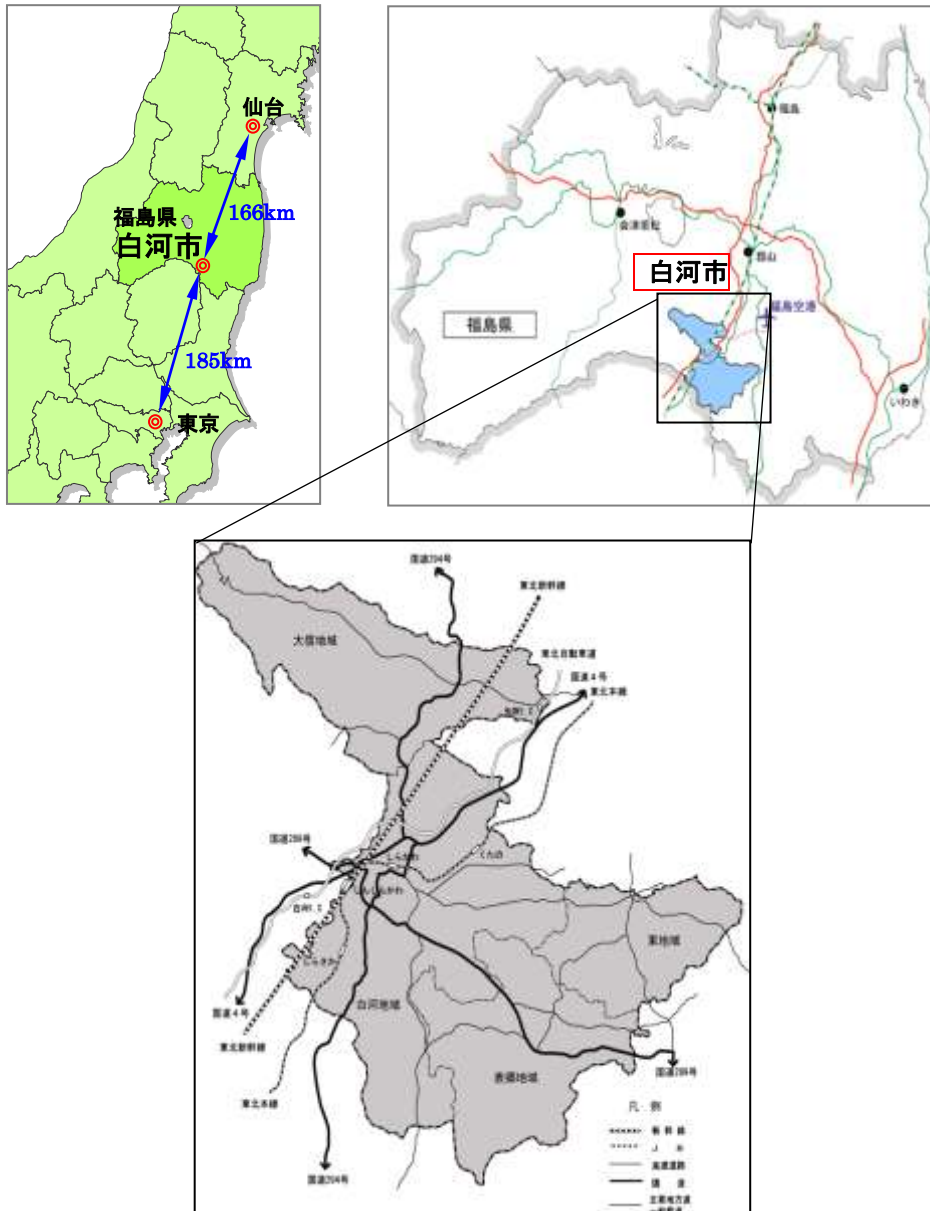
| | |
|-------------------|---|
| 4 月 1 日 | 白河市建設部内に「都市政策室」を新設し、まちづくり推進課（中心市街地係、歴史まちづくり係）、都市計画課、文化財課を配置 |
| 11 月 12 日 | 第 1 回白河市歴史と伝統を活かした市内推進本部会議及び調整会議 |
| 11 月 22 日 | 第 1 回白河市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会） |
| 平成 25 年 1 月 17 日 | 第 2 回白河市歴史と伝統を活かした市内推進本部調整会議 |
| 1 月 21 日 | 第 2 回白河市歴史と伝統を活かした市内推進本部会議 |
| 1 月 23 日 | 第 2 回白河市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会） |
| 2 月 1 日 ～ 15 日 | 白河市歴史的風致維持向上計画の変更（案）に係るパブリックコメント実施 |
| 2 月 9 日 | 歴史まちづくりシンポジウム |
| 3 月 8 日 | 白河市歴史的風致維持向上計画の変更（第 2 回）認定申請 |

第1章 白河市の歴史・自然的環境及び社会的環境

(1) 白河市の位置

白河市は、福島県の南部中央に位置し、東は矢吹町・泉崎村・中島村・石川町・浅川町、西は西郷村、北は天栄村、南は棚倉町・栃木県那須町に接している。中心部から県都福島市まで約90km、郡山市まで約40kmの距離にある。また、東京までは約185kmで、新幹線で約1時間20分の距離にある。

現在の市域は、平成17年に合併した白河地域（旧白河市）、表郷地域（旧表郷村）、大信地域（旧大信村）、東地域（旧東村）の4地域で構成されている。



(2) 自然的環境

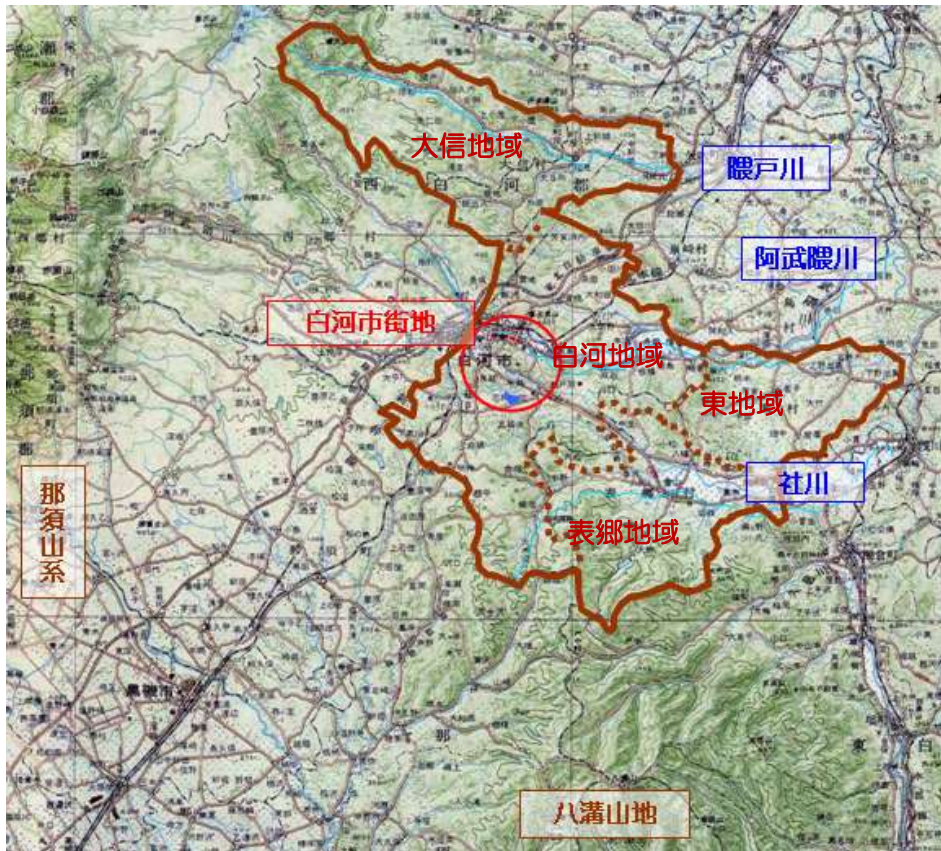
白河市の面積は 305.3 km²で、田園風景が広がる海拔約 300～400m の平地と 400～600m の丘陵・山岳地帯で大部分が形成されており、最高標高は大信地域西北端にある権太倉山の 976.3m となっている。

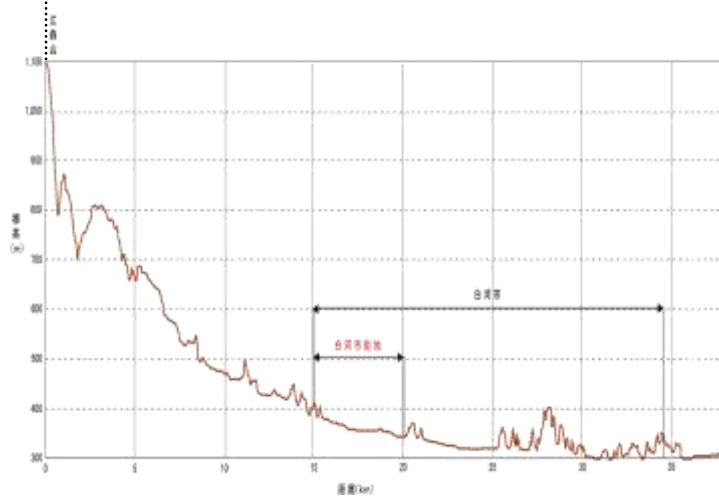
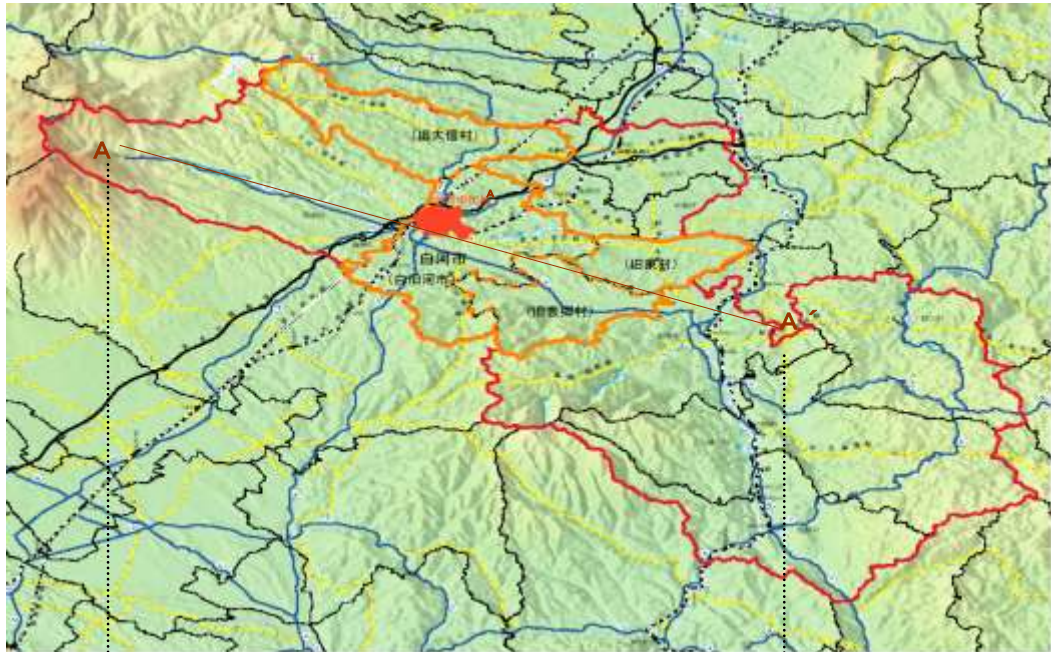
西に那須山系、南には八溝山地が連なり、一級河川には白河地域中心部から東地域北部に流れる阿武隈川、表郷地域を東西に流れる社川、大信地域を東西に流れる隈戸川などがある。これらの豊かな緑と水に囲まれた標高 300～1,000m にある高原地帯で、阿武隈川の源として那須山系が蓄えた清冽な水が豊富な土地柄である。

阿武隈川の河川流域を中心に市街地が形成されているが、特に市域北東部の阿武隈川流域には広大な農地等が広がり、森林地帯がこれらを包み込んでいる。

市街地や既存集落地からは、那須山系、八溝山地がスカイラインを形づくっており、特に既存集落地においては、河川と水田及び里山により郷土的な景観や自然的環境が保全されている。

気候は、年平均気温約 12℃で、夏は涼しく、冬は季節風の影響で寒さは厳しいものの、積雪量は少ない。





| 年次 | 气温(°C) | | | 降水量(mm) | | 平均風速 (m/s) | 平均湿度 (%) |
|-------|--------|------|-------|---------|-------|---------------|-------------|
| | 平均 | 最高 | 最低 | 総降水量 | 最大日量 | | |
| 平成16年 | 12.4 | 34.2 | -8.2 | 1,790.5 | 147.5 | 3.7 | 71 |
| 平成17年 | 11.4 | 34.9 | -9.4 | 1,055.0 | 80.5 | 3.5 | 70 |
| 平成18年 | 11.7 | 33.7 | -10.9 | 1,740.0 | 104.5 | 3.5 | 72 |
| 平成19年 | 12.1 | 35.2 | -6.9 | 1,299.5 | 85.5 | 3.5 | 71 |
| 平成20年 | 11.7 | 33.2 | -8.4 | 1,461.5 | 105.5 | 3.4 | 74 |

資料：福島地方気象台

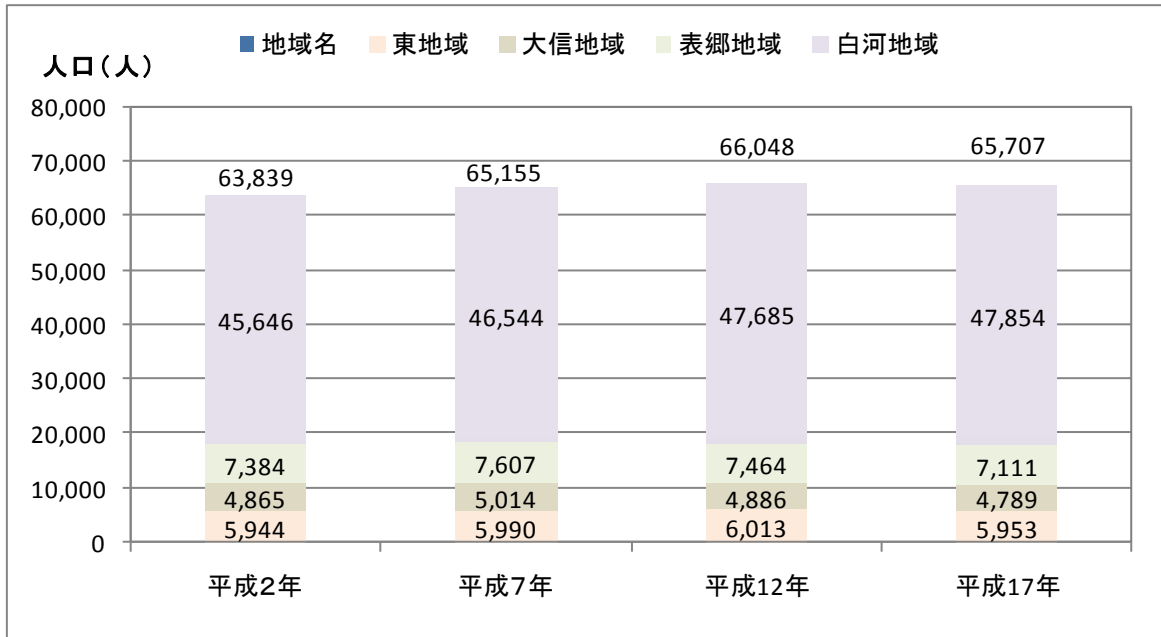
(3) 社会的環境

① 人口の推移

平成17年の白河市の人口は6万5,707人で、福島県全体の3.1%を占めている。過去の人口の推移をみると、平成2年から平成12年の間では、ゆるやかではあるが年々増加し、約2,200人増加した。しかし、平成12年から平成17年にかけては、約340人減少している。

地域別人口の推移をみると、平成2年以降、白河地域は引き続き増加傾向にある一方、表郷地域及び大信地域は平成7年まで増加傾向で推移していたが、平成12年から減少に転じている。東地域は、平成12年まではほぼ横ばいに近い微増を続けてきたが、平成17年には減少がみられる。

| 地域名 | 人口（人） | | | | 年平均伸び率 | | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | H2～H7 | H7～H12 | H12～H17 |
| 白河地域 | 45,646 | 46,544 | 47,685 | 47,854 | 0.39% | 0.49% | 0.07% |
| 表郷地域 | 7,384 | 7,607 | 7,464 | 7,111 | 0.60% | -0.38% | -0.95% |
| 大信地域 | 4,865 | 5,014 | 4,886 | 4,789 | 0.61% | -0.51% | -0.40% |
| 東地域 | 5,944 | 5,990 | 6,013 | 5,953 | 0.15% | 0.08% | -0.20% |
| 総人口 | 63,839 | 65,155 | 66,048 | 65,707 | 0.41% | 0.27% | -0.10% |

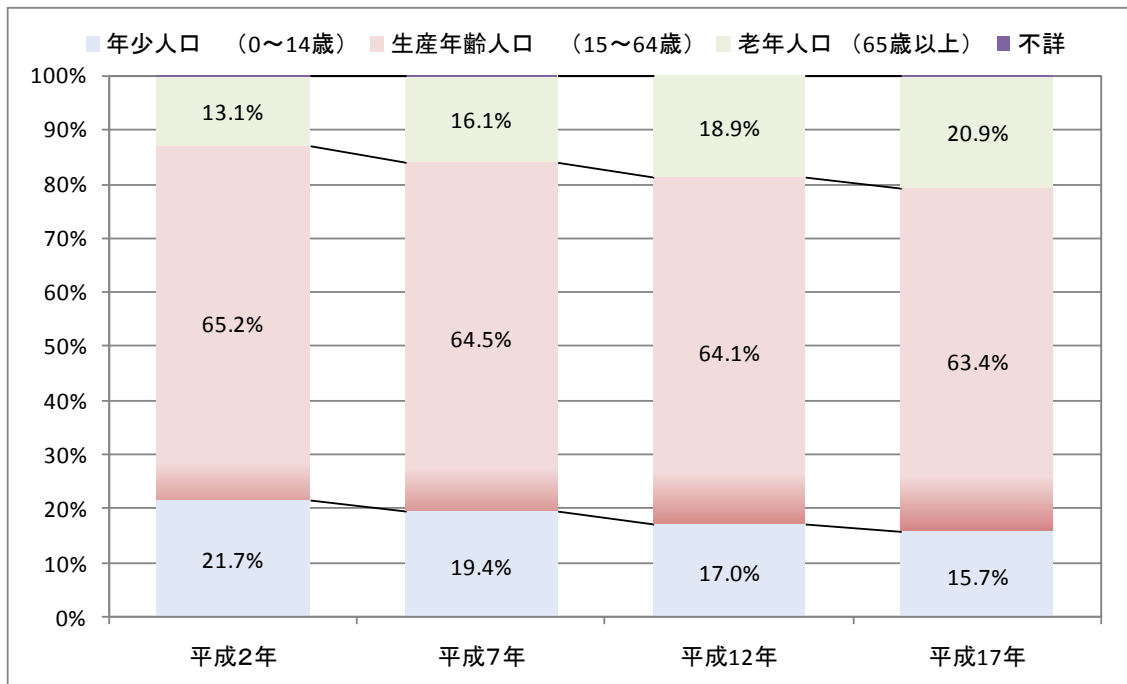


② 年齢別人口の推移

年齢 3 階層の人口をみると、0～14 歳の年少人口が年々減少しているのに対し、65 歳以上の老年人口が増加しており、少子高齢化の傾向が顕著にみられる。

平成 17 年における高齢化率は 20.9%であり、福島県平均の 22.7%より低いが、全国平均の 20.1%を上回っている。

| 項目 | 年 | | | | 年平均伸び率 | | | 平成17年 福島県 | 平成17年 全国 |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------|--------|---------|---------------------|----------------------|
| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | H2～H7 | H7～H12 | H12～H17 | | |
| 総人口(人) | 63,839 | 65,155 | 66,048 | 65,707 | 0.41% | 0.27% | -0.10% | 2,091,319 | 127,767,994 |
| 年少人口 (0～14歳) | 13,868 (21.7) | 12,641 (19.4) | 11,253 (17.0) | 10,311 (15.7) | -1.77% | -2.20% | -1.67% | 307,294 (14.7) | 17,521,234 (13.7) |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 41,607 (65.2) | 42,006 (64.5) | 42,325 (64.1) | 41,668 (63.4) | 0.19% | 0.15% | -0.31% | 1,307,734 (62.5) | 84,092,414 (65.8) |
| 老年人口 (65歳以上) | 8,353 (13.1) | 10,467 (16.1) | 12,470 (18.9) | 13,723 (20.9) | 5.06% | 3.83% | 2.01% | 474,860 (22.7) | 25,672,005 (20.1) |
| 年齢不詳 | 11 | 41 | 0 | 5 | - | - | - | 1,431 | 482,341 |

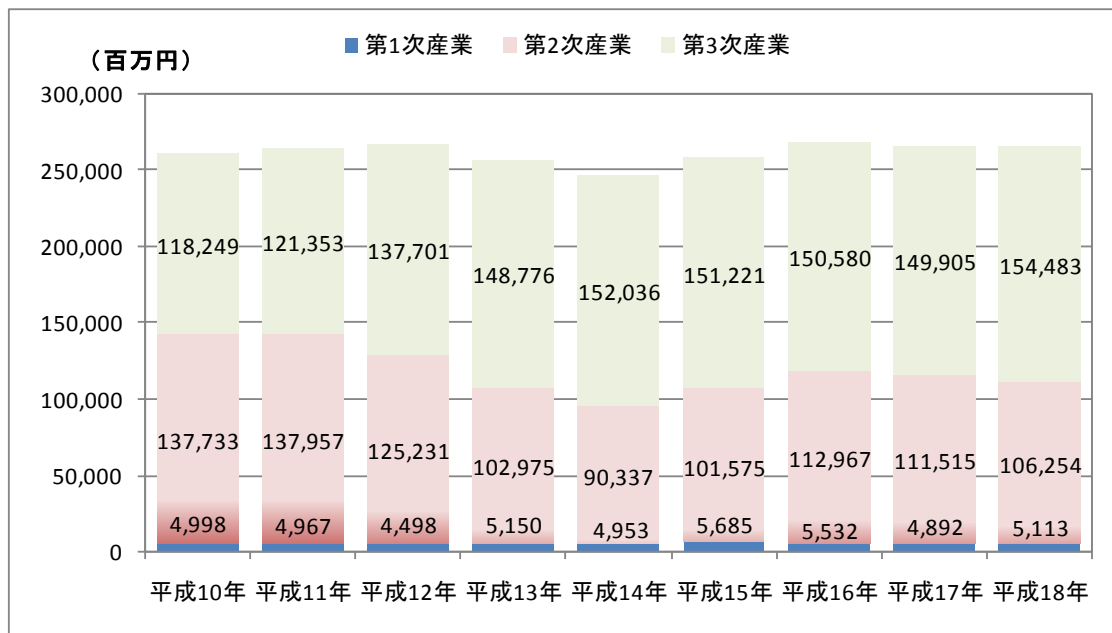


③ 産業構造の推移

白河市の総生産は、平成10年から平成12年は微増傾向にあったが、平成13年と平成14年は円高と景気低迷などの影響を受け減少した。平成15年以降は回復の兆しがややうかがえるが、平成17年以降再び減少傾向にある。

産業別では、第1次産業が全体的に停滞傾向にある。第2次産業は、平成12年から平成14年にかけて急激に減少し、その後回復基調にあったが、平成18年には再び減少に転じた。第3次産業は、平成10年から平成14年にかけて増加した後、平成15年以降は減少傾向が続いていたが、平成18年に増加に転じた。

| | 総計 | 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 |
|-------|---------|-------|---------|---------|
| 平成10年 | 260,980 | 4,998 | 137,733 | 118,249 |
| 平成11年 | 264,277 | 4,967 | 137,957 | 121,353 |
| 平成12年 | 267,430 | 4,498 | 125,231 | 137,701 |
| 平成13年 | 256,901 | 5,150 | 102,975 | 148,776 |
| 平成14年 | 247,326 | 4,953 | 90,337 | 152,036 |
| 平成15年 | 258,481 | 5,685 | 101,575 | 151,221 |
| 平成16年 | 269,079 | 5,532 | 112,967 | 150,580 |
| 平成17年 | 266,312 | 4,892 | 111,515 | 149,905 |
| 平成18年 | 265,850 | 5,113 | 106,254 | 154,483 |

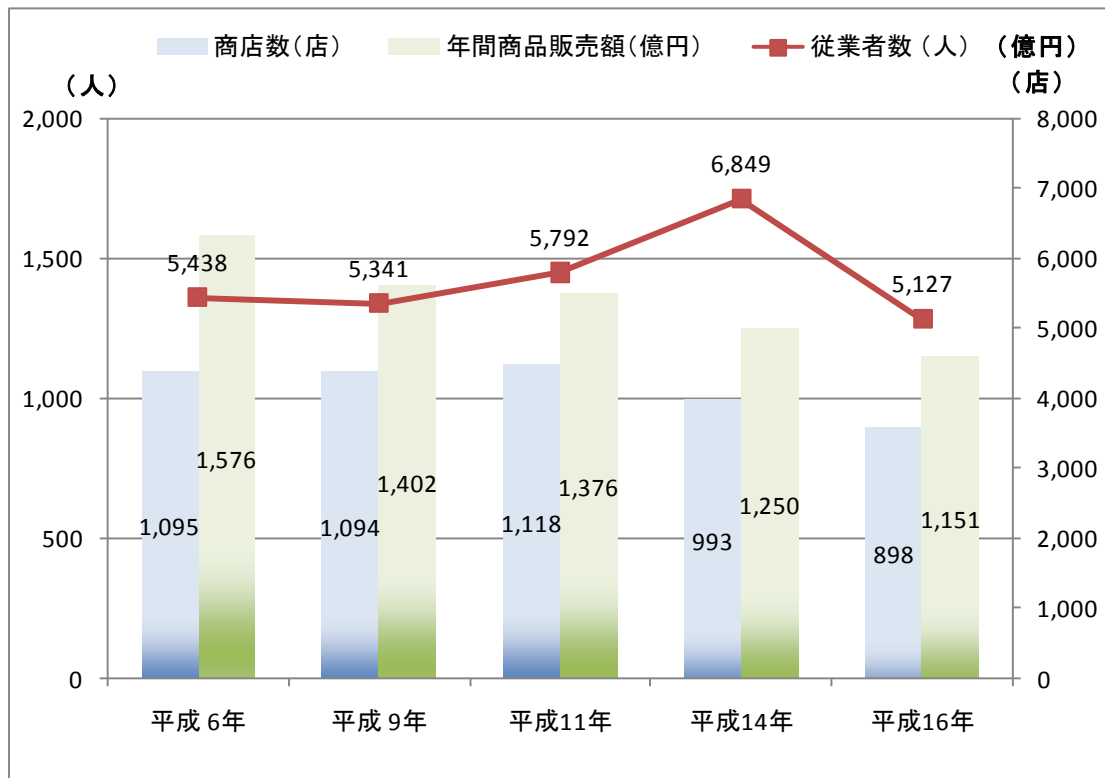


④ 商業構造の推移

平成6年から平成16年にかけての白河市の商業動向をみると、商店数は概ね減少してきている。そのうち、卸売店数は平成11年まで増加してきたが、それ以降は一転して減少している。小売店数は平成6年以降、減少傾向が続いている。従業者数は平成14年まで増加してきたが、平成16年には急減している。年間商品販売額は平成6年以降一貫して減少を続けている。

平成16年業種別構成をみると、卸売業は機械器具卸売業と飲食料品卸売業、小売業は飲食品小売業、その他の小売業で主に構成されている。

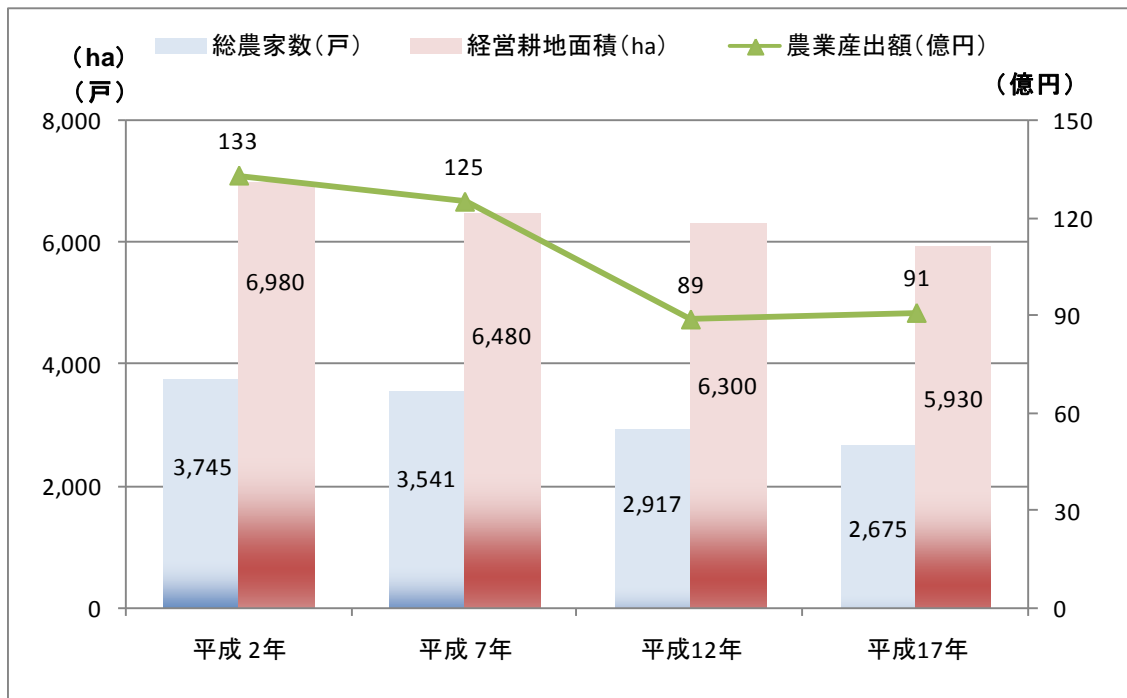
| | 商店数(店) | | | 従業者数 (人) | 年間商品販売額 (億円) |
|-------|--------|-----|-----|-------------|-----------------|
| | 総計 | 卸売店 | 小売店 | | |
| 平成6年 | 1,095 | 158 | 937 | 5,438 | 1,576 |
| 平成9年 | 1,094 | 159 | 935 | 5,341 | 1,402 |
| 平成11年 | 1,118 | 191 | 927 | 5,792 | 1,376 |
| 平成14年 | 993 | 170 | 823 | 6,849 | 1,250 |
| 平成16年 | 898 | 164 | 734 | 5,127 | 1,151 |



⑤ 農業構造の推移

平成2年から平成17年にかけての白河市の農業動向をみると、総農家数は一貫して減少しており、特に兼業農家が大きく減少している。このため、農家人口や経営耕地面積も一貫して減少している。また、農業産出額についても減少を続けていたが、平成12年から平成17年にかけては横ばいになっている。

| | 総農家数 (戸) | 専業農家 (戸) | 兼業農家(戸) | | 農家人口 (人) | 経営耕地 面積 (ha) | 農業 産出額 (億円) | |
|-------|-------------|-------------|---------|-----|-------------|--------------------|-------------------|-----|
| | | | 小計 | 第1種 | | | | 第2種 |
| 平成2年 | 3,745 | 206 | 3,539 | 527 | 3,012 | 20,214 | 6,980 | 133 |
| 平成7年 | 3,541 | 239 | 3,302 | 547 | 2,755 | 18,666 | 6,480 | 125 |
| 平成12年 | 2,917 | 202 | 2,715 | 342 | 2,373 | 17,072 | 6,300 | 89 |
| 平成17年 | 2,675 | 269 | 2,406 | 316 | 2,090 | 15,173 | 5,930 | 91 |



(4) 白河市の歴史

① 古代の白河 -陸奥国白河郡の成立-

白河市街地の東側の舟田地区には、6世紀後半の古墳としては東北地方最大規模を誇る下総塚古墳（前方後円墳）が存在し、これは『国造本紀』に記された白河国造の墓である可能性が高いと考えられている。また、近年の調査において、下総塚古墳に近接して確認された舟田中道遺跡の豪族居館跡は、出土品の推定年代から下総塚古墳被葬者の次世代を担った豪族の本拠であることが確認された。

白河市の南端旗宿の地には、国指定の史跡である白河関跡がある。設置された年代は、承和2年（835）の『太政官符』の「旧記ヲ検スルニ割^{せき}ヲ置キテ以来、今ニ四百余歳」の記載から推定すれば5世紀中頃とする説があるが、発掘調査の成果や文献資料から推測すると、8～9世紀の奈良・平安時代頃に機能していたと考えられる。

大化の改新（大化元年・645）の後、律令制の導入とともに国・郡・里の地方行政組織が確立され、古代白河郡は17の郷から構成される陸奥国最大規模の郡で、7世紀末頃には古代白河郡衙が泉崎村関和久に設けられ、現在の借宿廃寺跡は白河郡衙の付属寺院として建立されたと考えられている。

平成20年に発掘された野地久保古墳においては、東北初の上円下方墳であることが判明し、白河郡衙が律令国家体制の北の要の地であったことが示された。



下総塚古墳(前方後円墳)



白河関跡



借宿廃寺跡遠景(法隆寺式伽藍配置)



野地久保古墳(上円下方墳)

10 世紀に入ると、これらの官衙や関などは施設としての機能を失ったと推測されるが、白河関跡については、以後文学の世界で歌枕として多くの歌に詠まれ続けている。



古代白河郡の範囲図

② 中世の白河 -白河庄の成立と白河結城氏-

古代白河郡は、現在の白河市・西白河郡・東白川郡・石川郡と茨城県大子町をあわせた非常に広い地域であった（「和名類聚抄」）。しかし、律令制の衰退にともなって行政区画としての機能を失い荘園が分立し、11世紀後半から12世紀にかけて白河荘、石川荘・高野荘（のち依上保と高野郡に分裂）に分かれたと考えられている（『白河市史』）。

白河荘は現在の白河市・西白河郡の地域に相当し、平安時代末期には藤原信頼・平重盛（清盛の長男）、後白河天皇など皇室や都の有力者の荘園になったと推定されている（「吾妻鏡」文治4年3月条）。

このようにして平安時代末期に成立した白河荘は、以後に続く鎌倉時代から南北朝時代を経て室町時代に至る「中世」の行政単位となっていた。

下総国結城郡（茨城県結城市）を本拠とする結城朝光は、源頼朝が奥州藤原氏を滅ぼした「奥州合戦」（文治5年、1189）に従軍し、戦功をあげ、白河荘を賜ったとされる（「結城家譜」ほか）。ここが約400年に及ぶ結城氏と白河の関係の起点となった。

朝光は、鎌倉幕府の評定衆に就任するなど幕政に重きをなしたが、白河には赴任せず、本代官を白河に派遣していたと考えられている。

鎌倉時代中期以降になると、結城氏の庶子が白河に移住し始めるようになり、阿武隈川の南岸（南方）と北岸（北方）に郷村の開発を進めていったと推測されている（『白河市史』）。



鎌倉時代後期の白河庄



結城朝光肖像

白河結城氏の祖とされる祐広（朝光の孫）は13世紀後半に白河に下向したと伝えられ（「白河古伝記」）、その子宗広の時代まで「白河荘南方」の地頭職として大村郷（白河市大地区）をはじめとした10程度の郷村を支配しており、一方「北方」は一族の結城盛広が富沢郷（現在の白河市大信下小屋付近）を本拠とし、同様に10程度の郷村を支配していたとされる。

しかし、白河荘の中心である金勝寺（荒砥崎）は結城家惣領が領し、周辺の関（旗宿）・小田川・田島なども他の結城諸氏が支配していた（『白河市史』）。

このように鎌倉時代の白河荘は、結城氏という武士団の一族により現在につながる郷村の開発が行われていったが、この段階においては、祐広・宗広の白河結城氏はまだ結城一族のうちの一家という状況であり、地域に台頭するには至っていなかった。

白河結城氏が台頭するのは、祐広の子、宗広の時代である。宗広は、後醍醐天皇の鎌倉幕府倒幕の命に従い、鎌倉を攻める新田義貞らに呼応して幕府を滅亡に追い込んだ。後醍醐天皇の信頼を得た宗広は結城家の「惣領」となるよう命じられ、天皇に反旗を翻した足利尊氏と戦ってこれを破り、天皇から「公家（天皇家）の宝」とまで賞賛されている。

その後、天皇主導の政治（建武政権）に反感を持つ武士層を糾合して勢力を盛り返した尊氏は、後醍醐天皇を吉野に追いやり、後醍醐天皇の南朝と尊氏の北朝が対立する南北朝内乱時代を迎えるが、宗広は一貫して南朝側につき、南朝勢力の立て直しを図ろうとした。

しかし、南朝勢力の退潮により宗広の子親朝は尊氏による北朝・武家政権への転身を図り、家の存続に腐心した。この建武元年（1334）から明德3年（1392）の約60年にわたる南北朝内乱期を経て、白河結城氏は白河荘全体を掌握・領有した（『白河市史』）。また、南朝後醍醐天皇・北朝足利尊氏の両政権から福島県中通り一帯の軍事警察権を行使する検断職に任じられ、その職権を背景に、室町時代には奥州南部から北関東にまで勢力を伸ばし、室町幕府やその出先機関である鎌倉府から南奥の雄として認識されるに至った。

南北朝内乱期を経て室町時代中期に至る時代は、白河結城氏がその勢力を最大に伸ばし、北関東から南奥にかけての諸勢力の盟主的存在として君臨した時代であり、白河を中心とした南奥地域が政治的にも安定した時代であった。

政治の安定は文化の発展をもたらした。連歌師宗祇は白河結城氏の当主、直朝に招かれて白河に下った際の出来事を「白河紀行」として残しているほか、文明13年（1481）春に白河結城氏の氏神、白河鹿嶋神社で行われたいわゆる「白河万句興行」は当主である政朝が催した連歌興行で、結城一門だけでなく家臣団も連歌の嗜みを身につけていたことが分かる（『白河市史』）。

また、同社別当の最勝寺に伝来した「銅造十一面観音立像」（像高：80.8 cm）や「銅造十一面観音懸仏」（直径104.3 cm）は東北地方でも有数の大きさであることから、製作年代や周辺の武士団の勢力など、時代的背景から白河結城氏の寄進であることが確実視されるものであり、その繁栄を確認することができる貴重な文化財である。



鹿嶋神社



鹿嶋神社別当最勝寺観音堂



上:銅造十一面観音懸仏
下:銅造十一面観音立像

応仁元年（1467）に起こった応仁の乱をきっかけにして全国に波及した争乱状態（戦国時代）は白河結城氏にも及んだ。永正7年（1510）に起こった「永正の変」は一族の小峰氏が惣領の結城政朝を那須に追放した事件であり、小峰氏の血統による新たな「白河結城氏」が創設された出来事とされている（『白河市史』）。

この争乱により、白河結城氏の周辺勢力への影響力は失われ、白河の南東部は常陸の佐竹氏、北西部は会津の葦名氏、北部では伊達氏が勢力を拡大するとともに、白河結城氏の支配領域は徐々に狭まり、佐竹氏、葦名氏を経て最終的には伊達氏に従属するに至った。そして天正18年（1590）、豊臣秀吉による奥羽仕置で白河結城氏は改易となり、約400年にわたる白河結城氏の白河地方の支配は幕を閉じた。

③ 近世の白河 -白河藩の成立と大名変遷-

ア. 白河の会津支配と白河藩の成立

白河結城氏が奥羽仕置で改易されると、白河は会津を領した蒲生氏郷の領地となり、家臣の関一政の支配による会津領の「支城」時代となる。天正18年(1590)から寛永4年(1627)までの約40年にわたり、領主は蒲生氏-上杉氏-蒲生氏(再封)と変遷した。再度の蒲生時代(1601~27)に城郭の改修と町割がある程度進められた。以前から文字資料(『白河風土記』)としては城代町野氏時代に城郭の改築と町割の進展が確認されていたが、同書に記載のある「慶長古図」と称される当該期の絵図の存在が確認されていなかった。しかし、近年「慶長古図」とみられる絵図(「白河城之図」宮城県図書館蔵)が発見され、城郭には土塁(一部には石垣)が巡らされ、城下町の形も基礎的な部分は成立していることが明らかとなった。

これにより、初代白河藩主丹羽家の小峰城の大改修と町割の整備以前に、基礎的な城郭と町割が形成され、その形を基礎として丹羽家が城郭を大きく改修し、現在の形につながる町を町割したという二つの段階を経て、白河の城郭と城下町が形成されたといえる。



寛永年間白河藩領図

イ. 白河藩の成立と小峰城・城下町の完成

寛永4年（1627）、会津藩主蒲生忠郷が嗣子の無いまま死去し、領地を没収されたことにより会津藩の領地の再編がなされ、白河は10万余石をもって白河藩として独立した。この初代白河藩主となったのが丹羽長重である。

長重は織田信長の重臣で安土城造営総奉行を務めた丹羽長秀の子で、豊臣政権下では領地を削減され、関ヶ原合戦では改易されてしまうが、のちに大名として復活して転封を重ね、白河藩に封ぜられたのである。

長重はすぐに城郭改修に取り掛かり、4年の歳月をかけて寛永9年（1632）に小峰城の大改修を完成させた。これにより、小峰城は東北地方にはまれな石垣を多用した強固な城郭に変貌を遂げた。

この改修は幕府の命であるともされ、「奥州の押さえ」として北の諸大名へ備え、江戸の防衛の一翼を担う重要な地と認識されていたことがうかがえるものである。

この地理的重要性は歴代の藩主にも認識されており、幕末には戊辰戦争において奥羽越列藩同盟軍と新政府軍が小峰城の掌握を巡って戦いを繰り返している。

長重は城下町の町割も行い、城下の水路を設けるとともに、「大工町」「金屋町」などの職人に関わる町を置き、現在の白河まで約360年にわたりほぼそのままの形を伝える町割を行った。



白河城絵図(正保城絵図)



白河小峰城本丸周辺復元想定図



木造復元三重櫓・前御門

ウ. 白河藩の歴代藩主と松平定信

丹羽長重の死後、嫡子の光重が家督を相続し、のち二本松に転封されてからは譜代・親藩の大名のみが封ぜられ、榊原・本多・松平（奥平）・松平（結城）・松平（久松）・阿部の7家21代の大名が白河藩主を務めた。

歴代藩主は城下の寺社に寄進も行ったが、中でも中世の白河領主結城氏の氏神であった鹿嶋神社は尊崇を集め、歴代藩主が寄進を行っている。本多忠義は、明暦3年(1657)に城下の総鎮守である鹿嶋神社に神輿を寄進し、現在に続く「提灯まつり（鹿嶋神社例大祭）」の再興の端緒となった。

目まぐるしく入れ替わった白河藩主の中で、最も長い82年（4代）にわたって白河を治めたのが松平（久松）家であり、中でも白河に大きな功績を残したのが松平定信である。定信は、徳川将軍家の一門、田安宗武の七男として生まれたが、17歳の安永3年（1774）に松平定邦の養子となり、天明3年（1783）に家督を相続した。

相続直前より東北地方には「天明の飢饉」と呼ばれる大規模な飢饉が発生したが、定信は米穀の確保などの迅速な対応を図り、領内からは飢饉による餓死者が出なかったと伝えられる。

このような家督相続当初の難局を乗り切った定信の評価は他藩や幕府にも伝わり、老中田沼意次とその一派の失脚後の天明7年（1787）、老中に抜擢された。翌年には幼い将軍家斉（11代）の補佐も兼ねた定信は「寛政の改革」を断行し、幕府の立て直しに尽力した。改革は一定の成功を収めたが、定信は寛政5年（1793）に老中を退き、以後は隠居する文化9年(1812)まで約20年にわたり白河藩政に専念することになる。

エ. 定信の白河藩政

定信は、家督相続直後に家臣・領民に対して儉約を命じるとともに、家臣には武芸を奨励して武備祭（武装して行列し、非常時に備える）を復興した。また、藩校を拡張して「立教館」をつくり、庶民のための学校「敷教舎」も城下白河と領内の須賀川の二箇所にて藩校教授や町人に講義を行わせ、人材育成にも努めている。

荒廃した農村の復興にも力を注ぎ、飢饉対策として、米穀を貯蔵させる郷蔵の設置、人口増加策として間引きの習慣を改めさせた。

また、間引きの影響で領内には女子が少なかったため、越後から女性を招いて資金を支給し、領内の男性と婚姻させた。また、子供が生まれると養育金を支給するなどの対応策の結果、10年で3,500人の人口増の成果がみられた（「御行状記料」）。

諸産業では、専門家を招いて技術を取り入れ、町人に織物や漆器、製茶、和紙、キセル製造などを行わせ、織物などでは希望する下級家臣の妻女にも行わせたという。藩領内の商人町である須賀川町（現在の須賀川市）ではガラス製造も行ったと伝えられる（『須賀川市史』）。

陶器では、白河藩付きの瓦職人を瀬戸などへ修行に派遣し、陶器製造を行わせた。

この陶器は藩の献上品などに用いられるようになったという。また、江戸時代初期からと伝えられる馬産（馬市）の規制を緩和して奨励したともいう。

オ. 定信の主な文化事業

定信の文化芸術の素養は、和歌や絵画、書、執筆活動をはじめ、茶道、雅楽、国学、蘭学などにまで多岐にわたり、当代一流の文化人としても知られている。

例えば「集古十種」（全八十五巻）は、古物の価値を見出し、全国の古器物等を調査して日本初の文化財図録として編纂・出版したものであり、この他にも「古画類聚」等の古画の研究を行い、焼失した京都御所の調査を実施して古制に則り再建したことは故実研究の成果の一端である。

また、父田安宗武の雅楽研究を引き継いで研究を行い、楽曲の復古を行ったことも知られ、幕府に関することでは、幕府の公式記録である「徳川実紀」、大名、幕臣の系譜集「寛政重修諸家譜」編纂のきっかけをつくるなど、日本史上重要な文化的事業も多い。

一方、白河藩における文化事業も数多くあげられる。

定信は、江戸・国元である白河で合計 4 箇所庭園と「南湖」を築造している。そのうち現在唯一残る南湖は、定信の「士民共楽（武士と庶民が共に楽しむ）」の理念をもとに、庭園の要素を取り入れたもので、当時造られた大名庭園と異なり、場所を仕切り、囲む柵が設けられず、いつでも誰でもが利用できる場所であった。

また、領内にある「白河関跡」の場所が長い間不明となっていたのを、古文献の調査や古老への聞き取りをもとに現在地が白河関跡であると断定し、あるいは領内の名所古蹟について調査した「近治可遊録」を編纂させた。さらに、文政元年（1818）には、藩校教授を援助して編纂させた、近世以前の白河の歴史を明らかにする「白河古事考」が完成している。



松平樂翁像(福島県立博物館蔵)



古関跡碑(白河関跡、松平定信建立)



南湖公園(松平定信築造)



小峰城内三郭四園北面之図(国立国会図書館蔵)

カ. 幕末の白河藩

定信の跡は子の定永が相続し、松平家は文政 6 年（1823）に桑名に転封となった。この転封は桑名の松平（奥平）家を武蔵国忍に、忍の阿部家を白河に移すという、いわゆる「三方領地替」の形であった。こうして白河に移った阿部家は、3代将軍徳川家光の時代に阿部忠秋が老中となって以来、計 5 人の老中を輩出した譜代大名の名門であったが、当時は老中の職に昇進する前に死去する当主が続いており、白河転封後にも早世の当主が続き、あわせて財政難や凶作による飢饉などが続いたため、藩主主導により一貫した方針のもとで藩政を行うことが困難であった。

しかし、幕末に一族である旗本阿部家から養子に入り、藩主となった阿部正外は、旗本時代には孝明天皇の妹である和宮と 13 代将軍徳川家茂との婚姻（和宮降嫁）の御用を務め、直後に神奈川奉行や外国奉行を務めて諸外国の交渉を担当し、その実績が幕府から評価されて元治元年（1864）3 月、白河藩主阿部家の家督を継ぎ、老中に任じられて外国御用取扱を命じられた。そのため翌慶応元年（1865）、米英仏蘭の四カ国が兵庫（神戸）開港を幕府に迫った際には直接交渉を担当し、緊急を要する事態であるために朝廷に許可を得ず、幕府の独断で開港を決断する方向に導いた。

しかし、このことが朝廷の不满を招き、老中罷免・官位剥奪の処罰を受け、蟄居謹慎を命じられて白河から棚倉への転封を命じられた。

白河はその後幕府領となり、戊辰戦争を迎えるが、城主のいない白河は交通の要衝であったため、会津藩を中心とする奥羽越列藩同盟軍と新政府軍による拠点の争奪戦が約 3 ヶ月にわたって繰り広げられた。死傷者は 1,000 人を超え、これは会津戦争の犠牲者よりも多い数であった。

キ. 白河藩領の町と村

江戸時代初期の白河藩領は、現在の郡山市、三春町を含む範囲に及んでいたが、領主の転封が繰り返された結果、また久松松平氏以降、領地が分散化（他国に飛領が与えられる）した結果、18 世紀中頃には現在の西白河郡・岩瀬郡を中心とする地域に固定化されていく。

地域の支配は、18 世紀半ばの松平（結城）家時代を例にとると、月番家老の下、町奉行（寺社奉行兼帯）と郡代奉行があり、郡代奉行の下に郡代元締、その下に代官などが置かれたことが分かる。また、幕末の阿部家時代には、家老の中で郷中用掛家老と勝手郷中用掛家老という支配と財政の二系統の家老の下、地域支配が行われている。一方、町や村には数箇村を統括する大庄屋の下に庄屋（時期により肝煎・名主とも称した）などがいた。

村の支配は代官の下、大庄屋があり、各村に庄屋・組頭・百姓代といういわゆる「村方三役」が村役人として支配の末端を担っていたことが知られる。

町については、江戸時代後期の小峰城下の町を例にとると、各町とも町と村との双

方の性格を持ち合わせていたため、村方の側面は大庄屋が各町の「年貢庄屋」を支配する形式、町方の側面では町年寄や検断の下に「町方庄屋」が置かれて支配を行っており、各町に2人の庄屋（町方・年貢方）が存在していたことが知られている。

ク. 白河市の周縁地域の歴史

白河市は1市3村が新設合併して平成17年に誕生した市であるが、特に江戸時代中期の寛保元年（1741）に越後から白河に移った久松松平家が旧領越後に半分近くの領地を残した状態で領地を与えられた関係で、それ以降の白河藩領の中心は白河周辺の郡のみに縮小した。そのため、旧3村にあたる各地域で支配が異なっており、歴史も異なっている。ここで江戸時代中期以降の各地域の歴史を概観する。

一表郷地域の歴史一

表郷地域は、寛保元年（1741）の白河藩の領主交代でほぼすべてが越後高田藩の飛領となり、陣屋（浅川、のち釜子）の支配を受けた。寛政7年（1795）に高田藩領で勃発した百姓蜂起「浅川騒動」は不満をもつ農民達が神社に結集し、浅川陣屋へ向かった騒動である。表郷地域でも騒動に参加した村々の百姓に首謀者がおり、捕らえられて処罰されている。その後、文政3年（1820）に一部が幕府領となって幕末を迎えた。

幕末には戊辰戦争の戦いが小峰城下で勃発し、新政府軍が小峰城を占拠し、戦力を増強してくると棚倉城への攻撃が開始され、白河から棚倉への街道筋にあたる表郷地域は列藩同盟軍と新政府軍の最前線として戦場となり、人々が兵火から避難し、自宅に戻ると新政府軍の各藩の宿営になっていたり、人夫としてかり出されるなど、戦いに巻き込まれている。



「長州七番隊二分隊」の墨書のある木箱(表郷公民館保管)

一大信地域の歴史一

大信地域についても寛保元年の白河藩の領主交代で高田藩領と白河藩領に分かれたが、多くはそのまま白河藩領であり、一部が高田藩領、そして幕末に幕府領になっている。

白河藩阿部家が棚倉に転封となったのちは、白河藩領は幕府領となったので、大信地域の旧白河藩領も幕府領に編入され、代官の支配に置かれた。

寛政7年の「浅川騒動」における同地域の高田藩領の村々の百姓による蜂起は確認されていないが、駒付役を務めていた中新城村の小針十次右衛門宅が一揆勢の襲撃を

受け、諸道具はもちろん、柱の所々を大斧で切られたり、庭木も散々に切られたりと多大な被害を受けている。その上に騒動の一因が襲撃された大庄屋・駒付役等への不信にあるとして、役職を更迭されている。



「奥州御知行所之図」(上越市立高田図書館蔵 榊原文書『大信村史』資料編(上)より)

幕末の戊辰戦争においては、会津街道（白河～会津若松）が大信地域を通過していたため、奥羽越列藩同盟軍の最前線として、仙台藩や会津藩など各藩の本営が置かれ、進撃してくる新政府軍との戦いに巻き込まれた。

一東地域の歴史一

東地域は、寛保元年の白河藩の領主交代で全村が白河藩領から高田藩領に移管され、浅川陣屋（浅川町）の支配を受けることとなった。寛政7年の「浅川騒動」では首謀者の多くは東村地域の百姓であり、その一人半十郎は藩より最高指導者とされ、唯一打ち首に処せられている。

高田藩は越後の居城（高田城）周辺の領地よりも、奥州の飛領の方が石高が多いという変則的な領地支配であったため、騒動をきっかけとして居城周辺の領地を増やすことを幕府に嘆願し、文化6年（1809）に村替えに成功している。この際に陣屋のあった浅川が幕領となったため、陣屋を当地域の釜子に移し、「釜子陣屋」が成立した。陣屋は藩領の40箇村を支配し、釜子村は地域の中心として栄えた。

戊辰戦争では遠隔地にあった本領高田との意思疎通が図れず、陣屋詰め藩士は藩の新政府軍への帰順の方針に反し、周辺の藩と連携を取り奥羽越列藩同盟に与した。藩士は会津や白河、棚倉などに出兵している。その後、新政府軍の攻勢にともない、陣屋も攻撃を受けて陥落したが、藩士達は会津に逃れて戦いに参加し、一部の藩士が戦死している。



長伝寺(東釜子)にある戊辰戦死者の「忠干碑」

④ 近現代の白河

戊辰戦争の戦乱を経て明治維新を迎えた白河（藩領）は、明治2年（1869）8月に「白河県」が発足するまでの約一年間、下野国の諸藩や白河に隣接する守山藩の臨時行政機構による支配が行われた。

明治2年（1869）6月には版籍奉還が実施され、旧藩主は「知事」に改めて任命されている。藩領でない白河には同年8月、白河県が発足した。管轄は9郡361箇村に及ぶもので、県庁は町役人宅や寺院を使用し、のちに旧小峰城内に新築されている。

しかし、明治4年（1871）には早くも白河県は二本松県に吸収合併され、直後に福島県に合併された。

なお、この時期の明治4年（1871）8月、旧城下の本町には日本でも早期に入る県立白河病院と医学講義所という病院と医学校が開設されている。しかし、合併による白河県の消滅や他所からの誘致運動があり、翌年2月には閉院し、わずか半年という短期間の運営で終わった。

明治10年代に全国的規模で広がった「自由民権運動」は、福島県では三春の河野広中が中心となって運動を繰り広げたが、白河では代言人（のちの弁護士）が活躍し、また河野らを援助して逮捕される人物などが出ている。

明治22年（1889）4月には、町村制施行により「白河町」が成立した。当時の町の人口は約1万1,000人であった。同時に表郷地域には金山村・社村・古関村が、大信地域には信夫村・大屋村が、東地域には小野田村・釜子村がそれぞれ合併により誕生し、のちの白河市合併の前身となっている。

交通に関しては、明治20年（1887）7月16日、黒磯一郡山間の鉄道が開通し、上野と白河が約6時間半で結ばれた。この開通は、同年に見られた皆既日食（おおむね開



南湖駅に停車中の白棚鉄道の列車
（大正～昭和初期の絵はがきより）

東甲信越・東北南部地域）の1ヶ月前にあたった。国家的な事業として取り組まれたこの観測は、鉄道の開通により、大型機材を持ち込んだ外国からの研究者も訪れ、見物人も多数来て賑わったという。

大正5年（1916）には白河と棚倉を結ぶ私鉄「白棚鉄道」が開通し、石川町までを結ぶ磐城鉄道も計画されたほか（未開通）、国道4号な

どの道路による交通網が整備されていく。しかし一方で、旧奥州街道沿いの宿場は凋落の一途をたどることになる。

白河の中心的な商工業については、製糸業があげられる。明治20年（1887）に白清館と小峯館の製糸会社が創業し、明治から大正を経て昭和初期の白河の工業を牽引し

ていく。

また、白河では藩政時代から馬市や馬せりが盛んであり、明治9年(1876)に行われた明治天皇の奥州巡幸では、小峰城跡で「産馬天覧」が催されている。

白河で全国的に著名であったのは売り馬喰と買い馬喰の直接交渉が行われる「馬市」である。町は大正3年(1914)に馬市場を町営とし、馬で有名な奥州の最南端の市場として盛んであった。取引量は最盛期には一万頭にもものぼり、全国に商圏が展開していたことが知られる。



明治9年産馬天覧の様子



馬市の様子(昭和32年)

なお、活況を呈した白河の馬市であったが、第二次大戦後の農業の機械化やモーターリゼーション等による馬産の衰えにより、昭和39年(1964)をもって幕を閉じた。

明治末から大正期にかけては、日露戦争における講和条約締結の反対運動や民主主義運動(大正デモクラシー)が全国的展開を見せたが、白河においても明治38年(1905)9月、講和反対の集会在小峰城跡で3,000人を集めて行われたほか、普通選挙獲得運動では、大正9年(1920)7月に尾崎行雄や河野広中などを招いて岩瀬郡・東白川郡・西白河郡の選挙民を中心に開催されている。この後、大正14年に普通選挙法の改正(25歳以上の男子に選挙権を与える)が行われ、西白河郡では改正直後に約4,000人だった有権者が、昭和3年(1928)には1万3,000人余りに増加している。

また、大正7年(1918)に富山県から全国に波及した米騒動は白河でも発生したが、白河町の対応により米の廉売を実施し、騒動は拡大せずに鎮静化するに至った。なお、行政では大正末期の大正12年(1923)に郡制が廃止され、大正15年(1926)に郡役所が廃止されている。

次いで、昭和時代は金融恐慌より始まり、白河でも明治末期に設立され、大正の経済好況期に成長した地元資本の4つの銀行のうち、3つが解散に追い込まれ、有力商家も没落して白河を去る家が現れている(図録『白河を駆け抜けた作家たち』)。

この恐慌によって、裕福な商家を中心として芽生えていた白河の文化的な動きも、有志が所蔵品を持ち寄り開催した絵画展覧会や中央の画家への資金援助などの縮小や中止により、白河の芸術文化も大きく打撃を受けた(図録『白河を駆け抜けた作家たち』図録『美術の力』)。

こうして白河も戦時体制に突入していく。戦時中、白河は空襲被害を受けることは

(5) 都市形成の歴史

我が国では戦国時代末期に戦国大名によって、武士・商人・職人を城下町に集住させ、城の防衛機能と共に行政都市・商業都市としての機能を持つ近世都市（城下町）が建設された。現在の主要地方都市のルーツは、ほぼこの時に始まっている。白河市の市街地も、「慶長古図（白河城之図）」によれば、少なくとも今から400年前の慶長年間（1596～1615）に、小峰城とともに城下町が建設され、都市としての歴史が始まっていることを知ることができる。

① 中世末期の小峰城下

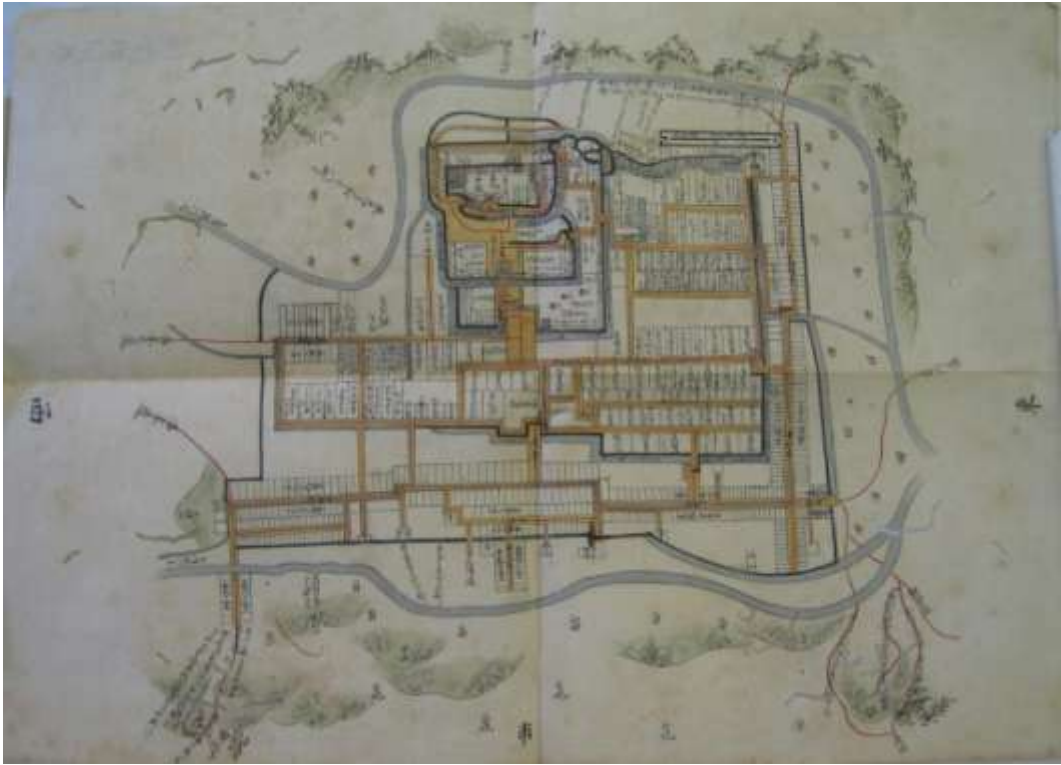


白河という都市は、那須連峰を源とする阿武隈川とその支流である谷津田川に挟まれた東西に細長い地形上に築かれている。

「慶長古図」によれば、慶長6年頃すでに小峰城とその城下町が奥州街道沿いに形成されていた。歴史文献上における白河という都市の誕生である。阿武隈川の流は現在の会津町の南側を流れ、小峰城は阿武隈川を背に本丸・二の丸・三の丸が配置されていた。奥州街道沿いの城下・町屋群は城をカギ型（稲妻型）に取り囲むように築かれており、天神町・中町・本町・横町・田町等の城下通り五町の骨格的町屋が成立している様子を知ることができる。また、慶長古図には城下を取り囲む土塁が確認され、慶長年間（1596～1615）の城下は総構えであったことが確認でき、その総構えは戦国大名白河結城氏時代まで遡る可能性も否定できない。

城下は、生産手段を持たない武士が、食糧などの生活物資を供給する商人や職人を城下町に住まわせることによって成立していったのである。

このように、白河という都市は少なくとも今から400年前に原型が整えられている。



慶長古図(白河城之図、宮城県図書館蔵)

② 近世の小峰城下

寛永4年(1627)に白河藩が成立し、初代藩主となった丹羽長重は、小峰城の大改修とともに城下町(町屋)の再整備、阿武隈川の付け替え、奥州街道のルート変更(南側)など、現在の中心市街地の基礎を築いた(『白河市史』)。元禄4年(1691)には町人人口が増加し、城下谷津田川沿いに南町の町屋造成を行い(「文政年間宿明細帳」、以後も同時代に新町足軽屋敷を町屋に用途変更を行ったと推定される(「松平大和守家中絵図」)。以後、明治維新(1868)までの240年間、小峰城と城下町はほぼ変わることなく、西白河郡や石川郡、岩瀬郡など白河藩の政治経済の中心都市としての役割を担った。天神町、中町、本町、横町、田町の通り五町を中心とした町屋は、武家地や周辺農村の人々の暮らしを支える商工業の集積地として繁栄し、中でも酒造・味噌・醤油などの醸造業は、江戸時代後期の町絵図の職業記載を見ると、各町に数軒ずつ存在するほか、現在につながる系譜を持つ店もあり、それだけの消費が城下及び周縁部にあり、事業として長期に存続が可能であったことを示している。

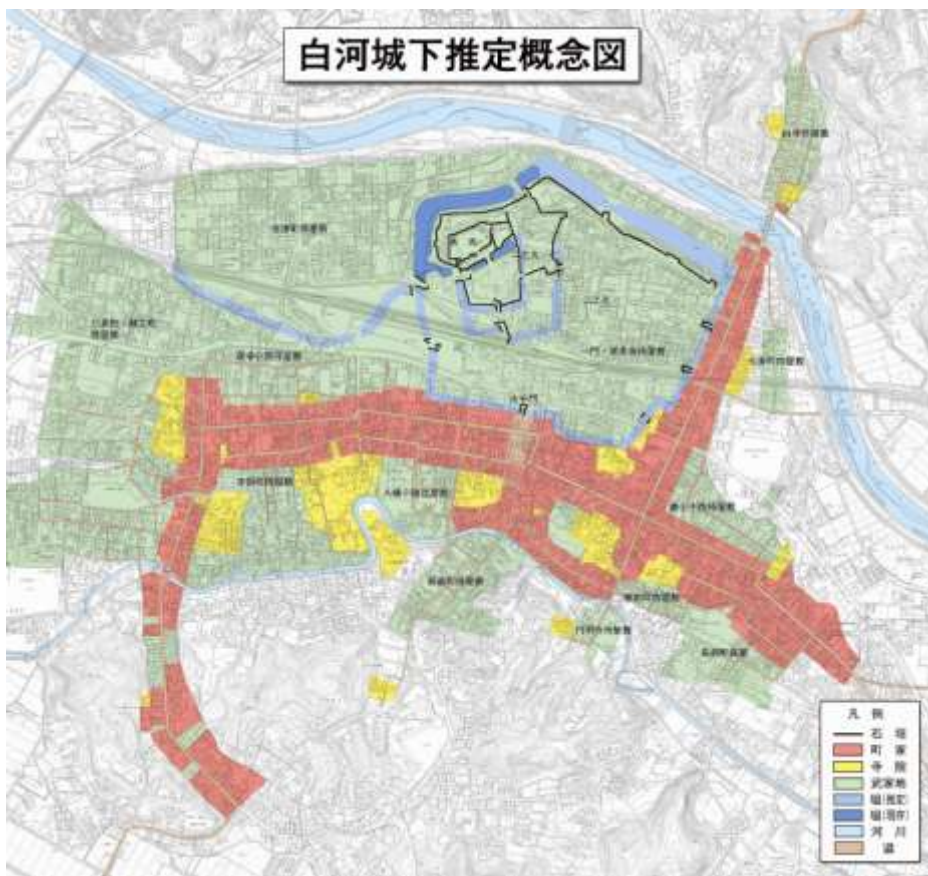
寛文5年(1665)の城下町人口は、町人人口が7,500人(「寛文五年宗門御改町中人高目録」、武家人口もほぼ同数と推定すれば、約1万5,000人程度と類推される。通り五町の町屋には白河藩内で生産された物資が集まり、定期的に「六斎市」が開かれていた。六斎市は、月6回開催され、4日(本町と横町が月替わりに開催)、5日(横町)、14日(本町)、19日・24日・29日(天神町)の6回で開かれていた(「宿明細帳」)。六斎市は武家や町人、周辺農村の人たちで賑わっていた。現在の「だるま市(市神様)」は、この六斎市の残存した姿である。六斎市の年の初めの市が「市神祭(様)」(『白河風土記』)として中町の高札場の側に市神を祀り盛大に開催され、白河だるまなどをはじめとした縁起物が売られた。

白河提灯まつりの起源も江戸時代初期の明暦年間(1655~58)であり(『白河風土記』)、鹿嶋神社神輿が桜町の御旅所に遷座し、旧暦の7月6日から8日までの3日間、城下の総町を神輿渡御が行われ、現在まで約350年間にわたり開催されており、地域のコミュニティを高める場ともなっている。





奥州白河城下全圖



③ 明治期の白河市街地

明治元年（1868）、戊辰戦争により小峰城は焼失し、武家屋敷地も田畑へと変化し町屋だけが残された（明治20年8月測量地図）。同20年には、東北本線が開通し、旧小峰城を南北に分断する形で、旧三の丸に白河駅が設置された。これにより、奥州街道沿いを中心とする都市構造から、東北本線白河駅を中心とする都市構造に変化していった。駅舎が中町と本町に隣接して設置されたため、江戸時代の城下町がそのまま近代都市白河の中心市街地へと機能が引き継がれた。陸羽街道（国道4号）は、旧奥州街道から西側の旧原方街道に変更される。同22年には、白河町として町制が施行され、旧小峰城内には白河町役場（中町）や裁判所（郭内）、郡役所（道場小路）等の公共施設が設置されていった。また、白河小学校（八幡小路）も同19年に創立された。

鉄道開業により、徒歩や馬などの陸路輸送から鉄道輸送へと変化していき、明治42年（1909）には白河電灯株式会社が設立され、各家庭に電気が灯るようになる。翌43年には電話も開通し、人々の営みも徐々に近代化していくことになった。



明治20年測量地図(左)
明治17年頃の本町(上)

④ 大正・昭和初期の白河市街地

大正5年(1916)、白河町と棚倉町を結ぶ白棚鉄道が開通した。同10年には東北本線の軌道も高架式となって付け替えが行われ、白河駅舎も現在の地に移る。これにもない、小峰城跡二の丸・三の丸の堀や、石垣が埋め立てされていく。また、市街地から南湖公園に通じる道路も整備された。この頃、市街地の東端に白河高等女学校(現在の白河旭高校)、西端に白河中学校(現在の白河高校)が設置される。市街地も郭内や昭和町・旭町などに少しずつ広がっていく。

また、昭和初期には戦時体制の波が白河にも押し寄せ、友月山に防空壕が設けられたりしている。



昭和初期の本町の様子



昭和初期の白河駅前の様子

⑤ 昭和40年前後の白河市街地

昭和36年頃、中心市街地を通過していた国道4号のバイパス道路が市街地の北側に開通した。また、戦時中に白柵鉄道が廃止され、日本初のバス専用道路となり、モータリゼーションの波が白河にも押し寄せてくる。これにともない、白河駅を中心とするバスによる公共交通網が周辺地域へと細かく結ばれていった。また、市街地部の人口増加にともない、郊外の会津町、金勝寺、八竜神、関川窪、石切場、昭和町などに市営住宅の整備が行われていくことになる。同40年(1965)の旧城下町エリアの人口は、約1万5,300人である。

昭和39年(1964)、自家用車や農業機械の普及などにより、江戸時代以来盛大に行われてきた白河馬市が廃止された。翌年には東京オリンピックが開催され、「三種の神器」(テレビ・洗濯機・冷蔵庫)と呼ばれた電化製品が普及、上水道も整備されるなど、生活様式の変化が進み、中心市街地には十字屋、イトーヨーカ堂などの大型店舗などが開店していった。



昭和33年の中町と遠景の那須連峰眺望景観

⑥ 昭和50年前後の白河市街地

昭和48年(1973)に東北自動車道が開通し、西郷村に白河ICが設置され、同57年には東北新幹線開業にともない新白河駅が市街地西側に開業し、高速交通時代に入る。これにともない、市街地も西側に大きく拡大、郊外の市営住宅も高層化していき、その周辺には宅地需要の高まりを背景に宅地化が進んだ。同50年の旧城下町エリアの人口は、約1万3,100人である。



⑦ 現在の白河市街地

平成 10 年に市街地を取り巻く環状道路が完成し、新白河駅前や南湖上流地区の市街地化が目立ってくる。また、ニュータウンの開発や工業団地に企業立地が進む一方、400 年の歴史を持つ中心市街地では、人口が減少し、空き店舗などが増加していく。さらに本格的な人口減少時代に突入した現在では、郊外部も含んだ都市全体がスポンジのように空洞化していく傾向がみられる。現在の市街地の都市構造は、環状道路を中心に、白河駅前地区、新白河地区、南湖公園地区の 3 つの部分为核心として成立しており、現在の白河市の都市構造の大きな特徴となっている。

また、災害とは無縁であった白河市に、平成 10 年 8 月 27 日未明に未曾有の大水害が起こり、堀川や谷津田川が氾濫し深刻な被害もたらされた。その後、河川激甚災害対策特別緊急事業が採択され、河川改修事業が行われたことにより、谷津田川は市民に愛される憩いの水辺空間になった。同 17 年の旧城下町エリアの人口は、約 8,500 人である。



第2章 歴史的な建造物の分布状況及び文化財の種別と名称

(1) 指定文化財の種別と名称、分布状況

白河市には、貴重かつ地域の固有の歴史・文化的資源や自然的資源などを対象とした数多くの文化財、史跡・名勝、天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地などが全域的に分布している。平成24年3月31日現在、国の指定文化財が6件、重要美術品が4件あり、福島県の指定文化財が23件、市の指定文化財が100件で、合計133件となっている。

① 国指定等文化財

白河市には、国指定等文化財が10件所在している。その内訳は、史跡及び名勝1件、史跡4件、古文書1件、重要美術品4件である。

史跡及び名勝南湖公園は、幕府老中を務めた白河藩主松平定信が老中退任後の享和元年(1801)に士民共楽の理念のもとに公園的利用を目的として整備した苑池である。この地は、もともと沼沢地を浚渫と築堤の土木工事、桜・紅葉・松などの植栽等をもって整備したもので、工事は貧民救済のための失業対策事業も兼ねていた。湖水は灌漑用水として周辺の新田開発を可能とし、藩内外の公園的機能、藩士の水練を行う学校的機能、水害等に備える調整池機能など複合的な機能も兼ね備えていた。

史跡白河関跡は、白河市南端の旗宿の地に所在し、古代律令国家の東北地方への入り口に設けられた官的な機能を有する関であった。設置された年代は、承和2年(835)の『太政官符』に「旧記ヲ検スルニ割ヲ置キテ以来、今ニ四百余歳」の記載から5世紀中頃とする説があるが、発掘調査の成果や文献資料から推測すると、8～9世紀の奈良・平安時代頃に機能していたと考えられる。

史跡白河舟田・本沼遺跡群は、下総塚古墳(前方後円墳)・舟田中道遺跡(豪族居館跡)・谷地久保古墳(横口式石槨を伴う古墳)・野地久保古墳(上円下方墳)の4遺跡である。

史跡白河官衙遺跡群は、借宿廃寺跡と泉崎村に位置する関和久官衙遺跡である。

史跡小峰城跡は、南北朝時代の興国・正平年間(1340～69)に、結城親朝により築城されたのが始まりとされる。豊臣秀吉による奥羽仕置以後、会津領となるが、白河藩主丹羽長重が幕命により、寛永6年(1629)より城郭の改修に着手し、約4年の歳月をかけ石垣を多用した梯郭式平山城を完成させた。丹羽氏以後、松平(榊原)・本多・松平(奥平)・松平(結城)・松平(久松)・阿部といった徳川譜代・親藩の7家21代の居城として存在したが、慶応4年(1868)の戊辰戦争白河口の戦いにより焼失落城した。

② 国指定等以外の文化財の分布

国指定等以外の文化財は、福島県の指定文化財が 23 件、市指定の文化財が 100 件となっている。

福島県指定文化財のうち美術工芸品などの分野を除くと史跡 1 件、建造物 3 件、天然記念物 2 件、無形民俗文化財 2 件の合計 8 件となっており、このうち 6 件が白河地域に集中している。

市指定文化財のうち美術工芸品などの分野を除くと、史跡 16 件、建造物 5 件、天然記念物 13 件、無形文化財 5 件となっており、史跡は白河地域 7 件、表郷地域 8 件で白河・表郷地域に集中している。建造物は数少ないが、白河地域に 3 件、天然記念物は表郷地域が 7 件と最も多く、無形文化財も表郷地域に 4 件が集中している。

(2) 歴史的な建造物等の分布状況

① 指定文化財の建造物

白河市の歴史的建造物は、指定文化財においては県指定 3 件、市指定 5 件となっている。

白河ハリストス正教会は、ギリシャ正教の教会で、明治 11 年 (1878) に発足し、同 15 年に最初の会堂が建立された。この会堂は、現在敷地の一角に残っている。現在の聖堂 (県指定) は、大正 3 年 (1914) に建設が着工され、翌年に竣工した歴史的建造物である。木造平屋建て、一部二階建 (鐘塔) で、間口 8.17m、奥行 14.44m を測り、総平面積 101 m² である。設計は当時副輔祭であった河村伊蔵、大工は地元白河の棟梁中村新太郎で、費用は白河の信徒の積立や拠出によって建設された。平面は、聖所を



白河ハリストス正教会聖堂

中心として、前方に啓蒙所兼玄関 (上階は鐘塔)、奥に至聖所を配し、全体は十字形となっている。屋根は銅板葺きで、外廻りは板壁に白色塗料で仕上げられている。全体的にはビザンチン様式の雰囲気漂わせる建物である。

松風亭蘿月庵 (県指定) は、寛政年間 (1789~1801) 松平定信の家臣三輪権右衛門 (待月) が茶人であった父長尾仙鼠のために建立したものである。もとは城下南西の九番町にあったのを、松平家が桑名移封の際に、中町常盤家が譲り受け、邸内に移した後、一時は西白河郡役所の所有に帰したが、大正 12 年 (1923) 郡制廃止により南湖神社に寄贈され、翌年 5 月に現在地に移築された。



松風亭蘿月庵

現況は、東向きの妻入りで桁行 3 間余 (5.64m) 梁間 1 間半余 (2.92m) の入母屋造り、茅葺きとなっている。二畳台目の使用などいわゆる道安好みを基調としている。

共楽亭（市指定）は、松平定信が南湖公園の開鑿後の享和年間（1801～04）に、最も眺めのよい鏡山の中腹に建てた茶亭である。建物は、桁行4間（7.3m）、梁間2間（3.66m）の寄棟造りの木造木羽葺平屋建で、北側を除く三方に、下屋で幅三尺の切目縁を巡らせている。また、建物の北東隅は妻入り板扉付きの玄関としている。室内は8畳2間で、2の間には欄間の位置に幹竹を通して境としたのみで鴨居や敷居がなく、16畳1間にも見える。これは、茶室では身分の上下なく平等に付き合うという考えによるものと伝えられている。



共楽亭

旧小峰城太鼓櫓（市指定）は、小峰城の二の丸入口付近の太鼓門西側に建てられていたもので、明治7年（1874）の民間払い下げに際し荒井家が譲り受けたものである。当初三の丸の紅葉土手に移築されたが、その後昭和5年（1930）に現在地に移築された。

二度の移築により、建物そのものは改造され原型は大きく損なわれているが、大正年間の写真や旧柱の痕跡等から、建物の原型は重層で四方に転びを持つ1間四方（第1層3.33m四方、第2層3.23m）の寄棟造りで、第1層には廂が付されていたと考察されている。多くの城内の建造物が焼失または破却により失われたことを考えれば、当時の面影を今に伝えるものとして意義がある。



旧小峰城太鼓櫓

丹羽長重廟（市指定）は、小南湖の奥の丘陵中腹に所在する。霊廟は、三方を石垣で土留めして長方形の墓域を形成し、その中央奥を墓所としている。霊廟の前面には廟所と接続する形で、拝殿が設けられている。霊廟拝殿は、天保7年（1836）に再建されたもので、桁行4間（6.6m）、梁間2間（3.8m）の入母屋造りで、前面に1間の向拝が付してある。屋根は桧皮葺であった（現在は銅版葺）。丹羽長重は、小峰城の改築、町割りの改良整備など現在の白河の町並みの基礎を築いた白河藩の初代藩主で、寛永14年（1637）閏3月4日、江戸桜田上屋敷にて67歳で没し、現在地に埋葬された。



丹羽長重廟

鈴木家住居（市指定）は、表郷金山地区犬神集落に所在していたが、同家から市に寄贈され、表郷公民館敷地内に移築されたものである。建築年は移築・解体の際には判明しなかったが、築約250年と推定される。一部改修されているが、土間の広さ、馬屋、雑屋、水神柱、間取り等の構造から往時の生活をよく知ることができる当地方の典型的な百姓家住居であり、歴史的・民俗的にも貴重な建築物である。



鈴木家住居

日吉神社（市指定）は、東蕪内地区に所在する神社で、天保11年（1840）に蕪内村の庄屋橋本地左衛門ほか49人の寄付者によって建立された。この彫刻をした宮大工の名などは伝わっていないが、1年有余も庄屋家に逗留し製作したと伝えられている。



日吉神社

② 指定文化財以外の建造物

白河市の旧城下町地区には明治・大正・昭和初期までの歴史的建造物が数多く残されている。

江戸時代や明治時代初期の建造物がほとんど失われているのは、明治期に数多くの火災が発生したためである。中でも、明治15年(1882)3月の火災では焼失戸数は実に1,400戸ほどの甚大な被害であった(『白河市史』)。

以下は、旧奥州街道沿道にみられる伝統的様式の商家の歴史的建造物群である。



奈良屋呉服店



菓子舗玉家



大谷家住宅



大木家住宅



ヤマボシ醤油店



仁平麴店

(3) 歴史伝統を反映した人々の活動状況と文化財の種別と名称

① 指定文化財

白河市の無形民俗文化財は、県指定2件、市指定5件となっている。

関辺のさんじもさ踊（県指定）は、関辺地区に伝わるもので、天道（太陽）に正常な運行と害虫の防除を念じて、五穀の豊作を祈る神事である。はやしことばから、さんじもさ踊りと呼ばれ、「むけの朔日」（旧暦6月1日）の行事だったが、現在はその前後の日曜日に関辺の鎮守八幡神社で氏子の青年たちによって行われている。



関辺のさんじもさ踊

奥州白河歌念仏踊（県指定）は、白河付近の村々に伝承されている。根田組、久田野組、釜の子組、柏野組、羽太組等それぞれの集落にある念仏踊りは、村内安全と五穀豊穡を祈ることに始まったといわれるが、長い間に舞踊化し、交情和親の娯楽ともなっており、各村に定着した。なお、根田地区においては「道成寺物語」の安珍僧が、市内萱根の生まれと伝えられ、これにちなんだ歌詞や踊りがあるので「安珍念仏踊」として有名である。旧暦2月27日（現在は3月27日）の安珍忌には歌と踊りで供養する。



奥州白河歌念仏踊

鹿嶋神社神楽（市指定）は、民間で行われる「里神楽」で、神社の祭礼に行うもので、祓の行事が進化して、中世から江戸時代にかけて発達した。鹿嶋の神楽は出雲系に属し18座と種類も多く古式を残しており、現存する神楽の中でも珍しいものである。演者は古くから近郷の神職や氏子である。毎年1月3日の元始祭を始めとして、11月23日の新穀感謝祭まで4回奉納されている。



鹿嶋神社神楽

中ノ沢権現梵天祭（市指定）は、表郷梁森地区に伝わるもので、大山祇神を祀る中ノ沢権現で、五穀豊穡を祈願し行われるようになったといわれている。奉幣は、隔年旧暦8月8日に行われている。



中ノ沢権現梵天祭

河東田牛頭天王祭（市指定）は、表郷河東田地区に伝わる祭礼である。牛頭天王は、インドの祇園精舎の守護神で、除疫神として祀られた。由来より考えると旧暦6月の祭事であり一種の夏越萩であり、胡瓜天王の謂から農神としても崇められた祭神である。祭礼は現在も継承され、毎年6月14日・15日に実施されている。現在は、地区にある4基の太鼓を打ち鳴らし祭礼を盛り上げている。胡瓜を祭壇に供え五穀豊穡を祈る風習のあるところから、別に「胡瓜天王様」ともいわれている。



河東田牛頭天王祭

八幡宮下熊野講（市指定）は、表郷社地区に伝わる夏越祭として、地区の人々が五穀豊穡と天災除け・疫病除けを祖神（氏神）に祈願した祭礼で、夏祭りとしているのが今日の姿である。毎年、夏土用の日曜日に行われている。

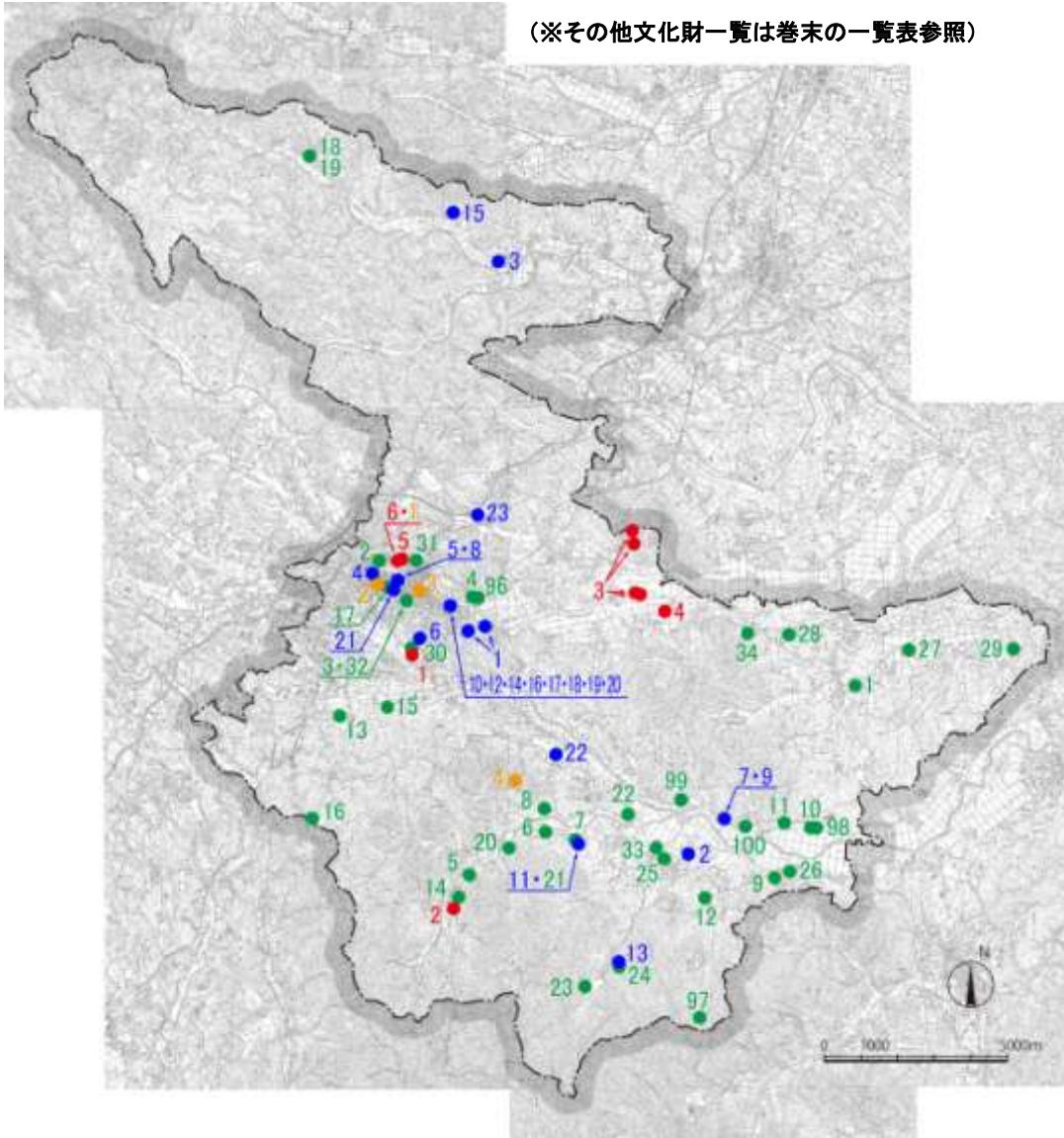


八幡宮下熊野講

堀之内辻念仏（市指定）は、毎年6月1日から3日間集落の上の境から下の境の道路上、途中の辻々他村（他区）に通ずる分かれ道つまり辻々で「ご祈祷念仏ナムマイダ」「風邪除け念仏ナムマイダ」と3回念仏を繰り返して唱え、厄病の流行がないよう祈禱するものである。

文化財の位置図

(※その他文化財一覧は巻末の一覧表参照)



国指定文化財

| 凡例 | 種別 | No | 名称 | 指定年月日 | 所在地 |
|----|------------|----|--|--|-------------------|
| ● | 史跡及び名勝 | 1 | 南湖公園 | 大正13年12月9日 昭和59年6月18日(追加指定) 平成21年2月12日(追加指定) | 南湖ほか |
| | | 2 | 白河関跡 | 昭和41年9月12日 | 旗宿関ノ森ほか |
| | 史跡 | 3 | 白河舟田・本沼遺跡群(下総塚古墳・舟田中道遺跡・谷地久保古墳・野地久保古墳) | 平成17年7月14日 平成22年8月5日(追加指定) | 舟田中道・本沼岩井戸・本沼野地久保 |
| | | 4 | 白河官衙遺跡群(借宿廃寺跡) | 昭和59年7月21日 平成22年8月5日(追加指定・名称変更) | 借宿株木 |
| | | 5 | 小峰城跡 | 平成22年8月5日 平成24年9月19日(追加指定) | 郭内 |
| | 重要文化財(古文書) | 6 | 白河結城家文書 九十通 | 昭和39年3月6日 | 郭内 |

重要美術品

| 凡例 | 種別 | No | 名称 | 指定年月日 | 所在地 |
|----|------------|----|---------------|------------|------|
| ● | 重要美術品(工芸品) | 1 | 刀 無銘(名物 横須賀江) | 昭和9年12月20日 | 郭内 |
| | | 2 | 鍍金装笈 | 昭和14年2月22日 | 金屋町 |
| | | 3 | 銅鐘 | 昭和18年10月1日 | 年貢町 |
| | | 4 | 銅鐘 | 昭和19年7月6日 | 関辺関山 |

県指定文化財

| 凡例 | 種別 | No | 名称 | 指定年月日 | 所在地 |
|----|-----------------|----|--------------------------------------|-------------|------------------|
| | 史跡 | 1 | 白川城跡 (附)感忠銘碑 | 昭和28年10月1日 | 藤沢ほか |
| | 天然記念物 | 2 | ビヤッコイ自生地 | 昭和30年12月27日 | 表郷金山 宇上谷地・瀬戸原 |
| | | 3 | 町屋の二本カヤ | 昭和44年4月11日 | 大信町屋字道目木 |
| | | 4 | 小峰寺厨子 | 昭和54年3月23日 | 道場町 |
| | 重要文化財 (建造物) | 5 | 白河ハリストス正教会聖堂 | 平成5年3月23日 | 愛宕町 |
| | | 6 | 松風亭蘿月庵 (附)「蘿月」の書がある水鏡・「垂桜」の書がある掛軸 | 平成6年3月31日 | 菅生館 |
| | 重要文化財 (絵画) | 7 | 紙本着色源翁和尚行状縁起 | 昭和45年4月24日 | 表郷中寺字屋敷 |
| | | 8 | 白河ハリストス正教会のイコン | 昭和58年3月25日 | 愛宕町 |
| | 重要文化財 (彫刻) | 9 | 木造源翁和尚坐像 | 昭和43年12月10日 | 表郷中寺字屋敷 |
| | | 10 | 鉄製鍵 | 昭和28年10月1日 | 中田 |
| | | 11 | 銅製雲板 | 昭和28年10月1日 | 表郷番沢字原 |
| | | 12 | 瑞花双鳥八棧鏡 | 昭和28年10月1日 | 中田 |
| | | 13 | 金銅装束 (附)五智如来像・地藏菩薩像・文殊菩薩像・御正体 | 昭和43年12月10日 | 表郷金山字犬神 |
| | | 14 | 銅鐘 | 昭和61年3月31日 | 中田 |
| | | 15 | 熊野神社御正体 六面 | 平成7年3月31日 | 大信下小屋字宮沢 |
| | | 16 | 人面付弥生式土器 | 昭和36年3月22日 | 中田 |
| | 重要文化財 (考古資料) | 17 | 借宿庵寺跡出土品 (附)借宿庵寺跡出土品拓本等 | 平成7年3月31日 | 中田 |
| | | 18 | 灰釉印花文瓶子 | 平成11年3月30日 | 中田 |
| | | 19 | 天王山遺跡出土品 | 平成17年4月15日 | 中田 |
| | 重要文化財 (歴史資料) | 20 | 白河城御繪図 | 平成16年3月23日 | 中田 |
| | 重要有形 民俗文化財 | 21 | 絹本着色受苦図 (附)御用留帳・敷教条約・子孫繁昌手引草・老農茶話 | 昭和36年3月22日 | 向新蔵 |
| | 重要無形 民俗文化財 | 22 | 關辺のさんじも踊 | 昭和50年5月30日 | 關辺 |
| | | 23 | 奥州白河歌念仏踊 | 平成5年3月23日 | 天神町 |

主な市指定文化財

| 凡例 | 種別 | No | 名称 | 指定年月日 | 所在地 |
|----|----------------|-----|--------------------------------------|-------------------------------|------------|
| | 史跡及び名勝 | 1 | 矢越の森 | 昭和60年4月1日 | 東釜子字矢越山 |
| | | 2 | 立教館跡 | 昭和36年3月7日 | 会津町 |
| | | 3 | 白河藩大名墓所 (丹羽長重墓・松平直矩墓・松平基知墓・松平清照墓) | 昭和39年3月6日 平成22年6月24日(追加指定) | 円明寺ほか |
| | | 4 | 浮屠碑 | 昭和41年2月8日 | 大鹿島 |
| | | 5 | 庄司辰し椽(霊桜碑) | 昭和55年3月14日 | 表郷中野壺庄司辰 |
| | | 6 | 和泉式部庵跡と化粧の井 | 昭和55年3月14日 | 表郷中野壺式部内 |
| | | 7 | 原古墳群 | 昭和55年3月14日 | 表郷番沢字原 |
| | | 8 | 磨崖三十三観音及び阿弥陀三尊来迎像 | 昭和55年3月14日 | 表郷番沢字大平 |
| | | 9 | 建鐘山祭祀遺跡 | 昭和55年3月14日 | 表郷高木字高野峯ほか |
| | | 10 | 天王館跡 | 昭和55年3月14日 | 表郷河東田田天王下 |
| | | 11 | 鶴子谷古墳群 | 昭和55年3月14日 | 表郷堀之内田鶴子谷 |
| | | 12 | 磨崖三十三観音 | 昭和56年2月16日 | 表郷梁森字石崎 |
| | | 13 | (伝)金売吉次兄弟の墓 | 平成8年3月29日 | 白坂皮籠 |
| | | 14 | (伝)一町仏供養塔 (附)広瀬典の碑 | 平成8年3月29日 | 旗原東山 |
| | | 15 | 石阿弥陀の一里塚 | 平成21年8月28日 | 白坂石阿弥陀ほか |
| | | 16 | 境の明神 | 平成24年1月26日 | 白坂明神 |
| | | 17 | 乙姫桜 | 昭和38年1月18日 | 金屋町 |
| | | 18 | 天神乳銀杏 | 昭和46年4月1日 | 大信隈戸字山小屋 |
| | | 19 | 天神モミ | 昭和46年4月1日 | 大信隈戸字山小屋 |
| | | 20 | 高野楡 | 昭和55年3月14日 | 表郷中野壺柳橋向 |
| | | 21 | 山藤 | 昭和55年3月14日 | 表郷番沢字原 |
| | | 22 | 五葉松 | 昭和55年3月14日 | 表郷社田字玉岡 |
| | 天然記念物 | 23 | カナヤマザサ叢生地 | 昭和55年3月14日 | 表郷金山字小手山ほか |
| | | 24 | 菩提樹 | 昭和55年3月14日 | 表郷金山字犬神 |
| | | 25 | 榊 | 昭和55年3月14日 | 表郷金山田竹ノ内 |
| | | 26 | 榊(月夜見の桜) | 昭和55年3月14日 | 表郷三森字月桜 |
| | | 27 | 満徳寺のしだれ桜 | 昭和60年4月1日 | 東上野出島田反町 |
| | | 28 | たらよの木 | 昭和60年4月1日 | 東深仁井田田千代ノ岡 |
| | | 29 | 石原のしだれ桜 | 平成8年4月1日 | 東下野出島田田 |
| | | 30 | 共楽亭 | 昭和37年2月9日 | 南湖 |
| | | 31 | 旧小峰城太鼓櫓 | 昭和39年3月6日 | 郭内 |
| | 重要文化財 (建造物) | 32 | 丹羽長重廟 | 昭和39年3月6日 平成22年6月24日(名称変更) | 円明寺 |
| | | 33 | 鈴木家住居 | 昭和56年2月16日 | 表郷番沢字椈下 |
| | | 34 | 日吉神社 | 昭和60年4月1日 | 東燕内壺南屋敷 |
| | | 96 | 鹿嶋神社神楽 | 昭和39年3月6日 | 大鹿島 |
| | 重要無形 民俗文化財 | 97 | 中ノ沢権現 梵天祭 | 昭和57年12月22日 | 表郷梁森 |
| | | 98 | 河東田 牛頭天王祭 | 昭和57年12月22日 | 表郷河東田 |
| | | 99 | 八幡宮下 熊野講 | 昭和57年12月22日 | 表郷八幡 |
| | | 100 | 堀之内 辻念仏 | 昭和57年12月22日 | 表郷堀之内 |

第3章 維持向上すべき歴史的風致

(1) 白河提灯まつりにみる歴史的風致

① 白河提灯まつりの歴史と発展

白河提灯まつりは、小峰城下・白河町の総鎮守である鹿嶋神社の例大祭である。正式には鹿嶋神社祭礼渡御祭と呼ばれ、「鹿嶋様」「提灯まつり」などとも称されている。隔年の9月の3日間開催され、昼間は旧城下町を中心とした各町内において、子供たちによって屋台山車の引き回しが行われ、夜には旧奥州街道沿いを鹿嶋神社の神輿が各町内の提灯行列によって送迎される神輿渡御が行われる。この祭礼は約350年にわたって開催されており、白河市を代表する祭礼として、町の人々に親しまれている。

ア. 鹿嶋神社の起源

鹿嶋神社は、白河市大に鎮座し、祭神は武甕槌命である。神社の草創については明らかではないが、神社本殿の後ろの甕森と呼ばれる円錐形に近い形良い小山頂上付近に露頭する大きな岩が、神社の神域・聖域で、これを神体として祀られた社が、この神社の草創であろうと考えられている（『白河市史』）。また、江戸時代の地誌『白河風土記』は、鹿嶋神社の由来について諸説をあげて考証しているが、『延喜式神名帳』に載る白河郡七座中の白河神社が、鹿嶋神社の草創であるという説を最も有力であるとしている。



鹿嶋神社の景(明治37年)

中世になると白河結城氏は、鹿嶋神社を氏神とし、武運長久を祈り、優れた多くの銅造品などの寄進を行っている。文明13年(1481)白河結城氏は当社にて連歌の会を催すなど、白河結城氏の繁栄とともに鹿嶋神社も篤く庇護された（『白河市史』）。神社は、白河結城氏の本拠となる白川城（搦目城とも呼ばれる）と阿武隈川を挟んだ北側対岸に位置していた。永禄年間（1550-1568）の記録『白河結城氏年中行事』によれば、白河結城氏当主は氏神である鹿嶋神社に毎年12月晦日から正月にかけて祈願のためにお籠もりしており、白川城と鹿嶋神社の位置や信仰上における密接な関係がうかがわれる。



現在の鹿嶋神社拝殿
(大正元年再建・背後は甕森)

江戸時代においても白河藩歴代藩主の保護のもと、小峰城下の総鎮守として家中・町人に尊崇された。『白河風土記』によれば、社家大森伊予亮、和知常陸介、別当最勝寺（真言宗）により運営が行われており、境内には三重塔、十一面観音堂、弥勒堂、別当最勝寺があり、神社参道の両側には社僧の坊が6箇所あり、1月・5月・9月には社僧により小峰城において大般若経が転読されたという。

境内には本殿・拝殿をはじめ隨身門、神楽殿、絵馬殿、宝蔵、回廊などの諸殿舎や神宮寺であった最勝寺の仏堂などが配されていたが、明治43年（1910）の火災によりほとんどの建造物は焼失し、社殿等は、大正元年（1912）に再建された。

江戸時代の建造物は、隨身門（仁王門）で桁行3間、梁間2間、入母屋造り、茅葺（現在鉄板被覆）の八脚門である。隨身門から延びる回廊は、幅1間、棟高3.5mで、左右各6間、入母屋造り、銅板葺き（もと木羽葺き）である。

また、隣接する旧神宮寺最勝寺跡には、江戸時代の建造物である観音堂、弥勒堂が所在する。観音堂は、正徳元年（1711）の建立（棟札銘文）で、方3間の屋根頂上に宝珠を載せた宝形造り、鉄板葺き（もと茅葺き）で、南側前方部に縫破風の向拝を付し、基礎は基壇上に礎石を据えて円柱を建てた構造となっている。弥勒堂は、江戸時代後期の建築と推定され、宝形造り、鉄板葺き（もと茅葺き）、前方部に縫破風の向拝を付した小振りの仏堂である。

なお、神社参道の近くには、「うたたねの森」と呼ばれる歌枕の森が所在する。『枕草紙』や『八雲御抄』にもみえ、慶長の頃までは方1町余の地に古木が生い茂る香取神社の宮地であったが、現在ではわずか数本の木立が残るのみとなっている。

イ. 祭礼の由来

鹿嶋神社祭礼渡御祭は、江戸時代の文献『東奥白河往昔之記』『白河風土記』等によれば、中世には、本社より南側に弘川という川が流れていて、その岸边に神を遷座していた。永正年間（1504～21）には白河結城氏から渡馬が出され、白河郡（現在の西白河郡）中より随兵に擬した人夫が出され、壮麗なる祭礼が執り行われていたが、天正年間（1573～92）の戦乱により祭礼が廃れ、神輿は神池の辺りまで渡御するのみとなっていたという。



鹿嶋神社隨身門と回廊



鹿嶋神社別当最勝寺観音堂（正徳元年建立）

現在の提灯まつりにつながる祭礼のはじまりは、江戸時代初期の明暦3年（1657）に白河藩主本多忠義より神社神輿（市指定重要文化財）の寄進があり、これが祭礼の始まりであるとされる。

明暦3年7月6日から8日までの3日間、城下東端の桜町に御旅所（御旅屋）を建築し、神輿の遷座、神楽祈禱を行い、「鹿嶋様」である神社神輿を渡御（渡祭）し城下総町（氏子区域）を巡幸し、各町において13～14歳の子供を屋台に乗せ、この屋台に続いて踊りを奉納したとされる。その後、寛政6年（1794）

には、祭礼日が8月3日から5日までに変更されたという。しかし、その後祭礼日はすぐに旧に復することとなった（『白河市史』）。このように、鹿嶋神社祭礼は白河藩の庇護の下に復活し、途中で中断や祭礼日の変更はされながらも、明暦3年の渡御祭復活から約350年にわたり白河市を代表する祭礼として現在に引き継がれている。

江戸時代の祭礼の様子は、白河藩より町方に出された祭礼の諸事に対し様々な規制を布達した記録から知ることができる。それらを総合すると、江戸時代の祭礼は以下のように執り行われていた。

- ① 祭礼の節には、白河藩より御供料米、初穂料等をはじめ様々な支援があると同時に、本町脇本陣や大手門前等に藩役人が詰め、祭りの監視や見回り等を実施する。
- ② 初日の夜に町人氏子町（12～13町）が桜町御旅所に集合し、鹿嶋神社神輿を迎えるため氏子町ごとに隊列（大世話、中世話、小世話、壮者等）を編成した先達・高張・元方、手提灯の提灯行列を出し、深夜に神社から桜町御旅所に神輿が遷座する。
- ③ 昼は、各氏子町が山車と踊り屋台を引き出し、奥州街道を中心に練り歩く（大手門前では順番に屋台芸を行う）。同時に神輿が氏子町の総町を渡御する。
- ④ 夜には、総町を渡御した神輿が御旅所に帰還するが、この際各氏子町ごとに提灯行列をつかって神社神輿を送迎する。
- ⑤ 最終日の夜には、神社神輿を鹿嶋神社まで各氏子町の提灯行列が送る。

江戸時代の祭礼は、以上のように神輿送迎のための夜の提灯行列、屋台・山車の奥州街道を中心とした城下運行の2つの行事が祭礼の中心となっていた。



明暦3年に本多忠義が寄進した神輿



「金屋町祭礼山車」(嘉永5年)

また、祭礼復活時から屋台は 12~13 台が出され、12~13 歳位の子供が華麗な衣装を着用し踊り芸を奉納し、家業を怠るほど芸事に夢中になるなどの傾向があったため、寛政 11 年 (1799) 白河藩から屋台数を 3~4 台まで、踊り子も 3 人を限度、衣装は木綿の類、家業も怠ることのないように等の祭礼改革が布達されている。さらに、屋台の引き回しが夜にまで及ぶこと、夜間の提灯行列の際には喧嘩や口論が起りやすい等から、藩の同心役人達がこの警備にあたっていたという。



「金屋町祭礼屋台」(嘉永5年)

ウ. 祭礼の発展

明治 11 年 (1878) 7 月 13 日、東京大森貝塚を発見したアメリカ人のエドワード・シルヴェスタ・モースは、横浜から蝦夷へ調査に向かった帰路に白河に宿泊した折、白河提灯まつりに遭遇している。その様子を『Japan Day by Day (日本その日その日)』「函館及び東京への帰還」に記している。

十時、白河の町に近づいた時、路に多数の人がいることによって、我々は何か並々ならぬことが行われつつあるのを知った。町へ入って見ると建物は皆、提灯その他いろいろな意匠の透かし画で照明されていた。旅館はいずれも満員で、我々は十時半にやっとその夜の泊を見出したが、この宿屋も満員で、また往来はニコニコして幸福な人々でぎっしり詰っていた。十一時、大行列がやって来た。人々はいずれも色鮮やかな提灯を、長い竿の上につけたり、手に持ったりしていた。この行列が隊、あるいは集団から成立していた点から見ると、これ等は恐らく各種の職業、あるいは慈善団体を代表していたのであろう。一つの群は赤い提灯、他は白い提灯……という具合であった。最も笑止なのは、場合によっては長さ三十フィート (9.14m) もある、竹竿の上につけた提灯を持って歩くことで、持っている人はそれを均衡させる丈に、全力を傾け尽すらしく思われた。彼等是一種の半速歩で動いて行き、皆「ヤス！ ヤス！」と叫んだ。行列の真中には、十数名の男が肩をかつぐ、飾り立てた華蓋 (鹿嶋神社の神輿) があった。これを運ぶのに、如何にもそれがいやいやながら運ばれるかの如く、男達のある者は冗談半分、引き戻そうとして争うらしく思われた。この景色は到底写生出来なかったが、読者は広い道路、両側に立並んだ低い一階建の日本家屋、軒の下の提灯の列、感心している人々で一杯な茶店、三味線や笛を奏している娘達、速歩で進む行列、高さ十五フィート (4.6m) の竿の上で上下する提灯、時々高さ三十フィートの竿についた提灯の一对……それ等を創造すべきである。それを見ている、唯一の外国人たる私に、過ぎて行くすべての人が目を向けたが、この大群衆中誰一人、私に失礼な目つきをしたり、乱暴なことをしたりする者はなかった。

(※文中のカッコ書きは補正のため注記したものである)

明治31年(1898)9月14日付『福島民報』に鹿嶋神社祭礼の屋台山車の引き回し、提灯まつり、人出等の様子が次のように報道されている。

◎屋台山車引下

11日午後8時頃より神輿奉迎として各町の屋台山車を悉く桜町(御旅所)に引き入れたとか、第1は愛宕町三番叟、第2は大工町兎餅搗、第3は新蔵町神武天皇、第4は横町富士号軍艦、第5は田町楠木正成、第6は年貢町天照大神、第7は□町役の行者、第8は金屋町坂田金時、第9は桜町鐘馗の山車、第10は中町、第11本町、第12新蔵町、第13天神町屋台等にして何れも12日奉納の習わしが、朝が雨天のため1日だけ日延べを為したり

この記事によれば、祭礼初日の夜午後8時頃、神輿迎えのために13町の山車と屋台が桜町御旅所まで繰り出している。そして、各町の山車飾りの様子も記されている。この年は鹿嶋神社が県社となったことを契機として普段の祭礼より大掛かりに行われたものである。続けて提灯まつりの様子も次のように報道されている。

◎提灯まつり

右屋台山車に続いて全国に有名な提灯まつりとす。斯は11日屋台山車を桜町御仮屋までに引き下げを終わりとてより、各々自町に立ち帰り提灯を用意して鹿嶋社に至り神輿奉迎するものなるが、この提灯の種類は4種類に分ち先ず、第1は先達と称して高さ6・7間位(11~13m)の提灯、次は高張提灯



白河町祭礼一覽表(明治31年)

にて高さ2間位(3.6m)、次は元方提灯とて高さ3間位(5.4m)のものなり、是に附随う世話人は右手提灯を持ち、それには大世話、中世話、小世話、壮者等の種類あり、各町とも同様なるか、これを14ヶ町合わする時は殆ど千張以上の提灯となるなり、故にその壯観なるは紙面のよく及ぶところにあらず。

以上の記事によれば、江戸時代の祭礼の形式が明治期にも継承されている様子を知ることができる。昼の山車と屋台の各町への引き回し、屋台での芝居等の興行、屋台に続く踊り、各町の大世話、中世話、小世話、壮者等の氏子町ごとの組織による先達・高張・元方・手提灯等の提灯群による夜の神社神輿の送迎である。記事は続けて人出の様子にも言及している。

◎人出

この大祭を拝観せんと近郷近在より^{いしゅう}蝟集せる人員は実に夥しく無慮4万人にも達したるべく、全町悉く人を以て埋むる計りなりし、又停車場も昇降多く互いに押し合い恰も人波を打つ有様なりしき。

祭礼の見物客は4万人に及んだという。当時の白河町の人口が約1万7,000人（明治38年）であることからすれば、町人口の倍以上の人たちが見物し、祭礼は盛況を極めていた。



新蔵町の山車古写真(明治末頃)

また、昭和3年（1928）9月14日付の『福島民報』には以下の「鹿嶋神社4日間の賑わひ」と題した祭礼記事がみられる。

昔から盛大な白河町鎮守県社鹿嶋神社の大祭は、全町を挙げての準備も12日全く整い、いよいよ13日から4日間行われる事になった。各町内思い思いの山車屋台その他の興行が開店され、近郷近在よりの人出数万人に達し、秋風吹きそむ関の白河町の4

日間は文字通りのお祭り気分（中略）13日の夜は全町14ヶ町内、大世話、中世話、壮者、幾千人が、各自高張、手提燈をかざして一大行列をなし、半里に余る道程を阿武隈の河原を渡って大沼村なる神社にお出迎えする。その光景実に火の海といふべきか、提燈の雲といふか、言外の壯観を呈するのである。14日から3日間は神輿は全町内を廻り夜は夜で更に提燈の感を呈する。これこの祭礼を提燈祭りとは称されるのである。

また、この記事に続いてこの祭礼が「儀式祭り」あるいは「喧嘩祭り」と別称される程、氏子町内における階級組織の厳しさや、町内対町内の祭礼時における作法の厳しさが書かれている。

この祭りを又は一名儀式祭りとも称され、各町には大世話、中世話、若世話、町世話、壮者の5階級に別れ其の間の別、最も厳格に守られ、若世話以上は羽織袴を着し、その他はこれを許されず、左様然らばの応対振り、各町内の交渉もかくの如くに行われ、一度に礼を失すれば直ちに揚げ足を取るといふ重箱の御年始そのものの如く、殊に町内の紋所に一度欠礼でもあり、又各町壮者間に毛程手違いでもあったものなら、それこそ上を下への大乱闘化す、これ喧嘩祭りの称ある故である、かくして一大祭典も終了を告げるといふ訳であるが、この4日間に要する費用が全町で10数万円にのぼるといふ事である。

このように、江戸時代に起源を有する祭礼は、明治・大正・昭和・平成の時代へと受け継がれ、発展し、現在の祭礼に引き継がれている。



左:天神町の先達提灯と山車
上:大工町の山車と練り子 (いずれも昭和初期)

② 白河提灯まつりの組織と祭礼

ア. 祭礼の組織

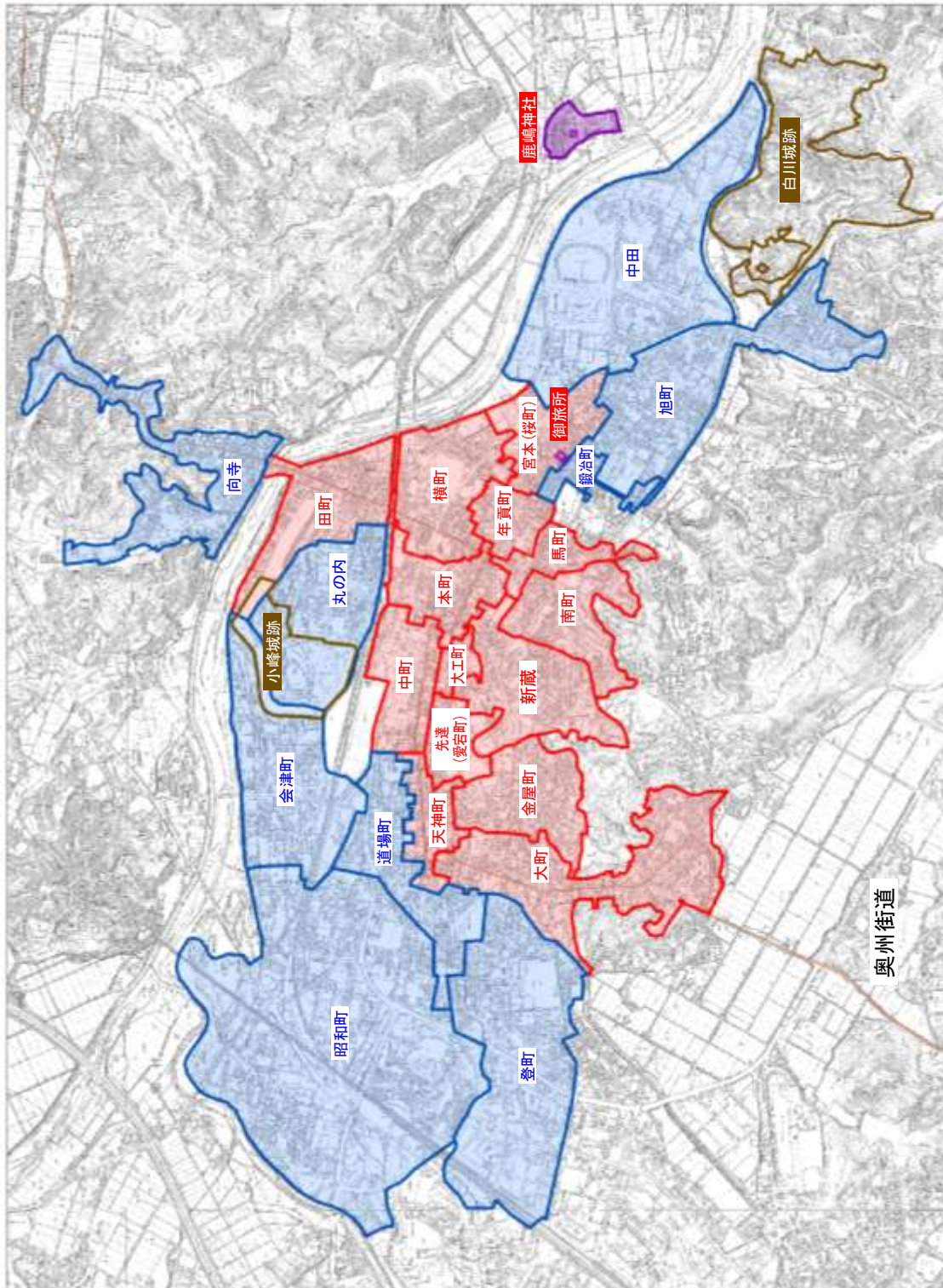
現在の祭礼の提灯行列や屋台山車を出す組織である鹿嶋神社氏子町内は、旧城下町を中心とした市街地の23町内が参加して行われている。氏子組織は、戦前までは江戸時代以来の町人町である桜町（宮本）、愛宕町（先達）をはじめ、大町、天神町、中町、本町、横町、田町、金屋町、大工町、新蔵町、南町、馬町、年貢町の14町により祭礼が執行されていたが、昭和22年（1947）にこの14町に加え、登町、昭和町、道場町、丸の内、鍛冶町、向寺の6町内がそれぞれ親町内である大町、天神町、中町、桜町、田町から独立、さらに昭和47年には、会津町が丸の内から独立、続いて昭和57年に旭町が桜町より独立、昭和63年に中田が桜町から独立し、現在の23氏子組織による祭礼が執り行われている。

祭礼は、宮本・桜町が主体となり、祭礼全体を執り行う。鹿嶋神社から一番近く、神輿の休憩所となる御旅所の所在地であることから、宮本・桜町がこの役割を担っている。先達・愛宕町は、神輿や提灯行列の警護、また提灯行列の進行責任を行う等の役割を担っている。祭礼の全体組織は、23町内氏子を基礎単位として、町内ごとに組織された元方と壮者により祭りが執行されており、元方は大世話・中世話・若世話等に分かれ、若衆による壮者は、壮長・壮者に編成され、各町の氏子組織全体が階級組織に編成されている。このような町毎に形成される氏子の組織は、日常的にも地域・町内のコミュニティ形成継続・向上の場ともなっている。

小峰城下は、「都市形成の歴史」で記述したとおり、慶長年間（1596～1615）には成立している。奥州街道沿いの城下町は、城郭の南側をカギ型（稲妻型）に取り囲むように築かれており、天神町・中町・本町・横町・田町の通り五町を骨格とし、これに棚倉・石川街道沿いに年貢町・桜町、通り五町の南側に金屋町・愛宕町・大工町・新蔵町、江戸へ通じる街道筋に大町（新町）等を配した。この400年前の都市の骨格となる街路区画等はそのままの姿で現在に引き継がれており、祭礼はこれらの旧城下町を舞台に繰り広げられる。

また、鹿嶋神社の祭礼は、これらの町人町を氏子組織として運営されている。鹿嶋神社から桜町の御旅所までは約1.7km離れており、神輿が御旅所に遷座した後は、ここを起点として氏子町の総町を渡御する総町渡御が繰り広げられる。祭礼2日目昼は、宮本・桜町の町内渡御から始まり氏子町内を渡御しながら、大町・九番町の江戸口にあたる城下南端まで神輿が移動し、夜に各町の提灯行列に送迎されながら御旅所に帰還する。3日目昼には、御旅所から城下北端の向寺までの総町を渡御し、夜には鹿嶋神社へ帰還する。

鹿嶋神社祭礼(白河提灯まつり)組織範圍圖



イ. 祭礼の行事と準備

祭礼の主な年間行事については、町内により違いはあるものの金屋町を例にすれば、別表のような祭礼準備等を含めた年間行事がある。年が明け厳冬期の2月頃になると、各町の先達・高張提灯の竹竿に使用する10m前後の竹を山に入って伐採し、これを何日間も乾燥させる作業が各町において始められ、これが一年を通じた諸行事、祭礼の準備作業の開始となる。竹竿は各町ごとに長さや作り方も違い、各町の伝統を引き継ぎ様々な工夫がなされている。

屋台山車でのお囃子などの準備は、本番に向けて2ヶ月以上の練習を行う町内もあり、各町の子供たちも夏休みに入るとお囃子の太鼓練習を始める。太鼓を叩く速さやお囃子は、町ごとに特徴があり、子供たちが一生懸命に練習する姿は今も昔も変わらず、8月に入ると、23町が一斉にお囃子、先達提灯の練習を始め、町の至る所から笛と太鼓のお囃子が聞こえ、夜間の路上においては、先達提灯を持った各町の先達の練習する姿が見られ、町中が祭りの準備一色の状況となり、白河の夏の風物詩といえる。



太鼓の練習風景



法被を着て屋外にて練習



屋台の屋根組み立て準備



屋台の組み立て準備



先達提灯の練習風景



同 練習風景

平成21年度金屋町氏子会事業報告

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

| 開催年月日 | 事業名称 | 事業内容 |
|----------------|-------------|---------------------|
| 平成21年 2月22日(口) | 壮者 | 先達竿採取・乾燥 |
| 平成21年 4月25日(土) | 壮者三役会議 | 壮者役付決定 |
| 平成21年 5月16日(土) | 社長会議 | 鹿嶋神社禊人祭内容協議 |
| 平成21年 5月18日(月) | 監査会 | 平成20年度事業報告・収支決算書 |
| 平成21年 5月22日(金) | 大世話人会 | 平成20年度事業報告・収支決算書 |
| 平成21年 5月30日(土) | 提世話会議 | 平成21年度事業計画(案)・予算(案) |
| 平成21年 6月 6日(土) | 世話人会 | 鹿嶋神社禊人祭内容協議 |
| 平成21年 6月12日(金) | 定期総会 | 平成21年度役員について協議 |
| 平成21年 6月20日(土) | 第2回壮者三役会議 | 平成20年度事業報告・収支決算書 |
| 平成21年 7月17日(金) | 大世話人会 | 平成21年度事業計画(案)・予算(案) |
| 平成21年 7月18日(土) | 第2回壮者会議 | 鹿嶋神社禊人祭準備日程について |
| 平成21年 8月 1日(土) | 壮者回覧 | 鹿嶋神社禊人祭について |
| 平成21年 8月 2日(日) | 氏子会臨時総会 | 鹿嶋神社禊人祭準備日程について |
| 平成21年 8月 8日(土) | 第3回壮者会議 | お囃子・高張り・菓子券申込書配布 |
| 平成21年 8月22日(土) | 大世話人会 | 鹿嶋神社渡祭禮 役付決定 |
| 平成21年 8月31日(月) | 壮者 | お囃子練習開始・先達練習開始 |
| 平成21年 9月 2日(水) | 提灯祭り合同打合せ | 軒花売り・菓子券配布 |
| 平成21年 9月 5日(土) | 渡祭禮に伴う募金委員会 | 神社・各町代表・警察・学校による協議 |
| 平成21年 9月 6日(日) | 鹿嶋神社 渡祭禮 | 委嘱状授与・日程・注意事項等協議 |
| 平成21年 9月13日(日) | 鹿嶋神社 渡祭禮 | 壮者会所開き 総代・世話人出席 |
| 平成21年 9月18日(金) | 鹿嶋神社 渡祭禮 | 渡祭禮費募金活動開始 |
| 平成21年 9月19日(土) | 鹿嶋神社 渡祭禮 | 山車組立 |
| 平成21年 9月22日(火) | 鹿嶋神社 渡祭禮 | 御旗場設営・元方会所開き |
| 平成21年 9月27日(日) | 鹿嶋神社 渡祭禮 | 募金委員会反省会・山車組立 |
| 平成21年11月13日(金) | 臨時監査会 | 神輿組立・前夜祭(町内渡御) |
| 平成21年11月22日(日) | 大世話人会 | 渡祭禮初口(19日～21日)詳細別途 |
| 平成21年11月23日(月) | 総町参会 | 御旗場収納・壮者御口待 |
| 平成21年12月13日(日) | 臨時総会 | 元方御口待 |
| 平成21年12月31日(木) | 鹿嶋神社 定例会 | 禮大祭収支決算 |
| 平成22年 1月 3日(日) | 鹿嶋神社 定例会 | 祭礼決算・壮者上申書・その他協議 |
| 平成22年 1月17日(日) | 鹿嶋神社 定例会 | 禮大祭について・新穀感謝祭 |
| 平成22年 2月 7日(日) | 鹿嶋神社 定例会 | 次年度祭禮協議(居祭禮に決定) |
| 平成22年 2月17日(水) | 鹿嶋神社 定例会 | 収支決算報告・総町参会結果報告 |
| 平成22年 4月 6日(火) | 監査会 | 年末年始の諸行事・その他 |
| 平成22年 4月 8日(木) | 大世話人会 | 大 祓 総代出席 |
| | | 元始祭 総代・副総代出席 |
| | | 節分祭 |
| | | 大大神祭 総代・副総代参列 |
| | | 祈年祭(表彰対象者無し) 総代出席 |
| | | 平成21年度収支決算 |
| | | 平成21年度事業報告・収支決算書 |

※世話人会(大世話・中世話・若世話・提世話・社長)

ウ. 提灯まつりの祭礼行事

白河提灯まつりの祭礼行事は、隔年の9月中旬の3日間にわたり、旧城下町を中心とする町全体を舞台として繰り広げられる。

鹿嶋神社祭礼渡御祭（白河提灯まつり）行程

大祭第一日

提灯行列（渡御行程：鹿嶋神社から御旅所まで）

| 時刻 | 祭礼行事 | 詳細内容 |
|---------------------|------------------------|--|
| ～朝 | 提灯奉納 | 神意を慰め、祭礼を賑やかにするため、神社に「町印」が書かれている高張りの提灯を捧げる。 |
| 午後3時00分 | 総代世話人 参集殿集合 | 総代は袴、ハッジ、世話人は羽織、袴着用。 |
| | 祭典執行 | 鹿嶋神社神楽、玉串奉奠、浦安の舞等が行われる。 |
| 午後5時00分 | 遷座祭 | 祓詞、修祓、斎主の祝詞奏上後、神職により本殿から祭神（武甕槌命：たけみかづちのみこと）の御霊を鹿嶋神社の神輿へ遷す。 |
| | 禊祓祭 | 町内渡御のために神社神輿が出発するときの儀式。 |
| 午後4時00分～ 午後5時30分 | 23町宮入 | 御旅所（おたひしょ）までお供するため、23町の氏子（総勢5,000人以上）が御輿20基と共に宮入り。 |
| 午後5時30分 | 宮入終了 | 神社に到着後、各町毎に宮本（桜町）へ報告。各町が鹿嶋神社に集合。 |
| 午後6時00分 | 渡御出発準備 | 神官より神輿が宮本（桜町）に預けられた後、神輿を供奉する横町・田町に渡され、出発の準備が行われる。神輿の安全のために白布で「ぎり巻」をし、長時間の供奉行列によっても動揺しないように、強力な装備がなされる。「ぎり巻」の作法は、口伝により引き継がれている。 |
| | 先達出発 | 先達（せんだつ）が拍子木の高らかに響き渡る中、鹿嶋神社を出発。※行列の隊形は、各町内とも先達筆頭竿頭提灯を先頭に、高張り提灯、手提灯を掲げた壮者により担がれる町内御輿、各町世話人が階級の書かれている手提灯を持ち、最後に元方提灯が壮長に守られて位置する。 |
| 午後7時00分 | 神社神輿出発 | 神輿は神社を出発後、阿武隈川を渡河（清流で清められる）し、中田、旭町、桜町（宮本）町内を経由し、休息所となる御旅所まで各町内の御輿・提灯に送迎されながら、渡御する。 |
| 午後8時30分 | 着輿祭（神社 神輿御旅所 到着） | 神輿が御旅所に到着。神輿の引き渡しの行事が行われる。神輿を供奉した横町・田町から宮本（桜町）へと渡された後、お祓い、神楽、玉串奉奠等が行われる。各町においては、互いの到着を確認し報告し合う札廻りが行われ、この後、各町は渡御順に帰町となる。 |

大祭第二日

町内渡御（御旅所から上方部町内）

提灯行列（渡御行程：九番町から御旅所まで）

| 時刻 | 祭礼行事 | 詳細内容 |
|---------|------------------------|--|
| 午前6時30分 | 禊祓祭（各町 総代御旅所 集合） | 神職・各町総代が御旅所に集合（袴、ハッジ、一文字笠着用）。各町の総代により、禊祓祭等の神事が行われる。代表の先達総代の玉串奉奠後、同総代より挨拶及び一日の行事に対して指示が行われる。 |
| 午前7時00分 | 神輿出発 | 神輿が御旅所を出発し、各町を渡御する。各町では、それぞれ壮長クラスが袴姿で神輿を供奉し、その前後を各町の総代、神官、それぞれの町内の世話人等に取り囲まれながら厳粛に町内を渡御し、夜の出発地となる大町（九番町）まで運行される。 |
| | 町内渡御引継 | 神輿が、各町から各町へと運ばれる際に、町内境で次町に引継ぐ時に儀式が行われる。この儀式は各町へ入る前に、神輿を宮本（桜町）から預けられ、町内を出る際に、神輿を宮本（桜町）へと戻し、次町へ引き継いでいくものである。渡御中、各町内には、御旗場が設けられ、神楽等の神事が奉納される。 |
| 午後3時30分 | 神輿到着 | 神輿が各町を渡御し、夜間の出発地となる大町（九番町）に到着。 |
| 午後4時30分 | 神輿出発準備 | 宮本（桜町）から、神社神輿を供奉する大町に神輿が渡される。神輿は大町により、安全のために白布で「ぎり巻」をし、長時間の供奉行列によっても動揺しないように、強力な装備がなされる。「ぎり巻」の作法は、口伝により引き継がれており、前日の横町・田町とは異なる。 |
| 午後5時00分 | 各町九番町 集合 | 各町は、出発地に到着後、宮本（桜町）へ報告を行う。全町が九番町に集合したことを宮本より先達が受けると、各町の札廻りが始まる。 |
| 午後5時30分 | 先達出発 | 札廻りの行事が終了すると先達は、定められた時間に九番町を出発し、拍子木を合図に、提灯行列が始まる。この日は、大町（九番町）を出発し、天神町、中町、本町、年貢町、桜町（宮本）の旧奥州街道（現在の国道294号）沿を経由し、各町内の御輿・提灯に送迎されながら、御旅所まで運行される。 |
| 午後8時00分 | 御旅所に神 輿到着 | 神輿は到着後、大町から宮本（桜町）に渡される。安置された神輿の前では、前日と同様、神事が行われ、各町の札廻りが行われる。これが終了した後、各町は渡御順に帰町となる。 |

大祭第三日
町内渡御（御旅所から下方部町内）
提灯行列（渡御行程：向寺から鹿嶋神社まで）

| 時刻 | 祭礼行事 | 詳細内容 |
|---------|--------------------|---|
| 午前7時00分 | 拜輿祭 (各町総代御旅所集合) | 前日と同様の行事が、御旅所で行われる。 |
| 午前7時30分 | 神輿出発 | 神輿は、御旅所を出発し、前日とは異なる町内を巡幸し、町内境では、町内渡御引継、御旗場で神事等が行われ、夜の出發地となる向寺まで運行される。 |
| 午後4時00分 | 神輿到着 | 神輿が各町を渡御し、提灯行列の出發地となる向寺に到着。各町の御輿が揃う間、向寺の休憩所に安置される。 |
| 午後4時30分 | 各町提灯向寺集合(神輿出發準備) | 神輿は、宮本（桜町）から神輿を供奉する横町・田町に渡され、神輿の準備が行われる。 |
| 午後5時00分 | 先達出發 | 前日と同様、各町の札廻りが終了し、定められた時間になると先達（愛宕町）の拍子木を合図に出発する。最終日は、向寺を出発し、田町、横町、本町、年貢町、桜町、旭町、中田等の旧奥州街道（現在の国道294号）沿いを經由、阿武隈川を渡河（清流で清められる）し、各町内の御輿・提灯に送迎されながら、鹿嶋神社へと帰られる。 |
| 午後8時30分 | 神輿鹿嶋神社到着 | 神輿が無事、神社におさめられると、横町・田町から宮本（桜町）に対し、神輿の引渡しが行われる。その後、宮本は神官に対し、無事神輿が到着した事をつげ神輿を神社に返還する。この後、神輿が無事に到着したことを神に報告する『遷座祭』、御神体を本殿に安置する儀式『安置の式』等の神事が行われる。 |
| | 祭礼終了 | 最後の宮本の御輿が到着し、先達に全町が到達したことを報告する。報告を受けた先達が札廻りを始めると、各町も一斉にこの行事を始める。祭事の全てが終了し、点呼により全町総代の出席を確認したのち「全町お手打ち」の行事が行われ、三日間の祭礼行事が終了する。この日は、神社から遠い町内の順で帰町となる。 |

祭礼中における提灯行列の順番及び総町渡御の巡幸町内については、下記のとおり。

1日目、3日目の提灯行列順

1.先達（愛宕町）⇒2.大工町⇒3.新蔵町⇒4.本町⇒5.南町⇒6.年貢町⇒7.馬町⇒8.中町⇒9.横町・田町⇒10.大町⇒11.金屋町⇒12.天神町⇒13.昭和町⇒14.向寺⇒15.鍛冶町⇒16.道場町⇒17.丸の内⇒18.登町⇒19.会津町⇒20.旭町⇒21.中田⇒22.宮本（桜町）

2日目の総町渡御巡幸町内（御旅所より上方部）

1.宮本（桜町）⇒2.年貢町（八百屋町）⇒3.馬町⇒4.南町⇒5.新蔵町⇒6.大工町⇒7.先達（愛宕町）⇒8.金屋町⇒9.天神町⇒10.道場町⇒11.昭和町⇒12.登町⇒13.大町

2日目の提灯行列順

1.先達（愛宕町）⇒2.大工町⇒3.新蔵町⇒4.本町⇒5.南町⇒6.年貢町⇒7.馬町⇒8.中町⇒9.大町⇒10.横町・田町⇒11.金屋町⇒12.天神町⇒13.昭和町⇒14.向寺⇒15.鍛冶町⇒16.道場町⇒17.丸の内⇒18.登町⇒19.会津町⇒20.旭町⇒21.中田⇒22.宮本（桜町）

※3日目の総町渡御巡幸町内（御旅所より下方部）

1.宮本（桜町）⇒2.鍛冶町⇒3.旭町⇒4.南町⇒5.中田⇒6.横町⇒7.本町⇒8.中町⇒9.会津町⇒10.丸の内⇒11.田町⇒12.向寺

※3日目の帰町順

1.登町⇒2.大町⇒3.昭和町⇒4.道場町⇒5.金屋町⇒6.天神町⇒7.会津町⇒8.中町⇒9.先達（愛宕町）⇒10.大工町⇒11.新蔵町⇒12.丸の内⇒13.向寺⇒14.田町⇒15.横町⇒16.南町⇒17.馬町⇒18.本町⇒19.年貢町⇒20.鍛冶町⇒21.旭町⇒22.中田⇒23.宮本（桜町）

エ. 祭礼1日目

祭礼1日目は、宮本である桜町が、神社神輿を鹿嶋神社より借り受けることから始まる。この日は、神社神輿が、23町の提灯送迎により神輿の休息所となる桜町の御旅所まで渡御することになる。

1日目の午後3時に23町の鹿嶋神社氏子総代と世話人が袴と羽織・袴姿で鹿嶋神社参集殿に集合し、祭礼が始まる。その後、「神楽」「浦安の舞」等が奉納され、御神体を神輿に遷す「遷座祭」が行われ、神官から神輿が宮本である桜町に預けられる。これらの儀式は鹿嶋神社社殿内で執行される。これと併せて午後5時30分までには、神輿を提灯行列で迎えるため23町の氏子約5,000人以上が神社境内に宮入する。神輿の神社出発のための「発輿祭」が行われ、午後6時には拍子木が高らかに響き渡る中、先達である愛宕町を先頭に23町内の提灯行列が横町・田町が担ぐ神輿を中央にして隨身門をくぐり出発する。神池にかかる太鼓橋を渡り、参道を出て阿武隈川を渡河し、桜町の御旅所に午後8時30分頃到着する。神輿が御旅所に到着後、「着輿祭」等の神事が行われ、神輿は御旅所に安置され、1日目は終了する。



遷座祭での鹿嶋神社神輿(1日目)



鹿嶋神社遷座祭の行われる時の神前(同)



遷座祭を終えて提灯行列の出発(同)



神社太鼓橋を渡御する神社神輿(同)

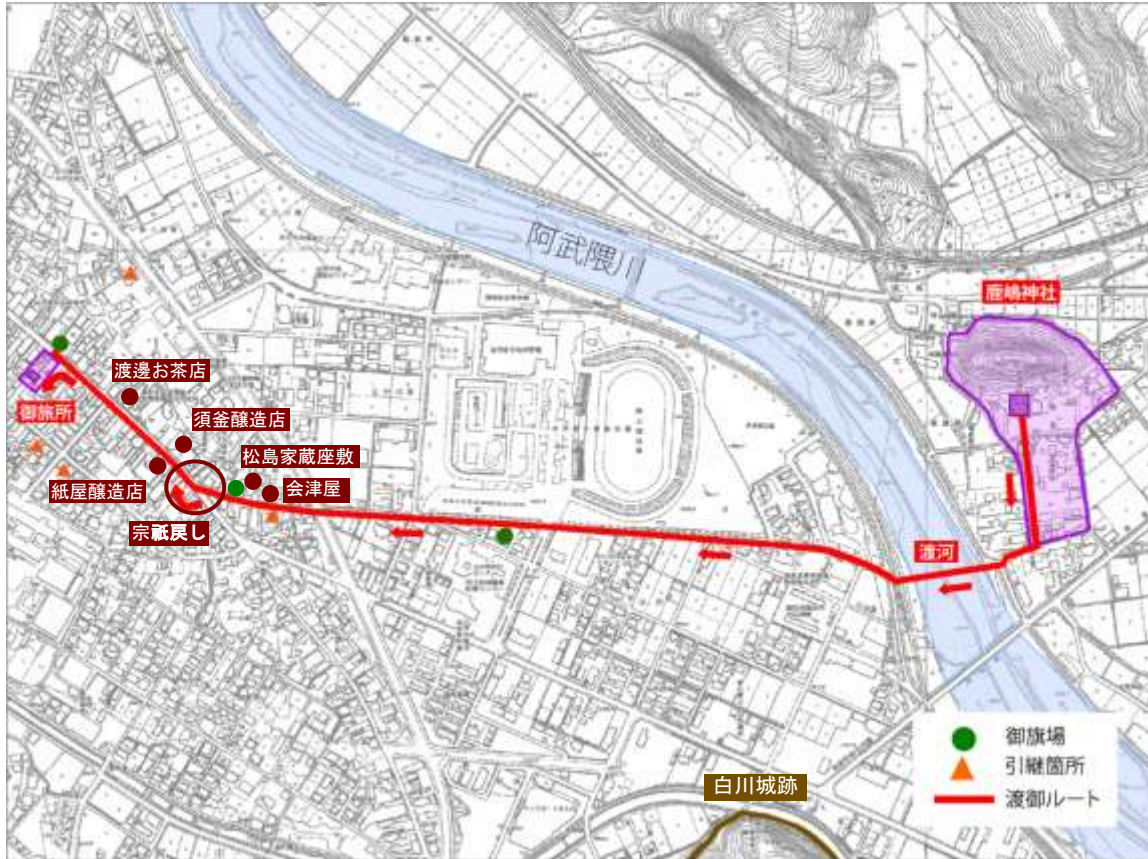


阿武隈川を渡河する神社神輿(同)



宮本・桜町に所在する御旅所

祭礼1日目夜 渡御ルート



1日目と3日目に祭礼の舞台となる鹿嶋神社の由緒等については前述のとおりであり、古代から遅くとも中世前期には現在地に鎮座していたと考えられる。1日目、神輿が神社から出発する時と3日目に神社へ帰還する時、神輿は阿武隈川を渡河する。祭礼の由来でも述べたが、中世まで神社南側に弘川という川が流れており、この岸に神輿が遷座していたという。弘川は禊の地としての川であったろうと考えられる。江戸時代に祭礼が復活し、川向の城下へ神輿を遷座させる必要から、阿武隈川を神輿が渡る必要が生じた。この渡河は神輿を担ぐ勇壮な場面として、祭礼の大きな見せ場の一つとなっている。



江戸時代「奥州白河城下全図」

江戸時代「桜町絵図」にみえる「御旅所」

御旅所の置かれる桜町は、江戸時代の小峰城下の東端の町である。室町・戦国期には、城下へは桜町から城下に入っていたと考えられている。桜町のはずれには石川街道と棚倉街道に分岐する追分があり、通称「宗祇戻し」と呼ばれ、室町時代の連歌師である飯尾宗祇が白河結城家中の連歌レベルが余りに高いのに驚いて、この追分から引き戻ってしまったとの伝承がある。桜町は、町人町では鹿嶋神社に一番近接した町で宮本と呼ばれており、祭礼において神社神輿を神社より借り受ける総責任町であり、祭礼を執り行う町である。このようなことから、桜町には鹿嶋神社の神輿の城下渡御の際の拠点として御旅所が置かれたものと考えられる。なお、御旅所の社殿は近年建直されたものである。

1日目の神輿渡御のルート沿いの桜町には、味噌・醤油等を製造する老舗の歴史的建造物が通りの両側に立ち並ぶ。紙屋醸造店は、古くからの老舗で、大正10年(1921)建築の切妻・平入りの店構えの建造物で、店内は奥の醤油蔵へと続く土間空間が広がっている。店の隣には漆喰の蔵が並立するように配置され、内部は蔵座敷となっている。この向かい側には明治3年(1870)建築の須釜醸造店の切妻・平入りの店と、通りに面して文化13年(1816)建築の長い蔵が立ち並んでいる。また、上の片野屋呉服店は、昭和38年建築の蔵造りの伝統的な店構えで、奥には天保年間(1830~44)建築の蔵が立ち並んでいる。

同じくルート沿いの旭町には、明治期の建築で、床の間や違い棚、優れた匠の技術を施した建具等を備えた松島家蔵座敷や、明治期から大正期にかけて建築、増築された会津屋の主屋が立ち並んでいる。



左: 紙屋醸造店
右: 須釜醸造店
(いずれも桜町)





左:上の片野屋
呉服店
右:渡邊お茶店
(いずれも桜町)



左:松島家蔵座敷
右:会津屋
(いずれも旭町)



オ. 祭礼2日目

祭礼2日目は、早朝より神輿の総町渡御が行われる。桜町御旅所で一泊した神輿をこの日より2日間かけて氏子の総町を渡御する。2日目の総町渡御は、桜町御旅所がある下方部から中方部を通り上方部までの旧城下町南側の各町内を神輿が巡幸する。神輿は、下方部の桜町、年貢町、馬町、中方部の南町、新蔵町、大工町、愛宕町(先達)、上方部の金屋町、天神町、道場町、昭和町、登町を経て大町(九番町)までの13町内を渡御する。神輿は、各町内の氏子により供奉され、町から町へと神輿が渡御される。この際、町境にて「町内渡御引継」が行われる。この儀式は、各町へ入る前に、神輿を宮本・桜町から預けられ、町境を出る際に、神輿を宮本・桜町へと戻し、次の町へ引き継ぐものである。また、祭礼中、各町内には「御旗場」が設けられ、この旗場を神輿が通過する際には、神楽奉納等の神事が執り行われる。



御旗場での神事

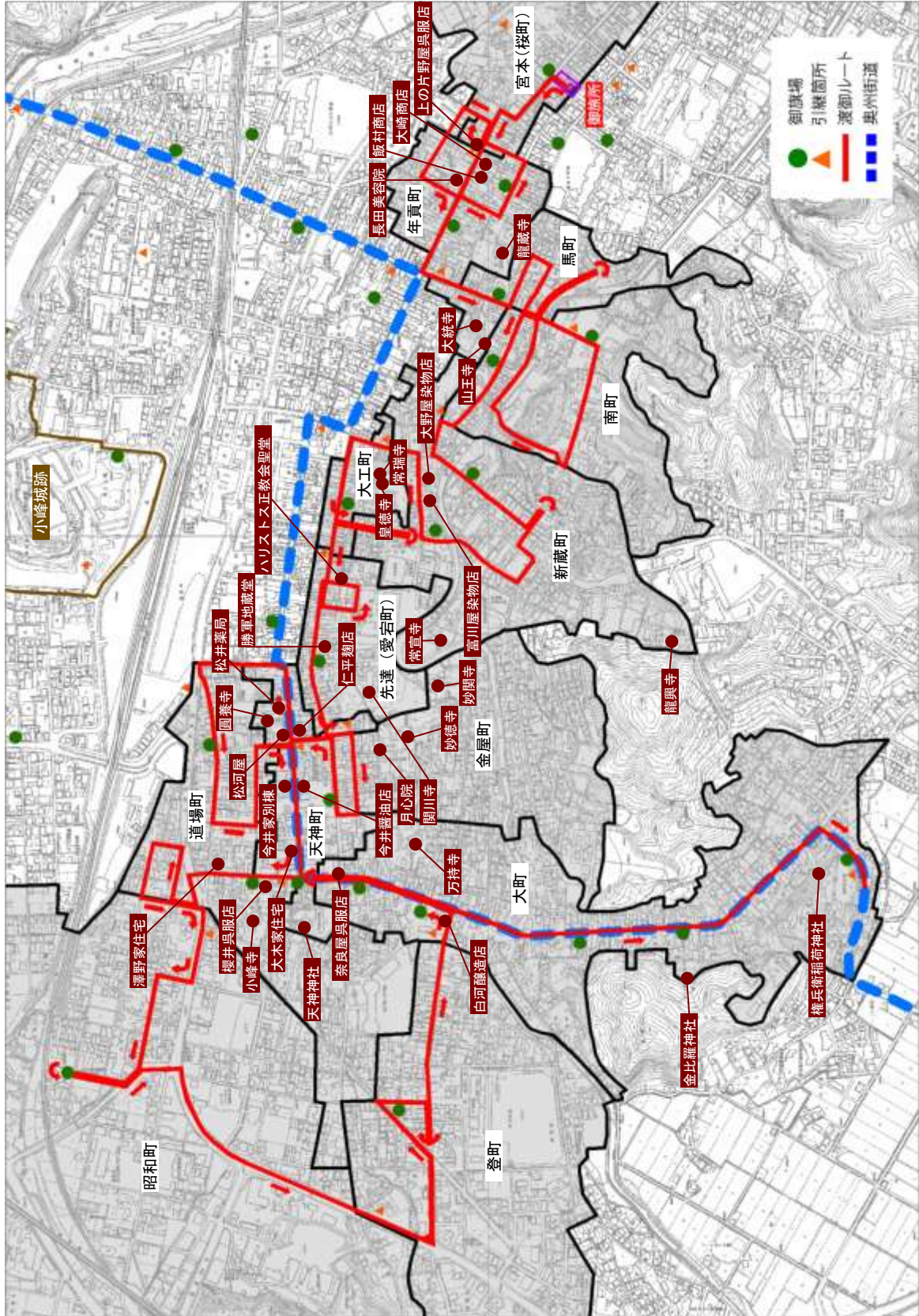


総町渡御



神輿引継ぎの様子

祭礼2日目 屋敷町渡御ルート



2日目の総町渡御は、旧城下町の町人町の中でも下方部、中方部、上方部を通るルートである。このルート沿いには多くの寺社が所在し、旧城下町エリアには現在でも18寺院が所在し、多くの文化財を伝えている。

下方部の桜町・年貢町・馬町は江戸時代以来の町人町で、年貢町・桜町は石川街道沿道の両側町である。年貢町には真言宗豊山派の古刹である龍蔵寺が所在し、重要美術品の銅鐘が伝来している。これは元禄4年(1691)に白河藩主松平(奥平)忠弘が寄進したもので、「奥州いぼなしの鐘」として知られている。また、通り沿いには、明治期から昭和期に建築された伝統的な切妻平入りの飯村商店や大崎商店、白河石を用いた全面石造りで大正期のモダンなデザイン設計で建築された長田美容院、醸造蔵が連担するヤマボシ醤油店などの歴史的建造物もみられる。馬町には臨済宗妙心寺派大統寺、天台宗山王寺などが寺院群を形成している。



左:大崎商店
右:飯村商店
(いずれも年貢町)



左:長田美容院
右:ヤマボシ醤油店
(いずれも年貢町)



中方部の南町・新蔵町・大工町・愛宕町も江戸時代以来の町人町で、奥州街道の南側に並行する裏通りの職人が多く集住した町である。新蔵町内には袋町という染物屋が立ち並ぶ通りがある。ここには明治・大正期に建築された富川屋染物店、大野屋染物店の伝統的な店や蔵が所在し、現在も藍染め等の染織作業風景が見られる。また、大工町には浄土真宗本願寺派常瑞寺、臨済宗妙心寺派皇徳寺、愛宕町には曹洞宗関川寺、新蔵町には浄土宗常宣寺、黄檗宗龍興寺など多くの寺院群がこの方部に集中する。さらに、愛宕町には大正4年(1915)建築の正八角形のドームと白い壁に特徴を持つビザンチン様式のハリストス正教会聖堂、正徳2年(1712)に鑄造された地蔵菩薩坐像を安置する天明5年(1785)の建立の勝軍地藏堂が所在する。



左:大野屋染物店
右:富川屋染物店
(いずれも新蔵町)



上方部は、金屋町・天神町・道場町・昭和町・登町・大町（一番町・二番町・三番町・七番町・九番町）の町で、ほとんどが江戸時代以来の町人町で、大町と天神町は奥州街道沿いの両側町であり、昭和町・登町は江戸時代の武家屋敷地に相当するエリアである。金屋町には日蓮宗妙閑寺、浄土真宗大谷派妙徳寺、曹洞宗月心院、天神町には真言宗豊山派圓養寺、町名の由来となる天神神社、大町には曹洞宗万持寺、金比羅神社、権兵衛稻荷神社、道場町には時宗小峰寺など寺社群が所在する。大町・一番町には呉服店である奈良屋の大正2年（1913）に建築された蔵造りの店が、当時植えられた松とともに城下町の風情を伝えている。大町・二番町には明治期に建築された店舗・主屋とその奥に江戸期から明治期にかけて建築された蔵が連担する白河醸造店（藤屋）が所在する。天神町の通りには、江戸後期・明治中期に建築された切妻平入りの伝統的な町屋建築と袖蔵を有する今井醤油店とその別棟をはじめ、伝統的な町屋建築で江戸時代の趣を伝える仁平麴店、旧奥州街道に面する蔵を先頭に明治期の蔵が連担する松井薬局、明治期に建築された主屋と蔵を有する松河屋、白壁に囲まれ明治期に建築された複数の蔵と中庭が特徴的な大木家住宅が所在し、旧奥州街道の趣を今に伝えている。道場町及び道場小路には、大正期に建築された切妻平入りの店蔵を有する櫻井呉服店、蔵が奥に連担し白河の特徴的な短冊形の敷地割を色濃く伝える澤野家住宅が所在する。このように、2日目の総町渡御ルートには、江戸後期から昭和初期に建築された商家の店や町屋、蔵などの歴史的建造物が多く立ち並んでいる。



勝軍地蔵堂(愛宕町)



奈良屋呉服店(大町・一番町)



白河醸造店(藤屋)(大町・二番町)



松井薬局(天神町)



今井醤油店(天神町)



今井家別棟(天神町)



仁平麴店(天神町)



松河屋(天神町)



大木家住宅(天神町)



櫻井呉服店(道場町)



澤野家住宅(道場小路)

カ. 祭礼 2 日目夜

2 日目の総町渡御は桜町御旅所より上方部の 13 町を渡御し、午後 3 時 30 分頃に大町（九番町）の南端九番町の御旗場まで渡御し、神輿は夕方までここに安置される。午後 4 時 30 分、神輿が御旅所に帰還するための神輿出発の準備が開始される。この日は神輿を供奉して担ぐ大町に宮本・桜町から神輿が引き渡される。午後 5 時 30 分、先達・愛宕町の拍子木を合図に前日に引き続き神輿を送迎する 23 町内による提灯行列が御旅所に向けて出発する。大町（九番町、七番町、三番町、二番町、一番町）、天神町、中町、本町、年貢町、桜町の旧奥州街道（現在の国道 294 号）沿いを 23 町内の提灯行列に送迎されながら御旅所まで運行され、午後 8 時頃到着する。1 日目と同様、神輿到着後に神事、札廻り等が行われ、安置される。

このルートは、江戸時代の奥州街道の江戸口から城下を通るルートで、沿道の天神町、中町、本町は、通り五町と呼ばれた城下の中核的な町であり、現在も多くの歴史的建造物の老舗や町境ごとにカギ型に屈折する街路遺構がみられ、神輿運行の見せ場の一つになっている。

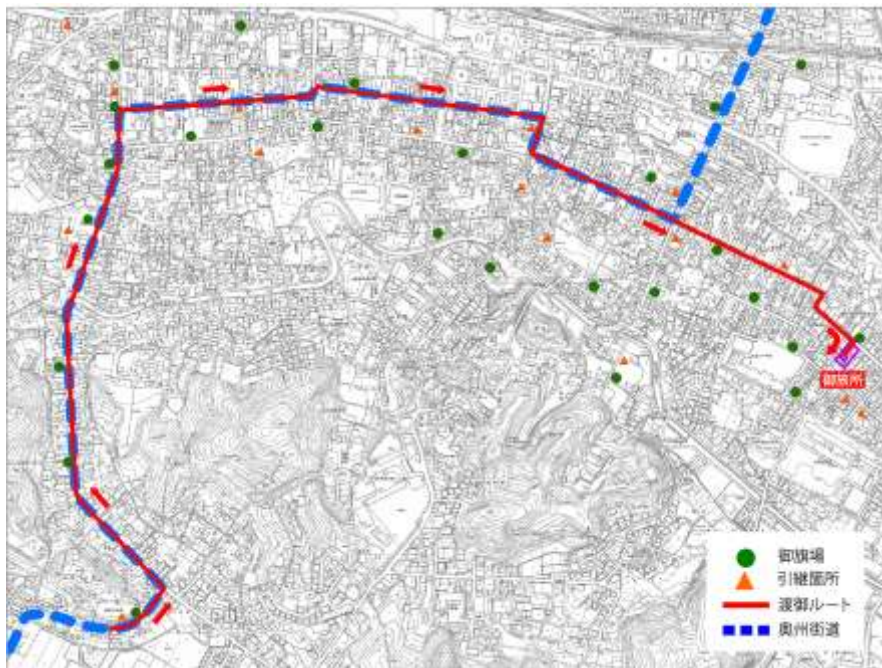


神社神輿の提灯行列



先達・高張・元方提灯行列

祭礼 2 日目夜 渡御ルート



キ. 祭礼3日目

祭礼3日目は、2日目と同様、早朝から桜町御旅所で神事が行われ、総町渡御が行われる。3日目の総町渡御は、桜町御旅所のある下方部から中方部の町を巡幸する。午前8時、神輿は御旅所を出発し、下方部の鍛冶町、旭町、中田、中方部の横町、本町、中町、会津町、丸の内、田町を經由し、夜の提灯送迎の出発地となる向寺までの11町内を渡御する。この日も神輿は各町の氏子により供奉され、各町では御旗場にて神事が執り行われ、町境では町内渡御引継が行われる。

3日目の総町渡御ルートとなる中方部の横町、本町、中町、田町は江戸時代以来の町人町であり奥州街道沿いの城下町で、天神町とあわせ通り五町と呼ばれていた。

本町は、江戸時代には奥州街道白河宿として50軒程の旅籠が軒を連ねていた町で、江戸に向けて参勤交代する東北や越後の諸藩大名が宿泊する本陣、脇本陣が置かれていた。江戸時代に白河藩が祭礼全体の監視を目的とした詰め所として使用していた本町脇本陣柳屋旅館の蔵座敷は、幕末の戊辰戦争の時に新撰組隊士約100人が宿泊した場所でもあり（『島田魁日記』『中島登覚書』ほか）、明治14年（1881）には明治天皇が東北巡幸の際に宿泊し、玉座（書院）や御膳水井戸などが保存されている。また、柳屋旅館本館の建物は明治期の勸工場（百貨店建物）として改修された歴史的建造物で、明治期の疑洋風建築様式が残されている。

また、渋木茶舗店、菓子舗玉家等は江戸時代から続く老舗の商店で、明治・大正期に建築された伝統的な切妻・平入り格子の町屋造りとなっている。このほか、旧奥州街道沿いとその周辺には、中庭を中心として明治期に建てられた主屋と蔵が織りなす景観が特徴的な亀平商店、重厚なせがみ造りで、地上三階、地下一階を有する明治期には珍しい構造の遠藤家住宅、切妻平入りの伝統的町屋建築の根本家住宅、昭和初期の建物で当時の姿を色濃く残す旧神齒科医院などの歴史的建造物が所在する。



旧脇本陣柳屋旅館・勸工場建物(本町)



旧脇本陣柳屋旅館蔵座敷入り口部分



菓子舗玉家(本町)



洪木茶舗店(本町)



亀平商店(本町)



遠藤家住宅(本町)



根本家住宅(本町)



旧神齒科医院(馬町裏)

中町の白河駅舎に隣接して所在する小峰城三の丸跡の道場門遺構は、宝永7年(1710)7月の『白河藩記録』によれば、神社神輿渡御ルートとなっていた門の遺構である。道場門は、小峰城三の丸から道場小路武家屋敷に通じる門であり、市街地に残された城郭遺構としても貴重なものである。道場門遺構の北側には東北本線の線路が走り、東側には白河駅舎が所在し、これは大正10年(1921)に建てられた木造平屋建ての洋風建築で、ステンドグラス、赤瓦などに特徴を持つ歴史的建造物である。



道場門遺構航空写真



大正建築の白河駅舎(旧三の丸所在)

駅舎から東北本線を潜ると丸の内町内会地区となり、史跡小峰城跡が所在する。江戸時代の城郭遺構二の丸にはほぼ相当する区域は芝生広場として公園的利用がなされ、本丸部は石垣と水堀に取り囲まれ、三重櫓や前御門が当時の絵図に基づき忠実に木造復元されている。



史跡小峰城跡芝生広場(二の丸)



本丸を取り囲む水堀(蛇の尾堀)

中町の旧奥州街道沿線には、歴史的建造物が数多く残されている。伝統的な切妻・平入りの商家造りや蔵造りの建物が随所にみられ、中でも大谷家住宅、相楽薬局店は、伝統的な蔵造りの商家で、いずれも明治から大正期に建築された歴史的建造物である。

また、横町では、明治期に建てられた蔵が複数所在する大谷家住宅や、古くからだるま製造業を営む渡辺だるま店などの歴史的建造物が通りに面して所在している。



大谷家住宅(中町)



相楽薬局店(中町)

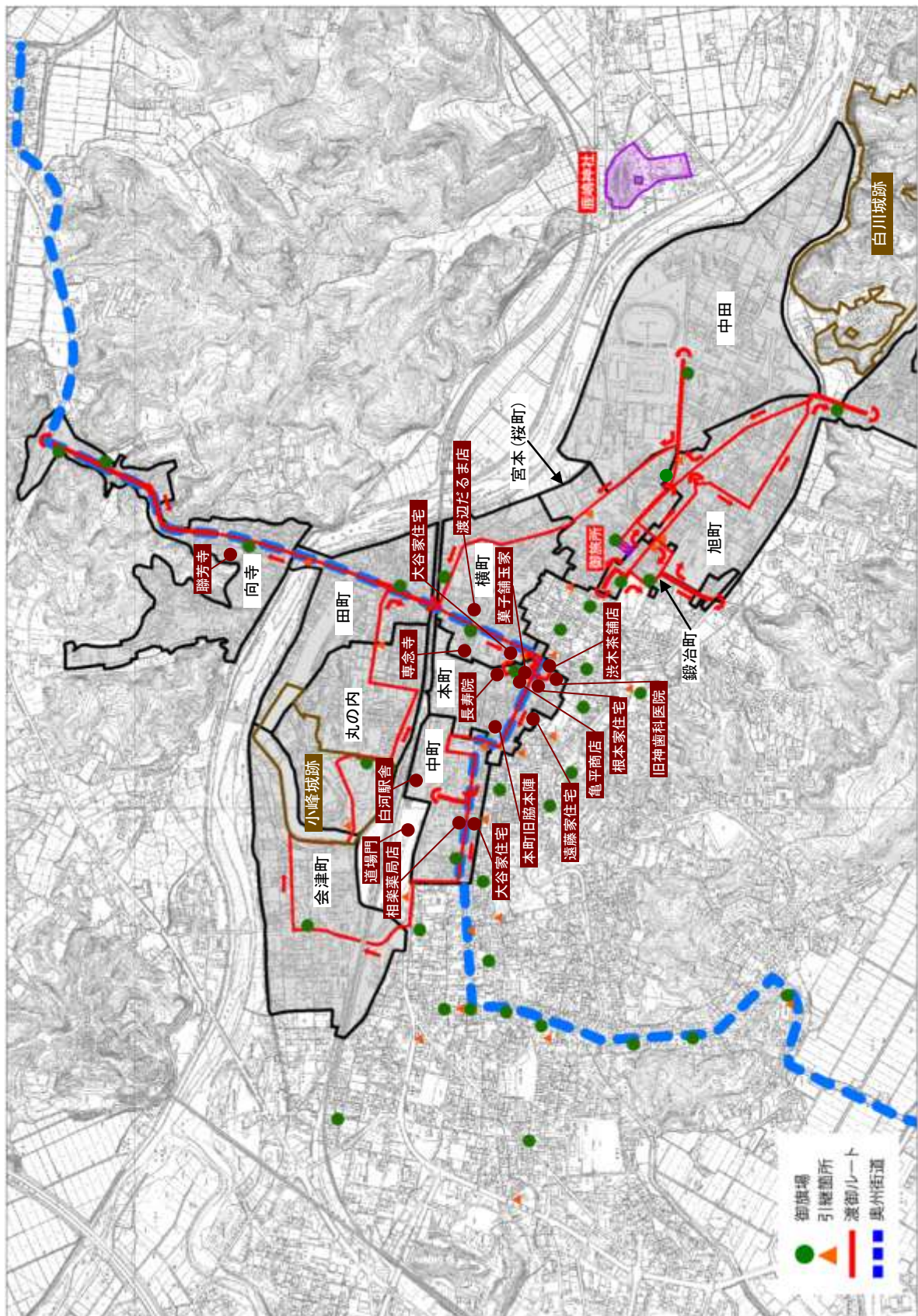


大谷家住宅(横町)



渡辺だるま店(横町)

祭礼3日目昼 総町渡御ルート



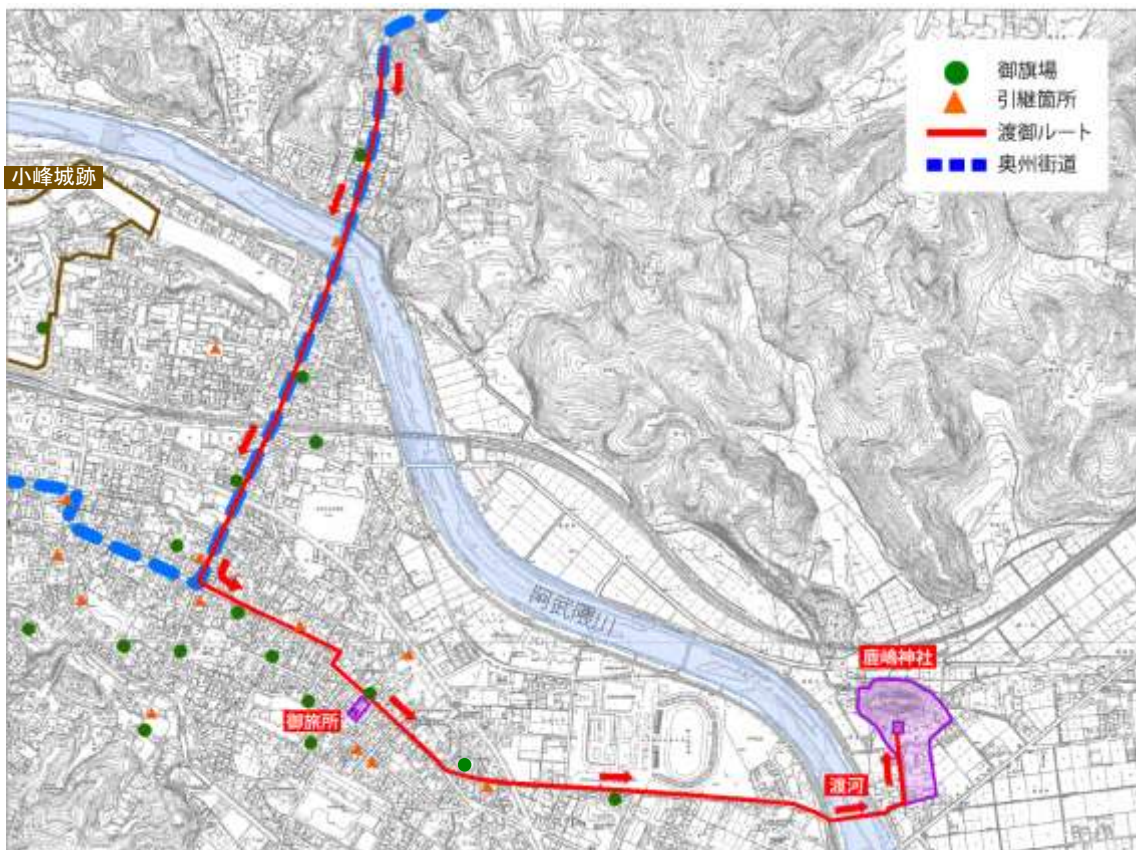
ク. 祭礼3日目夜

祭礼3日目の夜は、昼の総町渡御で向寺まで巡幸した神輿が、旧奥州街道である向寺、横町、田町を經由し、本町四辻と呼ばれる旧奥州街道と石川街道が交差する辻から石川街道沿いの年貢町、桜町と御旅所前を通り、阿武隈川を渡河し、鹿嶋神社に帰還する。この日の神輿供奉は横町・田町が担当する。

午後5時頃、前日夜と同様に先達・愛宕町の拍子木を合図に23町内による神社神輿の送迎の提灯行列の出発が始まる。神社へ到着すると、横町・田町から宮本・桜町に神輿が引き渡され、さらに宮本から鹿嶋神社神官へ神輿の返還が行われる。この後、神輿が無事に帰還したことを報告する「遷座祭」、御神体を神社本殿に安置する「安置式」の神事等が行われる。23町内全町が神社に到着すると、各町において札廻りが始まり、宮本により「全町お手打ち」の儀式が行われ、3日間の祭礼が幕を閉じる。

2日目夜が旧城下南端・江戸方面からの城下入口から旧奥州街道を通り、城下東端の宮本・桜町までのルートであったが、3日目夜は、旧城下北端・仙台方面からの城下入口から旧奥州街道を通り、城下東端を經由し、鹿嶋神社までのルートであり、この2日間のルートで旧城下のメインストリートをすべて通ることになり、これが旧城下の表通りを紹介するかのような運行ルートとなる。町の人々は、裏町や横丁からこの表通りに集まり、この提灯行列を観覧する。350年変わらぬ祭礼の見物方法である。

祭礼3日目夜 渡御ルート





神社神輿の前を歩く神官(3日目夜)



提灯行列の中の神社神輿(同)



阿武隈川を渡る元方提灯(同)



阿武隈川を渡河して神社へ帰還する神輿(同)

ケ. 屋台・山車の変遷と特徴

神輿の総町渡御と夜の神輿送迎の提灯行列とともに鹿嶋神社の祭礼の主役は山車と屋台の引き回しである。祭礼期間中の日中に、旧奥州街道を中心として23町内の屋台・山車の引き回しが行われ、町中が屋台・山車であふれる。

江戸時代においては、この屋台・山車はその数が制限されたり、屋台の舞台で芸をする子供の数も制限されることが多かったが、明治以降はすべての町内において屋台・山車の引き回しや踊り芸などが盛んに行われるようになった。明治時代の本町の祭礼記録によれば、明治3年(1870)には「各町全部山車を出したるなり、久しぶりに大祭となりたるなり」と記されおり、それ以降は各町で屋台・山車を出すようになっていく。同記録によれば、本町は花屋台あるいは踊り屋台と呼ばれた屋台を出す役割を担う町内であった。このような役割は城下町の中核となっていた通り五町(天神町、中町、本町、横町、田町)の町内が主に担っていた。

屋台以外の氏子町については、山車を引き回すという役割分担が戦後まで行われていたが、現在の祭礼においては屋台と山車を明確に区分せず、祭礼の3日間のうち2日目と3日目の昼において、23町内の屋台山車が市街地を舞台にして引き回しが行われる。各町の屋台山車には子供たちが乗り、笛や太鼓のお囃子が奉納される。また、2日目と3日目の夜には提灯行列を送迎する屋台山車によるお囃子が通り浴いで行われ

る。

各町の屋台山車の中でも江戸時代の町人町であった先達・愛宕町、大工町、新蔵町、本町、横町、田町、中町、金屋町、天神町などは、江戸時代や明治期に製作された屋台形式のもので、屋根飾りの彫刻等の意匠には伝統的な装飾がみられる。また、南町、年貢町、宮本・桜町のもは、伝統的な山車形式のものである。これらの屋台山車は、祭礼の準備が始まる前に組み立てられ、祭礼が終わると解体し、各町ごとに保管される。祭礼期間中、屋台山車の各町の飾り物をお囃子の数え歌にしたものが、現在も町ごとにアレンジされながら歌われている。

| | | | | | |
|---------|---------|-------------|-----------|---------------|---|
| 一ツとやーアア | 一番先達愛宕町 | エイエイ | 鶴の御紋に立烏帽子 | エイエイ | |
| 二ツとや | 〃 | 二番に引出す大工町 | 〃 | 兎の餅つきおめでたい | 〃 |
| 三ツとや | 〃 | 三番(組) 盃金屋町 | 〃 | 一杯おあがりおめでたい | 〃 |
| 四ツとや | 〃 | 四町五町の大町よ | 〃 | 狸々の御顔は桜色 | 〃 |
| 五ツとや | 〃 | いつも変らぬ中町よ | 〃 | すすきお月様おめでたい | 〃 |
| 六ツとや | 〃 | 無理に引出す年貢町 | 〃 | トキもつくらぬ鶏を | 〃 |
| 七ツとや | 〃 | 何も知らない南町 | 〃 | から袋しよい出した大黒よ | 〃 |
| 八ツとや | 〃 | やたらに気をもむ横田町 | 〃 | 評判ばかりでよくもない | 〃 |
| 九ツとや | 〃 | こごみすぎたる鐘馗様 | 〃 | はなぐろ剣士でおめでたい | 〃 |
| 十 とや | 〃 | とうと鐘馗をやめにして | 〃 | 武(竹)の内とはおめでたい | 〃 |
| 十一とや | 〃 | 十一番引出す本町よ | 〃 | 本町ばかりは花屋台 | 〃 |



中町屋台山車



本町屋台山車



金屋町屋台山車



天神町屋台山車

■各町内の屋台・山車と提灯

| 町名 | 屋台・山車 | 提灯 | 町名 | 屋台・山車 | 提灯 |
|-------------|---|---|------------|--|---|
| 先達 (愛宕町) |  |  | 天神町 |  |  |
| 大工町 |  |  | 昭和町 |  |  |
| 新蔵町 |  |  | 向寺 |  |  |
| 本町 |  |  | 鍛冶町 |  |  |
| 南町 |  |  | 道場町 |  |  |
| 横町 |  |  | 丸の内 |  |  |
| 田町 |  |  | 登町 |  |  |
| 年貢町 |  |  | 会津町 |  |  |
| 馬町 |  |  | 旭町 |  |  |
| 大町 |  |  | 中田 |  |  |
| 中町 |  |  | 宮本 (桜町) |  |  |
| 金屋町 |  |  | | | |

提灯まつりの開催年の夏休みに入ると、町の至る所から子供たちが演奏する笛や太鼓の音が聞こえてくる。夜になれば空き地や路上では、長い竹竿の上に町印の入った提灯を持った隊列が「ワッショ オッセ ワッショ オッセ」「ワッショイ ワッショイ」などの掛け声の練習風景も見かけるようになる。また、各町の町印の入った半纏姿で歩く氏子の姿が町のあちこちにおいて見かけられ、町中が「白河提灯まつり」の準備一色の光景となる。祭礼期間中になると、町の旦那衆などは商売や仕事を休み、まつりに熱中する。通りの至る所で各町の屋台山車がすれ違い町中は混雑する。夜になると火の海、提灯の雲のような壮観な景観が町全体をおおい尽くす。明治期のエドワード・モースがみた提灯まつりの光景が今もみられるのである。これらの光景は、350年もの長い年月にわたり、白河の町の人々によって守り伝えられてきた重要な伝統文化として、白河市の良好な歴史的風致を形成している。

(2) 白河だるまと白河だるま市（市神祭）にみる歴史的風致

① 「市」のはじまりと城下町の形成

立春を過ぎた2月11日、まだ厳しい寒さが残る白河の街は、伝統行事「白河だるま市」の賑わいに包まれ、人々は本格的な春の訪れを感じ取る。

白河だるま市の歴史は、中世にその起源をたどることができる。

『白河因縁記』（江戸時代・成立年不詳）に「町人等は八



白河に春の訪れを告げる「白河だるま市」

竜神森の近辺に住しけるが、五日市場、十日市場などと云う処今に在り」とあり、この「五日市場」について、文化2年（1805）の『白河風土記』には、「菅生館ノ山ヨリ東ノ麓ヲ云、昔ハ搦目ノ城下ナレハ、五ノ日ノ市ヲナシケル所ニヤ在ケン」と記されている。このことから、搦目にある中世の白河結城氏の本拠・白川城西側の八竜神地区周辺に、五日市場、十日市場という所があり、5と10のつく日に「市」が行われていたことが推測される。

白河結城氏の衰退とともに白川城は廃城となり、小峰城が白河結城氏の居城となった。寛永4年（1627）に白河藩が成立し、初代藩主丹羽長重によって小峰城の大改修と城下町（町屋）の再整備が行われた。

小峰城は、丘陵の頂部に本丸が、それより東側、南側に向けて二の丸、三の丸が整備され、南に大手門が設置された。三の丸の外郭は、外堀と土塁や石垣が巡らされ、町屋と区別された。

町屋は、小峰城をカギ型（稲妻型）に取り囲むように築かれた奥州街道（現在の国道294号）を中心に配置されており、街道沿いの町屋群のうち、天神町、中町、本町、横町、田町は「通り五町」と呼ばれた。通り五町は、奥州街道の宿駅



白河城下推定概念図

の役割を果たすとともに、武家地や周辺農村の人々の暮らしを支える商工業の集積地として繁栄するなど、城下町の中でも特に重要な役割を担っていた。

文政6年(1823)の「宿明細帳」によれば、この通り五町において、中町での「市神祭」や、12月25日(田町)、晦日(本町)の「市」のほか、毎月4日(本町と横町)が月替わりに開催、5日(横町)、14日(本町)、19日・24日・29日(天神町)の6回、「六斎市」と呼ばれる定期市が開かれ、白河藩内で生産された物資が集まり、武家や町人、周辺農村の人たちで賑わっていた。

② 市神祭と花市

これらの「市」の中でも、特に盛大に行われていたのが、年の最初に行われていた市神祭である。

市神祭は、『白河風土記』に「高札場ノ側ニ伊勢神明ノ假屋ヲ営ミ」とあるように、高札場の側に仮屋を設けて「市」の神様である伊勢神明の尊像を祀るところからこのように呼ばれている。高札場は、民衆に法令などを知らせるために町の中心部などに設置されたもので、城下では、中町の大手門向かいの広小路に設置された。市神祭は、ここを中心に開かれていたと考えられる。

松平（結城）家が白河藩主であった時期の『前橋藩松平家記録』享保5年（1720）1月14日の記事に「今日当所市祭」とあり、また、『白河風土記』に「市神祭、毎年正月十四日」と記されているように、市神祭は旧正月14日で、この日は市初めであった。『白河風土記』に「市中及び近郷ノ男女群集ス」、『奥州白川風俗問状答』（文化10年代）に「土地相應見世物、飾物等いたし大に賑申候」とあるように、初市の市神祭では縁起物の正月飾りなどが売られ、多くの人で賑わっていた。



昭和10年頃の市神祭(中町)

市神祭は、縁起物のほかに多くの花（造花）が売られることから「花市」とも称された。『奥州白川風俗問状答』に「此日鉦からにて牡丹のようなる花を作り、夥敷持出候を人毎に買取、仏神へ備申候、依而花市と唱て市はじめに御座候」と記されている。市神祭で売られる造花は、



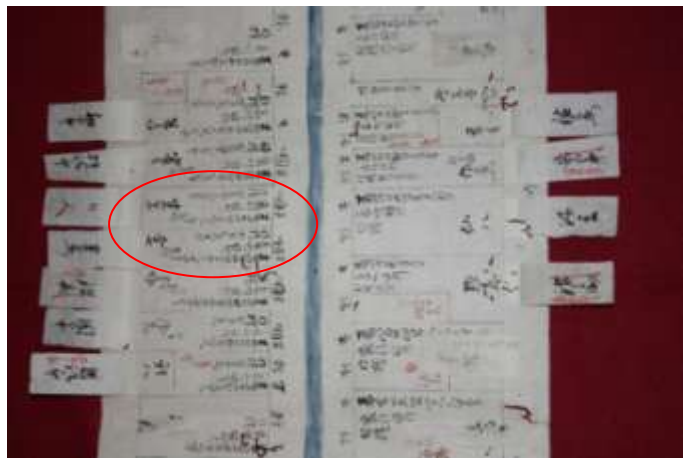
「市」では多くの花が売られた(昭和30年代)

「鉦から」にて作るとあるように、削り掛（削り花）であったことが分かる。削り掛は、元来花の咲かない季節に墓に供えるために作られたものといわれ、東北地方に多くみられる。白河でも、春の彼岸に墓に供える彼岸花は、造花とネコヤナギであったといわれ、人々は市神祭でそれらを買求めたと考えられる。

③ 白河だるまづくり

市神祭は、のちに「白河だるま市」と称されるようになる。その由縁となる「白河だるま」が市神祭で売られるようになった時期は明らかではないが、白河だるまの製作が開始された時期から推測すると、江戸時代後期より縁起物としてだるまが売られていたと考えられる。

白河だるまの起源については、文政6年(1823)の「横町絵図」に、現在も旧奥州街道沿いの横町でだるま製造業を営む渡辺だるま店の先祖にあたる「瓦作 金七」、「瓦作 半五右衛門」の名前が見え、現在の住居・作業所もほぼこの位置にあることから、この時期にはだるまの製作が行われていたのではないかと考えられる。近年、群馬県桐生市の商家の蔵から江戸時代後期のだるま(蔵のほとんどが江戸時代の工芸品等であったという)と考えられるものが発見されており、このだるまと瓦製の白河だるまの原型(市指定重要文化財)を比較すると、外形的な特徴と絵付けの特徴がほぼ一致する。これにより、白河だるまが江戸時代より製作されていたことが裏付けられる。



横町絵図に記された瓦職人

白河だるまは、福島だるまや三春だるまなどの東北系のだるまに比べて丸みがある穏やかな作風で、群馬県の高崎だるまなどと同様の関東系のだるまとされている。白河だるまの特徴はその絵付けにあり、眉毛は鶴、ひげは亀、耳びんは松、あごひげは竹、顔の両側に梅が表され、「白河鶴亀松竹梅だるま」と称されている。この意匠は、殖産興業の振興に力を入れたことで有名な白河藩主松平定信が、お抱え絵師であった谷文晁に描かせたものと伝えられている。



江戸時代の白河だるま



白河だるまの原型
(市指定重要文化財)

この意匠は、殖産興業の振興に力を入れたことで有名な白河藩主松平定信が、お抱え絵師であった谷文晁に描かせたものと伝えられている。



胴部の染色作業

職人の技で一つひとつ
絵付けが行われる

渡辺だるま店

だるま製作は、①紙はり②乾燥③型ぬき④目張り⑤下塗り⑥彩色・顔塗り⑦絵付けの工程で行われ、基本的に昔も今も変わらない。

ツノマタで糊をつけ土型に紙をはり、これを屋外で日光に当て、2～3日乾燥を行う。乾燥を終えたものを小刀やナイフで腹部と背部を縦に切り、土型から紙を外す。割った部分は、背ばりと呼ばれる和紙を細かく

裂いたもので目ばりをし、だるまが倒れても起き上がるように、底部には重りを付ける。次に、下塗りし、天日で乾燥を行う。彩色は、顔部・目鼻・胴部と分けて行い、胴部は赤色が基本で一番多くつけられる。顔は、胡粉とニカワと肌色の染料を混ぜて下地を塗り、最後に、縁起物とされる象徴である鶴亀松竹梅の絵付けが行われる。

かつて、街道沿いの町屋群のうち、通り五町の一つとして多くの職人が所在し賑わいをみせていた横町において行われていただるま製作は、当時と変わることなく、現在もその技が受け継がれている。

明治期に建築された切妻入りの蔵造りの渡辺だるま店は、通りに面した店舗部分が土壁・漆喰塗りの大壁に平入りの庇を設けた特徴的な造りで、店舗内部は土間になっている。通りを挟んだ向かい側には、壁の一部になまこ壁をあしらった蔵をイメージした佐川だるま製造所が店を構える。店舗と併設した作業所には所狭しとだるまが並び、紙はりや彩色など作業工程ごとにその姿を変え、古くから縁起物として人々に親しまれてきた味わい深いだるまが作り上げられていく。

昔のだるま製作は、秋の稲刈りが終わってから翌年の田植えが始まるまでの期間の仕事で、農閑期の副業として行われていた。白河だるまは、主に白河だるま市で販売されるほか、県内外の歳の市などでも販売されるようになり、年間の製作数は約10万個を数え、現在は一年中の仕事として行われている。

人々は、店頭飾られる白河だるまの福々しい姿や通りから垣間見えるだるま製作の作業風景を通して、江戸時代から続く白河だるま製造の歴史に触れることができる。

④ 白河だるま市の発展

明治末期に発行された『白河便覧』に「数百ノ商人露店ヲ張り、張子ノ達磨・縁起物ナドヲ鬻グ」とあり、また、大正13年(1924)の『福島民報』に「近郷からの人出は、朝来万余をかぞへ縁喜を祝ふために達磨や造花を買い求める人々も多く、夜の七時頃には、通行さへ出来ない程の有様であった」と報道されているように、この時代の「市」では、造花のほかに白河だるまが主な売り物になっており、それを買い求める人たちが通りが溢れかえっていた様子が分かる。

昭和5年(1930)発行の『白河』には、市神祭について「一月 舊正月十四日 市神様(中町) 舊正月十九日 二神様(天神町) 市神様、二神様共に別名「だるま市」ともいひ、だるま、造花、露店數十軒兩側に並んで張り」と記されており、この頃には、市神祭は別名「だるま市」と呼ばれていた。

なお、「二神様」とは、市神を「一神」としたのに対して天神町で開かれていた「市」のことで、その開催日と場所から、六斎市の19日(天神町)の市日が受け継がれたものと考えられる。二神様は、天神神社から仮屋に神体を遷座して行われ、市神祭でだるまなどを買いそびれた人たちは二神様で買い求めたという。

中町を中心に行われていた市神祭は、その後、本町に広がりを見せ、昭和40年代には二神様に加わり、中町・本町・天神町の3町を会場に行われるようになった。

「市」の名称については、白河まつり振興会がその宣伝を意識し、白河だるまの華やかで目立った存在をキャッチフレーズとして「だるま市」というポスターやチラシなどを作成したことを契機に、「市神祭」より「だるま市」の名称が一般的になっていった。現在では、ポスターやチラシなどは白河だるま市の名称で統一され、市神祭の名称は見られなくなっている。従来、旧正月14日だった市日も、昭和38年(1963)より新暦の2月14日に、同49年からは建国記念の日の2月11日に変更された。

人々は「市」を心待ちにし、家内安全や商売繁盛、無病息災などを祈願し、縁起物として白河だるまを買い求めた。白河だるまは19種類の大きさがあり、小さいものから年々大きいものへと買い替え、一巡するとまた小さいものへと戻り、これを繰り返す。白河だるまは、かつては目を入れただるまが多かったが、近年は願掛けの意味合いが強くなってか、目無しだるまが多くみられるようになった。

願い事をするときに、だるまの左目(向かって右側)に目玉を書き入れ神棚などに飾り、願い事がかなうともう片方の目に目玉を書き入れるのが通例となっ



昭和39年のポスター

ている。

正月行事として各地域で行われている「団子刺し」の材料である飾り物のセンベイも、初市の市神祭で買い求めたという。「子どもの頃、だるま市で玩具を買ってもらうのが楽しみであった。だるまと同時に紙花やザラ花を買った」、「縁起のだるまはもちろん、エビス・大黒・オカメ・宝船なども買った。小さいだるまは家族の人数分より一つ多く買



神棚に飾られる白河だるま

い、神棚に飾った」といった話からも、「市」に訪れたマチ・ムラの人々の様子がうかがえる。また、「遠くの年始の客は正月 14 日の市神様の祭りにそろって来てくれたので、一度で済んでしまった」というように、「市」にはムラからも多くの人が集まり、この日はムラからマチへの年始の日にもなっていた。

このように「市」は、人々の経済面だけでなく、交流の場としても大きな役割を果たしていたと考えられる。

⑤ 白河だるま市の風景

白河だるま市が近づくと、だるま製造の忙しさはピークを迎え、渡辺だるま店と佐川だるま製造所では、早朝から深夜までだるま製造に追われる。

人々は通りから垣間見えるだるま製造の作業風景や店先に積み重ねられるだるまの姿に、「市」の訪れが近いことを感じ、胸を躍らせる。

だるま市当日は、江戸時代から「市」の舞台となってきた中町・本町・天神町の3町を会場として、カギ型の形態を残した旧奥州街道の約1.5kmの通りの両側に、縁起物の白河だるまや飾り物などを売る約700の露店が所狭しと立ち並び、まち全体が異様なほどの活気に包まれる。

中町に所在する吉田屋の蔵の前に設けられる市神様の仮屋では、「鹿嶋神社神楽」（市指定重要無形民俗文化財）が奉納され、家内安全や商売繁盛などを祈願する参拝者で大いに賑わいをみせる。

市神様を祀り、だるま市のメインとなる中町の通りから本町に向かってカギ型に屈折する箇所程近くには、小峰城郭と町屋の境を示す外堀と土塁の一部が奇跡的に残り、400年の時を越えて、江戸時代と現代をつなぐ空間を形成している。

これらの歴史的な建造物を背景とした中町の通りには、白河だるまののぼり旗が掲げられ、白河だるま直売所が設けられる。直売所には、大小様々な白河だるまが並べられ、趣のある通りにだるまの赤色が映え、「市」の賑

わいを一層引き立てている。威勢の良い売り手の声が響く中、縁起物の白河だるまなどを買い求める約15万人の人が往来し、通行さえ困難なほど賑わうその光景は、かつての城下町の「市」を彷彿させる。「市」を心待ちにする人々の思いは昔も今も変わらず、思い思いの願いが込められた白河だるまを手にするその表情は自然とほころび、知っている顔を見つけては足を止めて会話を楽しむ人々の姿が通りのあちらこちらで見られる。

中町から大きくカギ型に屈折する十軒店を挟んだ本町の通りには、かつて城下における商工業の集積地であったことを思わせるような老舗が立ち並ぶ。



吉田屋の蔵の前に祀られる市神様を参拝する人々



中町通りの賑わい



渋木茶舗店(本町)



菓子舗玉家(本町)

旧奥州街道が直角に北に折れる本町四辻付近には、渋木茶舗店が店を構える。白河の茶道の歴史は古く、茶道に造詣が深かった白河藩主松平定信も殖産興業振興策の一つとして茶の製法を学ばせるなど、江戸時代を通じて多くの茶道人が築き上げてきた文化がある。明治 25 年（1892）建築の渋木茶舗店は、木製の格子戸や戸袋、板張りの壁など有する切妻平入りの店舗で、白河に多く見られる町屋の外観を残すその佇まいからは、城下町の風情を感じ取ることができる。また、時代の茶道人たちが優れた菓子職人を育ててきた歴史を背景に、菓子業も盛んに行われている。文久 3 年（1863）創業とされる菓子舗玉家は、大正期に建築された瓦葺き屋根と格子戸を備えた切妻平入りの落ち着いた佇まいの店舗において、昔を懐かしみながら四季

折々の季節感を感じる菓子を作り続けている。

このように、歴史を感じさせる店構えで営業を続ける店舗を背景とした本町の通りでは、縁起物の飾りを売る店が数多く立ち並び、きらびやかに輝く通りの中を人々が往来する光景は、正月飾りなどの縁起物が数多く売られた初市を思い起こさせる。

この日は、天神町と本町の 2 箇所です「どんど焼き」と呼ばれる火祭りも行われる。

どんど焼きは、日本全国に広くみられる「左義長」のことで、1 月 14 日の夜または 15 日の朝に、その年に飾った門松やしめ縄を持ち寄って焼き、その火で焼いたもちを食べるとその年の病を除くとされている。『奥州白川風俗問状答』によれば、白河では旧正月 15 日にどんど焼きが行われていたが、現在はだるま市と同日に行われる。

どんど焼きの会場である天神神社は、『天神神社社記』によれば、天神信仰の対象として「天神」と呼ばれる菅原道真を祭神としており、神社の置かれた山を天神山、麓の町を天神町というのは、天神の鎮座に由来しているという。寛永 10 年（1633）建立の社殿本殿は、一間社流造で扁額は白河藩主松平定信筆とされている。（平成 25 年 1 月 25 日、本殿焼失）



本町通りの賑わい

天神山にひっそりと佇む天神神社からは、旧奥州街道の天神町の通りを一望することができる。だるま市当日は、「市」に訪れた人々が祈願成就した旧年のだるまやその年の正月飾りなどを持ち寄り、どんど焼きで焼いて供養する。由緒ある天神神社境内で行われるどんど焼きの光景は、長く正月行事として行われてきた伝統を今もなお受け継いでいる。天神神社を起点とする天神町の通りには、造花や植木を売る店が見られ、かつて「花市」と呼ばれた「市」の面影を現在に伝えている。



天神神社本殿



天神神社でのどんど焼き

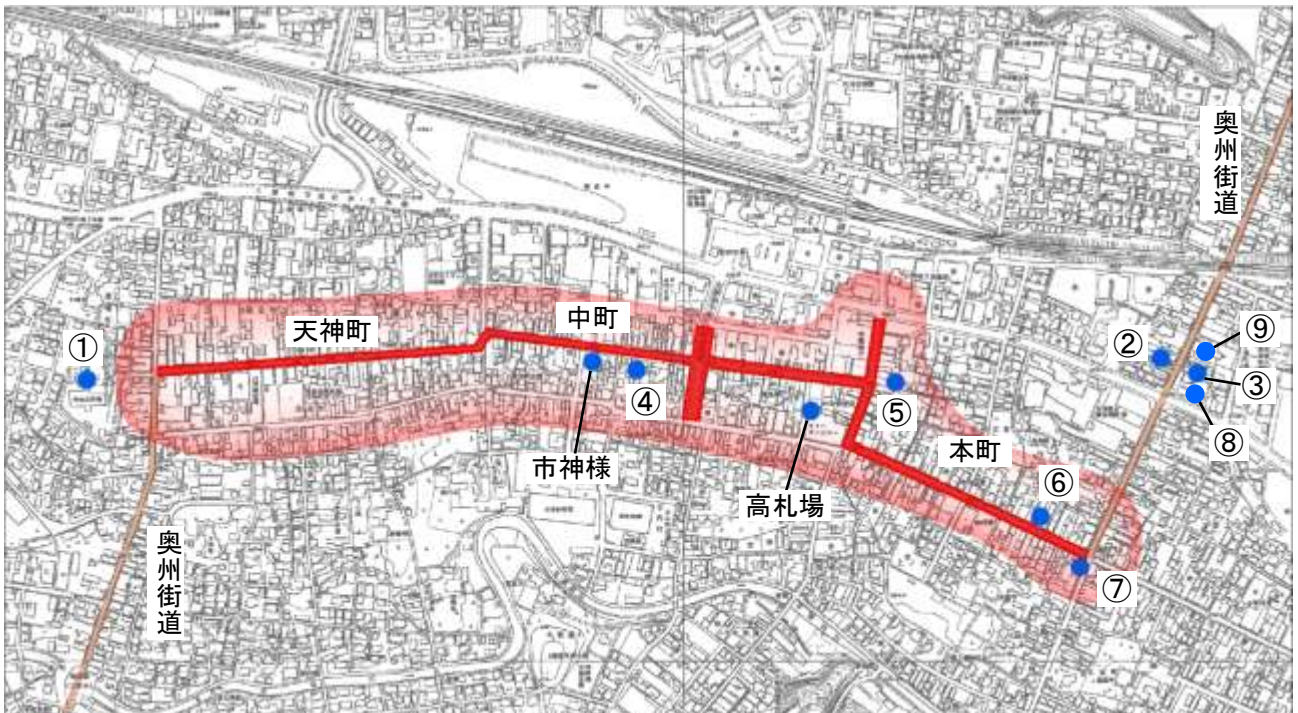
古くから縁起物として人々に親しまれてきた白河だるまは今やまちのシンボリックな存在となっている。白河だるまづくりは、かつて地域産業の小都市として賑わいをみせていた城下の遺構を残す旧奥州街道の通りと歴史的な店構えを残すだるま店が昔ながらの風情を醸し出し、さらには、今日まで伝統の灯を絶やすことなく受け継がれてきただるま職人の技が相まって、江戸時代の城下町の様子を今に伝える良好な市街地環境を形成している。

また、白河だるま市は、小峰城下の旧奥州街道沿いを舞台として人々の暮らしを支えてきた「市」の歴史を受け継ぎ、現在では、白河に春の訪れを告げる風物詩となっている。「市」を通じてマチ・ムラの人々の交流の場となってきた江戸時代の城下町の遺構や、通りに残る歴史的な建造物で形成されるまちなみを背景に、白河だるま市に訪れた人々の賑わいとマチ・ムラの交流が示される風致が相まって、白河の良好な歴史的風致を形成している。



中町通りの賑わい

白河だるま市の開催される場所と白河だるまの製造される場所



(3) 酒造業にみる醸造業の歴史的風致

① 酒造業の歴史とその背景

白河の町は、江戸時代を通じて白河藩 10～15 万石の城下町で、奥州街道の宿駅であり、会津街道（白河街道）や、棚倉・水戸方面に向かう街道の追分けであった。小峰城下は、武家・商人・職人が集住し、人や荷物が集散中継する地域産業の小都市として、様々な産業が繁栄し賑わいをみせていた。これらの産業は、人々の生活と深い関わりを持ち、その歴史の中で白河の伝統産業として今日まで受け継がれてきた。

現在、旧城下で盛んに行われている伝統産業の一つが酒造業である。

白河における酒造業の始まりは明らかではないが、白河藩主松平明矩時代の元禄 10 年（1697）に、白河藩領内の酒造業者数や酒造石高を調べた記録があることから、この時代にはすでに酒造りが行われていたことが分かる。その記録によれば、領内の酒造業者は 181 軒、酒造石高は 4,686 石 2 斗 2 升 7 合 7 勺 5 才であった。このうち、白河町方の酒造業者は 47 軒、酒造石高は 2,268 石 2 升 7 合 7 勺 5 才で、領内で製造された酒の約半分が町方で造られており、酒造業者は城下に多く集中していた。これは、城下の米穀問屋が領内の米穀の集荷・売買を掌握しており、米穀問屋と結びついた酒造業者が原料である米の仕入れが容易であったためと考えられる。

嘉永 6 年（1853）の白河町方の酒造業者は 15 軒あり、町ごとの内訳は、新町に 3 軒、天神町に 4 軒、中町・本町・田町・年貢町に 2 軒ずつで、町方の酒造業者のほとんどが奥州街道沿いに所在していたことが分かる。

城下で酒造業が盛んに行われていた背景には、恵まれた地理的環境の優位性がある。白河は、西に那須山系、南には八溝山地が連なり、その間に阿武隈川が流れる高原地帯であり、那須山系が蓄えた伏流水の豊富な土地柄である。

城下の水路については、白河藩主丹羽長重による水路整備において、侍屋敷地、町人町ともに各敷地が水路に面するように敷設された。町人町の水路については、文化 5

年（1808）の奥州白河城下全図によれば、大谷津田川から取水し、①天神町・中町・本町・横町・田町・阿武隈川、②本町横町辻から馬町へ、③本町横町辻から年貢町・桜町



奥州白河城下全図 ※白線が主要水路

(一部八百屋町)を經由して阿武隈川へ流下する経路と、④金屋町・上愛宕町・大工町・新蔵町、谷津田川、と流下する経路が確認される。

また、城下には、水脈の自然条件から酒造米の精米などの動力として水車が数多く立地しており、水車小屋の数については、安政6年(1859)には47軒という記録がある。

酒の品質を左右するともいわれる水に恵まれた自然環境と、酒造りが容易な立地環境が整備されていたことが、城下で醸造業が盛んに行われるようになった大きな要因といえる。

白河の酒の良好さは、紀行文にも残されている。江戸時代中期の日本の南画家、書家、漢詩人である中山高陽は、明和9年(1772)、江戸の大火で住まいが焼失したのを機に、3月16日、白河・松島・平泉・象潟に旅立つ。10月26日に帰府するまでの7ヶ月半にわたる紀行文『奥遊日録』に、3月25日から4月3日まで白河に滞在し、城下の好事家たちと交歓した様子が記されている。その中で、「今日子忠より酒を贈来。宇都宮よりこのかた酒甚悪。今日始て好酒気を知る。これより奥は酒よしと聞く」と、白河の酒の良さを賞賛している。

② 松平定信による酒造業の振興

白河における酒造業の振興は、殖産興業の振興に力を入れた白河藩主松平定信によるところが大きいと考えられる。

定信の近臣岡本茲柴が記した『感徳録』に、「寛政六年、藤屋某池田伊丹の酒造杜氏を召抱、酒造を営により、金子かし渡させ造りければ、昔時にこれなき淳酒白錦関川などいう酒を造り出し、御厨所の御用度を弁しぬ」と記されている。定信は、酒の品質向上を図るため、酒で有名な上方の池田、伊丹から酒杜氏を招き、その酒造法を学ばせ、城下の藤屋という酒屋で「白錦」「関川」などという酒を造らせたという。

後の資料によれば、明治期に白河町で酒造石高が一番多い柁木屋において「白錦」という酒を製造している。現在、白河醸造店の屋号で酒造業を営む藤田氏によれば、柁木屋は藤屋と呼ばれていた時期があるといい、定信の命で酒造を行った藤屋は、後の柁木屋であったと推測される。また、白河醸造店の前身は、柁木屋から分業し、醤油・味噌醸造業に転じた藤田彌五兵衛であるといい、明治34年（1901）発行の『白河案内』に掲載された藤田彌五兵衛の企業広告には、「ふじや號」の名が併記されている。



酒造について記載された『感徳録』の一部

③ 近代から現在の酒造業

明治期以降も酒造業は盛んに行われ、明治 18 年（1885）の白河町の清酒産高 5,042 石は、福島県内では若松町（現在の会津若松市）の 7,781 石に次ぐ規模であった。特産品としても名高く、大正 2 年（1913）発行の『関の名勝』には、「醸造業にありては清酒の産出最も多く（略）著名物産、米・清酒・醤油（以下略）」とあり、昭和 5 年（1930）発行の『関の白河』には、「地水頗る醸造に適し、酒造業十数戸を有し」と紹介されている。

長い歴史の中で酒造業者の移り変わりはあったものの、現在でも、大谷忠吉本店（本町）・千駒酒造（年貢町）・白河醸造店（藤屋・二番町）・白河銘醸（借宿）・有賀醸造（東釜子）の 5 軒が酒造業を営んでいる。

前述のとおり、白河は良質で豊富な地下水に恵まれ、段丘礫層から取水する井戸が多く、飲料水などの生活用水や工業用水を地下水に依存している。大谷忠吉本店・千駒酒造・白河醸造店（藤屋）が所在する旧城下の辺りにも那須山系伏流水の水脈があるとされ、現在もこの地で酒造業が盛んに行われている大きな要因といえる。

旧城下の通りの中でもひと際大きな存在感を示しているのが、創業明治 12 年

（1879）の歴史を持つ造り酒屋大谷忠吉本店である。旧奥州街道沿いの本町の通りに面する大谷忠吉本店は、創業当時に建築された入母屋妻入りの商家に平入りの庇を設けた土間の店舗で、両脇には同時期に建築された切妻妻入りの土壁・漆喰塗りの蔵が立ち並び、かつて酒を仕込む際に使われていた煉瓦煙突がシンボルとなっている。蔵の内部は、立派な梁が組まれ、広い空間を作り出しており、蔵に残る昔ながらの木桶や麴箱、つるべなどが創業当時の面影を現在に伝えている。

その酒蔵で創業以来造られている清酒「白陽」は、郷土を愛し、郷土に育まれる酒



大谷忠吉本店(本町・明治初期)



見事な梁組の蔵内部(大谷忠吉本店)



昔ながらのつるべが残る(大谷忠吉本店)



醸造業を支える恵まれた自然環境



伝統の酒造りに熱心に取り組む若い杜氏たち

を造ろうと、地元白河の言葉を銘柄に込めたもので、「白河の太陽のように光り輝く酒」という意味と、「陽」は中国・漢語において「街」を表すことから、「白河の街」という意味がある。創業時よりこだわり続けているのが、米・水・人の3つである。米は、酒造好適米の山田錦を使用し、地元農家と密接な関係の下、時には蔵元自ら田んぼに入り品質を確認している。創業時から井戸に沸き続ける清冽な水は那須山系の伏流水で、鉄、マンガンなどを含まず、発酵の手助けとなるミネラル類を程よく含んだ軟水である。一切の妥協を許さず選び抜いた米と自然豊かなこの地に恵まれた水にこだわり、酒に愛情と熱意を注ぎ込むことができる人間が酒造りに取り組んでいる。

次世代へ伝統の製法を伝えるため、蔵元自ら酒造りを学び、杜氏として指揮を執ることで、機械化という波にのまれず、創業以来頑

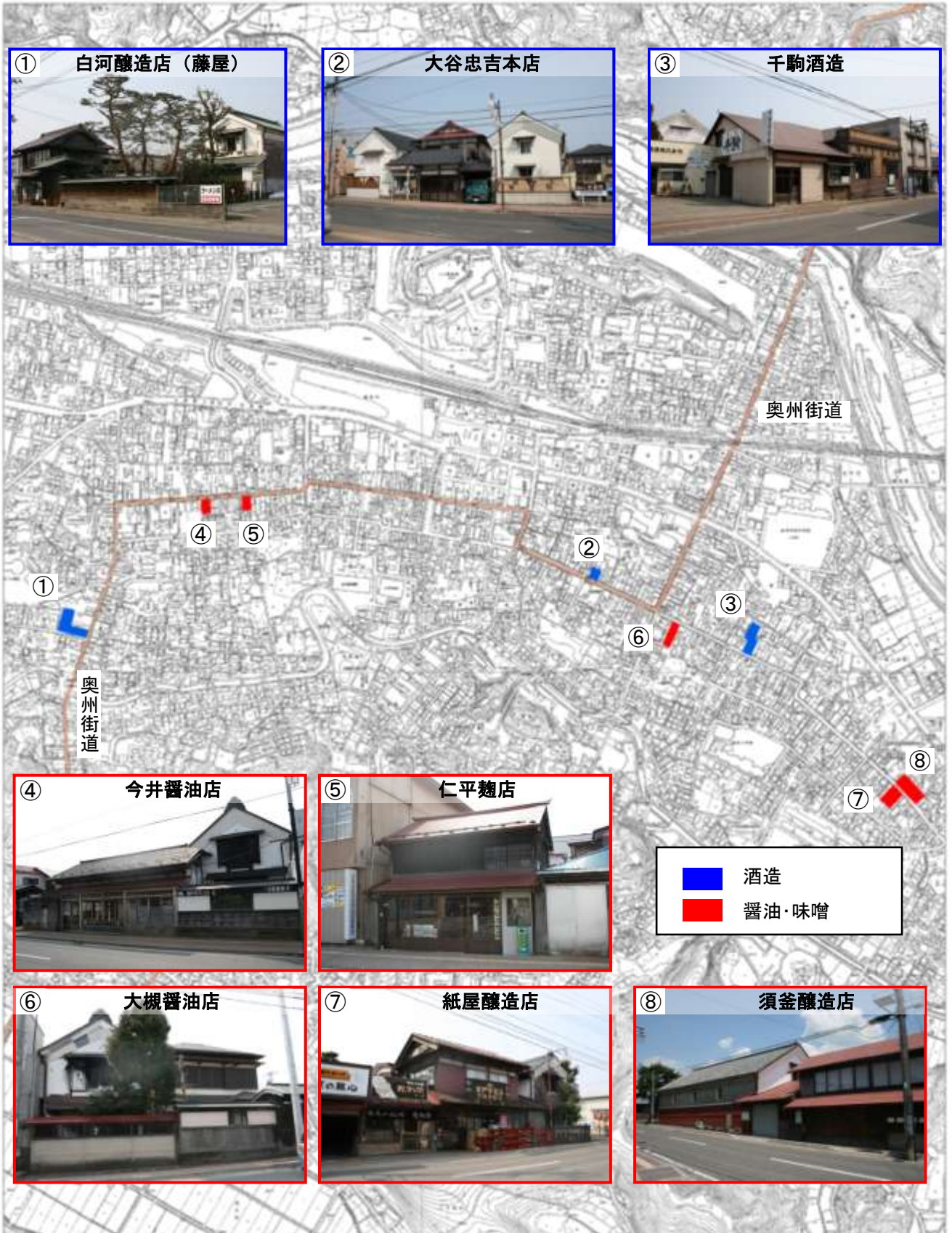
なに守り続けてきた伝統と新たな技術の融合により味わい深い清酒を造り上げている。

白河では、江戸時代から醤油・味噌醸造業も盛んに行われており、現在も8軒の店舗でその伝統を受け継ぎ、うち5軒は旧奥州街道沿いとその周辺に店を構える。

このように、奥州街道を中心とした城下において、恵まれた自然環境を背景として発展を遂げてきた酒や醤油・味噌などの醸造業は、現在も白河を代表する伝統産業として今日まで受け継がれている。

江戸時代の遺構を残す旧奥州街道の通りを背景に、通りに立ち並ぶ歴史を感じさせる蔵などの建造物と伝統を守り続ける人々の姿が相まって、醸造業が盛んに行われていた往時を偲ばせる風情を醸し出している。さらに、通りを包み込む酒の芳醇な香りや醤油や麴のまろやかで香ばしい香りが、良好な歴史的風致を一層引き立てている。

醸造業の行われている場所



(4) 南湖公園の行楽の歴史的風致

① 南湖公園の開設

南湖公園は、江戸幕府老中として「寛政の改革」を行った白河藩主松平定信が兼葭生い茂る沼沢地を、浚渫と築堤の土木工事、桜・紅葉・松などの植栽をもって、享和元年（1801）に完成させたもので、日本における公園の先駆けとされる。定信が築造した五庭園のうち唯一現存するものである。当時の大名庭園が城内または別邸に築かれているのに対し、南湖公園は城下の南側郊外の地に塀や柵を設けず、藩主や武士階級はもとより士民が楽しむために造られた行楽の園地であった。定信の近臣であった岡本茲奘の編纂した『感徳録』にも、「士民と共に楽しみ給う御盛慮もて御亭樹を経営せられ、諸士はじめ遊娛を許されけり」「四時に渡り士民つどみ来り遊娛せり」など見え、定信は士民共楽のために南湖とその周辺を整備したのであり、南湖公園開設の目的は春夏秋冬を通して士民が行楽する地の創出であったことを知ることができる。

日本に公園制度が導入されたのは、明治6年（1873）の太政官布告以来のことであるから、公園の築造と庶民行楽の地の創出はそれより約70年程前に遡るものである。



南湖公園平面図



桜花爛漫の南湖公園で多数のボートが浮かぶ風景

定信は南湖公園の築造後、大名庭園に創り出される「名所」と同じ手法をもって、湖面を取りまく丘陵・湿地・浦・茶室などを対象に景勝地17景を選び、和名と漢名の2つの名前を命名し、17景ごとに諸国の大名や諸藩儒学者に和歌及び漢詩文を請い集め、これを十七景詩歌碑として鏡の山裾野に建立した。人々は湖畔を周遊・散策する時にこの17景を巡る。

山水の 高き低きも隔てなく 共に楽しき 円居すらしも

これは、17景のひとつの茶室「共楽亭」を詠題とした定信の和歌であるが、身分の高い低い隔てをなくし、共に集って楽しもうではないかという歌意である。築造当時に建立された「南湖開鑿碑」にも

田に灌ぎ民を肥やし、衆とともに舟を浮かべ、以って太平の無事を娛しむべきなりと刻まれており、南湖公園の築造は、白河藩全体の「衆と共に舟を浮かべ、太平の無事を楽しむ」ことを目的とした「行楽の地」の創出であったことを確認することがで

きる。一方、南湖の湖水は灌漑用のため池として下流の荒地に水を注ぎ、湖の西・南・東側に藩校立教館運営のための学田新田が切り開かれている。また、南湖公園の造営自体が貧民救済のための失業対策事業も兼ね、さらには、黒船来航時の白河藩の房総沿岸警備に備え、藩士の操舟訓練も行われている。

このように南湖公園は、行楽の地の創出の他にも多機能的な要素も兼ね備えていた。



築造当時の南湖公園(白河南湖真景図(上は南面図、下は北面図)国立国会図書館蔵)
※旅人が行楽している様子や舟遊びの様子も描かれている。

南湖公園は、小峰城の城下から南方へ約 2km 離れた地に所在し、鏡の山・月待山・小鹿山などの丘陵地に挟まれた東西に広がる湿地帯に築造された。その中心は、月待山と小鹿山の間に以前から築堤されていた南北約 230m 東西約 13m の大沼土手を改修した千世の堤である。千世の堤の普請強化と湿地の浚渫によって水を満面と湛える湖面が完成し、松平定信の庭園思想である「野山の学び」を反映させた自然風園地を完成させた。

文化年間(1804~18)に編纂された『近治可遊録』に収められた白河藩士駒井重倫の「南湖記」には、南湖の築造手法が次のように記されている。

この湖は、二十年以前には、窪んだ地形で、諸所から水が流れ込んでいた。ある時、老公(松平定信)がご覧になって、この窪みの大きな水溜りには、周囲の川から水を引き込み湖とすることができるし、そうなれば、周囲の山並みが連なり映えて、景勝の地とすることができると判断なさったのであった。そこで、老公は命を下して、草を刈らせ、沼地の泥をさらい水の通りを良くし堤を築いて流れを堰きとめ、田を開墾して住いを営ませるようになさった。(原資料は漢詩文)



上: 南湖公園周辺航空写真
 (南湖右手に見える市街地が旧城下)
 左: 南湖公園築造以前の古図
 (築造以前は湿地帯であったことが知れる)

岡本茲奘の『感徳録』によれば、南湖公園には桜・楓・松・桃が植樹され、湖岸には萩が植えられており、茲奘の描く「南湖真景図」にも鏡山裾野にこれらの植樹の様子を確認することができる。また、『近治可遊録』にも文化年間当時の植栽や行楽の様子が次のように記されている。

行楽の人は多くここに座って酒を飲む。桜・楓・松・桃などが植わっている。春の花・秋の紅葉と、景色の色合いは様々である。(原文は漢詩文、広瀬典「南湖小志」)
 少将公(松平定信)はまた、おりおりに桜木を三千本植えて、三月の頃は、全山花盛りになる。(原文は漢詩文、掛川藩士松崎復「南湖」)

南湖公園は、行楽の園地を目的に整備されたものであるが、この南湖築造後の江戸時代の小峰城下町民等の行楽の様子を白河藩士である片山成器が以下のように記している(『近治可遊録』)。

白河の町には湖(南湖)がある。湖には花月の風情がある。それは美中の艶、光の中の彩である。町の人々は、四季を問わずここに行き来して眺め遊んでいる。とりわけ春の花咲くときはもっとも賑わうのである。美しい靄が立ち上がり、鶯が鳴き蝶が舞い、紅おしろいの化粧した女たちが我も我もと押しかけて、笛を吹いたり歌ったりして、ごったがえしている様はまるで狂気の沙汰であるが、それは春の好い季節のせいなのである。(中略)

南湖の遊びの良い点が五つある。そよ風に舟足軽く、思いのままに舟を操って回遊できることが一つである。徳利の酒と小箱の菓子を、気ままに食べたり呑んだりして酔えるというのが二つ。程々の人数で、詩作を得意とする者が即吟で詩をやり取りするのが三つ。おいしいジュンサイを摘めるのが四つ。月が出てからは快適となるのが五つ。(下略)(原文は漢詩文、片山成器「南湖観月記」)

また、庶民側の文献資料からも南湖の行楽（紅葉狩）が城下の町民に定着していたことを知ることができる。小峰城下中町の庄屋荒井治郎右衛門の『慶応日記』の慶応3年（1867）10月18日の条には、「十八日 天気緩和（中略）○大沼紅葉見物 川瀬同道」と記され、本町庄屋川瀬とともに大沼（南湖の別称）で紅葉狩の行楽を行っている。

以上の文献資料により、江戸時代の小峰城下の藩士や町民にとって、南湖公園が花見や舟遊び、そして紅葉狩などの行楽の場所となっていたことを知ることができる。

南湖公園の築かれた場所は、小峰城とその城下町の南側に約2km隔てた丘陵地を挟んだ地に所在するが、江戸時代末期の絵図によれば、市街地・城下から南湖にアクセスする道路が幾筋も整備されている様子を知ることができる。このルートの中でも城下南側中程より小南湖（歴代藩主菩提寺）や友月山を經由して丘陵地を越えるのが最も一般的なルートとなっていた。



江戸時代末期「白河城下絵図」



同南湖周辺部分

※城下中程南側から小南湖・友月山を經由して南湖へ通じる道が描かれている。

② 近代の南湖公園と行楽

ア. 南湖公園の整備と行楽

明治 13 年（1880）9 月、南湖公園は太政官布告に基づき正式に公園となり、法的な根拠をもって公園として開設された。同 20 年には内務省令で南湖公園が白河町所属に定められ、町では南湖公園管理規則を制定した。

明治 35 年（1902）、白河町は南湖公園の町帰属を受けて松平定信の時代に南湖築造と共に建てられた茶室共楽亭の改修、復元整備を行った（『白河町会会議録』）。同 39 年から 40 年には、東北地方を襲った凶作の対策事業の一環も兼ねて、埼玉県から吉野桜（染井吉野か）の苗木 500 本を取り寄せ、楓の若木と共に南湖湖畔及び町から南湖へ向かう新道沿道に植栽を行った（『故藤田新次郎傳』）。また、これらを契機として、同 41 年には白河町民有志において「白河保勝会」（名勝古蹟の同好会）が組織され、南湖 17 景の歌碑の建立など、南湖公園の風姿の整備が行われた（『白河市史』）。

明治 41 年（1908）、皇太子殿下（後の大正天皇）が南湖公園に行啓され、同年には南湖公園の創始者である松平定信に正三位の位階が追贈された。大正 5 年（1916）にも皇太子殿下（後の昭和天皇）が行啓されている。この 2 度にわたる行啓等を契機として定信に対する顕彰活動が盛んとなり、定信を祀る神社創建の動きが白河町の有志によって行われた。同年の白河町会では、神社創建のために賛助金と、南湖湖畔の町有地を神社地として寄付することが決議された。この時、楽翁（定信の雅号）公奉祀会が結成され、その総裁に日本財界の重鎮渋沢栄一を請い、会長・副会長に西白河郡長・白河町長をあて、募金活動を行った。定信を敬慕する渋沢は自らも寄進するなどのほか、財界人にも働きかけるなど積極的に後援した。

大正 11 年（1922）6 月 13 日、「南湖神社」と名付けられた松平定信を祭神とする神社の鎮座祭が執行された。さらに同 13 年 12 月には、南湖公園は、その文化財的価値が認められ、史跡及び名勝に指定された。



南湖に整備された湖畔道路で客を待つ
人力車の車夫(明治末～大正)



松平定信を祭神とする南湖神社(大正 11 年)



南湖湖畔の茶店(昭和初期)

南湖公園の湖畔では明治末期には偕楽園・三谷屋の2軒の茶店が営業していたが、大正14年(1925)の「白河案内図」には、荻原屋・石川屋・花月・偕楽園など4軒が営業し、大正5年に開業した白棚鉄道南湖駅近くに松琴亭が記入されている。これらの資料によれば、南湖公園は多くの行楽客で賑わっていたことが裏付けられる。

行楽の中心は春の桜、秋の紅葉であった。また、小舟に乗って遊覧を楽しむ様子も古写真に多く残されている。また、江戸時代以来の名産であるジュンサイを採る小舟の情景は南湖の夏の風物詩でもあった。(『白河市史』)

大正7年(1918)夏、詩人・歌人・随筆家として著名な大町桂月が白河に逗留しているが、この際に『白河の七日』等を綴っている。これによれば、白河の有志の案内で南湖公園を訪れ、当地の偕楽園に宿泊し、南湖公園の印象を次のように述べている。

老松道に横はり、幽趣人に逼る。幾艘の小端艇(小舟)岸辺に横はり、鴉(にお、カイツブリ)点々蓴菜(ジュンサイ)の間に浮沈す。(中略)

大名専有の園地は、古来到る処にあり。大名の公園を設くることは、実に楽翁公(松平定信)に創まれる也。

この紀行文によれば、南湖には水鳥や名物ジュンサイの間に幾艘の小舟が浮かべられた行楽が行われていた様子を知ることができる。

また、大正15年(1926)11月16・17日に白河を訪ねたジャーナリストの徳富蘇峰は、「白河遊記」と題し、『国民新聞』に連載した。南湖公園では、紅葉の妙に感激した様子を次のように記している。

湖畔より岡阜にかけて、吉野桜、竜田紅葉を移植し、老松落々としてその間に散在す。(略)折しも紅葉の季節は、すでに十分に達し、地にも紅葉あり、枝にも紅葉あり。或は池水に映じ、或は蒼松に親す。その配合の妙、真に云ふ可らず。



南湖公園へ花見に向かう市民:大正期



花見客で賑わう南湖公園:大正期



全山花盛りの南湖公園:昭和初期



南湖公園での花見風景:昭和初期



南湖公園の舟遊び:昭和初期



南湖公園の舟遊び風景:昭和初期

昭和 24 年発行の『白河』には、

湖はどこからながめてもそれぞれに趣がある。春の大きにぼけた鐘の音に眼をあければ、南の空には関山のやさしい姿がうかんでゐる。東をおほふ月待山には花見の人の姿がちらつき、西に春霞にかすむ那須連峰が仰がれ、南岸にまわれれば鏡山の赤松の緑にまじる一本二本の花の色もすてがたい。かうしてともすれば春のけだるい足も、花かげをまばゆく歩きながら、二ヶの周囲をいつしか一廻りしてしまふ。

秋の紅葉はさらにすてがたい。「紅葉は南湖」と唄にある。秋が本領かもしれない。と記されており、戦後の昭和期においても南湖公園の行楽が春の桜と秋の紅葉であったことを知ることができる。

イ. 小南湖（円明寺公園）の整備と行楽

南湖公園と小峰城下・市街地の間には丘陵地が所在するが、この丘陵地の中には大隣寺など江戸時代の白河藩歴代藩主の菩提寺が置かれ、初代白河藩主丹羽長重墓（市指定史跡）・廟所（市指定重要文化財）や松平直矩・基知墓、松平清照墓（市指定史跡）が所在している。この菩提寺跡は明治 43 年頃に、円明寺公園（小南湖）として整備された。この整備内容は、小南湖と呼ばれる池を改修し軽舟が浮かべられるようにし、湖畔に桜や楓の植栽のほか、四阿を設けるなど、まさに小さな南湖公園の整備であった。また、当地を經由して南湖公園に通じる道路整備も併せて行われた（大正 11 年『関乃名勝』）。周辺には割烹旅館が花街をつくり、桜や楓の季節を中心に町の人々で昼夜ともに賑わった。

現在の小南湖は、市街地の中に残された数少ない公園として、丹羽家・松平家墓所などの歴史的遺産とともに小南湖とその湖畔の自然公園的遺産が一帯となって、市街地の歴史的風致を形成している。

ウ. 友月山公園の整備と行楽

小南湖から南湖公園に通じる道路沿いの友月山公園は、町の篤志家であった須藤儀兵衛氏が明治・大正期に私財を投じて公園整備を行ったものである。この公園も松平定信の南湖公園の築造思想を受け継ぎ、桜・楓の植栽、歌碑・詩文碑の建立、四阿等の整備がなされたもので、小南湖とともに市街地に最も近い公園として、市民等に親

しまれている。友月山頂からは那須連峰、小峰城跡、市街地等が一望できる程、眺望景観が優れた公園でもあり、春の桜の名所にもなっている。(昭和3年『関の白河』)
その後の昭和初期には白河町に寄付され、現在は引き続き白河市が管理を行っている。

③ 現在の南湖公園の行楽

南湖公園は、現在でも花見の名所として多くの市民に愛されている。南湖の湖畔にはエドヒガン、染井吉野等の桜木が約 500 本程確認され、4 月の中下旬には桜の開花にあわせ、市民や観光客が多く訪れ、花見にあわせ南湖神社への参拝、ボート遊びなどが行われる。昭和 30 年代より南湖湖畔の茶店や旅館の組合である南湖共栄会を中心に「南湖桜まつり」が毎年開催されている。また、景勝地 17 景のうち、鏡の山と錦の岡には現在でも多くの楓があり、紅葉の景勝地となっている。

このように南湖公園は、春の桜、秋の紅葉、舟遊び等、人々の様々な活動の舞台として、行楽を目的とした市民を中心に様々な人たちが訪れている。茶室共楽亭等においては時折茶会が催され、江戸時代から続く茶道文化を地元の市民が引き継いでいる。また、城下・市街地から南湖公園へ向かう途次の友月山公園、小南湖も、南湖公園とともに市民の行楽の場となっている。

これらを含め南湖公園は、築造当初の 200 年前と変わらず行楽を目的にした多くの人たちで賑わい、白河市の良好な歴史的風致を形成している。



舟遊び(ボート遊覧)風景



花見風景

(5) 街道集落にみる歴史的風致

白河は、古くから日本列島の要の地、奥州の関門として位置付けられ、政治的・軍事的に重要な役割を果たしていた。その代表として知られるのが、白河の南端旗宿に所在する史跡「白河関跡」である。



白河関跡

白河関は、古代における陸奥と下野国境の関門である。その起源は定かではなく、承和2年(835)12月3日の『太政官符』に「旧記ヲ検スルニ割ヲ置キテ以来、今ニ四百余歳」とあり、すでに5世紀初頭には勿来関(菊多割)と共に設置されていたとあるが、その機能(蝦夷や物資の出入りの取り締まり)が実際にうかがえるのは、奈良～平安時代である。

10世紀に入り、律令国家の衰退とともに、関の機能は12世紀前半頃までで失われ、白河関は歌枕として歌人の憧憬の地としての意味が与えられた。遥かなる陸奥国の玄関口である白河関は、歌人にとって歌心をかきたてられる憧れの地であり、現在に至るまで、幾多の歌人たちが白河関を歌に詠んでいる。江戸時代の俳人松尾芭蕉は、元禄2年(1689)紀行文『おくのほそ道』の序章で、「春立てる霞の空に、白川の関越えんと、そぞろ神の物につきて心をくるはせ」と旅の決意のきっかけを記し、門人曾良と白河を訪れ、陸奥に達した感慨を「風流のはじめや奥の田植うた」と詠んでいる。

関の位置については久しく不明であったが、寛政12年(1800)、白河藩主松平定信は、考証の結果、空堀・土塁が残る現在地が白河関跡であると断定し、古関蹟碑をこの地に建立した。

現在も静かに佇む白河関跡は、みちのくの関門として、また、歌枕として歴史にその名を刻んできたいにしえの風情を醸し出し、訪れる人々の郷愁を誘っている。

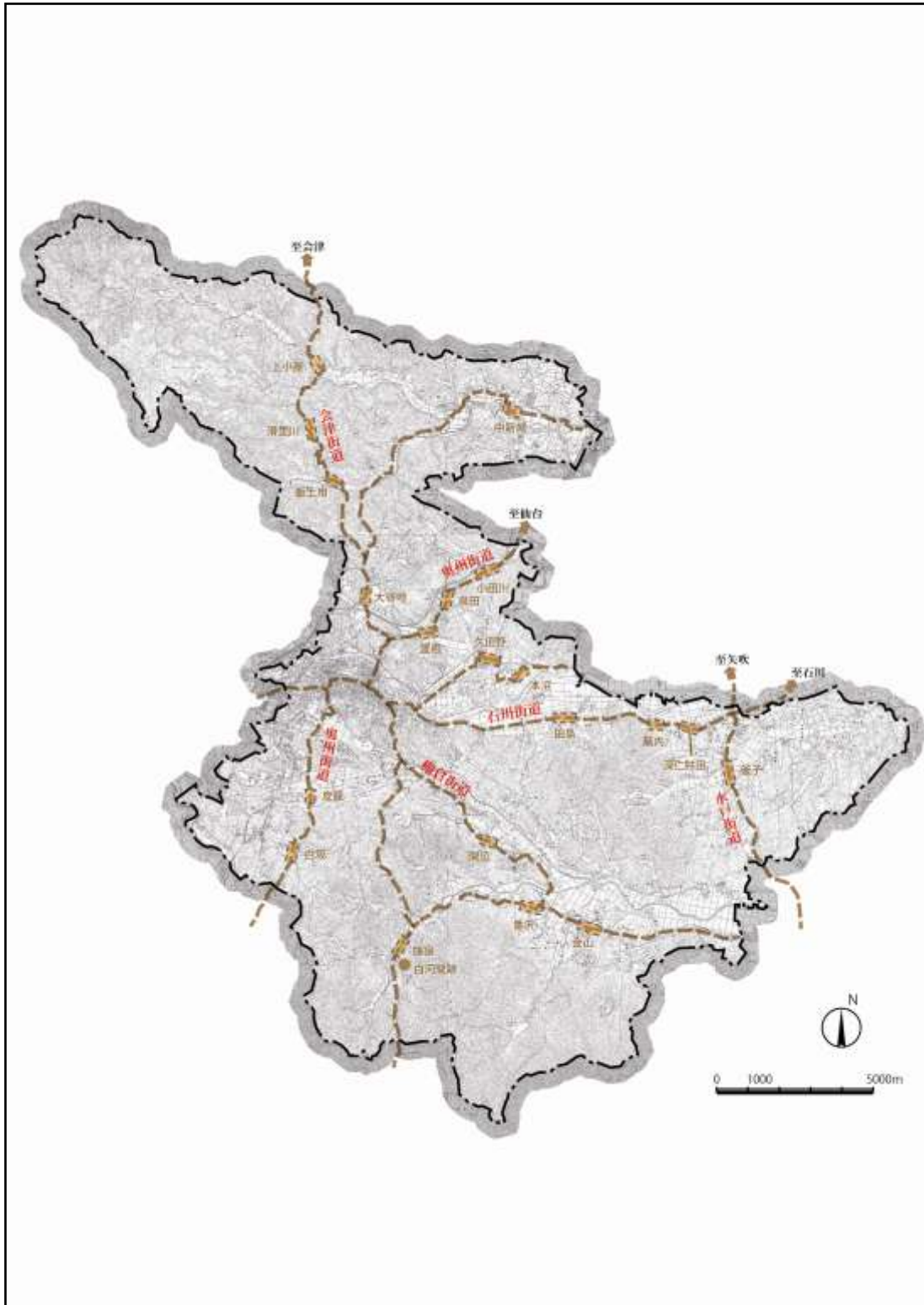
白河が歴史的に重要な位置にあったことは、白河関跡の存在だけでなく、奥州街道・会津街道・棚倉街道・



古関蹟碑

石川街道・水戸街道など複数の街道が交錯していることから確認することができ、街道沿いの各地域は、その土地の歴史や自然などを背景として、それぞれ趣ある歴史的風致を形成している。

白河市内の歴史的街道図



① 奥州街道

奥州街道は、江戸日本橋を起点とし津軽半島の三厩へと至る日本最長の街道で、東海道・中山道・甲州街道・日光街道とともに江戸時代の五街道と称される。正式には、奥州道中といい、幕府道中奉行が直轄管理する江戸から白河宿までを指すが、一般的には、白河以北の仙台道や松前道も含めて奥州街道と呼ぶことが多い。

奥州街道は、天正18年(1590)7月3日、小田原落城を目前にした豊臣秀吉が、奥州仕置のために小田原から会津までの道作りを命じた「横三間之海道」(伊達家文書)のルートを中心に整備された。白河を通るルートは、下野国境の白坂境の明神(市指定史跡)から入り、白坂宿・皮籠村・小丸山を経て、小峰城下に新町九番町枡形から入り、城郭の南側から東側をカギ型に通り、阿武隈川を越えて城下を抜け、

会津街道と分岐し仙台方面へと向かう。江戸時代を通して、陸奥・出羽の諸大名の参勤交代の交通路や幕府御用の諸荷物・御城米などの輸送路として利用され、街道沿いには白坂宿・白河宿・根田宿・小田川宿が整備されるなど、白河の町は、政治・経済の地のほか、交通の要衝としても賑わいをみせていた。

陸奥に入り、最初の宿となる白坂宿は、文化2年(1805)の『白河風土記』に、「天正十八年太閤秀吉公当国発向ノ時芦野駅ヨリ白川マデ長途ナルヲ以テ人馬ノ労ヲ計リ白坂ヲ駅場と定ム」とあることから、奥州街道整備の際に、芦野駅(栃木県那須町)から白河まで道程が長く人馬が難渋するため、駅場として定められた。現在も、沿道やその周辺には、かつての宿場町の名残をとどめる民家などが立ち並ぶ。白坂宿が置かれた泉岡地区では、7月14日・15日の2日間、地元の子どもたちを中心に「八雲神社祭礼」が行われる。八雲神社の名は明治の神仏分離以後の名称で、それ以前の牛頭天王社について『白河風土記』に、「駅ノ東一丁余ニ在リ小社ナリ垂跡詳ナラズ祭ハ六月十五日ナリ」と記されていることから、それ以



奥州街道



八雲神社(泉岡地区)



奥州神社祭礼(泉岡地区)

前の古い時代に八雲神社とその祭礼の起源をたどることができる。

八雲神社は、泉岡地区の八雲山に鎮座し、神殿は縦 6 寸、横 1 尺の流造で、近代初期の建造物と推定されるが、境内に天保 13 年（1842）と刻まれた小祠が建っていることから、江戸時代の文献に記載される牛頭天王社の神域の地であったと考えられる。

現在の祭礼は、14 日は地区内の山間地、15 日は江戸時代の宿場町の面影を残す旧街道沿いの各戸を神輿行列が回る。行列の先頭を歩く御祓い係が、玄関先で「あくまばらい、あくまばらい、あくまばらい」と唱えながら、檜の大枝を揺すって御祓いし御札を渡す。続く神輿行列が玄関先を駆け足で三往復し、「わっしょい、わっしょい、わっしょい」の威勢の良い掛け声とともに神輿を高く掲げ、地区内の疫病除けを祈願する。

皮籠地区に所在する「(伝) 金売吉次兄弟の墓」(市指定史跡) は、承安 4 年（1174）、吉次兄弟が砂金を交易して奥州平泉と京とを往来する途中、ここで群盗に砂金を奪われて殺害され、里人がそれを哀れみ、この地に葬り供養したと伝承されているものである。石塔は、白河石（安山岩質凝灰岩）で作られた宝篋印塔で、地元の人々から吉次様の墓として信仰されている。

小峰城下の白河宿については、寛永 4 年（1627）に白河藩が成立し、初代藩主丹羽長重によって行われた小峰城の大改修と城下町（町屋）の再整備が現在の市街地の原型となっている。小峰城下は、宿駅の機能を担うとともに、商工業の集積地として繁栄するなど、奥州街道の中でも交通の要衝として特に重要な役割を果たしていた。現在も、街道のカギ型遺構をそのまま残し、街道沿いには昔ながらの店構えや蔵などの歴史的な建造物が数多く立ち並ぶ。中でも、本町に残る旧脇本陣柳屋旅館蔵座敷は、かつて宿駅として重要な役割を果たしていた白河宿の歴史を今に伝える重要な建造物となっている。これらの歴史的な遺構や建造物を残す小峰城下の旧奥州街道では、江戸時代から続く白河提灯まつりや白河だるま市の伝統的な祭礼等も行われており、歴史的な風情を醸し出している。



旧脇本陣柳屋旅館蔵座敷

白河宿を抜け、次の宿駅となる根田宿の手前には、大清水と呼ばれる清水がある。周辺の村では、江戸時代からこの清水を飲料水として使用したといい、この地区は「大清水」の地名が付けられている。大清水の傍らには、「従是安ちん乃墓六丁程」と刻まれた嘉永 4 年（1851）建立の道標がある。和歌山県日高郡道成寺に伝わる道成寺縁起で知られる安珍僧は根田地区の生まれと伝えられ、熊野信仰が東北地方でも盛んに信仰されていたことを裏付けるエピソードの一つとなっている。

白河宿を抜け、次の宿駅となる根田宿の手前には、大清水と呼ばれる清水がある。周辺の村では、江戸時代からこの清水を飲料水として使用したといい、この地区は「大清水」の地名が付けられている。大清水の傍らには、「従是安ちん乃墓六丁程」と刻まれた嘉永 4 年（1851）建立の道標がある。和歌山県日高郡道成寺に伝わる道成寺縁起で知られる安珍僧は根田地区の生まれと伝えられ、熊野信仰が東北地方でも盛んに信仰されていたことを裏付けるエピソードの一つとなっている。

根田地区に所在する安珍の墓は、梵字が彫られた供養碑で、建立時期は明らかではないが、安珍の墓の傍らに植えられたとされる安珍桜の記載が『白河風土記』に見られることや、墓碑頭部の三角状の形態から、江戸時代初期の建立であるとされる。

根田地区では、数奇な運命をたどった安珍僧の冥福を祈り、歌と踊りで供養する「安珍念仏踊」が古くから伝えられ、毎年旧暦2月27日（現在は3月27日）の安珍忌に地区内の安珍堂で行われる。安珍念仏踊は、「奥州白河歌念仏踊」（県指定重要無形民俗文化財）を代表する演目の一つで、この奥州白河歌念仏踊は、口碑では、流布するに至ったのは江戸時代の中頃からで、村内安全や五穀豊穡祈願、供養念仏として行われていた。（『福島県文化財指定説明』）



安珍の墓



奥州白河歌念仏踊



奥州街道沿いの根田地区

根田宿の街道沿いには、歴史的建造物が現在も残り、江戸時代の宿場を思わせる風景を作りだしている。江戸時代創業とされる根田醤油合名会社では、創業以来の原型を残して改修された土蔵で今もなお醤油・味噌づくりが盛んに行われており、歴史的な街道の風情を一層引き出している。

奥州街道は、近世の紀行文にも数多くその名が登場し、江戸時代の五街道の一つとして重要な役割を果たしていたことがうかがえる。小峰城下として重要な役割を担っていた白河宿を中心に、歴史的な遺構や建造物が往時の街道の名残をとどめ、江戸時代から人々の生活に溶け込んできた白河提灯まつりや白河だるま市などの祭礼行事や、伝統産業などの活動が相まって、歴史の薫り漂う街道の風情を醸し出している。

② 会津街道

白河と会津を結ぶ会津街道が重要な街道として史料に出てくるのは、奥州街道で既述のとおり、豊臣秀吉が奥州仕置を行った天正 18 年（1590）のことで、白河から会津までの道・橋や御座所の建設が伊達政宗に命じられた。白河から会津までのルートは、奥州街道から分岐する女石から広谷地―二枚橋―豊地―飯土用―滑里川―上小屋―安養寺を通り、牧ノ内―長沼を経て勢至堂峠を越えて会津に至るもので、参勤交代の交通路や佐渡金山の金の輸送、会津藩の物資輸送などに利用され、五街道に次ぐ街道として重要視されていた。道づくりを命じた豊臣秀吉は、奥州仕置のため同年 8 月 6 日に白河に到着し、整備された街道を通り 9 日には会津黒川（現在の会津若松市）に到着している。

会津街道沿いには、大信地域の飯土用と上小屋に宿駅と一里塚、途中の滑里川には問屋場が設けられ、主要な役割を担っていた。当時の会津街道を多くの旅人が往来したことは紀行文などからもうかがい知ることができる。明治維新の精神的指導者として知られる吉田松陰は、嘉永 4 年（1851）12 月 14 日に江戸を出発し、東北各地を遊歴した見聞を『東北遊日記』として書き残している。これによれば、同 5 年 1 月 25 日に白河入りした吉田松陰は、28 日に白河を出発して会津街道に入り飯土用で昼食を済ませ、勢至堂に一泊して会津に向かっている。

会津街道が通る大信地域には、唯一現存する飯土用の一里塚、「町屋の二本カヤ」（県指定天然記念物）、「天神乳銀杏」（市指定天然記念物）のほか、古くから地区の鎮守として信仰されてきた神社、石仏など歴史的な遺構や建造物が数多く残り、歴史の一端をうかがい知ることができる。

本陣や問屋、旅籠などが置かれ、会津街道の重要な宿駅として栄えた大信上小屋地区では、現在でも「大黒屋さん」「吉野屋さん」など、当時の屋号でその家と呼び合うことが日常的に行われている。



会津街道



会津街道沿いの飯土用地区(大信豊地)



屋号が並ぶ大信上小屋地区



山頂に所在する愛宕社

また、大信隈戸の十日市地区では、火防の神として古くから信仰されている愛宕社の祭礼である「十日市ちょうちん祭り」が行われている。多くの愛宕社は、集落を見守るのにふさわしい山の頂上にあり、十日市地区の愛宕社も、『白河風土記』に「愛宕社 社地東西三間 南北三十間 村ノ北ノ方丘ニアリ石階ヲ登ルコト廿五間ニシテ石ノ小社アリ祭り六月二十四日」と記されており、石段を登ったところの石の小祠に祀

られ、祭礼は旧暦6月24日であったことが分かる。

神社参道の石段の登り口には、宝暦3年(1753)の庚申供養塔や文政2年(1819)の二十三夜供養塔などの石碑が立ち並び、長い石段を登ると、岩盤が露頭する山の中腹の石柱に「御宝殿前／享保十七壬子天／吉田久衛門」(1732)と刻まれ、その奥に石の小祠の愛宕社がある。江戸時代からこの地に所在し、十日市地区の信仰を集めていた愛宕社は、昔も今も変わらず山頂から集落を見守っている。

かつては、旧暦6月24日以外の毎月24日にも「二十四日講」が行われており、旧暦6月24日の祭りもこの二十四日講の一環であるが、提灯を掲げて地区内を練り歩くことから「ちょうちん祭り」と呼ばれている。

現在の祭礼は、7月24日・25日の2日間、愛宕社を中心に十日市青年会が主体となって行われる。24日のわら燃やしは、愛宕社前でわら束を燃やし、五穀豊穡や無病息災を祈願する。25日のちょうちん祭りは、集会所前で3種類の太鼓打ちが行われ、提灯や太鼓、笛や囃子が列を組み、地区内を威勢よく練り歩く。隈戸川で潔斎をして身を清め、のぼり太鼓を叩きながら愛宕社へ向かい、上り口に提灯を掲げると、青年と地区役員以外は家に帰ることになる。青年らは神前に向かい、甚句太鼓を奉納し、愛宕社を礼拝して一連の祭礼は終了する。



わら燃やし



十日市ちょうちん祭り

会津街道が通る大信地域では、江戸時代に宿場として栄えた歴史が現在の地域コミュニティを形成する上でも重要な役割を果たし、地区に継承されている信仰行事等が地域コミュニティをさらに強固なものにしている。周囲に広がる山並みを背景として、街道沿いに残る古くから信仰を集めてきた神社等の歴史的な建造物と古くから伝わる

信仰行事等の人々の活動が相まって、自然豊かで趣のある街道の面影を今に伝える良好な歴史的景観を形成している。

③ 棚倉街道

白河から表郷を經由し、棚倉へと向かう棚倉街道は、中世から近世にかけて、政治の中心であった白河に向かう脇街道として整備されたものである。

白河から棚倉へ向かう桜町の東はずれに道が二手に分かれる箇所があり、文化5年(1808)の道標に、「右たなくら 左いしかハ道」と刻まれているように、棚倉街道と石川街道の分岐点とな



棚倉街道

っている。なお、この分岐点には、宗祇戻しの碑が立っている。『白河風土記』によれば、室町時代の連歌師宗祇が、文明13年(1481)、鹿嶋神社で行われていた連歌会に行く途中、綿を背負った綿売りの女性からすでに連歌会が終了したことを告げられたため、戯れに「この綿は売るか」と尋ねた宗祇に対し、女性はずかさず「阿武隈の川瀬にすめる鮎にこそ うるかといへるわたしはありけれ」と和歌で答え、その歌の巧みさに感心した宗祇がここで引き返したという伝承の地である。このように、道の分岐点には供養塔や碑を建てて信仰する観念があるという。

棚倉街道は、この分岐点を右に進み、八竜神－合戦坂－上ノ原－原郷土－本郷土－谷中－小松－社田－番沢－金山－梁森－高木－三森－下羽原－逆川を通り棚倉中心部に入る。

棚倉街道が通る表郷地域には、「建鉾山祭祀遺跡」

(市指定史跡)といった古代の遺跡や勝善神社などの由緒ある寺社等が数多く残っているほか、

「堀之内辻念仏」や「八幡宮下熊野講」(いずれも市指定無形民俗文化財)など伝統的な祭礼なども行われている。氷河期の名残をとどめる希少植物「ビヤッコイ自生地」(県指定天然記念物)

として知られる表郷金山地区や、表郷番沢地区は、かつて宿場が置かれ、現在もその名残をとどめる箇所をいくつか見ることができる。金山や番沢の街道沿いには、角と呼ばれる道路の直角な曲がり目があり、少ないながらも、江戸時代から明治時代にかけて建てられたとみられる伝統的な民家も残り、往時の街道沿いのムラの様子を偲ばせる。



棚倉街道沿いの上願地区(表郷番沢)



中ノ沢権現梵天祭

表郷梁森地区では、中ノ沢神社（旧称：中ノ沢権現）において、「中ノ沢権現梵天祭」（市指定無形民俗文化財）が行われている。中ノ沢神社は、大正4年（1915）の『西白河郡誌』に「嘉永年間に西京吉田権現を勧請す」と記されており、周囲を矢来で囲んだ三坪ほどの広さの傾斜地にある石の祠で、かつて大水で流されたらしく、現在は祠の笠石を祠代わりになっている。

梵天祭の起源は明らかではないが、『西白河郡誌』に、「旱魃の年には五箇村釜子村等近傍の村民群集して雨を請ふを例とす陰暦八月八日を祭日とし青年等相集りて神職を聘し幣巾を奉る」と記されており、旧暦8月8日に近隣の人々が集まり、雨乞いをして五穀豊穡を祈願したものとされる。現在の奉幣は、隔年の旧暦8月8日、白衣、白鉢巻姿の地区の若者が「梵天」と呼ばれる多くの幣束を付けた籠に竹ざおを刺した祭祀道具をかつぎ、表郷梁森地区の鎮守である都々古和気神社を祈願する。

都々古和気神社は、『西白河郡誌』によれば、228坪の境内に縦3尺、横3尺5寸の神殿を持ち、建築年代は明らかではないが、参道入口の石灯籠は、釜子陣屋奉行が奉納したものとされ、嘉永7年（1854）建立と刻まれている。明治3年（1870）に近津神社の名を現在の神号に改め、昔も今も変わらず地区の鎮守として人々の信仰を集めている。



都々古和気神社拝殿(表郷梁森地区)

神社脇には、「磨崖三十三観音」（市指定史跡）が所在する。磨崖三十三観音は、現世利益を願い、観音信仰が盛んに行われた江戸時代中期に彫られたもので、「宝永四丁亥年十一月 東峯山福蔵院 開記 緑川孫左エ門 石工善六」（1707）と銘記された観音などが自然石の岩肌に刻まれている。



磨崖三十三観音

都々古和気神社での御祓いと神事を終えると、梵天を先頭に地区内をくまなく回る。その後、竹笛を吹き鳴らして魔を除けながら山道を登り、中ノ沢神社に梵天を奉納し、最後に地区の各戸に御札と供え餅を配って祭礼は終了する。

棚倉街道が通る表郷地域では、歴史的街道の遺構や通りに残る趣のある民家や土蔵等を背景として、次代を担う若者が中心となって地区の伝統行事を受け継ぐ姿が相まって、昔ながらの集落の一体感を感じさせる雰囲気を作り上げている。

④ 石川街道・水戸街道

棚倉街道で既述のとおり、桜町の分岐点を左に進み、搦目を通り、田島―蕪内―深仁井田―上野出島―赤羽―沢井を通り石川に至るルートが石川街道と呼ばれる。

搦目周辺は、中世の白河結城氏の本拠「白川城」（県指定史跡）が置かれた地で、



石川街道・水戸街道

白川城北東部の街道沿いには、鎌倉幕府を倒した奥州南朝派の中心人物結城宗広と親光父子の忠烈を伝える感忠銘碑が残る。感忠銘碑は、文化4年（1807）に建立された高さ7.6m、幅2.7mの磨崖碑で、題字の「感忠銘」は松平定信が書き、撰文は藩校立教館教授広瀬典、書は賀孝啓である。搦目を過ぎて五箇地区に入ると、「白河舟田・本沼遺跡群」（史跡）の下総塚古墳や舟田中道遺跡、「白河官衙遺跡群」（史跡）の借宿廃寺跡など、歴史的遺産が数多く点在し、古代白河の歴史を時系列を追って知ることで重要な地区となっている。

また、石川街道と交差する水戸街道は、奥州街道の脇道として江戸と東北をつなぐ幹線道路である。白河藩の支配下にあった奥州道中の矢吹宿（西白河郡矢吹町）の南端、中畑新田村から分岐し、中畑村（矢吹町中畑）、釜子村（東釜子）を通り、棚倉城下を經由して水戸へと向かう。水戸街道の整備については、奥州街道や会津街道とほぼ同時期に行われたものと考えられる。



水戸街道沿いの釜子地区

特に、白河藩主丹羽長重による小峰城の大改修と城下町（町屋）の再整備が行われた時期に、参勤交代制度と相まって、奥州街道の宿駅とともに、脇街道の整備も一段と進められたとみられる。

石川街道と水戸街道が交差する東地域には、市の天然記念物に指定されている「満徳寺のしだれ桜」や「たらようの木」のほか、「日吉神社」（市指定重要文化財）などの歴史的建造物が所在する。水戸街道沿いの釜子村には、釜子宿が設けられた。釜子村は、寛政10年（1798）、陸奥にあった越後高田藩（現在の新潟県上越市周辺）の飛領に起こった浅川騒動において、その渦中に巻き込まれた。文化7年（1810）、浅川に置かれた高田藩の陣屋が釜子に移され、釜子は地域の政治の中心を担うようになる。釜子宿は、宿500m両側に町屋が並び、釜子陣屋は南はずれに近い西側の奥手にあり、

現在は東地域の中心となっている。

嘉永4年(1851)7月、高田藩小倉茂弘らの旅行記「釜子道中記」では、越後高田から釜子を訪れた様子が伝えられている。この小倉茂弘の墓は、釜子地区の春日山長伝寺に所在する。

長伝寺は、『西白河郡誌』によれば、寛永12年(1635)開山とされるが、元禄10年(1697)の釜子大火で焼失し、現在の本堂は、再建前の建築様式を受け継ぎ昭和49年(1974)に再建されたものである。本堂は、縦4間4尺5寸、横8間4尺5寸、本尊は木像十一面観世音座像で、境内には子安地藏尊が祀られ、近郷の信仰を集めている。

また、長伝寺には、天保11年(1840)に建立された越後高田藩吉田林右衛門の墓をはじめとする200基近い越後高田藩士の墓が所在し、かつてこの地に越後高田藩の陣屋が置かれた歴史を今に伝えている。

この由緒ある長伝寺において、毎年8月14日から16日までの3日間、「釜子盆踊り」が行われる。釜子盆踊りの起源は明らかではないが、文化14年(1817)の『奥州白川風俗問状答』の7月の記事に盆踊りについて、「農家の遠在にては念仏おどりと名付候て盆前より盆後まで農人男女大勢入交りて鉦太鼓笛等にてはやしおどり候、そのうた身ふり実に鄙ぶりにて甚おかしく、それをたのしみ盆遊びいたし候」とあることから、この頃にはすでに当地方にも盆踊りが広がっており、釜子盆踊りの起源も同様の時期と考えられる。

長伝寺参道の両脇を飾る提灯や燈籠の灯りに導かれるように石段を上がると、提灯や紙花で彩られた櫓が出現する。櫓上では、地元青年会のメンバーによる勇壮な太鼓と息の合ったお囃子が披露され、その櫓を囲む浴衣姿の踊り手の輪は二重にも三重にも広がりを見せる。

石川街道や水戸街道が通る東地域では、歴史的な街道の面影を残す蔵や寺院などの建造物と、由緒ある長伝寺境内で繰り広げられる盆踊りの人々の賑わいが相まって、歴史的な街道の風情を醸し出している。



長伝寺



長伝寺に残る高田藩士の墓



釜子盆踊り

このように、白河は奥州街道をはじめとする歴史的街道が市内全域を走り、街道沿いの各地域では、それぞれの特性を背景とした伝統的な祭礼や行事などの人々の活動が地域コミュニティの柱となって特色ある地域を形成している。さらには、街道沿いに残る歴史的な遺構や建造物と一体となって、かつて交通の要衝として発展を遂げた白河市の都市形成の歴史を今に伝える歴史的街道の風情を醸し出している。

(6) 天道念仏と太鼓芸にみる民俗行事の歴史的風致

白河地域を中心に、福島県南地方や茨城県・栃木県・千葉県など関東地方に伝わる特徴的な民俗行事に「天道念仏」がある。

天道念仏は、夏の日照不足による冷害を防ぐために、太鼓を打ち鳴らしながら「テントウサマ」すなわち「太陽」を念じ、害虫を追い払って豊作を祈願する一種の祈祷念仏で、これに踊りが加わったものが天道念仏踊と呼ばれる。

その起源は、元禄年間（1688～1704）などの伝承があるものの確かなことは明らかではないが、文化14年（1817）の『奥州白川風俗問状答』の6月の記事に次のような記載がある。

降つゞきたる時晴れを祈るには所の鎮守などへ神主修験等参り祈念いたし農人は村限り大勢集り朝日の出るより日の入まで鉦太鼓にて足をも休めず念仏を申ながら立通しにて或は輪にめぐり等して天道を祈り申候、是を天道念仏と申候

このことから、江戸時代には、降り続く雨を止め太陽を念ずる天道念仏と呼ばれる行事が白河領内で広く行われていたことが分かる。

天道念仏は、太陽を念ずるだけでなく、虫送りなどの稲作に関わる信仰と結びついており、かつては、6月上旬から土用の入り頃までの農耕生活の節目に各地区で行われていた。この時期の行事は、太陽を念じ、虫送りの意味合いから太鼓を用いるものが多く、白河地域の農村部において、太鼓は夏場の行事に欠かせない楽器であった。

天道念仏のほかにも、同時期に太鼓を用いて行われる行事に「牛頭天王祭」がある。牛頭天王は、疾病除けの守として信仰され、牛頭天王を祀る神社は市内全域に見られ、古くから牛頭天王祭などの信仰行事が行われていた。牛頭天王祭が始まった時期は明らかではないが、『奥州白川風俗問状答』の6月の記事に次のような記載がある。

六月 此月神事、又仏事 十五日牛頭天王祭礼

**町在共に多分祭申候、赤飯を家毎にいたし芋牛房豆腐いかの類の煮メをいたし祝申候
城下町にては前文にも認候冷麦を家毎にいたし、尤親類朋友或は得意のものを請じ振舞申候、神前へ胡瓜其外果ものの初なりを供申候**

このことから、天道念仏同様、江戸時代には、マチムラ共に旧暦6月15日を祭日として牛頭天王祭が行われていたことが分かる。祭礼時には、赤飯や煮しめ、マチでは冷麦を作って祝い、神前への供物はキュウリや初物の果物であったという。現在でも、牛頭天王祭は市内各地で行われており、神殿にキュウリを供え、牛頭天王を信仰する伝統は古くから変わることなく、別名「キュウリ天王祭」などとも称される由縁ともなっている。

明治初期の神仏分離を契機に、これらの民俗行事の数は減少したものの、現在でも、天道念仏や牛頭天王祭など、夏場に太鼓を用いて豊作を祈願する行事が市内全域にみられる。

白河市の天道念仏を代表するのが、関辺の郷渡地区に継承されている「関辺のさんじもさ踊」（県指定重要無形文化財）で、これは国において記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている。古くは天道念仏といわれたが、現在は囃しことばの山神様がなまって「さんじもさ踊」「さんじもさ」などと呼ばれている。また、虫送りの信仰が強く込められているため、「除蝗祭」「いなご追い」などの別名もある。

元来旧暦6月1日、いわゆる「むけの朔日」に行われていたが、昭和40年代後半から、その前後の日曜日に、関辺の鎮守である八幡神社の境内で行われるようになった。大正4年（1915）の『西白河郡誌』によれば、八幡神社は、郷渡地区北側の八幡山に鎮座し、神殿は縦1尺3寸、横1尺5寸の流造で、建立時期は明らかではないが、境内には、弘化2年（1845）と刻まれた燈籠が建っている。

踊り手は、前夜に注連縄を作り、お清めの酒を飲む。かつては、青年が社殿に籠り、交代で一晩中太鼓を打ち鳴らしたが、現在お籠もりは中断している。

祭り当日、神社境内の踊り場中央に、ミズナラの若木を組み上げた檜に注連縄とクマザサの束をくくりつけたお棚を設け、三重の餅3組とお神酒を供える。お棚の前で、神職によって五穀豊穰と虫追いを祈願する祭典が執り行われた後、地元小学生男子による踊りと太鼓が披露される。次いで、成年男子による踊りが始まり、「さんじもさ踊」から「さんじもさ音頭」、そして「お棚揺すり」の一連の流れが3度繰り返される。

さんじもさ踊は、お棚を挟んで向かい合った太鼓の叩き手の周りを踊り手が取り囲み、「唐草染の小袖の襦袢で踊られたいぞい サンジモサ [シチャラコ チャツチャ]」と軽快な調子で歌いながら右回りに踊り進む。「祭〇天」と書いた扇子を持って、裾を三角にはしより素足で踊る姿は、いかにも素朴で味わい深い。



関辺のさんじもさ踊



八幡神社神殿(関辺)



ミズナラの若木で作られたお棚



お棚揺すり

お棚揺すり。3回目のお棚揺すり、お棚は引き抜かれ場外に納められる。

なお、さんじもさ音頭の歌詞は、明治初期の神仏分離を契機に、当時の八幡神社の神職緑川条之助が「ナンマンダー」を「天津祝詞太祝詞神身近し」と置き換えたもので、本来は仏教の念仏踊りに由来するものと伝えられている。



太鼓の曲打ち

続いて行われるさんじもさ音頭は、単に「音頭」ともいい、お棚の供物を下ろして行う。太鼓の叩き手も踊りの輪に加わり、踊り手は「帰命頂礼天竺の 神身近し 天津祝詞太祝詞 神身近し」と歌いながら右回りに踊る。太鼓や振りもゆるやかになり、さんじもさ踊とは全く違った雰囲気が境内を包み込む。踊りの区切りに太鼓が連打されると、様子は一変してお棚揺すりとなり、踊り手はお棚に駆け寄ってつかまり

次に太鼓の曲打ちが披露される。太鼓の叩き手の軽快なバチさばきから繰り出される太鼓の音が境内に響き渡り、人々を魅了する。最後に手打ち式と役員の胴上げが行われ、終了となる。

関辺の鎮守として古くから人々に信仰されてきた八幡神社を背景に、古風をとどめ信仰深く演じられる関辺のさんじもさ踊は、関辺のみならず、白河市を代表する民俗芸能として大変意義深いものとなっている。

東上野出島地区に残る「大竹の天道念仏」は、地区住民の話によれば、かつて同地区で行われていた天王祭りや天道念仏と一緒に行われるようになったものという。

旧暦6月14日・15日に、同地区の大竹集落後方の山頂にある八坂神社で行われていた天王祭りは、14日が本祭で、大竹にとっては一年中で最も賑やかな夜であった。

八坂神社は、明治元年（1868）に現在の神号に改められたが、大竹の天王様として知られる。祭神として素戔鳴命を祀り、神殿は縦4尺、横35寸の流破風造で、建立時期は明らかではないが、境内末社の愛宕神社は、弘化3年（1846）9月吉日建立とある。また、境内入口に建つ高さ1丈の木鳥居が特徴的である。（『西白河郡誌』）



八坂神社神殿(東上野出島地区)

祭り当日は、大竹集落各戸が持ち寄った弓張提灯で神社境内の周囲を飾り、夕方になると近郷近在の若者たちが各々太鼓をさげて集まり、一晩中太鼓叩きを競い合い、その姿はまさに勇壮であった。田面を渡って聞こえる太鼓の音は、夏の風物詩となっていた。大竹集落では、6月14日・15日の両日を農休日と定め、餅をつき、近郷の親戚知人を招待して豊作を祈った。一方、天道念仏は、念仏の日はまちまちで、旧暦6月15日、土用の丑の日などに行われていたという。



大竹の天道念仏

現在は、7月第一土曜日に、八坂神社で大竹の天道念仏、別名「大竹の天王様太鼓」と呼ばれる祭りが行われる。祭り当日の夜、地区の公民館に集合し、提灯の明かりを頼りに八坂神社に向かう。拝殿に提灯を掲げ、神殿には、割り箸で4つ足をつけたキュウリ・ナス各1本ずつと、米、神酒を供える。主催である大竹青年会の太鼓3基を拝殿に置き、立ちあがって小太鼓を打つようにあげ太鼓を打つ。その後、招待の板倉青年会の太鼓2基を加え、太鼓を打ち鳴らしながら、神殿前を反時計回りに円を描いて回り、地区内の安全や五穀豊穰を祈願する。

表郷河東田地区に伝わる「河東田牛頭天王祭」(市指定重要無形民俗文化財)は、毎年6月14日(宵祭り)・15日(本祭り)の2日間、地区内の八坂神社で行われる。



八坂神社神殿(表郷河東田地区)

表郷河東田地区には、白河結城氏一族河東田氏の居城「天王館跡」(市指定史跡)があり、江戸時代に編纂された白河結城氏と佐竹氏の戦記『白河関物譚』には、天王館・天王森という名がみえることから、江戸時代初期にはすでにこの地区に天王様が祀られていたと推測される。八坂神社の建立時期は明らかではないが、縦1尺7寸、横2尺の流破風造の神殿を持ち、地区の信仰を集めている。

表郷河東田地区は、古くから太鼓芸が盛んな地区で、祭礼などの際には太鼓を叩く習慣があり、牛頭天王祭はその中心に位置付けられている。かつては、地区のみならず近郷近在の若者が境内に参集し、太鼓を打ち鳴らしてその技を競い合うなど、かなりの盛況ぶりであった。祭りが最高潮に達する頃には、太鼓の数も25・26基に増え、一斉に打ち合う様はまさに見事で、その音は近隣の村にまで響き渡ったという。その音に魅せられた参詣者が境内参道にあふれ、神灯も明りを煌々と灯し、深夜まで賑わいをみせていた。

表郷河東田地区は、古くから太鼓芸が盛んな地区で、祭礼などの際には太鼓を叩く習慣があり、牛頭天王祭はその中心に位置付けられている。かつては、地区のみならず近郷近在の若者が境内に参集し、太鼓を打ち鳴らしてその技を競い合うなど、かなりの盛況ぶりであった。祭りが最高潮に達する頃には、太鼓の数も25・26基に増え、一斉に打ち合う様はまさに見事で、その音は近隣の村にまで響き渡ったという。その音に魅せられた参詣者が境内参道にあふれ、神灯も明りを煌々と灯し、深夜まで賑わいをみせていた。



河東田牛頭天王祭

現在は、八坂神社神殿に注連縄と「牛頭天王祭」と記された提灯2基を飾りつけ、キュウリ2本、赤飯1盛、神酒を供えて祭りが行われる。太鼓の叩き手は、揃いの法被を身にまとい、拝殿前の焚き火の周囲を右回りに回りながら、太鼓4基を交代で打ち鳴らし、家内安全や五穀豊穡を祈願する。伝統の太鼓の音が響き渡る境内は、天王様をお参りする地区の人々や金魚すくいを楽しむ子どもたちで賑わいをみせる。

大信下新城地区に所在する日吉神社境内には天王様を祀る小祠がある。もとは天王様という森があり、そこに祀られていたという。祭礼時には、八雲神社の旗を立てることから、この小祠は、八雲神社と称されるものと考えられる。日吉神社は、建立時期は明らかではないが、縦3尺5寸、横3尺の入母屋流造の神殿を持ち、祭神は大山咋命、神社鳥居前の燈籠に「日吉山王宮／新城総鎮守／郷中安全／氏子繁昌／天保十五歳四月日」(1844)と記されている。

「下新城の天王祭り」は、この日吉神社を中心に行われる。祭日は旧暦6月14日で、近年まで宵祭り、本祭り、裏祭りの順で行われていた。昭和初期頃まで地元青年団による「三匹獅子舞」が奉納され、この三匹獅子舞の衣装の一部が、現在も字若内の渡辺氏宅に残っている。これを収納する長持の箱蓋内側には、「享保十一年求之 安政三年辰九月初九か獅子神楽仕候」(1726・1856)の墨書が残され、天王祭りの歴史を知る上で貴重な資料となっている。

現在は、7月14日が祭日で、公民館から旗場(火の見櫓前)、お仮宿(渡辺氏宅)、日吉神社へ移動し、それぞれの場所で大・中・小の太鼓5基と笛を打ち吹き鳴らす。日吉神社に到着すると、拝殿で太鼓や笛に合わせて豊年歌(新城甚句)が奉納され、祭りは最高潮に達する。

大信下新城地区では、神社脇の天王様にキュウリを2本供え、前の人々が供えたキュウリを1本持ち帰る古くからの習わしが現在も残り、天王祭りの際には、昔も今も変わらない牛頭天王信仰の姿をみることができる。

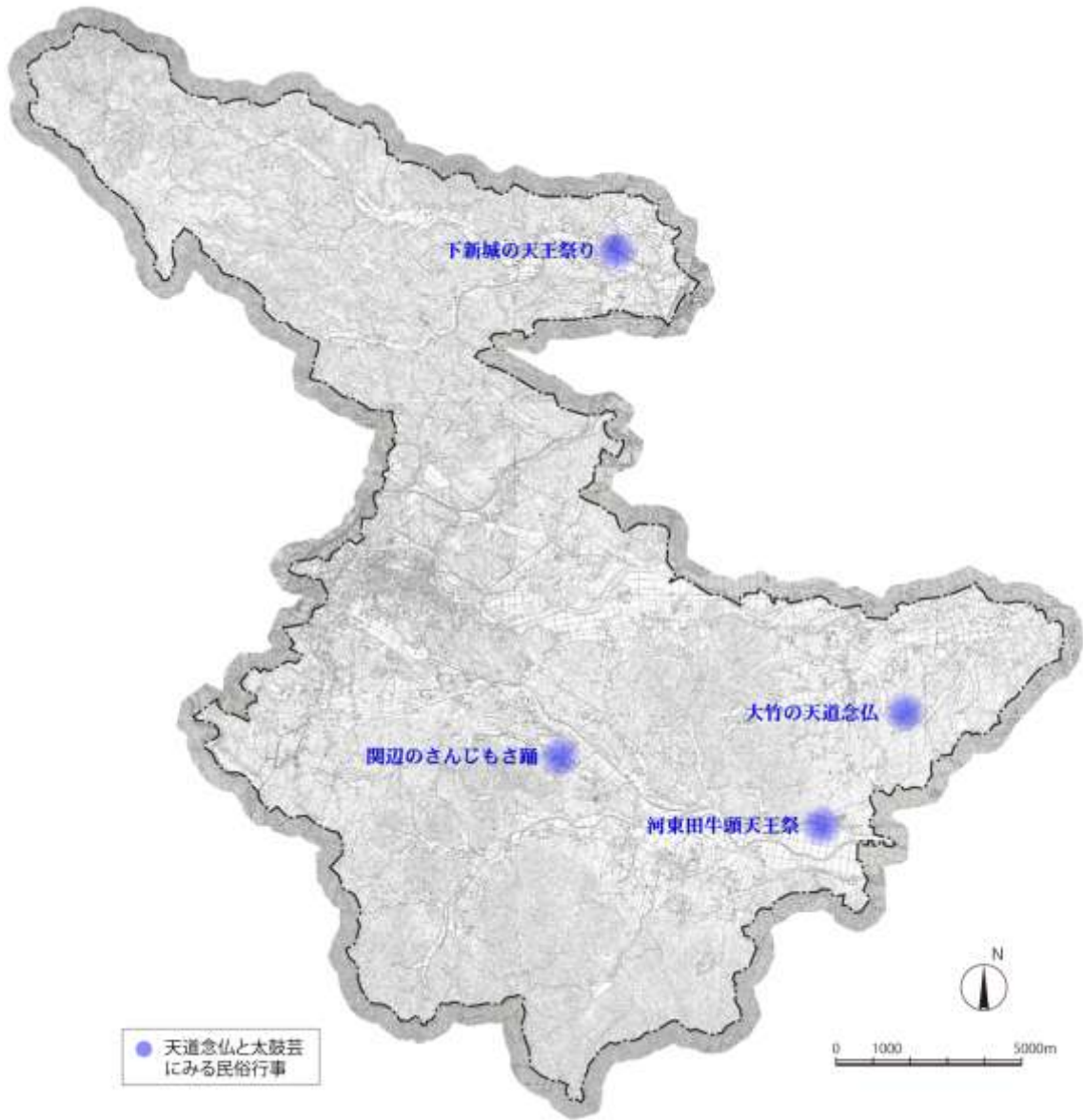
日吉神社神殿
(大信下新城地区)

下新城の天王祭り

このように、白河の気候・風土に結びついた特徴的な民俗行事である天道念仏や牛頭天王祭は、時代背景や生活様式の変化により形を変えつつも、地域の貴重な歴史のひとこまとして、そこに暮らす人々の手によって脈々と受け継がれ、現在でも、市内全域において、良好な地域コミュニティの中心的存在となっている。

古くからその土地で人々の信仰を集めてきた神社などの歴史的建造物と、平穏な生活を願う人々の切なる願いが込められた民俗行事が一体となって、それぞれの地域特有の趣を醸し出し、昔の人々の暮らしを今に伝える良好な歴史的風致を形成している。

天道念仏と太鼓芸にみる民俗行事の分布図



(7) 歴史的風致の維持向上に関する課題

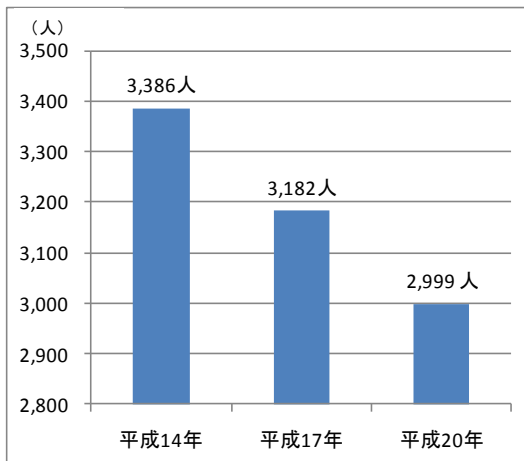
① 歴史的な町並み・歴史的建造物に関する課題

約 400 年前の慶長年間に城下町として築かれた白河市の中心市街地は、江戸時代の城下絵図を持ち歩いて町中の散策ができるほど、現在も旧奥州街道をはじめとした街路区画などの江戸の都市計画がそのままの姿で残されている。旧城下町である中心市街地は、当時の町屋の敷地割りや伝統的な商家や蔵造りの建造物が集積しており、歴史的風致を形成する重要な要素となっている。

しかし、これらの通りに面した歴史的建造物は、昭和 40 年代以降店舗等の商業近代化の流れの中で、町並みの特徴であった切妻・平入り格子造り、入母屋・妻入り格子造り等の歴史的建造物の多くが、ファサードがいわゆる看板建築（パラペット）で覆われたり、ビルの的な店舗に改修されてきた。

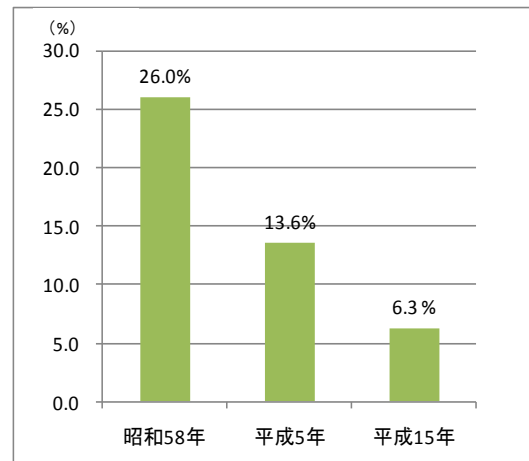
さらに近年では、人口減少・少子高齢化による歴史的建造物の商家や蔵の管理者等の担い手不足により、建造物の取り壊し等が急速に進み、歴史的建造物が年々減少する傾向に歯止めがかからない状況となっている。加えて歴史的建造物の減少による空き地の増加による壁面線の不揃いやシャッターを閉じた店舗等が多くみられ、城下町の面影が序々に失われている。

中心市街地の人口の状況



※資料：国勢調査、住民基本台帳人口

歴史的建造物の状況



※住宅・土地統計調査の調査対象住宅総数のうち、昭和 35 年以前建築の住宅が占める割合。

現在残されている歴史的建造物は、白河市の歩んできた歴史が反映された貴重な資産であり、白河提灯まつり、白河だるま市、伝統産業等の歴史的風致など人々の活動と一体として欠かすことのできないものとなっているが、調査が十分に行われておらず、分布状況やその価値が明らかになっていないものが多い。また、歴史的建造物は、長い年月により老朽化が進み、伝統産業などを営む上で支障をきたしているだけでなく、良好な町並み景観を損なう要因ともなっている。

さらには、通りに張り巡らされた電線類が良好な景観を阻害するばかりでなく、白河提灯まつりの先達提灯の運行に支障をきたしている。



損傷が激しい蔵



先達提灯と電線・電柱

コラム 提灯まつりの先達提灯

約90年前に西白河郡役所が発行した『関乃白河』に、提灯まつりが次のように紹介されている。「毎年9月13日を以って祭典を行ふ。隔年ごとに神輿の渡御あり。各町競うて花車、屋台を飾りつけ、夜間は先達提灯、高張提灯を点じて神輿を送迎するの光景、勇ましななどというばかりなく、提灯まつりの名、界限に遍ねかりしも、近きは電線蜘蛛網の如く市内に架設され、地方唯一の祭典も、また往年の盛観をとどめざるに至りぬ。」この記載によれば、この大正期に既に電線・電柱類が普及し、先達提灯等の運行に支障をきたしていることが知れる。大森貝塚の発見者であるエドワード・モースは、長さ30フィート(約9m)の先達提灯を持っている人達が均衡をとるのに全力を傾注するため半速歩で「ヤス!ヤス!」と叫んでいる様が記載されており、先達提灯の均衡をとる姿が、提灯まつりの見所の一つになっていた様子が知れ、電線・電柱類の出現によって電線類の張り巡らされた多くのルートにおいては、先達提灯を倒しながら担いで歩くというスタイルが現れ、電線類が祭礼自体に変化を及ぼした様子が分かる。

② 文化財の保存・活用に関する課題

白河市には、史跡小峰城跡、史跡及び名勝南湖公園、歴史的建造物等の町並みが所在する旧城下町地区をはじめ、多くの文化財や歴史的遺産が所在しており、これらを巡ることで、白河市の重層的な歴史や歴史空間都市を体感することができる。

しかし、歴史的建造物の多くは、学術的な調査等が行われておらず、文化財の指定に至っていないことから、その所在や価値が認識されていない状況にある。

また、旧奥州街道をはじめとする歴史的な街路の多くは、江戸時代以来の道路形態を残していることから、歴史的建造物等の所在する町並みや多くの文化財を繋ぐ回遊ルートには十分な歩道幅員が確保されていない箇所が多く、歴史的建造物や文化財等の活用につながらない状況にある。

さらには、指定文化財についても、南湖公園にみられる松くい虫の被害、周辺の高層建築物の増加による借景的那須連峰への眺望景観の阻害なども課題となっている。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により大規模な被害を受けた小峰城跡石垣の崩落原因の究明や修復方法についても課題となっている。



震災により崩落した石垣(月見櫓台)



南湖公園的那須連峰眺望と高層ビル群

③ 伝統文化・技術の伝承に関する課題

350 年以上の伝統を引き継いできた白河提灯まつりに代表されるように市全域に伝承されている祭礼等の人々の活動については、祭礼の基礎単位となる地域組織により、祭礼の継承がなされ、白河市における重要な歴史的風致が形成されている。

しかし、少子高齢化などに伴う人口減少により、祭礼組織を包括する地域組織の担い手・後継者不足が顕著となっている。祭礼組織によっては高齢化率が 4 割を超える町内会が複数存在し、後継者不足とともに祭礼に係る経費の負担も課題となっている。

醸造業、だるま製造、和菓子製造などをはじめとする伝統産業は、人々の暮らしの中で生まれ、白河という地域文化との深い関わりを背景として奥州街道を中心に繁栄し、その伝統は今日まで受け継がれてきた。

しかし、これらに携わる職人の高齢化や後継者不足等により、技術の伝承が途絶えてしまうことが危惧されている。

(8) 上位・関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置付け

① 白河市総合計画

《第1次総合計画（平成20年度～平成29年度）》

平成20年3月に策定した「白河市第1次総合計画」は、計画期間を平成20年度から平成29年度までの10年間とし、将来都市像を「人 文化 自然 とともに育む のびゆく白河」と定めている。

また、まちづくりの基本理念の一つに「地域の自然や歴史・文化が輝く活力あるまち」を掲げ、豊かな自然環境や歴史と文化が調和した魅力あるまちの形成を目指している。

さらには、まちづくりの基本理念と将来都市像の考え方を基本とし、その実現に向けた前期基本計画（平成20年度～平成24年度）における重点施策の一つに「自然、歴史・文化を活かしたふるさとづくり」を掲げ、歴史的・文化的な遺産を守り、育て、これらを活かしたまちづくりに重点的に取り組むことを位置付けている。

■将来都市像

『人 文化 自然 とともに育む のびゆく白河』



| | |
|--------|--|
| 人 | ⇒ 白河市に住む・働く・学ぶ「人」、白河市へ訪れる「人」 |
| 文化 | ⇒ 地域固有の「歴史」や「文化」 |
| 自然 | ⇒ 森林、河川、湖沼などの水と緑の「自然」 |
| ともに育む | ⇒ 「人」、「文化」、「自然」を市民と行政とが一体となって育みます。 |
| のびゆく白河 | ⇒ 将来にわたって「白河」の魅力と活力を創造し、誇りと愛着を持って全国に発信します。 |

《第2次総合計画（平成25年度～平成34年度）》

平成25年3月に策定した「白河市第2次総合計画」は、計画期間を平成25年度から平成34年度までの10年間とし、将来像を「みんなの力で未来をひらく 歴史・文化のいきづくまち 白河」と定めている。

また、まちづくりの理念の一つに「活気と魅力にあふれ、愛着と誇りを持てるまち」を掲げ、自然・歴史・伝統・文化・産業などの恵まれた地域資源や地域特性を生かした白河ならではのまちづくりを進め、誰もが活気と魅力を実感でき、愛着と誇りが持てるまちを目指している。

さらには、まちづくりの理念と将来像の考え方を基本とし、その実現に向けた前期基本計画（平成25年度～平成29年度）における重点戦略プランの一つに「白河の歴史と文化を活かしたまちづくり」を掲げ、白河市歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的・文化的な遺産を守り、育て、これらを活かしたまちづくりに重点的に取り組むことを位置付けている。

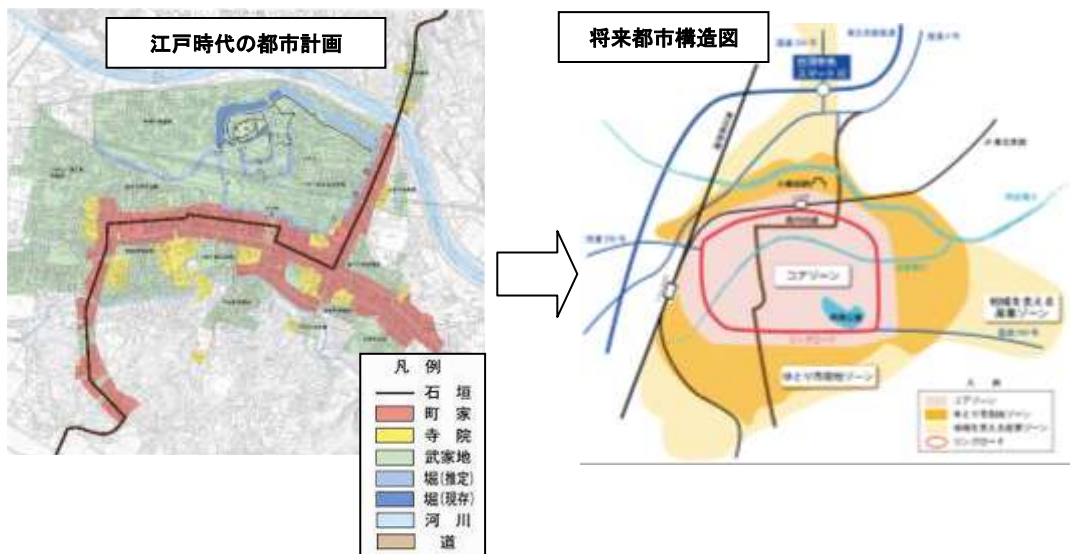
■将来像



② 白河市都市計画マスタープラン

平成 21 年 3 月に策定した「白河市都市計画マスタープラン」は、都市づくりの出発点を「ふるさとを知ること」とし、将来都市像を「交流創造都市 ふるさと白河」と定め、ふるさと白河に住んでいる人々が 400 年来の歴史空間都市を改めて認識し、愛着と誇りが持てる都市を舞台に、温もりのある交流に根ざした、生活密度の高い都市づくりを進めることを目標としている。

都市づくりの基本方針では、「城下町の都市構造を活かしたにぎわいのあるまち」として、400 年来引き継いできた城下町の都市構造を大切にし、町屋の敷地を活かした歴史と風情あるまちなか居住の提案、人の顔が見える商店を大切にした中心市街地の再生、地域の温もりある交流等により、賑わいのあるまちを目指している。また、「連続の美と空間の美のメリハリによる美しいまち」として、歴史的・文化的景観資源による「連続の美」と、自然的景観資源による「空間の美」のメリハリによる地域の個性が息づくまちなみ景観の実現を目指している。



③ 白河市中心市街地活性化基本計画

平成 21 年 3 月 27 日に認定となった「白河市中心市街地活性化基本計画」は、「歴史・伝統・文化が息づく市民共楽の城下町」をコンセプトとして、中心市街地活性化を進めていくこととしている。

基本方針では、「城下町の快適な暮らしづくり」、「匠と技のおもてなしの商店街づくり」、「市民共楽のふるさとづくり」の 3 つを掲げ、小峰城の城下町として白河地方の中心的な役割を果たしてきた中心市街地において、快適に暮らせる居住環境の形成を図るとともに、白河だるまや和菓子など、長い歴史で培われた職人の伝統の技と、個店の本来の魅力である商人のおもてなしの心により、郊外大型店とは趣向の異なる商店街づくりを目指している。また、文化の薫り豊かな白河の風土や松平定信の「士民共楽」の理念を受け継ぎ、市民や白河を訪れる人の誰もが白河の歴史・伝統・文化を感じながら楽しく回遊し、憩うことができる環境づくりを中心市街地で推進していくとしている。



中心市街地活性化基本計画区域

(9) 歴史的風致の維持向上に関する基本方針

「(7) 歴史的風致の維持向上に関する課題」に対応するため、「(8) 上位・関連計画における歴史的風致の維持向上に関する位置付け」を踏まえ、白河市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を以下のように定める。

① 歴史的な町並み景観の保全と歴史的建造物の保存・活用に関する方針

白河市の中心市街地は、旧奥州街道沿道などを中心に歴史的建造物の商家や蔵などの歴史的景観が多く残り、それらを舞台として白河提灯まつりや白河だるま市などが開催され、城下町である白河市の重要な歴史的風致を形成している。これら歴史的風致の保全を図るため、景観計画に基づき景観形成ガイドライン等を作成することにより、歴史的町並みと調和のとれた修景を推奨し、連続性のある歴史的町並み景観の形成を図るとともに、このガイドラインに基づく改修等に対する支援等についても今後検討していく。

また、歴史的建造物については、学術的な調査を行い、その分布状況や価値を明らかにし、保存・活用についての検討を必要に応じて行っていく。

さらには、歴史的な町並み景観への誘導を図るため、祭礼運行の支障や景観阻害要因となっている電線類の無電柱化を推進するとともに、屋外広告物規制についてもあわせて検討を行っていく。

② 文化財の保存・活用に関する方針

歴史的建造物については、そのほとんどが無指定の文化財であることから、所有者の理解を得ながら学術調査により価値付けを行い、文化財指定についての検討を行うとともに、歴史的風致形成建造物への指定などにより積極的な公開に努めるなど、その保存と活用を図る。

また、歴史的建造物の所在する町並みや文化財を繋ぐ回遊性の向上を図るため、旧城下町から南湖公園を結ぶ回遊ルートなど、歴史的街路を活かした歩行系ネットワークの整備等を推進し、地域の歴史的・文化的資源の価値を知ってもらう機会の創出に努めるとともに、指定文化財などの資源を観光拠点とした整備を推進する。



歩行系街路「老舗通り」

さらには、小峰城跡や南湖公園などの指定文化財についても、関連する法律や制度に基づき適切な保存・活用に努める。

③ 祭礼行事等の伝統文化や伝統技術の継承に関する方針

白河市を代表する祭礼行事である白河提灯まつりなどの伝統文化を後世に継承するため、祭礼の重要な担い手となる小・中学生などを対象に、白河の祭礼や芸能など伝統文化の紹介や体験の機会を設けるなど、伝統文化の担い手育成に努めるとともに、記録保存に向けた取り組みを推進する。

また、無形民俗文化財などの保存団体を対象に、民俗芸能等に用いる用具等の購入や修繕に係る経費などの支援に努め、伝統文化の継承に向けた環境整備を推進する。

さらには、伝統産業に係る伝統技術については、様々な伝統技術の講習会や担い手育成支援のための事業の実施により、伝統技術の継承に努める。

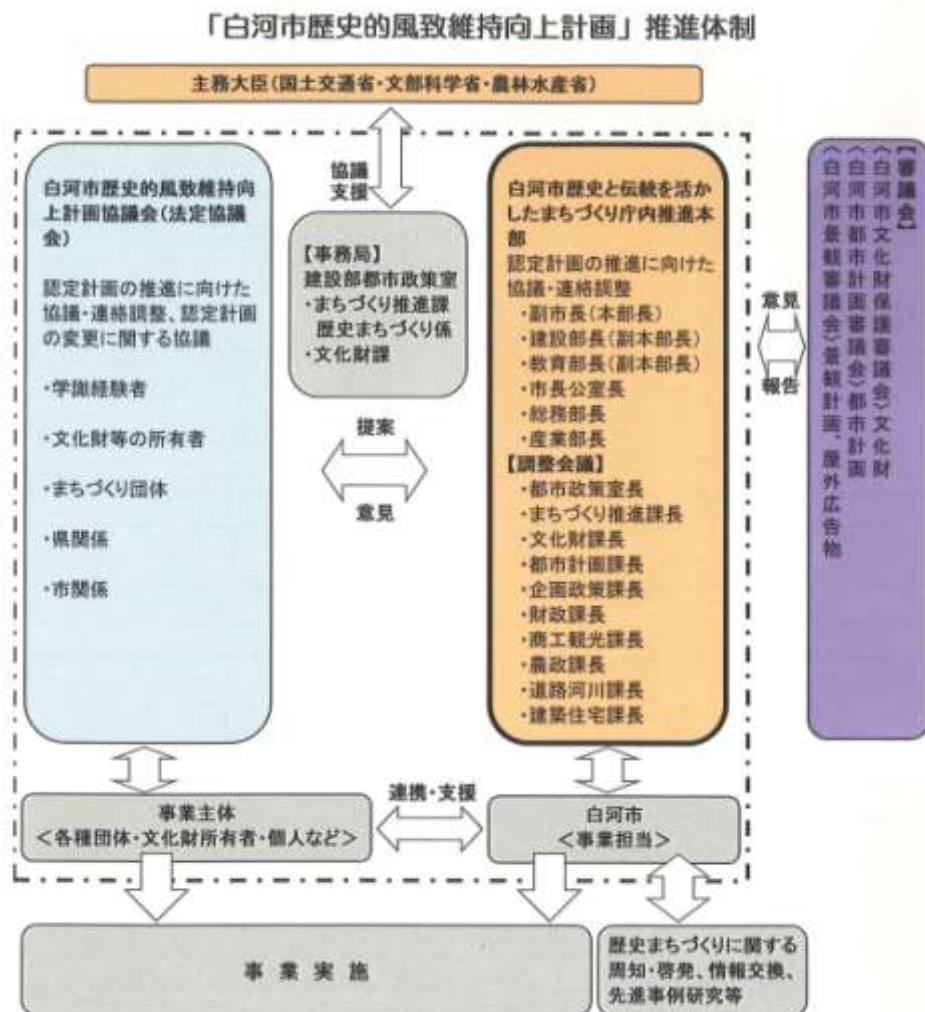
(10) 計画実施の推進体制

白河市では、平成22年度からまちづくり行政と文化財保護行政の一元的な展開を推進するため、建設部都市計画課内に「歴史まちづくり室」を新たに設置した。

平成24年度には、建設部内に「都市政策室」を新設し、まちづくり（歴史まちづくり・景観・中心市街地活性化）、都市計画、文化財各部門の連携による足元の資源を活かしたまちづくりを推進するための体制を強化した。

また、白河市の歴史的風致を維持及び向上していくための各種事業や取り組みを、庁内関係各部及び各課で推進及び調整する「白河市歴史と伝統を活かしたまちづくり庁内推進本部」を設置し、円滑かつ効果的な事業推進を図ることとした。

さらには、「白河市歴史的風致維持向上計画協議会」をはじめ、白河市都市計画審議会、白河市景観審議会、白河市文化財保護審議会などの協力や福島県など関係部局との調整を行い、計画の実現を図るものとする。



第4章 重点区域の位置及び区域

(1) 重点区域の考え方

本計画の重点区域は、国指定文化財の周辺でその他の文化財や伝統的町屋などの歴史的建造物が集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も展開され、それらが一体となって風情や情緒を醸し出している良好な市街地環境であり、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することにより、歴史的風致の維持向上が効果的に図られる範囲を設定する。さらに、この重点区域は、市全域の歴史的風致の維持向上にも波及していく上で効果的な範囲とする。

白河市では、伝統的な祭礼など歴史と伝統を反映した人々の活動は、市域全般にわたり繰り広げられているが、特に史跡小峰城跡の周辺に広がる中心市街地を舞台として、約350年の伝統を引き継ぐ「白河提灯まつり」、400年の伝統を誇る「白河だるま市」、旧奥州街道沿いに重厚な店を構える「伝統産業」などの人々の営み・活動が繰り広げられている。中心市街地は、400年前に都市計画された江戸時代初期の城下町がそのまま都市構造として引き継がれており、現在でも旧奥州街道や歴史的街路沿いには多くの歴史的建造物が集積している。さらに、中心市街地の南側に所在する200年前に開設された史跡及び名勝南湖公園では、花見・舟遊びなどの行楽が現在も人々に引き継がれている。これらは、白河市の歴史的町並みや伝統的な活動が一体となり城下町の風情・情緒を醸し出している代表的な地域である。

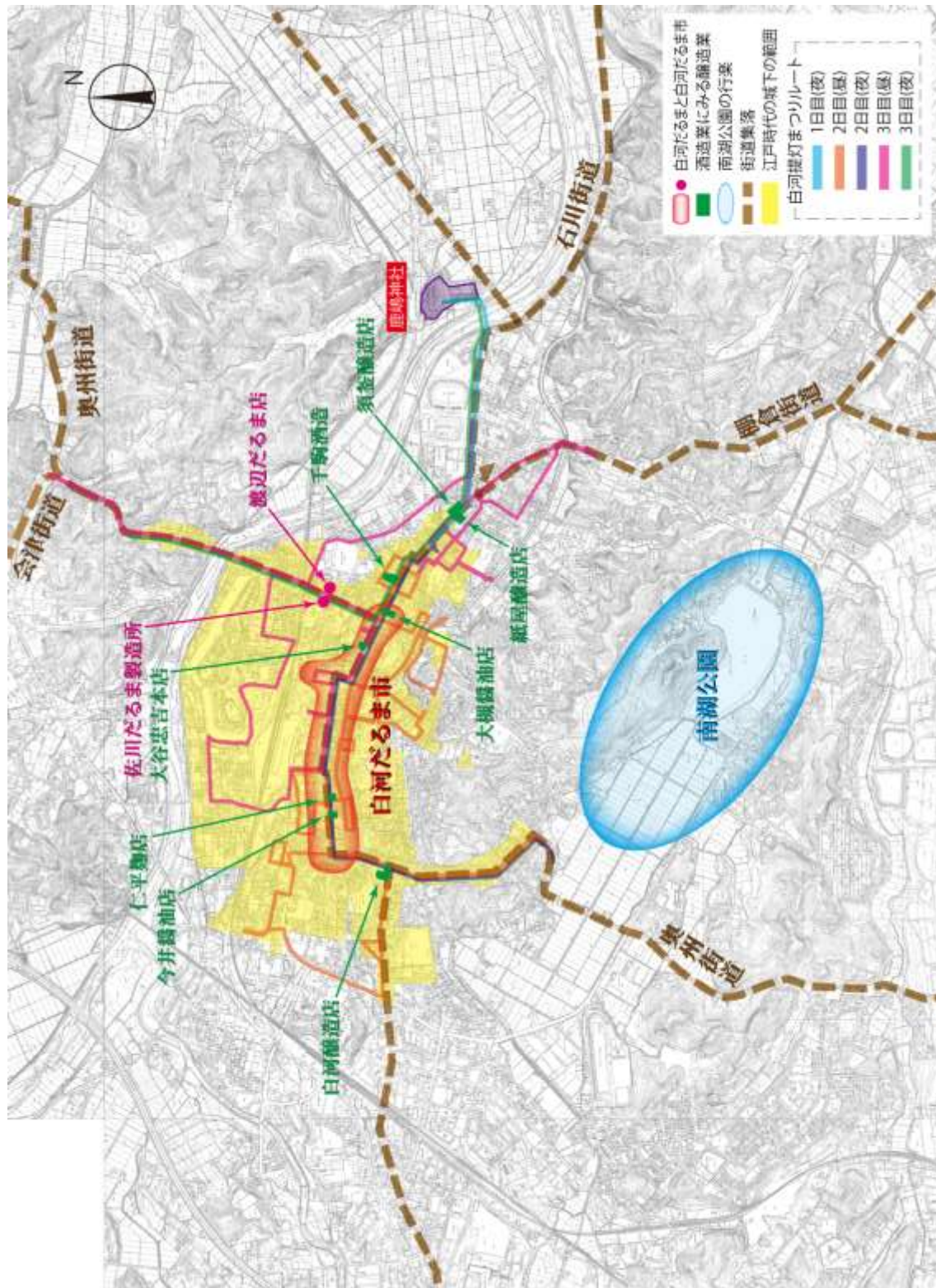
しかし、これらの歴史的風致については、人口減少・少子高齢化による維持管理不足などにより歴史的建造物が年々減少し、城下町らしい町並み景観の保全にも影響が危惧されている。さらに、伝統文化である白河提灯まつりの祭礼についても後継者不足による運営上の支障、伝統産業についても後継者不足での伝統技術継承に関する課題などがあり、これらの歴史的風致が序々に失われつつあるのが現状である。

このため本計画では、これらの歴史的風致を次世代に継承するため、また歴史的風致の課題解決を図るため、史跡小峰城跡を取り巻く周辺環境を一体的に含めた範囲を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものである。また、この効果を市域全体に波及させていくものとする。

白河市域における歴史的風致の分布図



歴史的風致の分布



(2) 重点区域の位置及び区域

① 重点区域の位置

重点区域の位置は、白河提灯まつり、白河だるま市、伝統産業、南湖公園の行楽をはじめとする歴史と伝統を反映した人々の活動が展開される史跡小峰城跡を中心とした旧奥州街道沿いの町屋を含む城下町と史跡及び名勝南湖公園周辺を基本として設定する。

② 重点区域の区域

具体的に重点区域は下記の 4 つの視点に示すそれぞれの要素を包括する範囲を設定するものとする。

- ①慶長年間から寛永年間にかけて整備された小峰城跡と、その城下町の区域
- ②白河提灯まつりの神輿の総町渡御や提灯行列の送迎など運行ルートと祭礼が執行される地域、遷座祭等が行われる鹿嶋神社境内とその周辺地域、まつりの起源となる中世白河の領主白河結城氏の居城白川城の区域
- ③花見や舟遊びなどの行楽が行われる南湖公園の区域
- ④白河市景観計画における景観計画重点区域である小峰城跡・白河駅周辺地区と南湖公園周辺地区、景観計画推進区域である城下町地区

※②白河提灯まつりの運行ルートと祭礼が執行される地域のうち、阿武隈川北岸については、城下町の区域である向寺の字界の範囲までとする。

重点区域の境界については、4要素を重ねた時の外縁部、または外縁部と外縁部を繋ぐ、あるいは外縁部に近接する地形地物（市道、主要地方道、一級河川）とする。

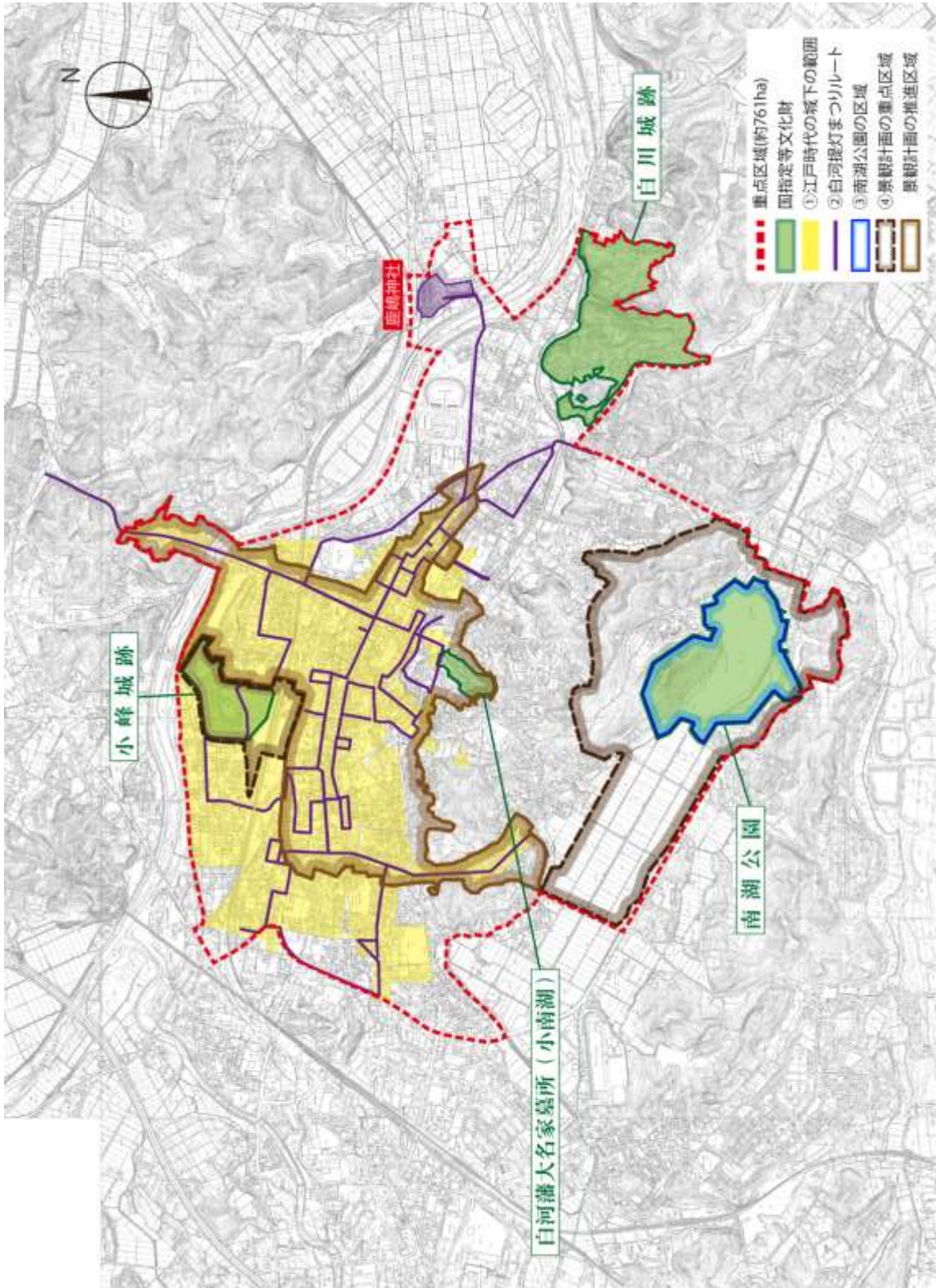
③ 重点区域の名称及び範囲

名称 : 小峰城下町地区
面積 : 約 761ha

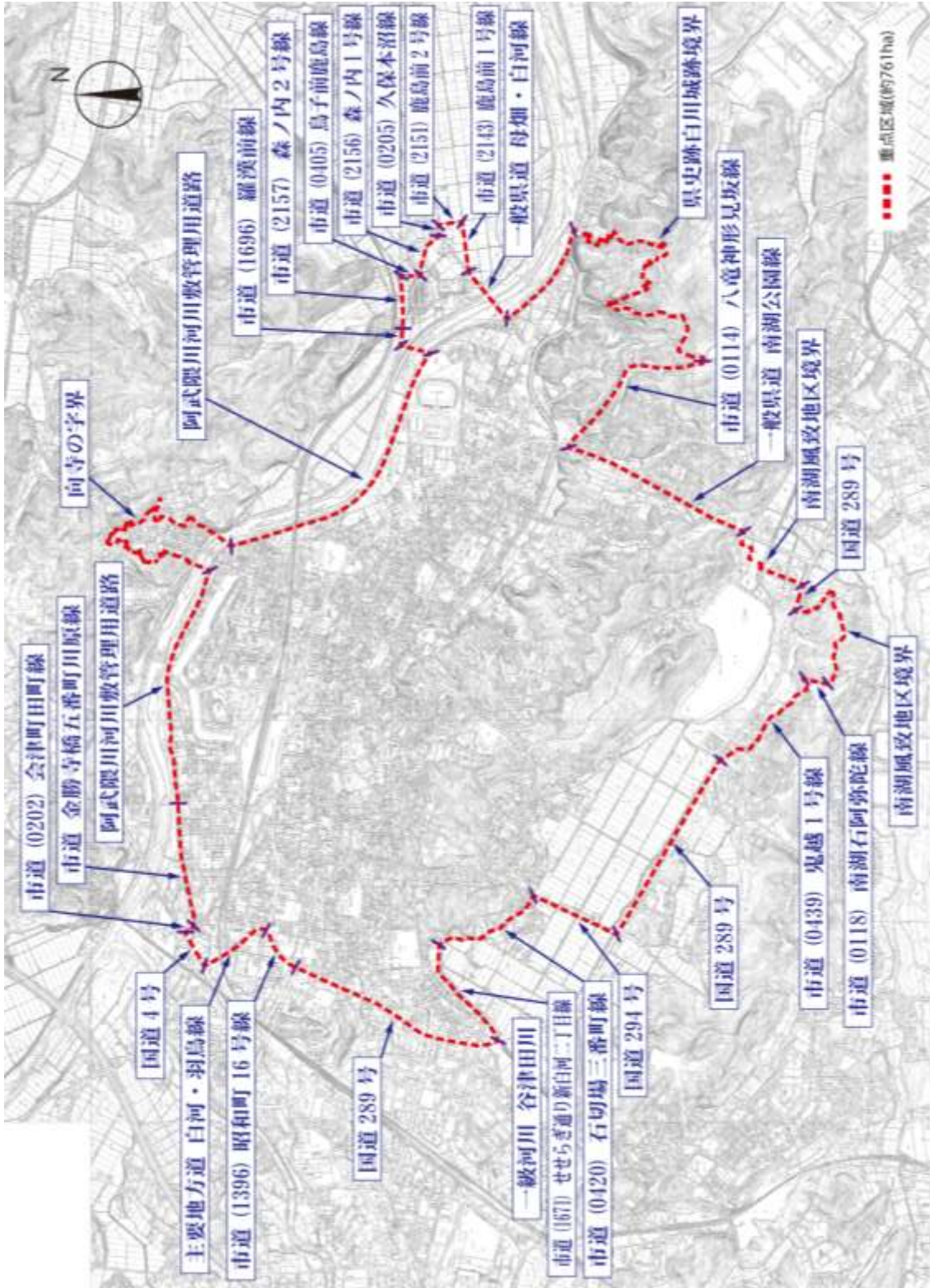
重点区域の位置



重点区域の根拠



重点区域の境界



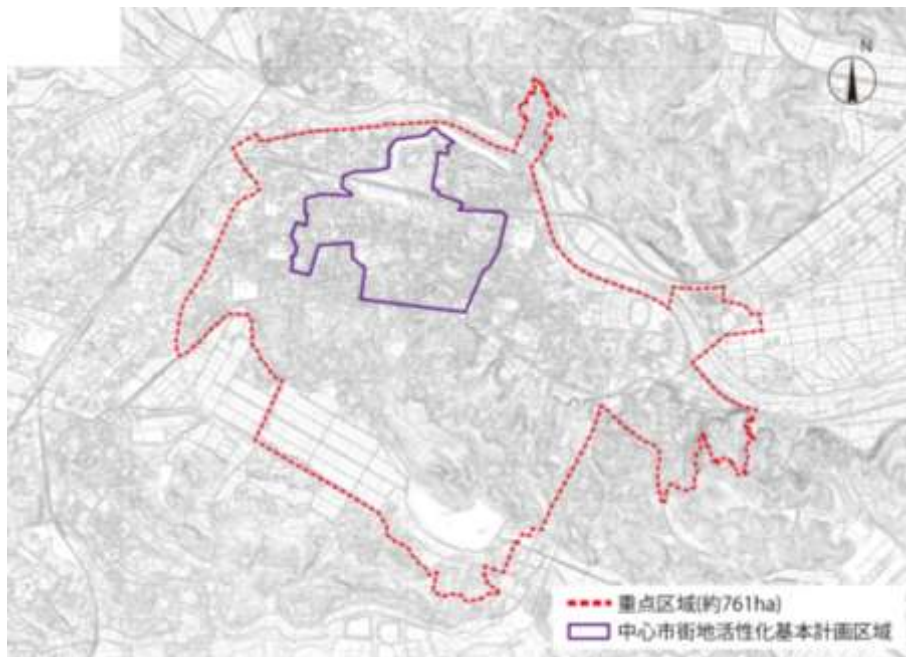
(3) 重点区域の歴史的風致の維持向上の効果

白河市の中心市街地は、近世において白河藩の政治・経済の中心となる小峰城、商工業が集積された城下町として繁栄した。また、奥州街道白河宿としての側面もあり、五街道の宿駅機能を担っていた。近代に入っても東北本線白河駅が設置されるなど、東北地方南部の主要都市として引き続き繁栄し、福島県南地域の中心地として様々な伝統文化が継承されている。

このようなことから重点区域として設定した区域は、白河市の維持向上すべき歴史的風致が重層的に残されており、白河市の顔となっている。このため当該区域において、重点的に歴史的風致を維持向上していくことは、その周辺で営まれている伝統的な人々の活動などの取り組みも歴史的な重要性が再認識され、当該重点区域での歴史的風致と一体として継続した保存・活用の取り組みが期待できる。さらに、市域全体の魅力向上にも繋がり、歴史と文化が息づく地域に住むことへの誇りや愛着心を高めることにより、交流人口の拡大など地域経済の活性化にも寄与することができる。

また、当該重点区域での歴史的風致の維持向上の取り組みにより、市民の歴史・伝統文化に対する理解を一層深めることが期待できるとともに、波及効果として市域全体にみられる歴史的風致についてもそれらを活かしたまちづくりの取り組みを期待することができる。

なお、当該重点区域は、白河市中心市街地活性化基本計画（平成21年3月認定）に定める計画区域、都市再生整備計画（平成20年3月提出）に定める計画区域も含むため、これらに基づく事業を総合的かつ一体的に展開することで、上記の投資効果をより一層高めることができる。



(4) 重点区域における歴史的風致維持向上に関する取り組み

① 都市計画の活用

白河市の都市計画は、白河市・西郷村・中島村・泉崎村・矢吹町の1市1町3村が属する県南都市計画区域（非線引き都市計画区域）に指定されている。ただし、山間部である表郷犬神地域・大信権太倉山地域の白河市の一部については都市計画区域外となっている。

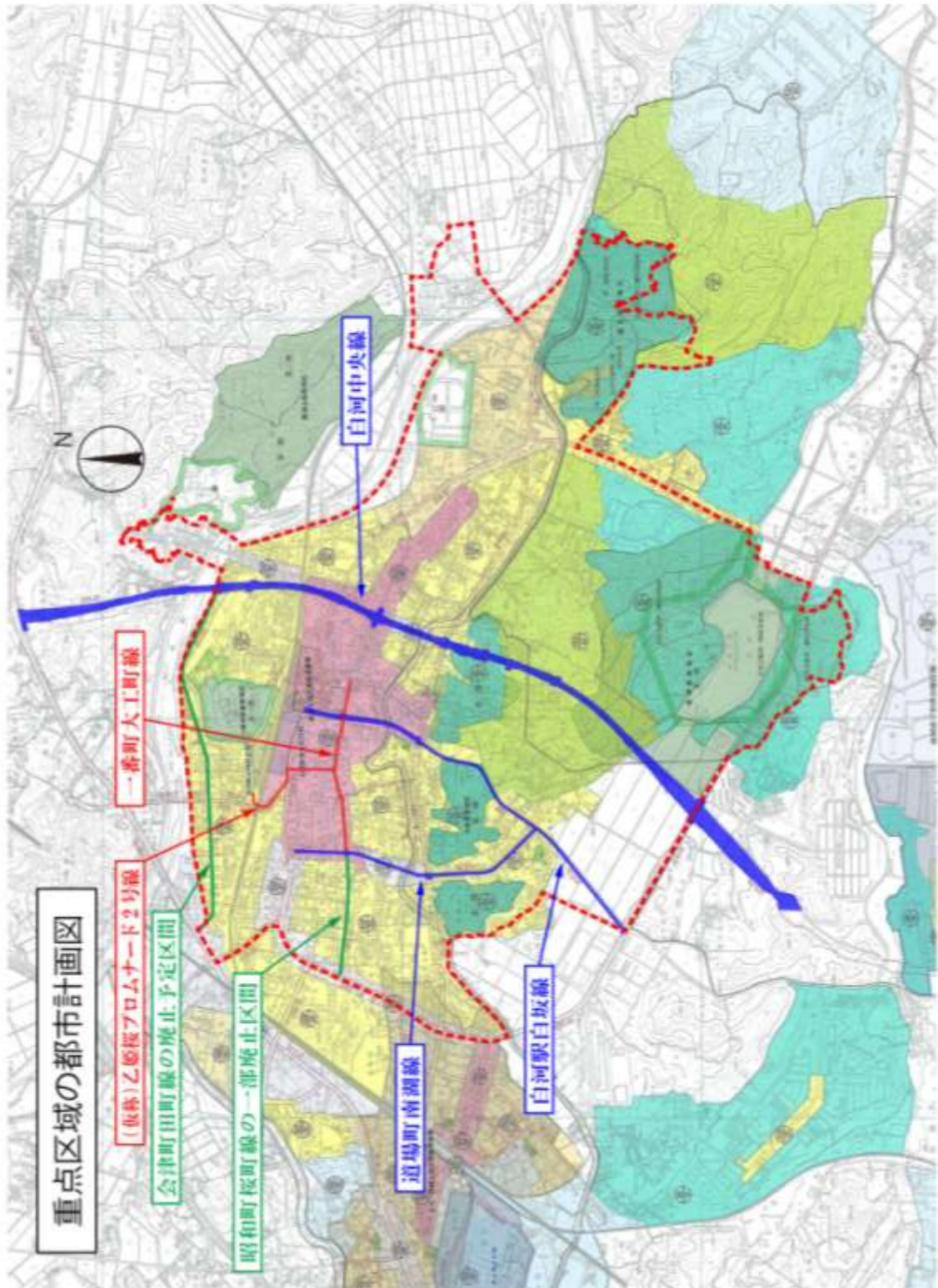
当該重点区域は、小峰城と城下町の整備以来、人々の暮らしや商工業の集積地として今日まで白河市の中心市街地であることから、その多くの範囲が商業地域、近隣商業地域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域に用途指定されている。また、重点区域の外縁にある準工業地域では床面積10,000㎡を超える大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を指定している。

また、当該重点区域内には、景観法に基づく白河市景観計画における小峰城跡・白河駅周辺地区、南湖公園周辺地区の景観計画重点区域が含まれており、将来的には景観地区指定を検討する。

さらに、当該重点区域を含む一部の区域については風致地区として256.3haが指定されている。小峰城跡、南湖公園周辺については第1種風致地区（小峰城跡風致地区、南湖風致地区）、小南湖周辺、白川城跡周辺については第2種風致地区（中央風致地区、搦目風致地区）として指定し、建築物や樹木の伐採などの規制を行っている。

白河市の中心市街地には、歴史的な街道である旧奥州街道が南北に通っていることから、今後の都市計画道路の見直しにおいても歴史的町並みに配慮した計画及び整備を検討している。すでに都市計画道路昭和町桜町線の一部については廃止、これに替え歴史的街路のカギ型を活かした一番町大工町線への都市計画決定も行っている（平成22年4月）。また、史跡小峰城跡の北側近接地を東西に通過する都市計画道路会津町田町線についても、計画廃止の方針が決定した。さらには、歩行系ネットワークの充実を図るため、平成25年度より、（仮称）都市計画道路乙姫桜プロムナード2号線整備事業に着手することとした。今後も、白河中央線、道場町南湖線、白河駅白坂線などの都市計画道路の見直しにおいては、旧奥州街道や歴史的町並みに配慮した都市計画変更を検討する予定である。

重点区域と都市計画総括図

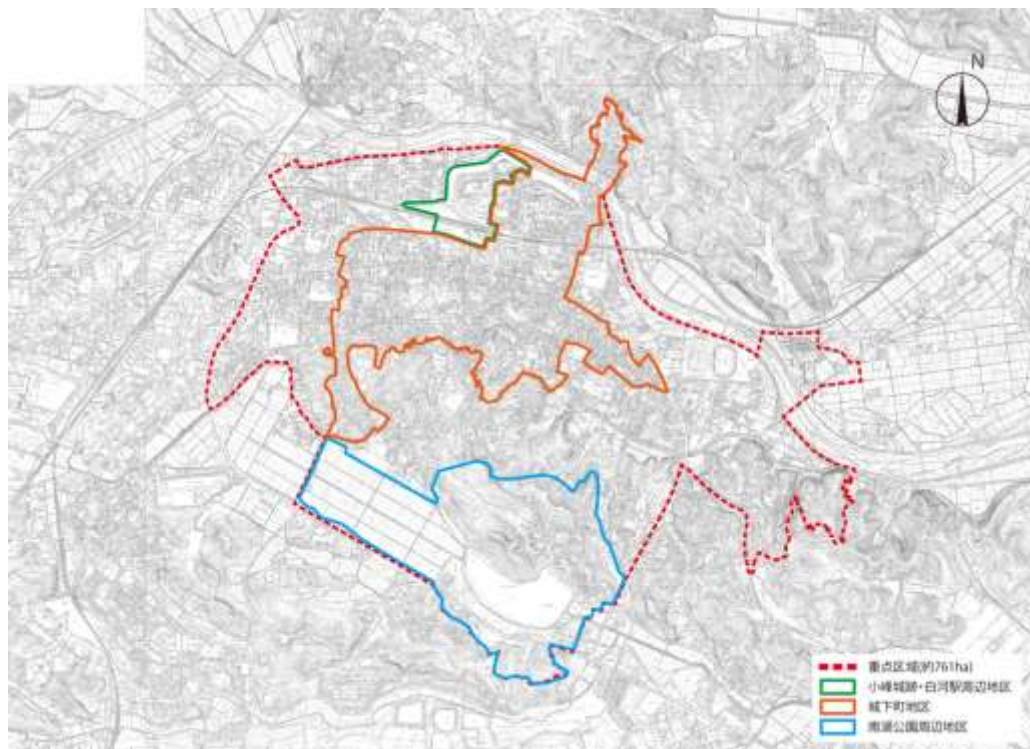


② 景観計画の活用

白河市は、平成 21 年 4 月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 23 年 4 月から「白河市景観計画」を施行している。

景観計画では、小峰城跡・白河駅周辺地区と南湖公園周辺地区については、景観計画重点区域に指定し、建築物等の形態意匠や色彩・高さなどについて景観形成基準を設けており、将来的には都市計画法の景観地区の指定を目指す方針である。また、城下町地区については、景観計画推進区域に指定し、建築物等の高さ等の景観形成基準を設け、景観協定の導入等、住民との協働によるルールづくりを積極的に進めることを目指す地区としている。さらには、平成 25 年 3 月の計画の一部変更により、城下町地区の中でも、旧奥州街道等、白河市の歴史経緯を象徴する街道沿いの一部区域を重点推進区域に指定し、「白河市景観形成ガイドライン」（平成 24 年 3 月策定）に基づく建築物等に対する景観補助等に取り組むなど、今後、重点的に景観形成を推進する方針である。

今後は、当該重点区域と景観計画との整合性を図るため、景観計画推進区域を当該重点区域まで拡大する方針である。



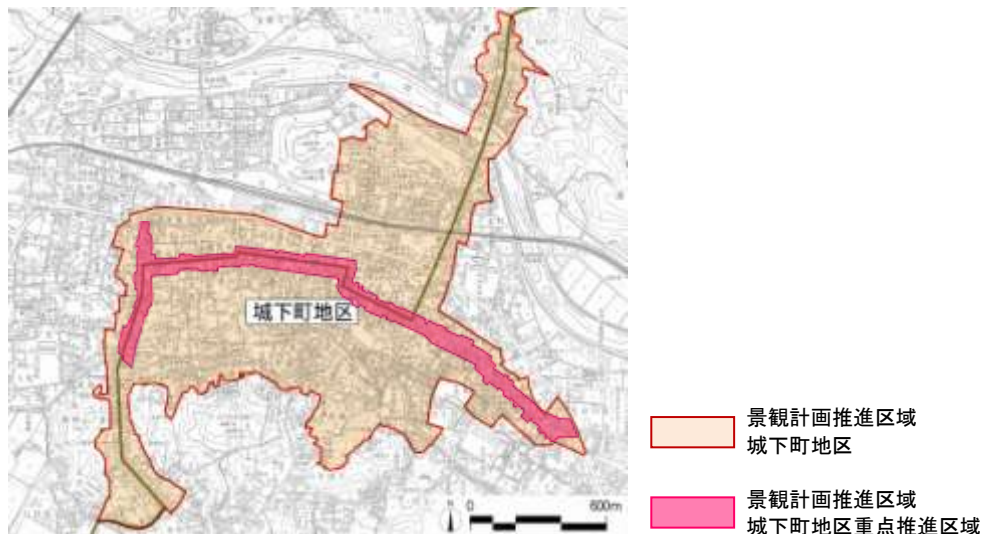
小峰城跡・白河駅周辺地区は、景観計画重点区域に指定している。この重点区域については、建築物等の高さはそれぞれのゾーンの中で小峰城三重櫓への眺望を確保するため、北地区、駅舎地区ともに駅プラットフォームの屋根を超えないこととし、南地区については現在建設中の図書館の高さを超えないものとする景観形成基準を設けている。形態意匠や色彩については城跡風致に調和することの基準を設けている。



景観計画重点区域 小峰城跡・白河駅周辺地区エリア図

城下町地区は景観計画推進区域に指定し、建築物の高さは、主要な視点場から小峰城三重櫓への眺望景観を保全するため 15m の高さを超えないものとする景観形成基準を設けている。このほか、建築物の形態意匠の基準として城下町らしい連続する美を追求するため、勾配屋根とすることや統一感のある形態意匠とすること、色彩はR・YR・Y系についてマンセル表色系の彩度を4以下とするなどの基準を設けている。

城下町地区の中でも、歴史的風致形成建造物等の歴史的景観資源が豊富に存在する旧奥州街道等の一部区間を「重点推進区域」に指定し、今後、重点的に景観形成を推進する方針である。

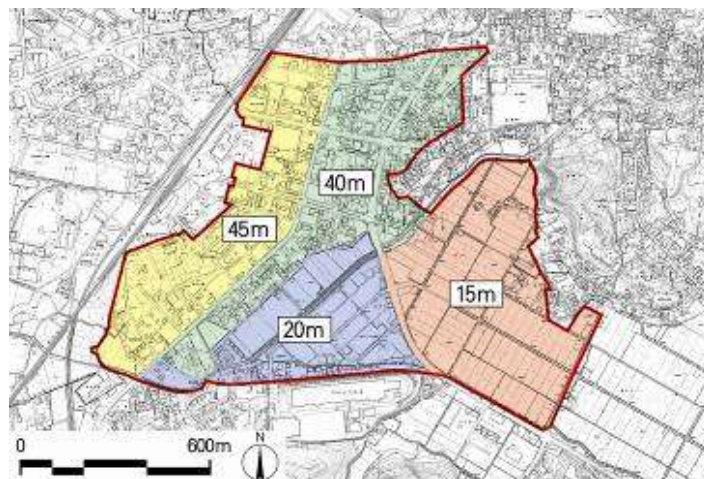


景観計画推進区域 城下町地区エリア図

南湖公園周辺地区は、景観計画重点区域に指定している。建築物等の高さの制限については、眺望景観の視点場となる千世の堤から那須連峰や鏡の山、月待山、小鹿山等への眺望を保全するため、南湖風致地区は 8m、南湖上流地区は 10m の基準を設けている。これに関連して南湖上流地区のさらに西側の那須連峰眺望のビスタラインとなる新白河駅周辺地区についても段階的な高さの景観形成基準を設けている。色彩については、マンセル表色系における R・YR・Y 系の色相については彩度 3 以下などの景観形成基準を設け、南湖公園周辺の歴史的風致との調和を目指している。



景観計画重点区域 南湖公園周辺地区エリア図



新白河地区エリア図

③ 屋外広告物について

屋外広告物については、屋外広告物法及び福島県屋外広告物条例に基づき無秩序な表示や設置を防ぐ美観・風致の維持、良好な景観形成への寄与等のため規制を行っている。平成 12 年には屋外広告物の許可申請事務等について白河市に権限が委譲されているが、今後は景観計画に基づき白河市独自の屋外広告物条例の制定を検討する。

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

原始・古代から近・現代に至るまで、歴史・文化・伝統が息づく白河市では、文化財保護法や福島県文化財保護条例を基本とした国・県指定文化財の保存・活用はもちろんのこと、市内にある重要な文化財についても白河市文化財保護条例や文化財保護条例施行規則を制定し、その保存・活用に努めてきた。

現在、市内には国指定6件、重要美術品4件、県指定23件、市指定100件の計133件の指定等文化財があり、その内訳は、史跡・名勝22件、天然記念物15件、工芸品29件、古文書2件、書籍5件、建造物8件、絵画8件、彫刻9件、考古資料16件、歴史資料8件、有形民俗文化財4件、無形民俗文化財7件となっている。

指定文化財のうち、国指定の史跡・名勝については、保存管理計画を策定し適切な保存・管理に努めることが求められるが、現在のところ保存管理計画が策定されているのは史跡及び名勝南湖公園だけであることから、今後は他の史跡についても計画的に保存管理計画書の策定を図り、史跡の適切な保存管理に努めていく。

その他の指定文化財については、文化財保護法に基づく、保存管理を引き続き行っていく。

県・市指定文化財については、それぞれ文化財保護条例に基づく保存管理を行ってきたが、明確な保存管理に向けた指針が示されていないことから、指定文化財すべてを包括した形での指針を策定し、統一的な文化財の保存管理に努めていく。

指定外の文化財については、現状調査のもと重要性や緊急性を踏まえ、市指定文化財候補リストに登載し、文化財指定に向けた取り組みを随時行っているが、今後も引き続き行っていく。

指定・未指定にかかわらず、無形民俗文化財については、地域に根ざし受け継がれたものであることから、その内容について調査を行い、活動に対する支援事業を立ち上げその保護に努めてきた。しかし、後継者不足により活動休止となる事例も見られることから、引き続き支援事業を行うとともに、今後は映像による活動の記録保存を行っていく。

だるま製造や醸造業などの伝統産業については、技術やそれが営まれてきた建造物等を包括した総合的な調査を進めるとともに、技術や建造物の保全に努めていく。

① 文化財の修理（整備を含む）に関する方針

文化財の修理等については、所有者からの申請による対応を図っているが、より効果的に保存を推し進めるため、指定文化財の現状把握に努めるとともに、損傷具合等により優先順位を決め修理を行っている。国・県指定文化財の修理の場合は、国・県の指導及び専門員等の指導助言を得て行っているが、市指定文化財の場合は、必要に応じて学識経験者や専門員等に指導助言を仰いでいる。

また、歴史的建造物の復元にあたっては、建造物の規模や構造形式等について、絵図・古文書・記録文献等の史資料をはじめ、発掘調査による成果や出土品などから検討・考証を図った上で、十分な根拠に基づいた復元に努めている。今後も歴史的価値を損なうことのないよう、根拠の明確な修理・整備・復元を行うとともに、修理・整備・復元の履歴について整理・保管を図っていく。

指定文化財に対する財政支援（補助金）については「白河市文化財保存事業費補助金交付要綱」に基づき実施しているほか、平成21年度から、民俗芸能等に用いる用具の修繕等を支援するため「しらかわ無形民俗芸能等支援事業」を実施している。

また、史跡の環境整備を図るため、史跡白河関跡の草刈業務や管理等を委託しているほか、史跡や天然記念物周辺の草刈り作業を地元町内会等に依頼している。

今後も、文化財の状況を常に把握した上で、法令に基づき適切な保存を図るとともに、計画的な修理・整備を行う。また、専門的な指導・助言を得ながら、文化財が持つ歴史的価値の保持に努めていく。



史跡及び名勝南湖公園の護岸整備



白河城御櫓絵図(県指定)の修復

② 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

白河市では、文化財の保存・活用を行うための施設として、白河市歴史民俗資料館、白河集古苑を設置しており、収蔵史資料の調査分析、保存及び公開を行っている。

白河市歴史民俗資料館では、常設展示のほか、収蔵している指定文化財・考古資料・民俗資料・絵画などを中心としたテーマ展及び収蔵品展等



白河市歴史民俗資料館

を年数回に分け、文化財の持つ価値をより広く公開できるよう、入館料無料（特別企画展を除く）で開催している。また、史跡小峰城跡に所在する白河集古苑では、収蔵している結城家・阿部家の史資料を年数回に分けたテーマ展として開催し、小峰城に関わる武家の文化遺産を保存・展示している。これらの施設では、定期的に燻蒸処理を行っているほか、温湿度管理を徹底し、収蔵資料を後世まで良好な状態で引き継げるように努めている。特に、個人所有の文化財にあつては、適切な管理・保存ができない場合は、所有者と十分な協議を図った上で史資料の寄託を促している。

しかし、その一方では収蔵資料の増加に伴い、資料館収蔵庫のスペース不足が大きな課題となっている。また、埋蔵文化財出土品の収蔵施設が各所に点在しているため、一括管理・保存を図ることが困難な状況となっている。今後は、財政状況を勘案し、施設改修計画や新たな収蔵施設の確保に努めていく。



指定文化財説明板

文化財に関する案内・説明板等の設置については、「サイン統一計画」の策定に基づき色調やデザインの統一を図り、毎年度計画的に設置している。今後も未設置箇所を中心に継続して設置していく。

③ 文化財の周辺環境の保全に関する方針

白河市では景観法、都市計画法及び市の独自条例による規制・制度のほか、白河の都市空間を印象付ける重要な景観特性を守り育てるため、白河市都市景観形成基本計画の策定（平成9年3月）、白河市都市景観条例の制定（平成9年6月）、白河市・西郷村サイン統一計画の策定（平成17年3月）など、良好な都市景観の形成に努めてきた。また、これまでの景観形成の実績を踏まえ、より一層白河市の景観特性を活かした景観形成を推進していくことを目的に、平成21年4月から景観法に基づく景観行政団体となり、平成23年4月から「白河市景観計画」を施行している。

今後も、文化財の周辺環境を保全し、文化財と一体となったまちづくりを推進するため、まちづくり推進課・都市計画課・道路河川課・文化財課等の関係各機関が、開発行為や現状変更行為について情報を共有し、連携した対応を図っていく。

④ 文化財の防災に関する方針

文化財を災害から守り、後世に正しく引き継ぐためには、管理体制の整備が不可欠である。白河市では、「白河市地域防災計画」を定め、文化財管理者への指導として、定期的な防火診断の受診や自主的な点検の実施による火災発生の防止と火災原因の早期発見に努めることや、消火・警報設備の整備促進を図ることなどのほか、文化財保存施設の整備として、災害防止のため、耐火耐震の設備や施設の設置を推進している。現在のところ、消防法で義務付けられている重要文化財（建造物）はないが、火災発生の際、迅速に対応できるよう、義務付けられていない文化財についても自動火災報知器や消火器の設置を推進していく。特に初期消火の基本である消火器の設置については、建造物のみならず、重要文化財を所蔵している場所についても、補助制度等を活用しながら設置していくよう努める。



火災防御訓練の様子



消火器による火災防御訓練

防災訓練については、文化財防火デーに併せ、火災防御訓練を実施している。実施にあたっては、各地域の建造物を中心とした指定文化財を対象に、市関係各課のほか、所有者・消防署・地元消防団・地元町内会等と連携を図りながら実施しており、地元住民が地域に残る貴重な文化財を自分たちで守っていく意識付けを行うとともに、消火器を使った火災防御訓練を実際に体験することで、火災防御のレベルアップを図っている。

防犯については、所有者への注意を喚起するとともに、地元警察との連携を図りながら、地域全体で文化財盗難防止の意識高揚を図っていく。

今後も、所有者や地域住民、消防機関などの関連機関と連携を図り、更なる防災体制の強化に努めていくとともに、地震や盗難などに対する防災計画についても検討していくよう努める。

⑤ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

市内の文化財を広く市民へ公開し、文化財保護精神の普及・啓発を図るため、白河市ではホームページで国・県・市指定の文化財を写真及び説明付きで分かりやすく紹



埋蔵文化財現地説明会の様子



地域の民俗芸能を披露する中学生

介しているほか、すべての指定文化財への誘導・説明板の設置を進めている。また、埋蔵文化財発掘調査の現地説明会を開催しているほか、出前講座事業や各団体の学習会等に積極的に講師派遣を行うなど、文化財への理解・知識の高揚に努めている。さらに、文化財保護強調週間及び文化財防火デーに併せた文化財の公開等も実施している。

一方、地域に密着してきた無形民俗文化財に関する普及・啓発が十分でないため、歴史民俗資料館において無形民俗文化財の企画展を開催したほか、「しらかわ無形民俗文化財等支援事業」により、無形民俗文化財の保存団体を対象に、財政支援を行っている。

また、小・中学校の総合的な学習の時間を利用して、地域の無形民俗文化財等を学ぶため、学校と地域が連携した活動を行っている事例もある。今後は、これら無形民俗文化財等を積極的に公開する場を設け、地域の人々が地域の伝統である民俗芸能に誇りを持ち、継承していくことができるよう、サポート体制を充実させるとともに、懸念されている後継者の育成に繋がるよう普及・啓発に努める。

⑥ 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

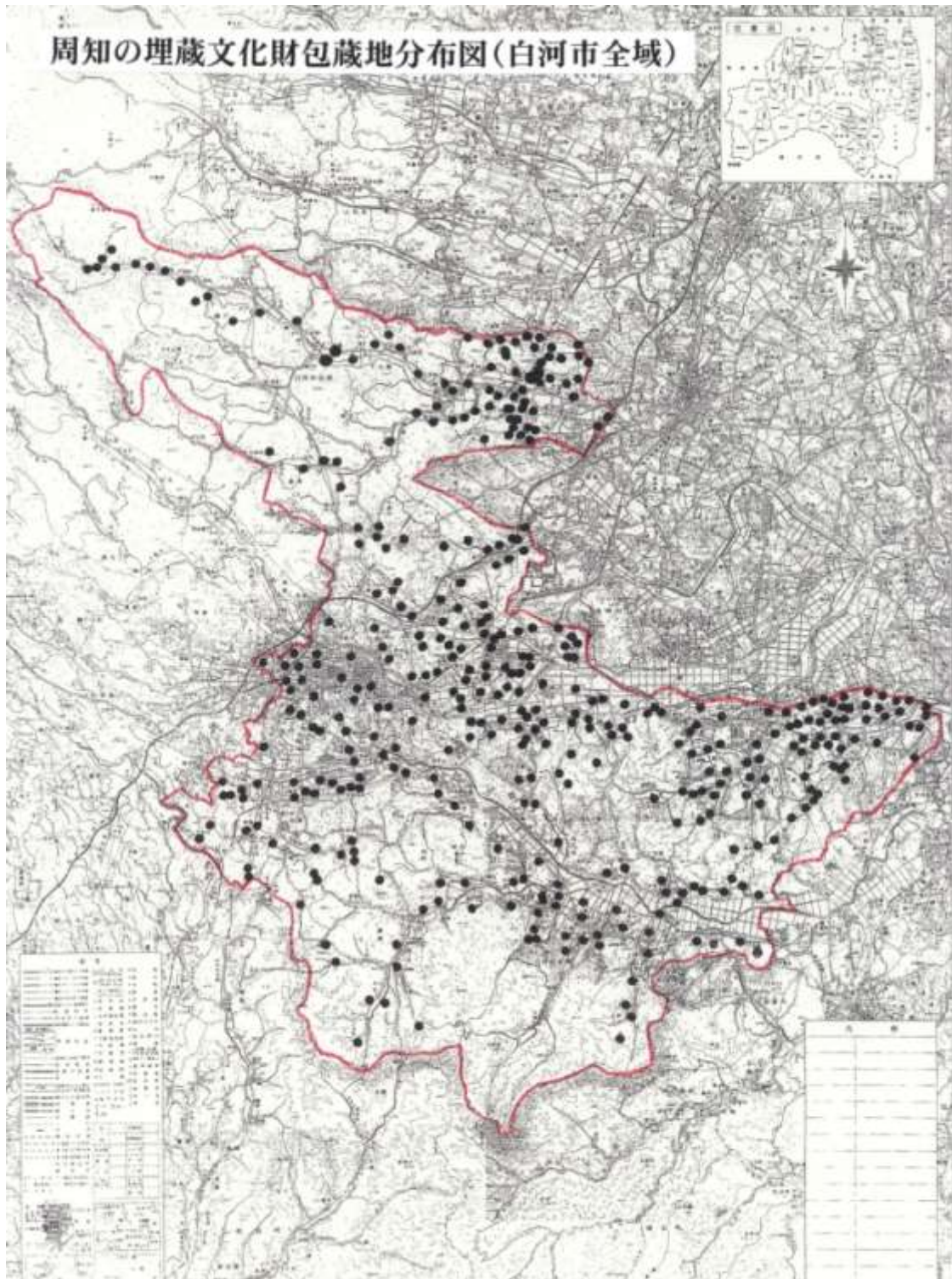
現在、市内には 608 箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在している。時代は、旧石器時代から近・現代までと多岐にわたり、種別も集落跡、古墳、城館跡、社寺跡、窯跡など多種多様である。

これらの埋蔵文化財包蔵地については、常に現況を把握するよう努めており、開発等を行う際には事前協議に時間をかけ、包蔵地を避けた開発計画の策定に向けて、関係部局と連絡調整を図っている。しかし、やむを得ず埋蔵文化財包蔵地内で開発を行う場合、開発側と協議の上、試掘調査を実施し、その結果を踏まえて現状保存もしくは記録保存のための発掘調査を行っている。

さらに、開発箇所が周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接している場合は、必要に応じて試掘調査や工事立会を実施し、可能な限り埋蔵文化財の保存に努めている。また、包蔵地以外であっても、開発計画が広範囲に及ぶ場合は、事前の現地踏査の必要性を事業者に伝え、開発途中での不時発見を回避できるように努めている。

埋蔵文化財保護行政の基本となる埋蔵文化財包蔵地台帳の作成・更新は不可欠であり、定期的な現地確認に基づき、包蔵地台帳の変更・増補に努め、埋蔵文化財保存協議の基礎資料として活用を図っている。

なお、福島県教育委員会とは、国・県史跡はもちろん、その他重要な遺跡の取扱いについて、指導・協議等により調整を図っている。



(2) 文化財の保存・活用に関する体制

① 文化財の保存・活用の体制（文化財保護審議会の構成を含む）と今後の方針

白河市では、文化財の保存・活用に関する業務は、建設部都市政策室文化財課（文化財保護係・史跡整備係）の10人で担当している。事務所を歴史民俗資料館内に置き、収蔵資料内の文化財の保存・活用について、より密接に関わることができる体制となっている。また、白河集古苑の職員を文化財課職員が一部兼務しているため、集古苑所蔵の文化財の保存・管理について、速やかに対応できる体制となっている。



文化財保護審議会現地視察

史跡及び名勝南湖公園や史跡小峰城跡の管理は、都市公園の範囲とも重複していることから、都市計画課が担っている。史跡等の適切な管理が図れるよう、定期的な協議を文化財課と行い、連携した文化財の保存管理にあたっている。

また、白河市文化財保護条例により、教育委員会の諮問機関として文化財保護審議会を設置している。委員は、歴史・美術・郷土史・考古・宗教史・工芸・建造物の専門家7人で構成され、文化財の保存・活用に関する指導・助言を得ている。また、審議会での検討が困難な分野については、検討委員会や専門委員会を立ち上げる等、適切な審議を行ってきた。今後も、文化財保護行政に対して適切な指導・助言を得ながら進めていく。

② 住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

白河市には、白河観光物産協会で所管している観光ボランティアガイド「ツーリズムガイド白河」があり、史跡や名勝である小峰城跡・南湖公園・白河関跡を中心に活動し、来訪者に“白河の魅力”を伝えている。



南湖清掃ボランティア

このほかの文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO 等各種団体については、文化財ごとに組織された保存・活用団体が主となっている。

特に、南湖公園で行われるイベント等については、「南湖を守る会」などの各市民グループや関係機関、NPO 法人等が協力・連携して行っている。さらに年1回行われている清掃活動では、多くの市民団体や一般市民が参加し、市民ぐるみの活動を行っている。

また、県指定無形民俗文化財「奥州白河歌念仏踊」に関して、白河根田安珍歌念仏踊保存会や大和田長寿会の各団体が、地元の小中学生に民俗芸能を継承するための活動を行っている。今後も、これらの団体等と連携して文化財の保存・活用に努めていく。

(3) 重点区域に関する事項

① 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

当該重点区域内には、国指定史跡・名勝・重要文化財 3 件、重要美術品 3 件、県指定重要文化財 4 件、市指定史跡・天然記念物・重要文化財が 6 件存在している。これらの文化財は、白河市の歴史的風致の根幹となることから、文化財としての本質的価値を損なうことのないように、保存・管理に努め積極的に活用を図る。特に、保存管理計画が策定されていない史跡小峰城跡については、早急に保存管理計画を策定し、史跡としての適切な保存・管理に努めるとともに、現状変更を伴う等の場合は、関係機関と十分な検討・協議を行い、史跡の持つ本質的価値を損なうことがないようにする。さらに、国指定史跡としての価値を高めるため、城郭遺構が遺存する範囲については指定地の拡大を図る。

史跡及び名勝南湖公園については、これまで同様「史跡及び名勝南湖公園第 2 次保存管理計画」に基づく保存・管理を行うが、今後整備計画の策定に向けた検討を進める。

その他の文化財については、文化財保護法、文化財保護条例等に基づく保存・管理に努め、現状で必ずしも十分とは言えない活用（公開）に向けた条件整備を行う。

指定・未指定にかかわらず、無形民俗文化財については、現状での活動内容の把握と映像による記録保存を図り、継続的な活動の推進を図る。また、活動にかかる衣装や道具等の修復や更新に対しては、実態調査に基づき必要な支援を講じていく。

「無形民俗文化財活動記録作成事業」（平成 23 年度～）

「しらかわ無形民俗芸能等支援事業」（平成 21 年度～）

なお、現在未指定ではあるものの将来的に指定が必要と考えられる文化財については、随時調査を実施し、指定文化財として保存を図っていく。

現在、市において早急な対応が求められるのは、歴史的建造物である。これまでは、所有者への聞き取り調査の実施にとどまり、保存に向けた具体的な対応が図られてこなかったこともあり、ここ数年で小峰城下の町屋を形作ってきた歴史的建造物が、維持のための経済的逼迫などを理由に、取り壊される事例が多くなりつつある。こうした現状を踏まえ、今後は特に小峰城下に残された近世から近代までの建造物について、計画的に調査を実施し、指定や登録などの諸施策により、保存に向けた取り組みを推進する。

小峰城下において受け継がれてきたるま製造や醸造業などについては、技術やそれが営まれてきた建造物などを包括した総合的な調査を進めるとともに、技術や建造物の保全に努める。

② 文化財の修理（整備を含む）に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備にあつては、基礎的な調査を踏まえ、文化財の状況を常に把握し、法令に基づき適切な保存を図るとともに、計画的な修理・整備を行う。また、関係機関と連携し専門的な指導・助言を得ながら、文化財が持つ歴史的価値の保持に努めていく。

ア. 史跡小峰城跡

東日本大震災により、小峰城跡の象徴的遺構である石垣が10箇所にわたり崩落した。震災による崩落状況の記録化を進めながら、各地点の崩落原因の究明と、修復方法の検討を行い、計画的に修復作業を進めていく。石垣の修復にあつては、伝統的工法を原則とする。

城郭としての理解を深めるため、門・櫓の復元についても検討する。復元の設計にあつては、発掘調査による成果と文化5年（1808）に成立した門・櫓の実測図である「白河城御櫓絵図」（県指定重要文化財）を照合し、史実に基づくことを原則とする。

道場門跡や外堀土塁といった未指定の遺構については、調査等を踏まえ将来的な文化財指定を視野に入れた保存・整備のあり方を検討する。

城郭遺構のうち、特に石垣については、江戸期の石材加工技術や構築技術を精査し、現代の石工による加工技術・構築技術の伝承、後継者の育成に向けた支援を行う。

「小峰城跡本丸・二の丸石垣修復事業（小峰城跡災害復旧事業）」（平成23年度～）

「小峰城道場門遺構整備事業」（平成23年度～）

「伝統的技術伝承事業」（平成24年度～）

イ. 史跡及び名勝南湖公園

保存管理計画で示された、南湖の本質的価値をより明確化するため、松林や州浜といった復元整備の方向性について検証を進め、整備計画の策定に取り組む。

ウ. 歴史的建造物

小峰城下である旧奥州街道沿いには、城下町の風情を残す旅館や蔵造りの商家、醸造業にかかわる店舗・蔵等、また祭礼にかかわる神社等の建築物、白河藩主にかかわる霊廟や茶室といった歴史的建造物が数多く残されており、歴史的風致の構成要素として重要な位置を占めている。こうした歴史的建造物については、文化財としての十分な調査がなされてきたとは言えないことから、今後は所有者の了解を得て、文化財としての指定・登録を前提とした総合的な調査を実施し、随時指定・登録を行い、環境保全、修理・復元整備に向けた基本計画の策定に取り組む。

「歴史的風致形成建造物保存修景事業」（平成23年度～）

「旧脇本陣柳屋旅館建造物群整備事業」（平成24年度～）

「丹羽長重廟周辺整備事業」（平成23年度～）

③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

白河市の文化財保存・活用のための施設として、歴史民俗資料館、白河集古苑が存在しているが、これらの施設間の連携はもとより、今後の整備が進められる施設についても、既存施設との連携を図る。

南湖公園については、保存管理計画においてもガイダンス施設の必要性が位置付けられている。南湖の歴史的価値や南湖を取り巻く自然環境の重要性、南湖の保存管理の方向性を周知する上でも、南湖周辺部におけるガイダンス施設の建設に向けた基本計画を策定する。

小峰城跡については、これまでも門・櫓が存在した各所に説明板を設置し、城郭内での位置関係を確認できるような工夫を図ってきた。今後も、継続して景観に配慮した説明板の設置を行っていく。

城下町については、江戸時代の文献を基に、旧奥州街道沿いの町名由来看板を設置し、町中を散策する人々の利便を図ってきたが、今後も江戸時代以来続く町名の由来看板の設置を推進していく。

小峰城・城下・南湖までの空間的な繋がりを創出するため、景観に配慮した形での案内表示の充実を図り、文化財間の時間的・空間的な関連性を認識できる表示・説明に努める。

「しらかわ歴史回廊事業」(平成 24 年度～)

「休養施設(友月山)整備事業」(平成 23 年度)

「ぐるり白河文化遺産めぐり事業」(平成 21 年度～)

④ 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

指定文化財のうち、特に史跡や名勝については、指定地内の保存・管理が図られればよいわけではなく、史跡と一体的な景観を構成している周辺地域の景観保全についても配慮しなければならない。当該重点区域のうち、小峰城の城下町である江戸時代の旧奥州街道沿いについては、歴史的町並みの保全に努める。また小峰城跡周辺、南湖と南湖からの那須連峰への眺望景観、白河藩大名家墓所の周辺景観は、「白河市景観計画」においても、重点区域や推進区域と位置付け、一定の規制を設けながら景観の保全に努める。

「歴史的まちなみ修景事業」(平成 23 年度～)

「無電柱化調査事業」(平成 24 年度～)

「無電柱化事業(主要地方道白河停車場線)」(平成 25 年度～)

「無電柱化事業(都市計画道路白河駅白坂線)」(平成 20 年度～)

「屋外広告物景観影響調査等事業」(平成 25 年度～)

「丹羽長重廟周辺整備事業」(平成 23 年度～)

「小南湖公園整備事業」(平成 25 年度～)

「都市計画道路一番町大工町線(教会坂通り)整備事業」(平成 22 年度～)

「(仮称)都市計画道路乙姫桜プロムナード2号線整備事業」(平成 25 年度～)

⑤ 文化財の防災に関する具体的な計画

文化財の防災については、今後も文化財防火デーに併せた火災防衛訓練の実施や訓練への住民参加に積極的に取り組み、所有者のみならず周辺住民の文化財防災に関する意識向上を図る。特に建造物を中心とした指定文化財を対象に、市関係各課のほか、所有者・消防署・地元消防団・地元町内会等と連携を図りながら、消火器の設置を進め、消火器を使った火災防衛訓練を実施し、火災防衛のレベルアップを図る。これまで、文化財盗難に対する意識付けへの対策は十分とは言えなかったことから、今後は盗難に対する施設内の設備の現状確認を実施し、盗難予防に対する意識付けを強化していく。

また、当該重点区域内には歴史的建造物が多く存在することから、基礎的調査により文化財としての価値付けを行う。文化財としての指定・登録がなされた建造物については、修理・整備を行う際に、必要な耐震措置や防火設備の設置を推進する。

⑥ 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

当該重点区域内に存在する文化財は、白河市を代表する歴史遺産でもあることから、文化財の有する歴史的価値や白河の成り立ちへの理解、歴史的風致の維持に向けた意識の醸成のため、これまでと同様に市ホームページでの情報発信に努める。

文化財保護意識の醸成、地域理解の一助とするため、文化財パンフレットや文化財の解説書の作成を行う。また、小中学校を対象とした文化財出前講座等を積極的に展開し、地域に愛着を持つ意識の啓発に努める。

「白河歴史教科書作成事業」（平成 24 年度～）

「白河の歴史 再発見！事業」（平成 25 年度～）

さらに、重点区域内に存在する文化財をテーマとした歴史講座を開催し、重点区域内の歴史理解を深める。

文化財保存・活用を推進するため、景観に配慮し文化財説明看板や案内表示板の設置に努め、文化財保存の意識付けに努める。

⑦ 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

当該重点区域内に存在する埋蔵文化財については、他の埋蔵文化財同様極力保存を前提とした対応に努める。また、これまで同様に近世から近現代まで含めた遺跡を対象として対応を図る。

区域内での整備にあたっては、事前に試掘調査を実施し、遺構が存在する場合は、遺構の保存に配慮した形での整備に努めることとする。

区域は広範囲に及ぶため、区域内の埋蔵文化財の所在の周知をさらに強化し、開発部局との定期的な連絡調整を図り、開発等にあたって可能な限り文化財の保存を図るようにする。また、埋蔵文化財包蔵地カードの充実を図り、埋蔵文化財に対する調査・立会等の履歴を記録し、統一的な対応に努める。

⑧ 文化財の保存・活用に関わる住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

現在小峰城跡や南湖公園については、ツーリズムガイド白河が主体となって史跡のガイドを行っている。しかし、会員の高齢化が進み後継者の育成に苦慮している状況もあることから、所管する白河観光物産協会との連携を図り、ガイドの体制づくりや後継者育成に対して支援を行っていく。

また、まちづくりにかかわる諸団体とも情報を共有し、官民一体となった文化財の保存・活用のあり方を検討する。

第6章 歴史的風致の維持及び向上に必要な事業に関する事項

(1) 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等であり、白河市固有の歴史的・文化的遺産を維持、継承していくことに寄与する施設・活動の場等とする。歴史的風致維持向上施設においては、市の上位・関連計画と連携を図りながら、文化財や歴史的・文化的遺産の修復、まちなか回遊向上、良好な町並み景観形成に寄与する整備を行う。

また、整備を行った歴史的風致維持向上施設については、その施設が持つ価値を向上させるために、積極的に公開・活用を行う。また、これらの資源の価値を周知する機会を創出し、歴史的風致の維持・向上に努める。

さらに、歴史的風致維持向上施設の管理にあたっては、建設部、文化財部局及び関係部局との役割分担のもとで連携するとともに、適切な維持管理を行う。また、その所有者等に対しても適切な助言、指導等を行うこととする。

これらの白河市における歴史的風致の維持・向上に資する整備は、次の基本的考え方に基づき事業を推進していくこととする。

① 史跡等整備

史跡小峰城跡をはじめとする史跡等の整備に関して、修復整備を推進する。

② 景観・歴史的建造物等の整備

良好な町並み景観形成の支援や歴史的建造物等の修復整備を推進する。

③ まちなか回遊性向上

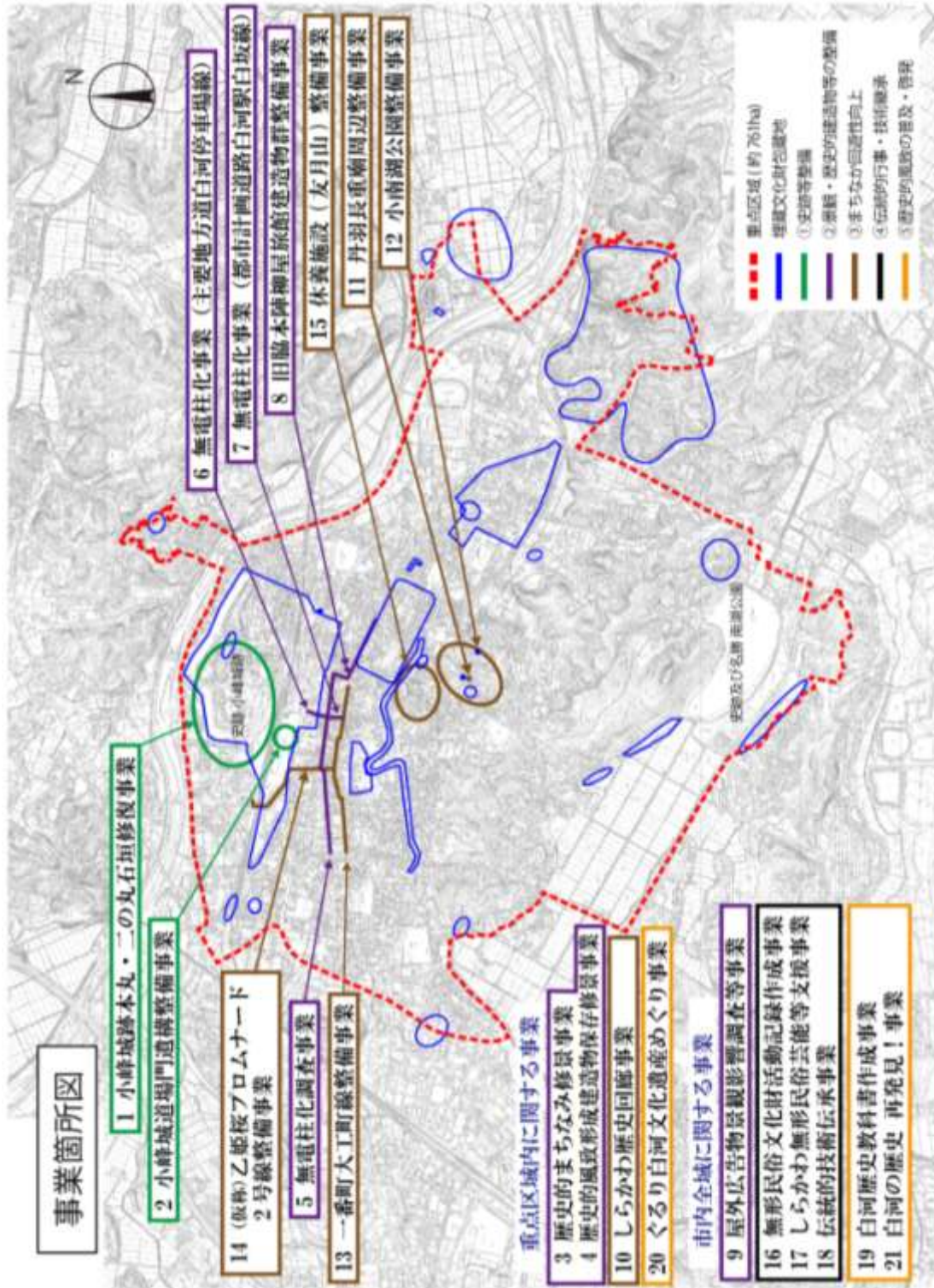
歴史的資産をつなぐまちなか回遊性の向上を図る。

④ 伝統的行事・技術継承

伝統産業や祭礼等の担い手の育成支援を行う。

⑤ 歴史的風致の普及・啓発

重点区域内に残っている足元の歴史的な資源を見直し、歴史について学ぶ・触れる機会を創出することで、歴史的風致の普及・啓発などを行う。



(2) 歴史的風致の維持向上に資する事業

① 史跡等整備

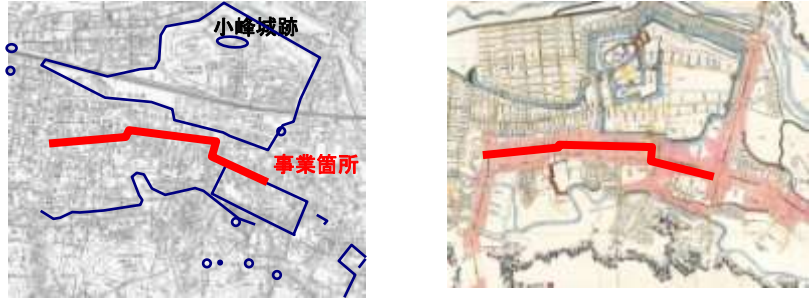

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 1 小峰城跡本丸・二の丸石垣修復事業（小峰城跡災害復旧事業） |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 国宝重要文化財等保存整備事業（文化庁補助事業） |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～）、白河市都市計画マスタープラン（平成21年度～）、小峰城跡保存管理計画（平成25年度策定予定） |
| 事業期間 | 平成23年度～ |
| 事業位置 |  |
| 事業概要 | <p>平成23年度・平成24年度は、東日本大震災により崩落した石垣の記録化や石材の撤去作業を行いながら、崩落原因の究明と修復方法の検討を行う。</p> <p>平成25年度以降については、検証結果をもとに、崩落箇所を含め修復が必要と判断された石垣について、計画的に修復を進めていく。</p> <p style="text-align: center;">震災により崩落した石垣 (本丸南面)</p>   |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>史跡小峰城跡・三重櫓は、まちなかの至る所から見ることができ、白河市のシンボリック的存在となっている。史跡小峰城跡の石垣を修復することは、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 2 小峰城道場門遺構整備事業 |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業） |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～）、小峰城跡保存管理計画（平成25年度策定予定） |
| 事業期間 | 平成23年度～平成24年度 |
| 事業位置 |  |
| 事業概要 | <p>小峰城道場門遺構の調査・測量・設計等を行い、遺構面を保護する等の露出展示的な整備をし、賑やかなまちなか再生のため整備を図るイベント広場と連携して一般公開することにより、多くの市民に道場門の歴史的役割のご理解をいただくこととする。なお、整備にあたっては文化庁と協議の上、行うこととする。</p> <p style="text-align: center;">航空写真</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>小峰城道場門平面図（御櫓絵図）</p>  </div> <div style="text-align: center;">  <p>遺構平面図</p>  </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>道場門は、小峰城三の丸から道場小路武家屋敷に通じる門であり、市街地に残された城郭遺構として貴重なものである。小峰城道場門遺構を整備することにより、道場門が果たした歴史的な役割を知ってもらう機会を創出し、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

② 景観・歴史的建造物等の整備

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 3 歴史的まちなみ修景事業 |
| 整備主体 | 民間（所有者）、地域住民組織、白河市、NPO 法人しらかわ建築サポートセンター（歴史的風致維持向上支援法人） |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業） |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～）、白河市都市計画マスタープラン（平成21年度～）、白河市景観計画（平成23年度～） |
| 事業期間 | 平成23年度～ |
| 事業概要 | <p>白河市の中心市街地は、旧奥州街道沿道などを中心に歴史的建造物の商家や蔵などの歴史的景観が多く残り、それらを舞台として白河提灯まつりや白河だるま市などが開催され、城下町である白河市の重要な歴史的風致を形成している。これら歴史的風致の保全を図るため、景観計画に基づき景観形成ガイドライン等を作成し、これに基づく改修等に対する支援を行うこととする。</p>  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>旧城下町である中心市街地を形成する商家等の歴史的建造物は、年々減少傾向にある。このため、歴史的建造物や町並み保全と修景を整備することにより、連続性のある歴史的町並み景観の形成を図ることができ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 4 歴史的風致形成建造物保存修景事業 |
| 整備主体 | 民間（所有者）、地域住民組織、白河市、NPO 法人しらかわ建築サポートセンター（歴史的風致維持向上支援法人） |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業） |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～）、白河市都市計画マスタープラン（平成21年度～）、白河市景観計画（平成23年度～） |
| 事業期間 | 平成23年度～ |
| 事業概要 | <p>旧奥州街道沿線や歴史的街路沿道に面する歴史的な建造物について、歴史的風致形成建造物に指定し、建造物の外観修景、内装装備等の整備改善を行い、歴史的風致形成建造物の保全活用と公開を図るため、所有者等が行う建造物の保存修景事業の一部を助成する。</p> <p>なお、東日本大震災により屋根瓦や土壁崩落など甚大な被害を受けた歴史的風致形成建造物の修理等についても、本事業により支援する。</p> <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物の被災状況</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>今井醤油店建造物群</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>松河屋建造物群</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>大谷忠吉本店（白陽酒造）建造物群</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>紙屋醸造建造物群</p> </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>旧城下町である中心市街地には、多くの歴史的建造物が存在しているが、年々減少傾向にある。このため、歴史的建造物の保全と修景を行うことにより、歴史的町並み景観の形成を図り、旧城下町としての景観を維持していくことで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 5 無電柱化調査事業 |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 関連計画 | 白河市都市計画マスタープラン（平成 21 年度～）、白河市景観計画（平成 23 年度～） |
| 事業期間 | 平成 24 年度～ |
| 事業位置 |  |
| 事業概要 | <p>旧奥州街道である現在の国道 294 号は、鹿嶋神社祭礼（白河提灯まつり）の運行ルート、白河だるま市の開催場所等になっているが、電線・電柱類が祭礼時の運営支障及び景観阻害の要因となっている。</p> <p>このため、道路管理者、事業者等と無電柱化に関する調整を図りながら、現況及び整備手法等について調査・検討を行う。</p>  <p>白河提灯まつり運行の支障となっている電線・電柱類</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 祭礼運行の支障や景観阻害要因となっている、電線・電柱類の無電柱化を推進するための現況及び整備手法等について調査・検討を行うことは、歴史的な町並み景観の維持・形成につながり、歴史的風致の維持・向上に寄与する。 |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 6 無電柱化事業（主要地方道白河停車場線） |
| 整備主体 | 福島県 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金事業（道路事業） |
| 関連計画 | 白河市都市計画マスタープラン（平成21年度～）、白河市景観計画（平成23年度～） |
| 事業期間 | 平成25年度～平成27年度 |
| 事業位置 |  |
| 事業概要 | <p>主要地方道白河停車場線（大手町工区）は、鹿嶋神社祭礼（白河提灯まつり）の運行ルート、小峰城三重櫓を視対象とした視点場となっているが、電線・電柱類により、祭礼時の運営支障及び眺望景観が阻害されている。このため、無電柱化整備を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝整備 延長=210m 車道幅員=6.0m 歩車道幅員=20.0m <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>整備前</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="text-align: center;">  <p>整備イメージ</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>祭礼運営支障状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>鹿嶋神社祭礼総町渡御</p> </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 祭礼運行の支障や景観阻害要因となっている、電線・電柱類の無電柱化を推進することは、歴史的な町並み景観の維持・形成につながり、歴史的風致の維持・向上に寄与する。 |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 7 無電柱化事業（都市計画道路白河駅白坂線） |
| 整備主体 | 福島県 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金事業（街路事業） |
| 関連計画 | 白河市都市計画マスタープラン（平成21年度～）、白河市景観計画（平成23年度～） |
| 事業期間 | 平成20年度～平成25年度 |
| 事業位置 |  |
| 事業概要 | <p>都市計画道路白河駅白坂線（大工町工区）は、小峰城三重櫓を視対象とした視点場となっているが、電線・電柱類により、眺望景観が阻害されている。このため、幹線街路の整備に合わせて無電柱化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝整備 延長=217m 車道幅員=6.0m 歩車道幅員=20.0m  <p>白河駅白坂線から小峰城三重櫓の眺望景観</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>景観阻害要因となっている、電線・電柱類の無電柱化を推進することは、歴史的な町並み景観の維持・形成につながり、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 8 旧脇本陣柳屋旅館建造物群整備事業 |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 市単独事業（平成24年度） 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）（平成25年度～平成26年度） |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～）、白河市都市計画マスタープラン（平成21年度～）、白河市景観計画（平成23年度～） |
| 事業期間 | 平成24年度～ |
| 事業位置 |   |
| 事業概要 | <p>明治天皇や新撰組ゆかりの歴史的遺産である旧脇本陣柳屋旅館建造物群（歴史的風致形成建造物）について、老朽化の激しい蔵座敷の復元整備に向け、整備後の利活用等の検討を行う。（平成24年度：市単独事業）</p> <p>検討結果をもとに、市が土地・建物を取得し、史実に基づき復元整備を行い、まちなか回遊の拠点として活用する。（平成25年度～：社会資本整備総合交付金事業）</p> <p>表通りに面した明治・大正期の勸工場については、修景整備に向けた検討を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>古写真で見る蔵座敷内部</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>現在の蔵座敷内部</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>明治期の勸工場</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>現在の外観</p> </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 旧脇本陣柳屋旅館建造物群は、明治天皇や新撰組が宿泊した等の歴史的由緒を持ち、旧城下町に残る貴重な歴史的遺産として重要な構成要素の一つとなっている。当事業により、まちなか回遊の拠点とすることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。 |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 9 屋外広告物景観影響調査等事業 |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業と一体の効果促進事業）（平成25年度） 市単独事業（平成26年度） |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～）、白河市都市計画マスタープラン（平成21年度～）、白河市景観計画（平成23年度～） |
| 事業期間 | 平成25年度～ |
| 事業概要 | <p>良好なまちなみ景観の形成及び歴史的風致の維持向上を図るうえで重要な構成要素となる屋外広告物の表示について、現況調査や影響調査、問題課題の整理、規制のあり方の調査研究、事業者との合意形成活動等を行う。</p> <p>また、本事業により得た成果を反映させた独自の屋外広告物条例を制定するとともに、「屋外広告物表示のガイドライン」を策定する。</p>  <p>国道289号ロードサイドの店舗立地等に伴う屋外広告物</p>  <p>南湖公園の歴史的風致や周辺景観に影響を及ぼしている屋外広告物</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 独自の屋外広告物条例を制定し、地域の特性に応じた質の高い屋外広告物の表示等について適切に誘導することにより、歴史的風致の維持・向上に寄与する。 |

③ まちなか回遊性向上

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 10 しらかわ歴史回廊事業 |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 市単独事業（平成24年度～） 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）（平成26年度～） 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業と一体の効果促進事業）（平成26年度～） |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～）、白河市都市計画マスタープラン（平成21年度～） |
| 事業期間 | 平成24年度～ |
| 事業概要 | <p>＜マップ作成・イベント等による回遊性向上＞</p> <p>まちなかに残る歴史的建造物、歴史的・文化的資源等を結んだ回遊ルートマップ等を作成し、年に数回の散策ツアー等を開催する。</p>  <p>＜誘導サイン等整備による回遊性向上＞</p> <p>歩行者系誘導サイン、道標等の案内施設整備を行うことにより、まちなか回遊性の向上を図る。</p>  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 歴史的建造物が所在する町並みや文化財を繋ぐ回遊性の向上は、白河市民及び来街者が、白河の歴史的・文化的資源の価値を再認識する機会を創出し、歴史的風致の維持・向上に寄与する。 |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 11 丹羽長重廟周辺整備事業 |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業） |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～）、白河市都市計画マスタープラン（平成21年度～）、白河市景観計画（平成23年度～） |
| 事業期間 | 平成23年度～平成25年度 |
| 事業位置 |  |
| 事業概要 | <p>丹羽長重廟（市指定重要文化財）を歴史的風致形成建造物に指定し、修復・保存を図る。</p> <p>また、廟周辺の園路の整備や、管理上及び景観上支障をきたしている森林等の間伐を行い、廟周辺環境の整備改善を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>丹羽長重廟</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>廟周辺森林等の繁茂状況</p> </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>白河藩大名家墓所の核となっている初代白河藩主丹羽長重の霊廟を修復するとともに、周辺環境の整備改善を図り、まちなか回遊の拠点とすることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 12 小南湖公園整備事業 |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業） |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～）、白河市都市計画マスタープラン（平成21年度～） |
| 事業期間 | 平成25年度～ |
| 事業位置 |  |
| 事業概要 | <p>白河藩大名墓所（市史跡）が所在する小南湖の丘陵地について、丹羽長重廟に至る園路の整備や森林等の間伐、湖沼の浚渫等を行い、まちなか回遊の拠点となる史跡公園として整備する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>白河藩大名墓所入口付近</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>丹羽長重廟に至る園路</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>小南湖全景</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>廟所周辺森林等の繁茂状況</p> </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>白河市の中心市街地に隣接する白河藩大名墓所（小南湖）周辺を整備することで、市街地から南湖への回遊性が高まることにより、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 13 都市計画道路一番町大工町線（教会坂通り）整備事業 |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金事業（街路事業） |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～）、白河市都市計画マスタープラン（平成21年度～） |
| 事業期間 | 平成22年度～平成26年度 |
| 事業位置 |  |
| 事業概要 | <p>都市計画道路一番町大工町線（教会坂通り）は、歴史的な町並みを活かして進められている歩車共存道路であり、既に完了している歩行系街路とともに歩行系ネットワークの形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現道舗装の高質化及び歩道整備 延長=823m 幅員=6.0m <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>整備前</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="text-align: center;">  <p>整備イメージ</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>整備前</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="text-align: center;">  <p>整備イメージ</p> </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>歴史的建造物を繋ぐ回遊ルートや歩道幅員が確保されることは、まちなかの回遊性が向上し、歴史的街路を活かした歩行系ネットワークが構築されるため、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 14 (仮称) 都市計画道路乙姫桜プロムナード2号線整備事業 |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金事業(街路事業) |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画(平成25年度～)、白河市都市計画マスタープラン(平成21年度～) |
| 事業期間 | 平成25年度～平成28年度 |
| 事業位置 |  |
| 事業概要 | <p>(仮称) 都市計画道路乙姫桜プロムナード2号線は、歴史的な町並みを活かして進められている歩車共存道路であり、既に完了している歩行系街路や現在整備中の歩行系街路とともに歩行系ネットワークの形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現道舗装の高質化及び歩道整備 延長=420m 幅員=6.0m <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 整備前 整備前 </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>歴史的建造物を繋ぐ回遊ルートや歩道幅員が確保されることは、まちなかの回遊性が向上し、歴史的街路を活かした歩行系ネットワークが構築されるため、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 15 休養施設（友月山）整備事業 |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金事業（道路事業と一体の関連社会資本整備事業） |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～）、白河市都市計画マスタープラン（平成21年度～） |
| 事業期間 | 平成23年度 |
| 事業位置 |  |
| 事業概要 | <p>友月山公園は、小南湖とともに市街地に最も近く、友月山頂からは、小峰城跡、市街地等が一望できる程、眺望景観が優れており、春の桜の名所にもなっており、市民に親しまれている公園である。しかし、休養施設が整備されていない状況にある。</p> <p>このことから、ベンチ、トイレ等を含む四阿の整備を行うことにより、市民に親しまれる公園に整備した上で、歩行系ネットワークの向上を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>友月山公園全景</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>友月山頂から小峰城三重櫓を望む</p> </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 友月山公園の休養施設が整備されることで、史跡小峰城跡から市街地を経由し、南湖公園を結ぶ回遊ルートの拠点となり、回遊性向上により、歴史的風致の維持・向上に寄与する。 |

④ 伝統的行事・技術継承


| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 16 無形民俗文化財活動記録作成事業 |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～） |
| 事業期間 | 平成23年度～ |
| 事業概要 | <p>市内各所に残る無形民俗芸能等の活動は、近年後継者不足が加速し、活動の停止に追い込まれる事例が増加しつつある。地域に根差した民俗・芸能活動は、住民の生活の一部を形作っていたものであることから、現状での活動内容について、詳細な調査を行い、活動記録の保存を行う。</p> <p>このことにより、地域住民とともに活動内容の検証を行い、地域活動との結びつきを再認識し、継続した活動が行われる環境の創出に努める。</p>  <p>関辺のさんじもさ踊（県指定無形民俗文化財）</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>無形民俗文化財について、活動内容の把握と映像による記録保存を行うことは、活動団体と地域との連帯を深め、無形民俗文化財の保護と継続的な活動を推進することとなり、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 17 しらかわ無形民俗芸能等支援事業 |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～） |
| 事業期間 | 平成21年度～ |
| 事業概要 | <p>無形民俗文化財の保存団体を対象に、民俗芸能等に用いる用具類の新規購入や修繕、活動の公開事業に対して財政支援を行うとともに、支援事業の存在を広く周知し、支援団体の拡充を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>奥州白河歌念仏踊 (県指定無形民俗文化財)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>河東田牛頭天王祭 (市指定無形民俗文化財)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>十日市ちょうちん祭り</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>釜子盆踊り</p> </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>無形民俗文化財の活動や活動にかかる衣装や道具等の修復や更新に対して、実態調査に基づき必要な支援を講じていくことで、無形民俗文化財の保護と継続的な活動の維持を図ることとなり、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 18 伝統的技術伝承事業 |
| 整備主体 | 民間（伝統工法技術者）、白河市、NPO 法人しらかわ建築サポートセンター（歴史的風致維持向上支援法人） |
| 事業手法 | 歴史的風致維持向上推進等調査（平成 24 年度） 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業と一体の効果促進事業）（平成 26 年度～） 市単独事業（平成 26 年度～） |
| 関連計画 | — |
| 事業期間 | 平成 24 年度～ |
| 事業概要 | <p>東日本大震災により屋根瓦や土壁崩落など甚大な被害を受けた歴史的な建造物の修理等に際し、伝統工法に係る材料調達や職人不足の課題が浮き彫りとなったことから、地域の材料、地域の職人、地域固有の工法で修理する持続可能な修理システムを構築するため、モデル修理工事の実施や専門家を招いた研究会の開催等により、修理工法の開発等や職人等の人材育成を図る。（歴史的風致維持向上推進等調査、社会資本整備総合交付金事業）</p> <p>酒造業、白河だるま製造等の伝統産業技術に関しては、酒造製法に触れる機会やだるまの製造や絵付け等を行う場を設ける見学・体験型のイベントを開催し、伝統産業についての理解を深める。（市単独事業）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>瓦修復技術</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>蔵修復（漆喰）技術</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>酒造製法の見学</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>だるま製造の見学</p> </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 職人の高齢化や後継者不足等により、技術の伝承が途絶えてしまうことが危惧されていることから、地域で循環する歴史的建造物の修理システムの構築や伝統産業に触れる機会を創出することは、伝統技術の継承につながり、歴史的風致の維持・向上に寄与する。 |

⑤ 歴史的風致の普及・啓発

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 19 白河歴史教科書作成事業 |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業と一体の効果促進事業） |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～） |
| 事業期間 | 平成24年度～ |
| 事業概要 | <p>白河の歴史と伝統に対する正しい理解と郷土愛の醸成を図るため、歴史教科書の製作を行う。さらには、「(仮称) しらかわ検定」の開催を目指す。</p> <p style="text-align: center;">6つの歴史的風致</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 45%; text-align: center;">①白河提灯まつり <li style="width: 45%; text-align: center;">②白河だるまと 白河だるま市 <li style="width: 45%; text-align: center;">③酒造業にみる 醸造業 <li style="width: 45%; text-align: center;">④南湖公園の行楽 <li style="width: 45%; text-align: center;">⑤街道集落 <li style="width: 45%; text-align: center;">⑥天道念仏と太鼓芸 にみる民俗行事 |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 白河の歴史や伝統活動を正しく学ぶ・触れることは、これらについて、保存・継承活動の担い手となる機会を創出することになるため、歴史的風致の維持・向上に寄与する。 |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 20 ぐるり白河文化遺産めぐり事業 |
| 整備主体 | ぐるり白河文化遺産めぐり実行委員会（白河市他） |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～）、中心市街地活性化基本計画 |
| 事業期間 | 平成21年度～ |
| 事業概要 | <p>史跡小峰城跡や、鹿嶋神社祭礼（白河提灯まつり）のルート沿いに所在する多くの寺社、南湖公園内の南湖神社や市街地から同公園までの行楽の経由地となる小南湖、友月山公園等の歴史的建造物をチェックポイントとするコースに設定し、オリジナル図柄のスタンプを収集するスタンプラリーを開催する</p>  <p>ぐるり白河文化遺産めぐりスタンプラリースタンプ台紙</p>  <p>小峰城オリジナルスタンプ 南湖神社オリジナルスタンプ</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>まちなか回遊性の向上を図ることにより、地域の歴史的・文化的資源の価値を再認識する機会を創出し、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 21 白河の歴史 再発見！事業 |
| 整備主体 | 白河市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 関連計画 | 白河市第2次総合計画（平成25年度～） |
| 事業期間 | 平成25年度～ |
| 事業概要 | <p>白河の歴史についての知識と見聞を広め、白河の歴史への興味を喚起するとともに、自分の生まれ育ったまち・しらかわを愛する心を育てるため、市内の小学校2年生から中学校2年生を対象に、「白河歴史教科書」を活用しながら、白河の歴史や伝統文化等についての学習を体系的に行うこととする。</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>小中学生が、白河の歴史や伝統文化等を正しく学ぶことは、ふるさとに誇りを持つ契機となり、歴史資源の保全や伝統文化等の継承に対する意識の向上につながるため、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方

白河市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを、歴史的風致形成建造物として指定し、その保全を図る。

史跡小峰城跡には、文化5年(1808)の「白河城御櫓絵図」(県指定重要文化財)に基づき忠実に木造復元された三重櫓(平成3年)と前御門(平成6年)が、旧城下町地区・中心市街地とその周辺からの眺望景観の視対象となっており、城下町白河のシンボリックな存在となっている。また、本丸・二の丸部に残されている石垣・水堀に囲まれた石垣上の三重櫓・前御門の存在感は江戸時代当時の小峰城の姿を彷彿とさせている。

さらに、小峰城跡を取り囲むように、旧奥州街道に配置された城下町の歴史的街路とその沿道に所在する歴史的建造物等は、400年前の慶長年間(1596~1615)から寛永年間(1624~43)にかけて都市計画された江戸時代の都市形態を伝えている。

200年前に築造された史跡及び名勝南湖公園には、茶室である共楽亭(市指定重要文化財)や松風亭蘿月庵(県指定重要文化財)が所在し、南湖公園の築造を企画した白河藩主松平定信の茶道文化を今に伝えている。

当該重点区域に所在する歴史的建造物は、小峰城跡、旧城下町地区、南湖公園周辺地区において史跡や名勝と一体となって歴史的風致を形成する重要な要素となるため、以下のとおり歴史的風致形成建造物の指定方針を定める。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域内には、文化財または景観重要建造物に指定されていない歴史的建造物が数多く存在し、今後も継続的に調査を実施し、下記に掲げる指定基準に該当するものについては所有者の同意を得た上で、随時指定を行っていく。

下記のいずれかの基準に該当する歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定する。






【歴史的風致形成建造物の指定方針】



- 1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財
- 2) 福島県文化財保護条例（昭和 45 年福島県条例第 43 号）第 4 条第 1 項に基づく県指定有形文化財
- 3) 白河市文化財保護条例（平成 17 年白河市条例第 176 号）第 4 条第 1 項に基づく市指定有形文化財
- 4) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物及び同法第 8 条第 5 号ロの景観重要公共施設
- 5) その他、重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物






(3) 歴史的風致形成建造物の指定及び指定候補

歴史的風致形成建造物として指定した建造物及び指定が想定される具体的な建造物は、以下のとおりであり、所有者の同意を得て、順次指定を図る。

| 番号 | 名称 | 外観写真 | 所在地 | 備考 |
|----|-----------|--|-----|-------------------------------------|
| 1 | 紙屋醸造建造物群 |  | 桜町 | 第1号 平成23年 7月21日 指定 店舗・蔵 |
| 2 | 上の片野屋建造物群 |  | 桜町 | 第2号 平成23年 7月21日 指定 店舗 |
| 3 | 藤屋建造物群 |  | 二番町 | 第3号 平成23年 7月21日 指定 店舗・蔵 |
| 4 | 今井醤油店建造物群 |  | 天神町 | 第4号 平成23年 7月21日 指定 店舗・蔵 |
| 5 | 仁平麴店建造物群 |  | 天神町 | 第5号 平成23年 7月21日 指定 店舗 |

| 番号 | 名称 | 外觀写真 | 所在地 | 備考 |
|----|------------------|--|-----|---|
| 6 | 旧脇本陣柳屋旅館建造物群 |  | 本町 | 第 6 号 平成 23 年 7 月 21 日 指定 店舗・蔵 |
| 7 | 渋木茶舗建造物群 |  | 本町 | 第 7 号 平成 23 年 7 月 21 日 指定 店舗・蔵 |
| 8 | 大谷忠吉本店（白陽酒造）建造物群 |  | 本町 | 第 8 号 平成 23 年 7 月 21 日 指定 店舗・蔵 |
| 9 | 奈良屋呉服店建造物群 |  | 一番町 | 第 9 号 平成 23 年 7 月 21 日 指定 店舗・蔵 |
| 10 | 大谷家住宅建造物群 |  | 中町 | 第 10 号 平成 23 年 7 月 21 日 指定 蔵・住居 |






| 番号 | 名称 | 外觀写真 | 所在地 | 備考 |
|----|------------|--|-----|---|
| 11 | 千駒酒造建造物群 |  | 年貢町 | 第11号 平成23年 7月21日 指定 店舗・蔵 |
| 12 | 松井薬局建造物群 |  | 天神町 | 第12号 平成23年 7月21日 指定 蔵 |
| 13 | 亀平商店建造物群 |  | 本町 | 第13号 平成23年 7月21日 指定 店舗・蔵・ 住居 |
| 14 | 松河屋建造物群 |  | 天神町 | 第14号 平成23年 11月11日 指定 蔵・住居 |
| 15 | 松島家蔵座敷建造物群 |  | 旭町 | 第15号 平成23年 11月11日 指定 蔵 |






| 番号 | 名称 | 外観写真 | 所在地 | 備考 |
|----|------------------------|--|-----|--|
| 16 | 会津屋建造物群 |  | 旭町 | 第16号 平成23年 11月11日 指定 住居・蔵 |
| 17 | 小峰城外堀土塁跡及び 林家住宅建造物群 |  | 郭内 | 第17号 平成23年 11月11日 指定 外堀土塁・ 蔵・住居 |
| 18 | 遠藤家住宅建造物群 |  | 本町 | 第18号 平成23年 11月11日 指定 蔵・店舗 |
| 19 | 白河ハリストス 正教会 |  | 愛宕町 | 第19号 平成23年 11月11日 指定 県指定文化 財 |
| 20 | 共楽亭 |  | 南湖 | 第20号 平成23年 11月11日 指定 市指定文化 財 |

| 番号 | 名称 | 外観写真 | 所在地 | 備考 |
|----|-------------------|--|-----|--|
| 21 | 丹羽長重廟 |  | 円明寺 | 第 21 号 平成 23 年 11 月 11 日 指定 市指定文化財 |
| 22 | 鹿嶋神社隨身門及び回廊 |  | 大鹿島 | 第 22 号 平成 23 年 11 月 11 日 指定 |
| 23 | 鹿嶋神社別当最勝寺観音堂 |  | 大鹿島 | 第 23 号 平成 23 年 11 月 11 日 指定 |
| 24 | 小南湖 (白河藩大名家墓所) |  | 円明寺 | 第 24 号 平成 23 年 11 月 22 日 指定 市指定文化財 |
| 25 | 櫻井呉服店建造物群 |  | 道場町 | 第 25 号 平成 24 年 3 月 12 日 指定 店舗・蔵 |

| 番号 | 名称 | 外観写真 | 所在地 | 備考 |
|----|-----------|--|-----|---------------------------------------|
| 26 | 根本家住宅建造物群 |  | 本町 | 第26号 平成24年 3月12日 指定 住居・蔵 |
| 27 | 菓子舗玉家建造物 |  | 本町 | 第27号 平成24年 3月12日 指定 店舗 |
| 28 | 大野屋染物店建造物 |  | 新蔵町 | 第28号 平成24年 3月12日 指定 住居・店舗 |
| 29 | 飯村家住宅建造物群 |  | 年貢町 | 第29号 平成24年 3月12日 指定 店舗・蔵 |
| 30 | 大崎家住宅建造物群 |  | 年貢町 | 第30号 平成24年 3月12日 指定 住居 |

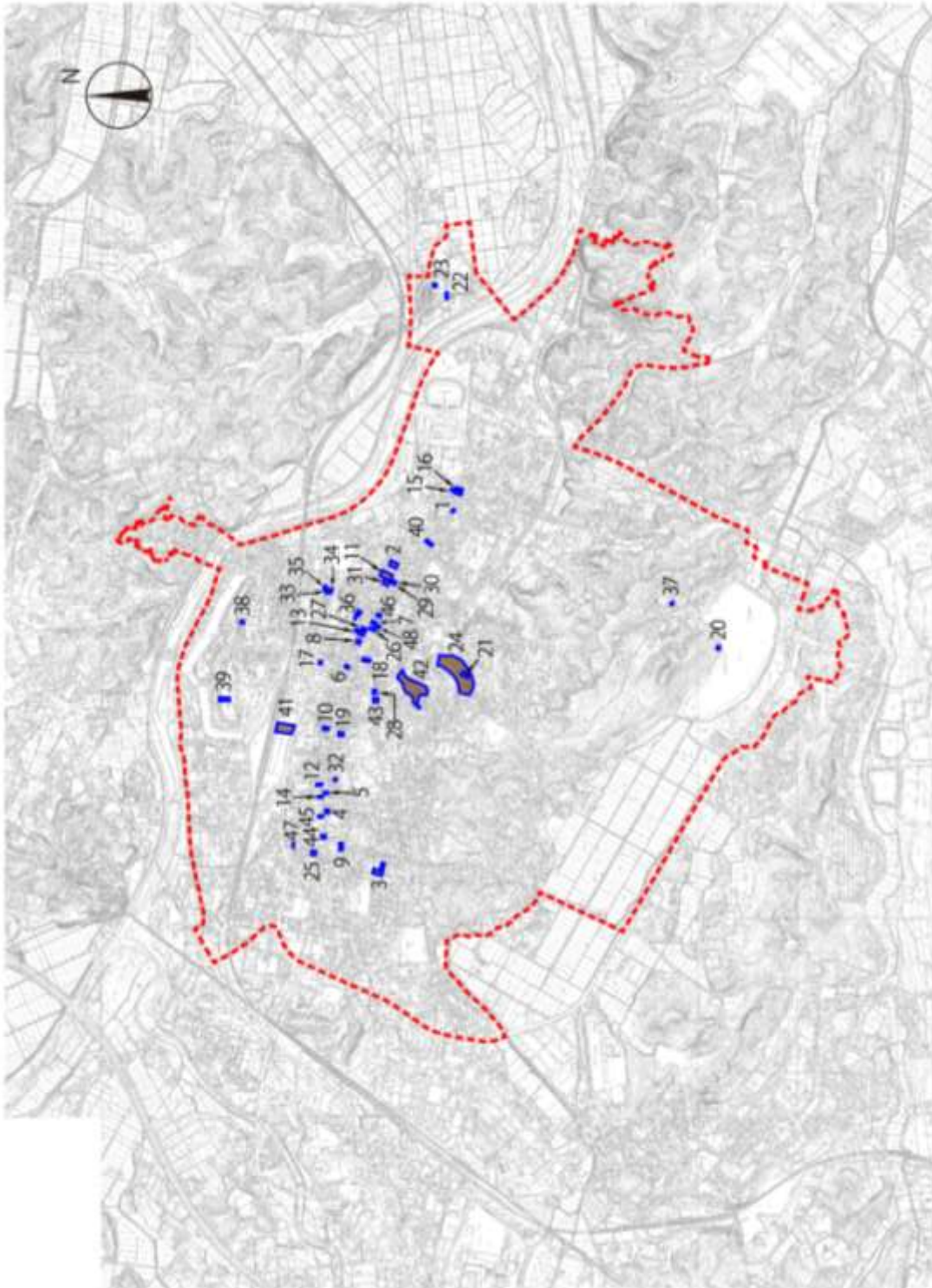
| 番号 | 名称 | 外観写真 | 所在地 | 備考 |
|----|--------------|--|-----|--|
| 31 | 長田美容院建造物群 |  | 年貢町 | 第 31 号 平成 24 年 3 月 12 日 指定 店舗 |
| 32 | 勝軍地藏堂 |  | 愛宕町 | 第 32 号 平成 24 年 3 月 12 日 指定 |
| 33 | 渡邊だるま店建造物群 |  | 横町 | 第 33 号 平成 24 年 3 月 12 日 指定 作業場・蔵 |
| 34 | 渡邊だるま店だるま作業所 |  | 横町 | 作業所 |
| 35 | 渡邊家建造物 |  | 横町 | 住居 |

| 番号 | 名称 | 外觀写真 | 所在地 | 備考 |
|----|------------|--|-----|--------|
| 36 | 大谷家住宅建造物群 |  | 横町 | 住居・蔵 |
| 37 | 松風亭蘿月庵 |  | 南湖 | 県指定文化財 |
| 38 | 旧小峰城太鼓櫓 |  | 郭内 | 市指定文化財 |
| 39 | 小峰城三重櫓・前御門 |  | 郭内 | 復元建造物 |
| 40 | 桜町御旅所 |  | 桜町 | |

| 番号 | 名称 | 外觀写真 | 所在地 | 備考 |
|----|----------|--|-----|------|
| 41 | 小峰城道場門遺構 |  | 郭内 | 遺構 |
| 42 | 友月山公園 |  | 友月山 | |
| 43 | 富川屋染物店 |  | 新蔵町 | 店舗・蔵 |
| 44 | 大木家住宅 |  | 天神町 | 住宅・蔵 |
| 45 | 今井家別棟 |  | 天神町 | 蔵 |

| 番号 | 名称 | 外観写真 | 所在地 | 備考 |
|----|---------|--|------|------|
| 46 | ヤマボシ醤油店 |  | 年貢町 | 蔵 |
| 47 | 澤野家住宅 |  | 道場小路 | 住宅・蔵 |
| 48 | 旧神歯科医院 |  | 馬町裏 | 住宅 |

歴史的風致形成建造物及び指定候補の分布図



※番号はP190～199による

(4) 歴史的風致形成建造物の管理指針の基本事項

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」では、歴史的風致形成建造物の所有者に対し、適切な管理義務（法16条）及び増改築等の届出義務（法第15条第1項）を課しており、当該建築物の保全に支障を来す場合は市町村が勧告を行うことが規定されている。

以上の法の規定に基づき、歴史的風致形成建造物に対して許容される増改築等の行為を、管理指針として整理する。

① 基本的事項

文化財保護法、福島県または白河市の文化財保護条例に基づき適切に維持・管理を行う。

また、その他の文化財指定以外の建造物については、その価値に基づき適切に維持・管理を行う。

② 個別事項

ア. 国登録有形文化財

文化財保護法に基づく登録有形文化財は、現在のところ白河市には所在していない。しかし、今後において指定される建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観の維持及び保存を基本とするが、その価値を減じるような内部改装等については保存管理上やむを得ない場合を除き、原則として行わないものとする。

イ. 県・市指定文化財

福島県文化財保護条例または白河市文化財保護条例に基づく指定文化財については、国指定文化財と同様に、建造物の外部及び内部とともに現状保存を基本としている。したがって、歴史的風致形成建造物の管理についても外部及び内部の破損状況に応じた保存修理を基本とする。また、増改築等に関しては保存管理上やむを得ない場合を除き、原則として行わないものとする。

ウ. 景観重要建造物

景観法に基づく景観重要建造物については、周辺景観形成上の象徴的な建造物として、外観の維持及び保全を基本とする。

エ. その他の建造物

その他の歴史的風致形成建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、外観の維持及び保全を基本とし、文化財部局と協議の上、その価値を減じることのない範囲においての変更は可能とする。

なお、これらの建造物は、必要な学術調査等を実施した上で、出来る限り文化財または景観重要建造物の指定等に努めるものとする。

③ 届出不要の行為

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為について、以下の場合に届出不要とする。

- 1) 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条に基づく現状変更の届出を行った場合
- 2) 福島県文化財保護条例第11条第1項に基づく県指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第9条に基づく修理の届出を行った場合
- 3) 白河市文化財保護条例第11条第1項に基づく市指定有形文化財の現状変更等の許可申請を行い、同第9条に基づく修理の届出を行った場合
- 4) 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合

資料

白河市の指定文化財一覧

◎国指定文化財(6件)

| No | 種別 | 名称 | 指定年月日 | 所在地 |
|----|------------|--|--|-------------------|
| 1 | 史跡及び名勝 | 南湖公園 | 大正13年12月9日 昭和59年6月18日(追加指定) 平成21年2月12日(追加指定) | 南湖ほか |
| 2 | 史跡 | 白河関跡 | 昭和41年9月12日 | 旗宿関ノ森ほか |
| 3 | 史跡 | 白河舟田・本沼遺跡群(下総塚古墳・舟田中道遺跡・谷地久保古墳・野地久保古墳) | 平成17年7月14日 平成22年8月5日(追加指定) | 舟田中道・本沼岩井戸・本沼野地久保 |
| 4 | 史跡 | 白河官衙遺跡群(借宿庵寺跡) | 昭和59年7月21日 平成22年8月5日(追加指定・名称変更) | 借宿株木 |
| 5 | 史跡 | 小峰城跡 | 平成22年8月5日 平成24年9月19日(追加指定) | 郭内 |
| 6 | 重要文化財(古文書) | 白河結城家文書 九十通 | 平成8年6月27日 | 郭内 |

◎重要美術品(4件)

| No | 種別 | 名称 | 指定年月日 | 所在地 |
|----|------------|---------------|------------|------|
| 1 | 重要美術品(工芸品) | 刀 無銘(名物 横須賀江) | 昭和9年12月20日 | 郭内 |
| 2 | 重要美術品(工芸品) | 鍍金装笈 | 昭和14年2月22日 | 金屋町 |
| 3 | 重要美術品(工芸品) | 銅鐘 | 昭和18年10月1日 | 年貢町 |
| 4 | 重要美術品(工芸品) | 銅鐘 | 昭和19年7月6日 | 関辺関山 |

◎県指定文化財(23件)

| No | 種別 | 名称 | 指定年月日 | 所在地 |
|----|-------------|----------------------------------|-------------|------------------|
| 1 | 史跡 | 白川城跡(附)感忠銘碑 | 昭和28年10月1日 | 藤沢ほか |
| 2 | 天然記念物 | ビヤッコイ自生地 | 昭和30年12月27日 | 表郷金山 字上谷地・瀬戸原 |
| 3 | 天然記念物 | 町屋の二本カヤ | 昭和44年 4月11日 | 大信町屋字道目木 |
| 4 | 重要文化財(建造物) | 小峰寺厨子 | 昭和54年3月23日 | 道場町 |
| 5 | 重要文化財(建造物) | 白河ハリストス正教会聖堂 | 平成5年3月23日 | 愛宕町 |
| 6 | 重要文化財(建造物) | 松風亭蘿月庵(附)「蘿月」の書がある水盥・「垂桜」の書がある掛軸 | 平成6年3月31日 | 菅生館 |
| 7 | 重要文化財(絵画) | 紙本着色源翁和尚行状縁起 | 昭和45年4月24日 | 表郷中寺字屋敷 |
| 8 | 重要文化財(絵画) | 白河ハリストス正教会のアイコン | 昭和58年3月25日 | 愛宕町 |
| 9 | 重要文化財(彫刻) | 木造源翁和尚坐像 | 昭和43年12月10日 | 表郷中寺字屋敷 |
| 10 | 重要文化財(工芸品) | 鉄製鍵 | 昭和28年10月1日 | 郭内 |
| 11 | 重要文化財(工芸品) | 銅製雲板 | 昭和28年10月 1日 | 表郷番沢字原 |
| 12 | 重要文化財(工芸品) | 瑞花双鳥八稜鏡 | 昭和28年10月1日口 | 中田 |
| 13 | 重要文化財(工芸品) | 金銅装笈(附)五智如来像・地藏菩薩像・文殊菩薩像・御正体 | 昭和43年12月10日 | 表郷金山字犬神 |
| 14 | 重要文化財(工芸品) | 銅鐘 | 昭和61年3月31日 | 中田 |
| 15 | 重要文化財(工芸品) | 熊野神社御正体 六面 | 平成 7年 3月31日 | 大信下小屋字宮沢 |
| 16 | 重要文化財(考古資料) | 人面付弥生式土器 | 昭和36年3月22日口 | 中田 |
| 17 | 重要文化財(考古資料) | 借宿庵寺跡出土品(附)借宿庵寺跡出土品拓本等 | 平成7年3月31日 | 中田 |
| 18 | 重要文化財(考古資料) | 灰釉印花文瓶子 | 平成11年3月30日 | 中田 |
| 19 | 重要文化財(考古資料) | 天王山遺跡出土品 | 平成17年4月15日 | 中田 |

| No | 種別 | 名称 | 指定年月日 | 所在地 |
|----|-----------------|--------------------------------------|------------|-----|
| 20 | 重要文化財 (歴史資料) | 白河城御櫓絵図 | 平成16年3月23日 | 中田 |
| 21 | 重要有形 民俗文化財 | 絹本着色受苦図 (附)御用留帳・敷教条約・子孫繁昌手引草・老農茶話 | 昭和36年3月22日 | 向新蔵 |
| 22 | 重要無形 民俗文化財 | 関辺のさんじもさ踊 | 昭和50年5月30日 | 関辺 |
| 23 | 重要無形 民俗文化財 | 奥州白河歌念仏踊 | 平成5年3月23日 | 天神町 |

◎市指定文化財(98件)

| No | 種別 | 名称 | 指定年月日 | 所在地 |
|----|----------------|--------------------------------------|--|------------|
| 1 | 史跡及び名勝 | 矢越の森 | 昭和60年4月1日 | 東釜子字矢越山 |
| 2 | 史跡 | 立教館跡 | 昭和36年3月7日 | 会津町 |
| 3 | 史跡 | 白河藩大名墓所 (丹羽長重墓・松平直矩墓・松平基知墓・松平清照墓) | 昭和39年3月6日 平成22年6月24日(追加指定・ 名称変更) | 円明寺ほか |
| 4 | 史跡 | 浮屠碑 | 昭和41年2月8日 | 大鹿島 |
| 5 | 史跡 | 庄司戻し桜(霊桜碑) | 昭和55年3月14日 | 表郷中野壱庄司戻 |
| 6 | 史跡 | 和泉式部庵跡と化粧の井 | 昭和55年3月14日 | 表郷中野壱式部内 |
| 7 | 史跡 | 原古墳群 | 昭和55年3月14日 | 表郷番沢字原 |
| 8 | 史跡 | 磨崖三十三観音及び阿弥陀三尊来迎像 | 昭和55年3月14日 | 表郷番沢字大平 |
| 9 | 史跡 | 建鉢山祭祀遺跡 | 昭和55年3月14日 | 表郷高木字高野峯ほか |
| 10 | 史跡 | 天王館跡 | 昭和55年3月14日 | 表郷河東田壱天王下 |
| 11 | 史跡 | 鶴子谷古墳群 | 昭和55年3月14日 | 表郷堀之内壱鶴子谷 |
| 12 | 史跡 | 磨崖三十三観音 | 昭和56年2月16日 | 表郷梁森字石崎 |
| 13 | 史跡 | (伝)金売吉次兄弟の墓 | 平成8年3月29日 | 白坂皮籠 |
| 14 | 史跡 | (伝)一町仏供養塔(附)広瀬典の碑 | 平成8年3月29日 | 旗宿東山 |
| 15 | 史跡 | 石阿弥陀の一里塚 | 平成21年8月28日 | 白坂石阿弥陀ほか |
| 16 | 史跡 | 境の明神 | 平成24年1月26日 | 白坂明神 |
| 17 | 天然記念物 | 乙姫桜 | 昭和38年1月18日 | 金屋町 |
| 18 | 天然記念物 | 天神乳銀杏 | 昭和46年4月1日 | 大信隈戸字山小屋 |
| 19 | 天然記念物 | 天神モミ | 昭和46年4月1日 | 大信隈戸字山小屋 |
| 20 | 天然記念物 | 高野榎 | 昭和55年3月14日 | 表郷中野壱柳橋向 |
| 21 | 天然記念物 | 山藤 | 昭和55年3月14日 | 表郷番沢字原 |
| 22 | 天然記念物 | 五葉松 | 昭和55年3月14日 | 表郷社田字玉岡 |
| 23 | 天然記念物 | カナヤマザサ叢生地 | 昭和55年3月14日 | 表郷金山字小手山ほか |
| 24 | 天然記念物 | 菩提樹 | 昭和55年3月14日 | 表郷金山字犬神 |
| 25 | 天然記念物 | 栢 | 昭和55年3月14日 | 表郷金山壱竹ノ内 |
| 26 | 天然記念物 | 榎(月夜見の桜) | 昭和55年3月14日 | 表郷三森字月桜 |
| 27 | 天然記念物 | 満徳寺のしだれ桜 | 昭和60年4月1日 | 東上野出島壱反町 |
| 28 | 天然記念物 | たらようの木 | 昭和60年4月1日 | 東深仁井田壱千代ノ岡 |
| 29 | 天然記念物 | 石原のしだれ桜 | 平成8年4月1日 | 東下野出島壱油田 |
| 30 | 重要文化財 (建造物) | 共楽亭 | 昭和37年2月9日 | 南湖 |
| 31 | 重要文化財 (建造物) | 旧小峰城太鼓櫓 | 昭和39年3月6日 | 郭内 |

| No | 種別 | 名称 | 指定年月日 | 所在地 |
|----|----------------|-----------------------------|-------------------------------|-----------|
| 32 | 重要文化財 (建造物) | 丹羽長重廟 | 昭和39年3月6日 平成22年6月24日(名称変更) | 円明寺 |
| 33 | 重要文化財 (建造物) | 鈴木家住居 | 昭和56年2月16日 | 表郷番沢字桜下 |
| 34 | 重要文化財 (建造物) | 日吉神社 | 昭和60年4月1日 | 東蕪内畠南屋敷 |
| 35 | 重要文化財 (絵画) | 十六善神の図 | 昭和38年3月9日 | 年貢町 |
| 36 | 重要文化財 (絵画) | (伝)亜欧堂田善作 ビードロ絵 | 昭和39年3月6日 | 愛宕町 |
| 37 | 重要文化財 (絵画) | 十六善神の図 | 昭和41年2月8日 | 愛宕町 |
| 38 | 重要文化財 (絵画) | 両界曼荼羅 | 昭和51年12月10日 | 年貢町 |
| 39 | 重要文化財 (絵画) | 大音寺仏画(五幅) | 昭和56年2月16日 | 表郷梁森 |
| 40 | 重要文化財 (絵画) | 絹本着色仏涅槃図 (附)涅槃像惣櫃中 諸入用記帳 | 平成17年9月2日 | 中田 |
| 41 | 重要文化財 (彫刻) | 鹿島神社の神殿の彫刻 | 昭和60年4月1日 | 東下野出島串坂口 |
| 42 | 重要文化財 (彫刻) | 木造柿本人麻呂像(伝)頓阿作 | 昭和63年2月8日 | 中田 |
| 43 | 重要文化財 (彫刻) | 木造阿弥陀如来立像 | 平成6年3月7日 | 道場町 |
| 44 | 重要文化財 (彫刻) | 木造地藏菩薩立像 | 平成6年3月7日 | 道場町 |
| 45 | 重要文化財 (彫刻) | 銅造十一面観音立像 | 平成6年3月7日 | 郭内 |
| 46 | 重要文化財 (彫刻) | 木造阿弥陀如来立像 | 平成15年4月10日 | 板橋作田 |
| 47 | 重要文化財 (彫刻) | 木造菩薩形立像 | 平成19年4月12日 | 小田川行屋久保 |
| 48 | 重要文化財 (彫刻) | 木造釈迦如来坐像 | 平成19年4月12日 | 馬町 |
| 49 | 重要文化財 (工芸品) | 楯無鍔写 | 昭和39年3月6日 | 中田 |
| 50 | 重要文化財 (工芸品) | 銅鐘 | 昭和39年3月6日 | 愛宕町 |
| 51 | 重要文化財 (工芸品) | 刀剣 無銘 伝 手柄山正繁 | 昭和39年3月6日 | 二番町 |
| 52 | 重要文化財 (工芸品) | 白河だるまの原型 | 昭和41年2月8日 | 横町 |
| 53 | 重要文化財 (工芸品) | 鹿嶋神社神輿 | 昭和41年2月8日 | 大鹿島 |
| 54 | 重要文化財 (工芸品) | 刈敷坂の十一面観世音像 | 昭和60年4月1日 | 東深仁井田畠刈敷坂 |
| 55 | 重要文化財 (工芸品) | 木造扁額 聖武皇帝御願所 成就山満願寺 | 平成3年1月24日 | 天神町 |
| 56 | 重要文化財 (工芸品) | 木造扁額 八幡宮 | 平成4年1月27日 | 金屋町 |
| 57 | 重要文化財 (工芸品) | 木造扁額 鬼子母神 附 案翁染書「鬼子母神」 | 平成4年1月27日 | 金屋町 |
| 58 | 重要文化財 (工芸品) | 木造扁額 祈祷所 | 平成4年1月27日 | 年貢町 |
| 59 | 重要文化財 (工芸品) | 木造扁額 常宣寺 | 平成4年1月27日 | 向新蔵 |
| 60 | 重要文化財 (工芸品) | 銅造十一面観音懸仏 | 平成6年3月7日 | 郭内 |
| 61 | 重要文化財 (工芸品) | 脇差 銘 神妙 手柄山甲斐守正繁 | 平成6年3月7日 | 道場小路 |
| 62 | 重要文化財 (工芸品) | 脇差 銘 奥州白川臣手柄山正繁 | 平成6年3月7日 | 昭和町 |
| 63 | 重要文化財 (工芸品) | 木造扁額 萬徳尊 | 平成9年12月3日 | 愛宕町 |
| 64 | 重要文化財 (工芸品) | 脇差 銘 臣正繁謹作之 | 平成12年4月14日 | 菅生館 |
| 65 | 重要文化財 (工芸品) | 短刀 銘 正繁謹作之 | 平成12年4月14日 | 菅生館 |
| 66 | 重要文化財 (工芸品) | 雲板 | 平成17年10月20日 | 表郷中寺字屋敷 |

| No | 種別 | 名称 | 指定年月日 | 所在地 |
|-----|-----------------|-----------------------------------|-------------|-----------|
| 67 | 重要文化財 (工芸品) | 銅造十一面観音菩薩坐像懸仏 | 平成24年1月26日 | 中田 |
| 68 | 重要文化財 (書跡) | 源翁能照大和尚行状之記 | 昭和55年3月14日 | 表郷中寺字屋敷 |
| 69 | 重要文化財 (書跡) | 掛軸(千里啓書) | 昭和55年3月14日 | 表郷金山田竹ノ内 |
| 70 | 重要文化財 (書跡) | 中臣祓(榊原忠次奉納) | 平成8年3月29日 | 中田 |
| 71 | 重要文化財 (書跡) | 中臣祓(松平定信奉納) | 平成8年3月29日 | 中田 |
| 72 | 重要文化財 (書跡) | 六字名号 | 平成9年10月16日 | 道場町 |
| 73 | 重要文化財 (古文書) | 白川義親証状 (附)中村常基袖判証状 高田家由緒書上 | 平成6年3月7日 | 中田 |
| 74 | 重要文化財 (考古資料) | 磨消縄文土器 | 昭和46年4月1日 | 大信増見字北田 |
| 75 | 重要文化財 (考古資料) | 建長の板碑 | 昭和62年4月1日 | 大信中新城田入塩沢 |
| 76 | 重要文化財 (考古資料) | 建鉢山祭祀遺跡出土 土師器・滑石製模造品 | 平成3年2月28日 | 表郷番沢字楼下 |
| 77 | 重要文化財 (考古資料) | 建鉢山祭祀遺跡出土 土師器・滑石製模造品 | 平成3年2月28日 | 表郷番沢字楼下 |
| 78 | 重要文化財 (考古資料) | 建鉢山祭祀遺跡出土 滑石製模造品 | 平成3年2月28日 | 表郷高木字上宿 |
| 79 | 重要文化財 (考古資料) | 建鉢山祭祀遺跡出土品 | 平成7年3月8日 | 表郷三森字月桜 |
| 80 | 重要文化財 (考古資料) | 阿弥陀前供養塔 | 平成8年3月29日 | 大阿弥陀前 |
| 81 | 重要文化財 (考古資料) | 大和田前田供養塔 | 平成8年3月29日 | 大和田前田 |
| 82 | 重要文化財 (考古資料) | 硬玉製大珠(町屋遺跡出土) | 平成14年4月1日 | 中田 |
| 83 | 重要文化財 (考古資料) | 町屋遺跡出土縄文土器一括 | 平成14年4月1日 | 中田 |
| 84 | 重要文化財 (考古資料) | 道目木遺跡出土墨書土器一括 | 平成14年4月1日 | 中田 |
| 85 | 重要文化財 (考古資料) | 石冠 | 平成17年10月20日 | 中田 |
| 86 | 重要文化財 (歴史資料) | 戊辰戦直後における小峰城全図 | 昭和36年3月7日 | 郭内 |
| 87 | 重要文化財 (歴史資料) | 丹羽長重居城時における小峰城全図 | 昭和36年3月7日 | 中田 |
| 88 | 重要文化財 (歴史資料) | 松平定信居城時における小峰城全図 | 昭和36年3月7日 | 中田 |
| 89 | 重要文化財 (歴史資料) | 黒船の図版木 | 昭和36年3月7日 | 本町 |
| 90 | 重要文化財 (歴史資料) | 南湖名勝図并詩歌 | 昭和58年7月22日 | 二番町 |
| 91 | 重要文化財 (歴史資料) | (伝)結城宗廣公軍中旗 | 昭和63年2月8日 | 大瀬目 |
| 92 | 重要文化財 (歴史資料) | 奥州白河城下全図 | 平成元年8月10日 | 中田 |
| 93 | 重要有形 民俗文化財 | 勝善神社の馬産信仰資料 | 平成17年10月20日 | 表郷社田字前山 |
| 94 | 重要有形 民俗文化財 | 勝善神社の馬産信仰資料 (高萩勝善神社社殿) | 平成17年10月20日 | 表郷社田字前山 |
| 95 | 重要有形 民俗文化財 | 勝善神社の馬産信仰資料 (奉納馬絵幕・社田勝善神社御神馬像) | 平成17年10月20日 | 表郷社田字白旗 |
| 96 | 重要無形 民俗文化財 | 鹿嶋神社神楽 | 昭和39年3月6日 | 大鹿島 |
| 97 | 重要無形 民俗文化財 | 中ノ沢権現 梵天祭 | 昭和57年12月22日 | 表郷梁森 |
| 98 | 重要無形 民俗文化財 | 河東田 牛頭天王祭 | 昭和57年12月22日 | 表郷河東田 |
| 99 | 重要無形 民俗文化財 | 八幡宮下 熊野講 | 昭和57年12月22日 | 表郷八幡 |
| 100 | 重要無形 民俗文化財 | 堀之内 辻念仏 | 昭和57年12月22日 | 表郷堀之内 |

参考文献

■参考文献

(自治体史・郷土史)

- 『福島県史』(福島県、1964～1972)
- 『福島県の文化財―国指定文化財要録―』(福島県教育委員会、1989)
- 『福島県の文化財―県指定文化財要録―』(福島県教育委員会、1986)
- 『白河市史』上中下(白河市、1968～1971)
- 『白河市史』一～十(白河市、1989～2007)
- 『白河市の文化財』(白河市教育委員会、2000)
- 『南湖公園(白河市文化財パンフレット)』(白河市教育委員会、2010)
- 『表郷村史』3(白河市、2008)
- 『大信村史』1～3(大信村、2001～2006)
- 『東村史』上下(東村、1976)
- 『須賀川市史』1～7(須賀川市、1973～1978)
- 『図説白河の歴史』(郷土出版社、2000)
- 『白河今昔写真帖』(郷土出版社、2008)

(専門書・報告書)

- 木戸忠太郎『達磨と其諸相』(村田書店、1977 ※1932の再刊)
- 小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』(東京大学出版会、1978)
- 村井章介編『中世東国武家文書の研究』(古志書院、2008)
- 岩淵令治編『江戸の都市と文化(史跡で読む日本の歴史9)』(吉川弘文館、2010)
- 『「歴史の道」調査報告書 奥州道中』(福島県教育委員会、1983)
- 『「歴史の道」調査報告書 白河街道』(福島県教育委員会、1984)
- 『「歴史の道」調査報告書 水戸街道』(福島県教育委員会、1985)
- 『白河城下 町絵図調査報告書』(白河市歴史民俗資料館、2003)

(博物館・美術館企画展図録)

- 『文化の力―福島と近代美術』(福島県立美術館、2009)
- 『白河を駆け抜けた作家たち』(白河市歴史民俗資料館、1999)
- 『定信と庭園―南湖と大名庭園―』(白河市歴史民俗資料館、2001)

■写真・資料提供者（順不同・敬称略）

早津栄一

称名寺

龍藏寺

日本建築研究所

福島県立博物館

国立国会図書館

上越市立高田図書館

井上健一

宮城県図書館

鹿嶋神社

大高一郎

遠藤 敦

渡辺守栄

竹内孝吉

石井健司

進和クリエイティブセンター

その他写真・図版等は、白河市秘書広報課、文化財課において出版、公開等されているものからの転載による。